# 学長選考制度から見た大学ガバナンスの研究: 日韓・国立大学法人化の議論と展開

梁, 鎬錫

https://doi.org/10.15017/1806789

出版情報:九州大学, 2016, 博士(教育学), 課程博士

バージョン:

権利関係:全文ファイル公表済

## 博士学位請求論文

# 学長選考制度から見た大学ガバナンスの研究

- 日韓・国立大学法人化の議論と展開 -

梁 鎬錫 YANG,Hoseok

2016年度 九州大学大学院人間環境学府

# 学長選考制度から見た大学ガバナンスの研究

- 日韓・国立大学法人化の議論と展開 -

5

序章 5

第 1 節

研究の目的

第 2 節	研究の課題 6	
第3節	論文の構成 8	
第1章 分析視	座 12	
第 1 節	本章の目的と構成 12	
第 2 節	大学ガバナンスの理論と実際 13	
第1項	国際機構のガバナンス議論 13	
第2項	大学ガバナンスの意義 15	
第3項	諸外国の大学ガバナンス改革動向 18	
第3節	国立大学のガバナンスの法的仕組み 22	
第1項	日本の学校教育法と国立大学法人法 23	
第 2 項	韓国の高等教育法と国立大学法人法 24	
第4節	先行研究の検討 26	
第5節	分析枠組の設定 29	
第2章 法人化	以前の学長選考制度 37	
	<b>以前の学長選考制度 37</b> 本章の目的と構成 37	
第1節		
第1節	本章の目的と構成 37 日本・国立大学の学長選考制度 38	
第 1 節	本章の目的と構成 37 日本・国立大学の学長選考制度 38 創設期(1870年~1909年) 38	
第 1 節 第 2 節 第 1 項	本章の目的と構成 37 日本・国立大学の学長選考制度 38 創設期(1870年~1909年) 38	43
第 1 節 第 2 節 第 1 項 第 2 項	本章の目的と構成 37 日本・国立大学の学長選考制度 38 創設期(1870年~1909年) 38 統合期(1910年~1949年) 40	43
第 1 節 第 2 節 第 1 項 第 2 項 第 3 項	本章の目的と構成 37 日本・国立大学の学長選考制度 38 創設期(1870年~1909年) 38 統合期(1910年~1949年) 40 戦後改革と大衆化期(1950年~法人化以前) 韓国・ソウル大学の学長選考制度 45	<b>43</b>
第 1 節 第 2 節 第 1 項 第 2 項 第 3 頭 第 3 節	本章の目的と構成 37 日本・国立大学の学長選考制度 38 創設期(1870年~1909年) 38 統合期(1910年~1949年) 40 戦後改革と大衆化期(1950年~法人化以前) 韓国・ソウル大学の学長選考制度 45	
第 1 節 第 2 前 第 3 第 3 第 3 第 3 第 1 第 3 第 1	本章の目的と構成 37 日本・国立大学の学長選考制度 38 創設期(1870年~1909年) 38 統合期(1910年~1949年) 40 戦後改革と大衆化期(1950年~法人化以前) 韓国・ソウル大学の学長選考制度 45 アメリカ型理事会の導入期(1945年~1949年)	
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	本章の目的と構成 37 日本・国立大学の学長選考制度 38 創設期(1870年~1909年) 38 統合期(1910年~1949年) 40 戦後改革と大衆化期(1950年~法人化以前) 韓国・ソウル大学の学長選考制度 45 アメリカ型理事会の導入期(1945年~1949年) 大学自治胎動期(1950年~1960年) 49	
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	本章の目的と構成 37 日本・国立大学の学長選考制度 38 創設期(1870年~1909年) 38 統合期(1910年~1949年) 40 戦後改革と大衆化期(1950年~法人化以前) 韓国・ソウル大学の学長選考制度 45 アメリカ型理事会の導入期(1945年~1949年) 大学自治胎動期(1950年~1960年) 49 権威主義政権期(1961年~1986年) 52	

	第	2	節	日	本	の	玉	立	大	学	改	革		78				
		第	1項	行		財	政	改	革	ځ	学	長	権	限	強	化	78	
		第	2 項	学	長	選	考	会	議	の	構	造	化				81	
	第	3	節	韓	玉		ソ	ゥ	ル	大	学	の	改	革			85	
		第	1項	大	学	財	政	会	計	制	度	の	見	直	L		85	
		第	2 項	大	学	理	事	会	の	導	入			89				
1	第	4	節	要	約	ع	考	察		ç	5							
第4	4 章	Ī	法人化	以	降(	カ゠	学士	Ęį	異る	考制	制度	隻		10	4			
	第	1	節	本	章	の	目	的	ح	構	成			10	4			
	第	2	節	日	本	•	玉	立	大	学	の	学	長	選	考	制	度	105
		第	1項	学	長	選	考	規	則	の	特	徴		10	5			
		第	2 項	学	長	選	考	過	程	の	現	状		10	8			
	第	3	節	韓	国	٠ ;	<i>ا</i> ر	ו ל	レナ	し当	≱0	) 🖹	学县	Ęį	<u>異</u> 孝	手制	] 度	110
		第	1 項	定	款	ځ	大	学	内	規	の	特	徴				110	
		第	2 項	学	長	選	考	過	程	の	現	状		11	3			
1	第	4	節	要	約	ځ	考	察		1	19	)						
第:	5 章	Ī	学長選	考	制力	隻 (	ر ځ	大皇	学力	ガノ	۲-	ታ :	ン:	ス(	の3	変亻		128
	第	1	節	本	章	の	目	的	ح	構	成			12	8			
1	第	2	節	学	長	選	考	類	型	1	29	)						
		第	1項	基	準	設	定			1	29	)						
		第	2 項	分	析	結	果			1	31							
	第	3	節	大	学	ガ	バ	ナ	ン	ス	に	つ	い	て	の	論	義	136
		第	1 項	法	規	•	制	度	•	権	力	構	造				136	
		第	2 項	В.	CL	AR	ΚØ	S E	高年	手孝	女育	育之	ノフ	<del>ر</del> ۲	F 1	۲	141	
1	第	4	節	要	約	٢	考	察		1	43	}						

第3章 新しい国立大学法人化と学長職の再定義 77

77

本章の目的と構成

第 1 節

## 終章 147

第1節 各章の要約 147第2節 本論の成果 149第3節 本論の課題 151

引用・参照文献 153

分析・参考資料 161

#### 序章

#### 第1節 研究の目的

大学の機能は教育、研究、社会貢献であるといわれるが、知識基盤社会に 突入した現代においては、大学の競争力は国の競争力の源泉として大きな期 待を寄せられている。しかしながら、国の行政組織[大崎 2011:10]の一つ として運営されてきた日本と韓国の国立大学は、従来から対外環境の変化に 対応しにくい構造であるという批判を受けてきた。

近年、両国政府はその打開策として国立大学を法人化して新しい運営体制 を開始しており、国立大学ガバナンスの現状と位置づけに関する研究の重要 性も強調されている。

韓国の代表的大学であるソウル大学と日本の国立大学は戦前から同じべースにより成立した。ソウル大学は前身の京城帝大出身者で教授団が形成されていたことに鑑みると、戦前日本の高等教育政策の影響を受けた側面があり、戦後日本の国立大学に関する政策は韓国にも大事な示唆を与えている(1)。韓国で日本の法人化前後の国立大学ガバナンスに関する多数の研究が行われているゆえんともいえる。このような日本の国立大学についての韓国における関心としては、歴史的伝統が古く数が多い上に幅広い議論を呼びかけながら様々な制度を導入・発展してきた特性に起因する。

戦後、学生運動などの紛争もあったが比較的落ち着いた雰囲気の中で高等 教育政策を展開してきた日本と違い、韓国の大学は朝鮮戦争、軍事クーデタ 一、民主化過程などの政治的激変を経験してきた。

日韓両国は国家発展戦略を引き出すために、大学改革を核心要素として位置付けている。国立大学の法人化も大学改革の一環としてみることができる。最近、韓国ではソウル大学が国立大学法人として出帆した。すべての国立大学が特殊法人に転換された日本の事例とは異なり、韓国ではソウル大学だけが選択的で法人化が行われた。それゆえ、ソウル大学法人化の成否は他の国立大学におけるガバナンスの変化にも影響を及ぼす可能性がある。すなわち、ソウル大学法人化には韓国・国立大学ガバナンスの新しい発展モデルを求め

るという意義がある。

なお、日本の国立大学(一部の大学に限ってであるが)と韓国のソウル大学は旧帝大より出発し、戦後では一定期間とはいえ米軍政の下におかれ、アメリカ型の理事会の導入が強制されたという同じ経験もある。米軍政以降では、組織、予算をはじめ学長選考などの大学ガバナンス全般にわたって、国との関係設定に多様な実験を行ってきた。2000年代以降では、両国いずれにおいても国立大学が特殊法人化されたことに偶然の一致を見出すより、多くのところでその軌跡を共にしているのである。これらの点を考えると学長選考制度は両国における国立大学ガバナンスの歩みと方向性を理解する上での分析対象たるに値する。

大学の学長<sup>(2)</sup> は教育と研究組織のリーダーであり[高橋 2009:18-21]、対外的には大学を代表する者である。学長は大学ガバナンスの頂点にあり、学長選考制度は時代的・社会的要因を反映して制度化される[キム・ギョンフェ 1994:23-24]。学長選考制度は、大学内部の要因だけではなく外部環境の変化からも影響を受けるほかない。したがって、大学ガバナンスを考察する一つの分析方法として学長選考制度についての研究は有効といえる。

本論の目的は、日韓・国立大学の成立から法人化以降までの学長選考制度 を考察し、大学ガバナンスを主導してきた動因を明らかにすることにある。

#### 第2節 研究の課題

大学ガバナンスの改革は、「大学(=集団)」と「大学教員(=個人)」が緊張関係を維持しながらも、「大学の自主・自律」と「大学の社会化」、そして「学長の役割」が適切に発揮される支配構造を構築することに目的がある[中富 2010:1036]。その上で、国立大学のガバナンス改革においては、政府・学外者など外部により統制するべきか、大学構成員である教職員や学生が中心となってなすべきかが核心的な争点となる。こうした争点の根源は国立大学が追求する方向と目標に関連がある。すなわち、大学ガバナンスの比重を大学自治におくか、経営効率におくか、又はそれ以外のどこかに置く

べきかという選択の問題に帰結される。

このため、大学ガバナンスの行く先を把握する手法として学長選考制度も注目される。大学ガバナンスが追求する方向性を測る準拠として学長選考制度や学長選考に参加しているメンバーシップ (membership) についての分析は意味がある。それは、学長選考制度には、大学と社会が実現しようとするガバナンスと大学の理念が込められるほかないからである。

両国において国立大学は設立されてから法人化以前まで、国の一つの行政機関として法律に基づき設置・運営されるのはもちろんのこと、予算や決算も国会の直接統制を受けるほかなかった。そして、両国の国立大学法人化は、推進方法、時期、対象は異なるが、2000年代に独立行政法人へと移行した。当然の如く法人化は、学長選考制度にも影響を与え、新たに成立した学長選考制度は、国立大学のガバナンスを特徴づけるシンボル(symbol)としても受け入れられている。

そこで、日韓・国立大学の法人化前後において学長選考制度を考察し、大学ガバナンスを主導してきた動因を明らかにするため次のような研究課題を 設定する。

一つ目は、国立大学法人化以前については両国・国立大学の成立過程と大学ガバナンスの展開過程を時代別に分けその特徴を導き出し、学長選考制度が変化してきた様子を考察する。

二つ目は、法人化以前より争点となっていた大学ガバナンスと学長選考制度に関する議論が法人化以降では大学ガバナンスに如何なる形態で反映されたのかについて把握する。

三つ目は、両国・国立大学の学長選考制度の変化類型を分析する一方、制度・法規・権力構造的観点とB. CLARK (1983) の高等教育システム (3) により大学ガバナンスの特徴を解明する。

以上のような研究課題を設定して両国における国立大学ガバナンスと学長 選考制度を考察する。

#### 第3節 論文の構成

本論において使用する資料は、両国政府の政策文書、各種報告書を主として参考にした。また、国会議事録、新聞記事、関連法令や規程などを含めて総合的に分析する。これにより、研究テーマに関連する重要な事案に関する文脈を可能な限り解明する。

なお、韓国のソウル大学の場合は、いまだ日の浅い法人化経験と学内規程が整備不足であることから、最近の主要な政策過程を実証的に確認するため、政府の政策担当者、および大学関係者へのインタビュー、大学の意思決定過程より生み出された資料などを確保し補足資料とする。特に、文献に加え、政策の立案にかかわる担当者である教育部 (4) 職員やソウル大学の教職員などへのインタビュー調査などを通して具体的に整理する。

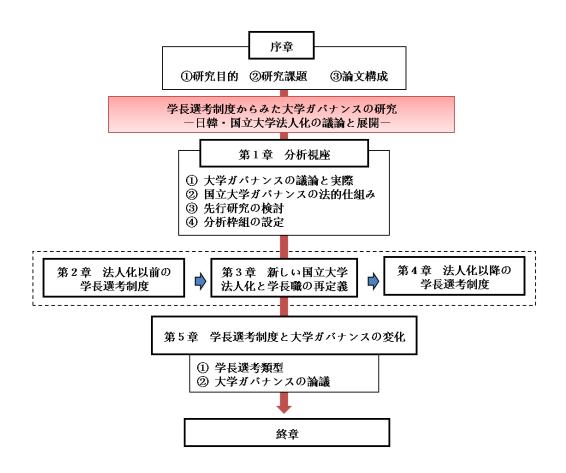
なお、本研究の全体的な文脈は時系列な分析によりながらも、分析範囲を限定する (5)。これは資料収集や資料整理の難しさに起因する側面があるが、特定の時期までに制限しても学長選考制度の特徴を導きだすには十分という判断がつくからである。

大学ガバナンスは、主体間の相互作用であり、多様な主体間の関係によって、大学の意思決定が行われる。国立大学ガバナンスは政府と国立大学の相互作用又は国立大学内部の意思決定と執行の制度化・慣行化されている管理方式である[イ・シウォン 2002:370-371]。日本で国立大学の法的性格やガバナンスの議論が継続されてきたように、韓国でも学長選考制度の改革は、大学改革政策の重要な課題として取り上げられてきた。そこで、両国の国立大学が採用してきた学長選考制度を考察するため、図序-1のように本論では各章を構成する。

第1章では、本論の分析視座を設定するため、ガバナンス(governance)についての研究を主導してきた国際機構のガバナンスに関する議論を整理する。そのうえで諸外国における国立大学ガバナンスの傾向性についての把握、両国の国立大学ガバナンスの法的仕組みの整理、先行研究に関する体系的な分類を通し、最後には本論の研究課題を解決するための分析枠組を抽出する。

第2章では、法人化以前における両国・国立大学の学長選考制度の展開過

程を考察する。時代別に政治・社会的要因が国立大学のガバナンスと学長選考制度の形成と変化に与えた影響を考察する。国立大学は国によって設置・経営されている組織なので、何よりも国家と大学の関係設定とその変容に注目する。このため、国立大学のガバナンスと関連した教職員・学生・学外者などの相互関係にも目を向ける。



図序-1本論文の構成

第3章では、国立大学法人化の背景になった主な動因と新しい学長選考機構について、日韓両国の事例を考察する。国立大学法人化の制度設計過程で検討された課題を中心として国と大学の視座から接近する。新しい学長選考機構として導入された学長選考会議や大学理事会の構成方式と運営原理を考察する。

第4章では、法人化以降の学長選考制度の特徴を把握する。そのために、大学ごとの学長選考規程の収集・分析を通して、推薦過程より選出及び任命に至るまでに大学が採択している学長選考の大きな流れを把握する。それによって、推薦・選出などの一連の学長選考過程において参加する学内外者などの参加主体の選考過程への機能と権限を把握する。また、最近の学長選考過程において浮上している批判的内容および主な現状などを考察する。

第5章では、第2章・第3章・第4章の学長選考制度の展開過程に対する考察結果に基づき、論議を続ける。前章まで、両国の国立大学の法人化導入の趣旨や学長選考制度の変化要因などの分析を行い、本章では、学長選考類型と大学ガバナンスの変化内容を分析する。まず、法人化前後の学長選考過程を「推薦プロセス」と「選出プロセス」に分け、それぞれの段階を二つずつ分類して得られた四つの型を以って学長選考類型を分析する。これにより、国立大学成立以降、変わっていく両国の学長選考パターンを通して、学長選考制度の変化様相を分析する。その上で、学長選考制度の変化が大学ガバナンスに与える影響を、法規・制度・権力構造の研究観点より考察する。さらに、B. CLARK(1983)の高等教育システム理論から国立大学の学長選考制度も解明する。

最後に、終章では、各章の要約、本論の成果を整理し、本論の課題を提示する。

#### 【序章注】

- (1) チョン・ジュンヨン (2011) は日本の植民地時代の京城帝国大学がソウル大学の成立およぼした影響を分析した。イ・ピルナム (2011) は日本の国立大学法人化の背景と目的、ガバナンス、財政、組織・人事、成果評価に分け分析した。
- (2) 「総長」と呼称される場合もあるが、本論文では可能な限り「学長」と統一して称する。また、各種の制度名も特異な場合を除いて和名に沿っている。日本では学長・総長が旧帝国大学と他の大学の区別基準としての意味がある[島田 2007:5-11]。だが、韓国では総合大学(University)と単科大学(College)の区別基準として長い間使われてきた。実際に、高等教育法(法律第8638号、2007年10月17日)第14条(教職員の区分)によると「大学・産業大学・教育大学及びサイバー大学などには学校の長として総長又は学長を置き、専門大学及び技術大学には学長を置く」と定められていた。それが、2009年高等教育法が改正され、「学校には学校の長として総長又は学長を置く」と定まり現在に至る。
- (3) B. CLARK (1983) の理論については、第1章第2節を参照。
- (4) 教育部は、韓国政府組織法(法律第1号、1948年7月17日制定)により最初文教部という名称で新設されて以来、教育部(1990年12月26日)、教育人的資源部(2001年1月29日)、教育科学技術部(2008年2月28日)に変わって、2013年3月23日より再び教育部として改編された。
- (5) 例えば、分析対象になる時期としては、2004年日本の国立大学が法人化されてから 2 回程度の学長選考を経験した時期である 2012 年を区切りとした。したがって、中央教育審議会大学分科会が 2014 年に提示した「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」の改革方向又は学校教育法及び国立大学法人法の改正事項は分析されていない。韓国の場合も 2012 年にソウル大学が法人化されたが、学長選考が初めて行われた時期以降である 2014 年を分析範囲として採択したことを予め示しておく。

#### 第1章 分析視座

#### 第1節 本章の目的と構成

本章では、本格的に日韓の国立大学ガバナンスの特徴を考察するために学長 選考制度の分析枠組を設定することを目的とする。そのため、次のように各節 を構成し、関連する先行研究と日韓・国立大学のガバナンスに関する一般的な 事項を整理する。

第2節では、ガバナンスの概念が導入・適用・拡散を経て大学に一般化されるまでの過程を考察する。まず、ガバナンスの概念の拡散を主導してきた国際通貨基金 (IMF)、世界銀行 (World Bank)、国連開発計画 (UNDP) などが行った議論の目指したところを把握する。これらの国際機構のガバナンスに関する接近法は諸外国の国立大学ガバナンスの改革にも影響を与えたので、諸外国の国立大学ガバナンスの改革動向とともに学長選考制度の傾向性も考察する。なお、B. CLARK (1983) が提示した「Triangle」モデルなどの高等教育システム理論を適用して両国の国立大学における学長選考制度の時系列的な変化過程を解明する視座としての適用可能性を検討する。

第3節では、日韓両国の国立大学におけるガバナンスの法的仕組みを検討する。韓国の場合は教学面と経営面に分けて国立大学ガバナンスの法的体系を整理し、本論が展開する主要内容を把握する事前知識としても活用する。なお、韓国・国立大学ガバナンスの法的体系を通して国立大学としてのソウル大学の位置づけを見る。

第4節では、学長選考制度に関する研究方法として制度的観点、法規的観点、 権力構造的観点に分類し、それぞれの一般的な概念を提示する。両国の学長選 考制度についての研究観点別に研究目的、研究内容、研究方法、研究者などを 整理して先行研究の動向を把握する。

第5節では、本論の分析仕組は「展開過程」と「分析・考察」に分ける。 「展開過程」は、両国における国立大学の法人化以前、法人化推進過程、法人 化以降に分けるなどの基本的な本論の流れを設定する。「分析・考察」では、 「展開過程」より把握した結果に基き、学長選考制度と大学ガバナンスの変化 様子を明らかにするための方法を探究する。

#### 第2節 大学ガバナンスの理論と実際

#### 第1項 国際機構のガバナンス議論

ガバナンス(governance)についての本格的な議論に火がついた契機は、 国際通貨基金(IMF)と世界銀行(World Bank)の態度による。1990年代に、 両機構はファンド(Fund)を支援しようする政府を対象にして高い水準 (highstandard)の正当性(legitimacy)、代表性(representation)、 責務性(accountability)を要求し始めた。以降「good governance」の 基準と概念に関する関心から触発されて多様な分野に広がりながらガバナンス に関する論争と研究が行われた[Woods 2000:823-841]。

特に、世界銀行はガバナンス(governance)という用語の拡散を主導しながら「発展のためにある国家の経済・社会的資源を管理する権力行使の方式」とガバナンスを定義した[World Bank 1992:1]。

Goss (2001) は、ガバナンスを正式・非公式政治学の観点から理解し、単に公共機関の内部の意思決定に関する事項だけでなく、市民と公共機関のように、異なる主体間の発展を誘導できる集団的な意思決定の新しい形式と説明している。Rhodes (1997) がガバナンスを規制、調整、制御の過程 (processes of regulation、coordination、and control) と定義したのもこの文脈による。

このようにガバナンスは、特定の目的達成又は問題の解決のために、政府をはじめ市民社会、企業、学界などが共同で参加する意思決定プロセス、あるいは決定された事項の執行過程といえる。ガバナンスは政府(government)の伝統的なイメージを越え、新たな視点と思考の転換を介して、政策決定過程に市民参加の活性化、重複業務の移譲、予算価値の最大化、財政困難の解消、市民のサービス要求への反応などを包括的に追求する特徴を持つ。

国連開発計画 (United Nations Development Program) は、ガバナンスを「特定の社会構成員が相互作用を通して、経済・政治・社会的問題を管理する価値、政策や制度の体系」であり、「その社会が共同の理解、協定、合意に至る意思決定と実行のために自らを組織する方式」と定義する。なお、ガバナンスにつ

いて「社会内部の関係を説明し、その違いを調整し、社会構成員の法的権利と 義務を行使するメカニズムとプロセスを含んでいる概念」としてみている [UNDP 2007:2]。すなわち、国連開発計画は、ガバナンスを特定の社会の現 在あるいは伝統や習慣を管理したり、新しい価値を創出するメカニズムとプロ セスを理解するものと見なす。

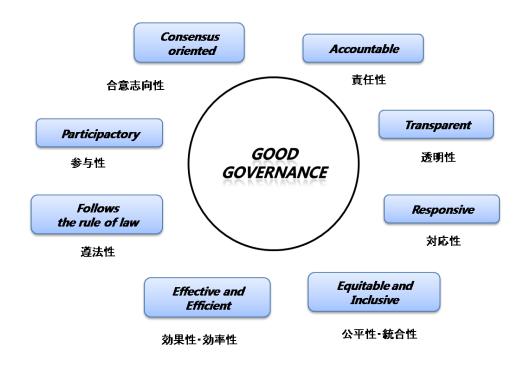


図1-1良いガバナンスの特徴 (characteristics) [UN ESCAP 2009]

国連開発計画、IMF、世界銀行などは、「良いガバナンス」(good governance)という用語と基準を用いて、特定の国の公共機関で行われる公共事業の実施、公共資源の管理方法を評価し、これを基にサポートの可否を決定する。例えば、国連アジア・太平洋経済社会委員会(the United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: UN ESCAP)は、「良いガバナンス」が持つべき要素として、図1-1のとおり、合意指向性(consensus oriented)、参与性(participation)遵法性(rule of law)、効果性・効率性(effectiveness、efficiency)、責任性(accountability)透明性(transparency)、対応性(responsiveness)、公平性・統合性(equity、

inclusiveness) などの8項目を提示した。

したがって、「良いガバナンス」は、構成員のニーズを総合的(inclusive and represent) に束ね、構成員の非公式、あるいは組織化された連合であり、 表現の自由が保障されなければならない。構成員が意思決定のプロセスに直接、 あるいは代議制方式で参加 (participatory) し影響力を行使しなければなら ない。公正な政策決定や政策執行は法の原則 (rule of law) に基づいて行わ れる。政策決定や政策執行の影響を受けた個人は、自由に情報にアクセスでき る必要があり、意思決定手続きと方法が透明(transparent)で、社会のニー ズを満たすために与えられた資源を最適に活用し効果と効率(effective and efficient) が最大化されなければならない。「良いガバナンス」は、組織や 機関の政策決定や政策執行について利害関係者だけではなく、一般大衆にも説 明する責任(accountable)を持つ。社会には、異なる様々な視点を持つ複数 の行為者がいるので、利害関係を調停して、コミュニティ全体のため最適の利 益(interest)が何であり、どのように共同の利益を達成するかについての幅 広い合意 (consensus oriented) が導かれるべきである。人権、特に少数弱者 を保護し、政策執行の公平性を高めるための独立した司法制度と清廉な公権力 は「良いガバナンス」の必要条件(equitable and inclusive)である。

結論的に、世界銀行などの国際機構は、ガバナンスを「資源を管理・調整する権力行使の方式、又はメカニズム」として設定している。特に、世界銀行は以前の経済成長中心の成果評価に基づいてファンド(Fund)を支援してきた手法に変化を起こした。ガバナンスが持つべき原理として正当性、代表性、責務性を提示し、特定の組織の発展志向性と改革可能性を測る評価項目として活用した。本論では、世界銀行が提示したガバナンスの原理に注目しながら論議を展開したい。

### 第2項 大学ガバナンスの意義

「ガバナンス(governance)」の語が高等教育について用いられる場合、 高等教育のシステムと機関の組織・運営の在り方や、権限がどのように配分・ 行使されるか、システムと機関がどのように政府と関係するかを意味するとさ れる[Harman 1992:1280]。さらに、ガバナンスは、法令や明文化される規則に基づく権限配分や権利・義務の設定などの制度的な問題だけでなく、多様な関係者間の黙示の合意に基づく非公式な行動規範、つまり組織文化までも含む概念であることが指摘されている[大場 2011:254]。

UN ESCAP (2009) は、「企業ガバナンス」、「国際関係ガバナンス」、 「国家ガバナンス」、「地域ガバナンス」など対象、主体、方法に応じて様々 な観点からガバナンスを活用できると説明する。これにより、「大学ガバナン ス」も大学における多様な主体が自律的に意思決定を果たしていく過程である。 「大学ガバナンス」について、Fielden (2008:2) は、大学機構、大学構成 員の計画と監督に関与しているすべての意思決定構造、過程、活動と定義した。 なお、彼は、大学ガバナンスの議論の焦点を大学システム(system)がどの ように管理されているかを重要な問題とみなす。「誰が大学システム全体を管 理するのか」、「核心層はどのような権限を持っているか(機関に委任されて いる権限は何か)」、「機関はどの程度の自律性(autonomy)と責任が必要 か」、「高等教育の分野での研究をどのように管理するか」という問題は、ほ とんどの大学で重要なイシューである。教育組織または学術の伝統を立てる共 同体として「大学ガバナンス」も把握できる。これは、経営の主体が誰なのか、 具体的な意思決定とその執行のために合意された組織の運営方式は何なのか、 大学がその活動に必要な的確なリソースを如何に確保して配分すべきかに関心 を置くガバナンス研究方式である。

つまり、大学ガバナンスは学長、理事会、評議会、教授会など大学内部機構と学長、理事長、理事、教職員、学生などの構成員が主体的に参加する公式・非公式ネットワーク(network)といえる。大学ガバナンスの要諦は、大学内部の意思決定と執行過程を管理する制度化された運用方式とみられる。したがって、大学ガバナンスは、大学で行われる様々な意思決定と執行過程の圧縮的な表現様式(存在様式)と定義できる。そこで、構造改革、予算編成と執行、学長選考過程などにより大学ガバナンスの形態と特徴を調べることができる。また、大学の意思決定と執行過程によりガバナンスの形態と特徴を調べることができる。また、大学の意思決定と執行過程によりガバナンスのの特徴(characteristics)や存在様式を導き出すことができる。大学ガバナンスのキャラクターは、代表性、正当性、自治性、責務性(=説明力)などに分類で

きるが、異質な要素ではなく相互依存的側面がある。例えば、正当な手続きより選出された権力が構成員の代表性を備えることと同じである。

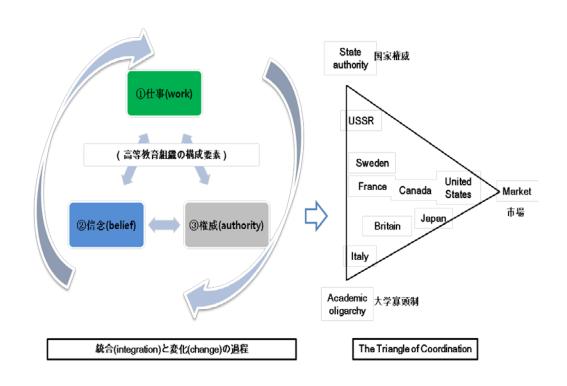


図1-2高等教育システムの統合と変化の過程 と「Triangle」モデル

一方、高等教育ガバナンスを一定なモデルとして分けて把握しようとする試みもある。ガバナンスについての概念が立つ以前、B.CLARK (1983) は、 図1 -2のとおり高等教育システムを研究するための分析枠組みとして、①仕事 (work)、②信念(belief)、③権威(authority)を高等教育組織の構成要素に設定した。これらの三つの構成要素に基づき統合(integration)と変化(change)の過程として高等教育システムの問題に接近した。そして高等教育システムは、官僚制、政治、専門職、市場という自然な統合過程を経ており、独自の成長過程と言った。すなわち、高等教育システムを国家権威(State authority、官僚制調整と政治的調整に分ける。以下「政府型」ともいう)、大学寡頭制(Academic oligarchy、「教授支配型」、「教授寡頭制」、「専門職調整」ともいう)、市場(Market、「市場型」ともいう)と三つの理念型に組み立てた (1)。このモデルは、国家権威から市場へと至るまでの連続体として高等教

育ガバナンスを設けた上に、国家権威と市場の両翼に遍在し潜在する大学寡頭制を追加する形を表しているので調整の三角形モデル(以下「Triangle」モデルという)とも呼ばれる。この「Triangle」モデルは、アメリカ、旧ソ連(USSR)など6カ国の高等教育システムが三角形モデルの何処に位置づいているのかを導き出すために1980年代に考案された。このモデルは、高等教育システムの正確な位置にこだわらず国家別の相対的なレベルを測ることができる。このことから、「Triangle」モデルは複雑な高等教育システムを単純化し、政府(国家)、専門職および市場の3者間の統合過程、又は展開過程の説明ができる。つまり、この3者間の対立と葛藤、調和と妥協などが、如何なるポイントで現れているのかを分析するのにも有効な手段であろう。

#### 第3項 諸外国の大学ガバナンス改革動向

このようなガバナンスに関する議論は諸外国の大学経営は勿論、国立大学ガバナンスの改革や学長選考制度にも影響を与えている。

まずは、国立大学を法人に転換させた事例が目に付く。シンガポールは都市 国家の命運をかけて国立大学を先進国水準に育成するため、2006年にシンガポール国立大学(NUS)と南洋技術大学(NTU)を法人に切り替えた。国立大学法 人化以後、既存の大学評議員会は管理人の役割を果たす理事会に変更された。 理事会は大学のミッションを基に大学の戦略的方向に対するリーダーシップと 指針を提示して学長を評価する。2015年現在シンガポール国立大学の理事会 (NUS Board of Trustees)は25人で学長(President)と副学長(Senior Duty President)以外の理事は学外者で構成されている。学外者である理事 は、学界、企業経営者、教育省行政次官、国家発展省次官などで構成されている。理事長はCEOの出身であり、理事の60%が企業経営マインドを有している 学外者である。学長は学長推薦委員会が推薦する候補者のなかから理事会が選 考し、教育省長官が任命する<sup>(2)</sup>。

イギリスの高等教育機関(HEI'S)は、1992年までは学位授与権限が国王の承認(Royal Charter)や個別法令(少数の大学に限る)に基づいていた。高等教育機関(HEI'S)の法的地位は、個別法令もしくは1988年に制定された

教育改革法(Education Reform Act)に拠っている。1992年には「生涯・高等教育法」(Further and Higher Education Act)が成立した。以降、枢密院(Privy Council)は、定められた基準と資格に適したポリテクニック(polytechnics)と大学(colleges)に国王に代わって権限を行使させた [Sabapathy 2006:2-3]。高等教育機関(HEI'S)に対する国王の支配が排除→直接支配方式→間接支配の方式に変化してきたのが分かる。大学は、大学理事会(Board of Governors)と大学評議会(Senate)を構成し、この機構の機能と責任から管理・監督に至るまで具体的に規定した (3)。高等教育機関(HEI'S)は、自治的独立体であり、資産の保有、契約締結、資金調達、教職員の労働条件を定めることができ、国家予算を使用していない[Sabapathy 2006]。なお、イギリスの高等教育機関(HEI'S)は、国家のガバナンスである立憲君主制(Constitutional monarchy)の影響があるようにみえる。「国王は君臨すれど、統治せず(The queen reigns but does not rule in Facileral)」の言葉のよなり、「abapacallary」は、免機的な存在にまずず

「国土は君臨すれど、統治せず(The queen reigns but does not rule in England)」の言葉のどおり「chancellor」は、象徴的な存在にすぎず「vice-chancellor」が実質的な大学の管理と経営を担当するガバナンス原理が作動している。なお、成文憲法なしに慣習と多様な基本法が存在する体制ゆえに個別の高等教育機関(HEI'S)のガバナンスも自治の原則を採っていることが特徴と提示できる。

オーストリアは、1993年に「大学組織法」(University Organization Act)を介して大学の内部ガバナンスの再編を試みた。当時の高等教育改革は、予算、人事、組織に関して規制を緩和して、大学の自律性を強化し、学長の大学マネジメント能力の強化に中心を置いた。特に、意思決定権限の脱集中化と適正レベルの維持などガバナンスの効率性を高めるために大学の理事会(board of trustees)は同窓会、企業の経営者、公益団体の関係者で構成され、外部統制の強化も推進された[Sporn 1998:2]。オーストリア内閣は、2002年世界レベルの大学を作るために、「新大学組織法」(New University Organization Act)を改正した。法律改正の趣旨は、大学の自律性(institutional autonomy)、実行契約(performance contracts)、単一予算(unified budgets)、意思決定機構(governing boards)、評価(evaluation)などについての変化を促進することにあった。同法に基づい

て大学理事会 (university boards) は、政府と大学評議会 (university senate) が指名、あるいは推薦する5~9人の学外者で構成され、学長 (rector) の選任、大学の発展計画、予算、教職員の雇用などをはじめ主要な大学政策と懸案課題を決定する[Sporn 2002:18-19]。

フィンランドの国立大学 (Universities) は、「大学法」 (universities Act、2009年制定) あるいは「財団法人法」 (the Foundations Act、1930年制定) に基づき2010年より独立法人に移行された。「大学法」に基づき公法上の法人に14大学が、財団法人に2大学が転換された。このような一連の措置は大学の自律性が拡大されるきっかけとなり、大学内部の事務処理などの意思決定権限にも影響を及ぼした。学外者によって理事会が構成され、社会的ニーズが大学の意思決定プロセスに直接反映される仕組みが整えらえた。大学理事会には学外者が40%以上参加する[European Commission 2010a:75]。

米国では連邦憲法修正第10条によって、教育についての責任 (responsibility) が州政府に帰属している。これにより、州政府は高等教育機関の設立と運営など大学ガバナンスに対する責任を負う。州立大学は、州の憲法や法律により法人 (public corporation) としての法的地位を持つ。私立大学は「法人設立法」 (incorporation laws) による私法人 (private corporation) として資格が付与される[高木 1998:118]。州立大学の運営責任は「大学理事会」 (governing board) に付与されている [Lingenfelter 2006:14]。州立大学は、「大学理事会」の管轄下で運営されている。大学理事会は、大学運営の最高意思決定機関として学長の選任をはじめ、大学運営に関する主要な施策を決定する。大学理事会には、充て職理事 (ex officio:州知事、州教育委員長など)、一般市民 (general public)、公共機関 (public institution)、民間機関 (private institution)、保護機関 (proprietary institution)、職業技術教育機関 (Voc/Tech Education)、学生、教職員が参加する[McGuiness 1997:2]。

なお、AGB (Association of Governing Boards of Universities and Colleges) が、2010年に195州立大学の大学理事会を対象に調査した結果によると、大学理事会の議決に投票権が付与される学生が理事 (a voting

member of the board) として1人以上含まれている州立大学が50.3%を占めている。投票権を持っていないが、1人以上の学生が大学理事会の理事 (a student board member) として含まれている州立大学は28.2%であった [AGB 2010:3]。これによって、調査に応えた州立大学のなかで少なくとも78.5%の大学理事会で学長選任過程に学生が参加することが分かる。

フランスの「教育法典(Code de l'éducation)」第7章高等教育機関(Livre VII:Les établissements d'enseignementsupérieur)の第711-1条第1項、第2項によると、大学の法的地位を公法上の法人として規定している。大学は国の機関としての独立した法人格を持ち行政・財政的な自律性を持っている。大学の学長(président)は教職員、研究者、教授、講師、学外者で構成される理事会(conseil)の多数決によって選出される。2007年「大学の自由と責任に関する法律」(Universities Freedom and Responsibility Act)では、大学の責務性を強化した大学組織の管理方式の変化が見受けられる。大学ガバナンスは、学長(President)と経営委員会(administrative board)に付与される構造である。経営委員会は、20~30人の委員で構成され対外的に強い代表性を持っている[European Commission 2010b:10]。

ドイツは憲法(Basic Law)に基づき、原則として高等教育は州政府の責任の下にあり、自律的な領域に当たる。高等教育機関の法的地位は、各州の高等教育法に規定されている。州立大学は、法人(public corporations)として州の行政システムに統合されているが、研究と教育の自由が保障され、経営管理においては自治権(self-gorernance)が徹底的に付与される。高等教育機関は、学長(president)、副学長(vice presidents)、充て職理事(the chancellor、ex officio)、そして構成された学長委員会(presidential committee)が学長(president or rector)を選出する。ドイツ法人ガバナンスの伝統に基づき、中央単位の評議員会(senate and assembly)、下位レベルの学科委員会(department councils)など大学内の様々な機構(collegial bodies)では、学事(academic matters)についての参加権が付与される。ドイツの州政府は、最近10年間専門的な大学経営管理のため一連の改革を続けてきた。その結果、副学長は個々の部門(研究、

教育、国際協力担当)と同様に学長委員会の権限が強化された。評議員会の機能を制限し、すべての意思決定権を評議員会より学長委員会に移譲した。また、大学経営諮問のため高等教育機関、研究または教育機関に推薦された外部諮問委員で構成される大学理事会(higher education boards)が導入された
[Hartwig 2004: 3-33]。

中国では、1998年に第9回全国人民代表大会(National People's Congress)常務委員会により、大学に法人格を付与し、学長に大学運営の自律性を拡大する「高等教育法」が可決された。同法に基づき、かつては政府の承認により定めたカリキュラムの設定は大学の判断と社会のニーズに基づき開発が可能となり始めた。大学組織の改編、中間職位の教職員の任免、財政運用などの大学管理権限が学長に委譲され、以前に比べ大学の自律性が一層増大した[OECD 2000:40]。

以上のように、諸外国大学の場合、著しいガバナンスの変化としては国立大学法人化が目立ち、その例としてシンガポールとフィンランドのケースが挙げられる。なお、オーストリア、アメリカなどでは大学ガバナンスに学外者を参与させている。フランスとドイツにおける高等教育機関は、法人としての法的地位を持ち、研究と教育だけではなく、経営管理においても自治権が付与されている。イギリスでは、多様な慣習と基本法により高等教育機関(HEI'S)の自治的ガバナンスが確立されている。中国では、大学組織の改編、教職員の任免、財政運用などの大学管理権限が学長に強化された。諸外国は国立大学への自治的ガバナンスを導入するため様々な形態の改革を進めている。多くの国の大学では、学長選考においても教職員だけではなく、学外者や学生の参加が可能なガバナンスの採択にも躊躇しない。また、単純化された大学ガバナンス体系の上に、学長のリーダーシップを強化させ、権限と責務性を付与している。

#### 第3節 国立大学のガバナンスの法的仕組み

日韓両国の国立大学ガバナンスの仕組みについては、図1-3と図1-4のとおり教学面と経営面とが別々の法体系で規定されている。学長選考制度が大学においていかに具体的に適用されているかについて検討する必要がある。

#### 第1項 日本の学校教育法と国立大学法人法

日本の場合は教学面のガバナンスについて、学校教育法(法律第26号)に基づく仕組みは、国立、公立、私立とも共通しており、学長、副学長、学部長、教授等の教員を置くことやその職務が規定されているほか、学部等の教育研究上の基本組織等についても定められている。また、学長の権限を「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めているが、重要な事項を審議する審議機関として教授会を置くべきことが規定されている。教授会は、学長が掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。教授会は、教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

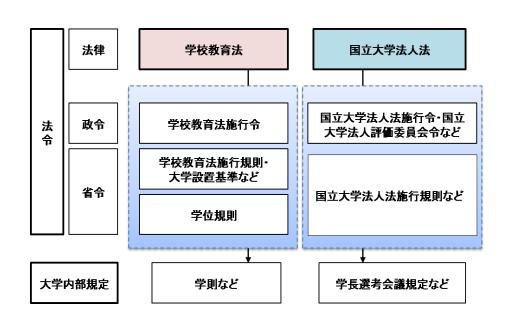


図1-3日本・国立大学ガバナンスの法的仕組み

そして経営面のガバナンスについて、国立大学は、廃止された旧「国立学校設置法」(法律第150号)に基づき国が設置する学校であったが、法人化のために新たに国立大学法人法(法律第112号)が制定された。国立大学法人法が定める役員として、法人の長である学長、監事及び理事が置かれ、学長と理事

は役員会を構成する。学長は、大学の長であるとともに法人の長でもある。なお、国立大学法人法では、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議等の機構の構成などのついての事項も規定している。

#### 第2項 韓国の高等教育法と国立大学法人法

韓国の場合、教学面では、教育基本法と高等教育法により、学校の設置者や経営者、学長、学部長、教授、副教授などを規定している。高等教育法第15条では、学長の任務を「校務をつかさどり、所属職員を統督し、学生を指導する」と定めている。ソウル大学法人法でも、「学長は国立大学法人ソウル大学を代表し、その業務をつかさどる」と定め、学長の基本的な任務を大学の管理とし、学生の指導についても包括的に権限を付与している。経営面のガバナンスについては大統領令(例えば、国立大学設置令など)と国立大学法人設置・運営に関する法律などがある。

国立大学は高等教育法第2条に基づき、大統領令である国立学校設置令(大学26、教育大学10、専門大学1)、韓国放送通信大学設置令、韓国教員大学設置令により設置される。高等教育法第2条には、大学の種類として大学、産業大学、教育大学、専門大学、放送通信大学、サイバー大学、技術大学、各種学校(4)を、第30条では大学院大学を規定している。国立大学設置令などの大統領令では、学長、副学長、学部、附属施設、大学の下部組織などが規定され、法人化されていない国立大学に適用されている。しかし、このような大学は「政府組織法」の下位法令である「行政機関の組織および定員に関する通則」という別途の大統領令が適用される。

国家が設立して財政を支援する大学として大学法人は個別法に基づき設置される。国立大学法人は法人格が個別法律(例えば、ソウル大学の場合は「国立大学法人ソウル大学の設立・運営に関する法律」が代表的な法律である)により付与され、設立目的、組織(理事会、学長、役員、監査、教職員、評議員会、学事委員会、財務委員会)、財務会計、国家や地方自治体などの支援、大学法人の責務などが規定されている。韓国の国立大学法人は、2012年に国立大学から切り替わったソウル大学以外にも、仁川大学(2013年、公立大学からの

切り替え) (5) がある。2009年に開校した蔚山科学技術大学は韓国最初の国立大学法人として新設されたが、2013年政府組織改編以降、国立大学法人としての法人格を失った (6) 。国立大学法人化に関する法律は政府の方針が定まって以後に推進されるが、ソウル大学を除き、国会議員の代表発議に依存する傾向が多い。このような現状は、政府が国立大学ガバナンスの変更に直接介入することに負担を感じることを代弁している。なお、教育、財政、組織を担当する政府内部の円滑な合意を導き出すことが困難にもみえる。

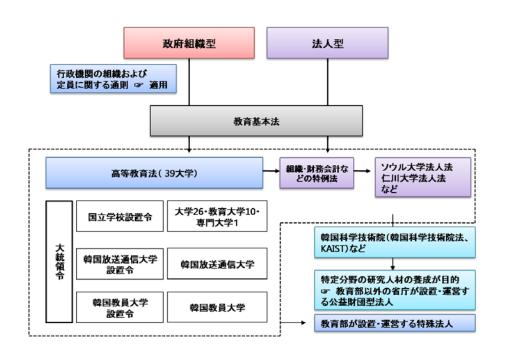


図1-4韓国・国立大学ガバナンスの法的仕組み

それ以外にも、個別法によって、大学を設置する場合があるものの、特定分野の研究人材の養成を目的として設置され、修士・博士課程を中心に運用する法人型大学がある。韓国科学技術院(韓国科学技術院法、KAIST)、韓国ポリテック大学(労働者の職業能力開発法)、韓国農水産大学(韓国農水産大学設置法)、光州科学技術院(光州科学技術院法、GIST)、大学慶北科学技術院(大学慶北科学技術院法、DGIST)、韓国学大学院(韓国学中央研究院育成法)、国際がん大学院大学(がん法)、韓国伝統文化大学(韓国伝統文化大学設置法)、蔚山科学技術院(蔚山科学技術院法、UNIST)などが該当する。特

殊法人というのは社団法人と財団法人の性格を同時に持つ形態の営造物法人であり、個別法に設立根拠を置いている法人をいう。

公益財団型法人は国家が経営に要る予算などを捻出する公益的な財団法人であり、国家の出資金支援で設立資本金を造成する。

#### 第4節 先行研究の検討

学長選考制度に関する研究方法としては、表1-1のとおり、制度的観点、法 規的観点、権力構造的観点によるアプローチがある。

制度的観点は、学長選考過程に対する政府の関与程度、選考方式、投票権の 範囲、学長選考手続きなど制度や慣例の成立過程などを研究する方法である。 文献研究に依存する傾向が強く制度改善のために国際比較方法によって代案を 提示する場合が多い。

法規的観点は、大学の学長選考規程を分析して投票権の範囲、学長候補者の 資格、学長選考方法と手続きに分けて分析する。また、主に成文化されている 法律や大学の規程などを分析する研究方法なので現実整合的な側面がある。

権力構造的観点は、学長選考過程に対する事例研究を通じて学内の権力構造 や権力関係が学長選考に及ぼす影響を分析する。したがって、学長選考過程に 直接参加、観察・面接が行われ、ミクロな現状分析が可能である。

日本では学長選考制度に関する研究が、主に法規的観点と権力構造的観点によりなされてきた。制度的観点では学長選考制度だけが研究されるよりも、大学の成立と発展段階で変容してきた様々な制度のなかでの一部として学長職を探求した。例えば、大崎(2011:112-114)は1960年代後半の大学紛争が国立大学法人化論の浮上した時期であるとの視点から学長選任制度を取り扱った。

法規的観点では、文部省(1971:1-25)の資料がよく分析されており、全国立大学の学長選考制度の手続きとその類型をまとめた。候補者の推薦、選考段階の選挙参加資格、当選に必要な得票基準などが整理されており、これにより当時の状況が充分に把握できる。広瀬(2009:26-31)は、学長選考会議が学内構成員の投票を無視できないように、学長選考規程を整備する必要性を提起した。塩野(2005:19-22)は、法人化以降の学長選考の決定主体によって四つの類型に分類したが的確な資料が不足しているため、一つの理念型のみを

提示するにとどまっている。塩野宏は学長選考の類型を、①学長選考会議中心 主義(選考手続きをもっぱら学長選考会議に置くものであって、その最も徹底 した形は、推薦から候補者の決定までを学長選考会議中心で行おうとするもの である。制定法準拠主義ともいえよう。ただし、学長選考会議が、学内・学外 を問わず、情報収集を行うことはあり得る)②教員団重点主義(学長選考会議 に際して教員集団の意向に重点を置くものであって、その最も徹底した形は、 教員についてのみ候補者の推薦権、投票権を認めるものである。これは、学長 選考を含む大学の自治の担い手は教官(教員)集団であるという従来の日本法 の理解に最も忠実である)③教員・職員段階主義(教員以外の職員にも意向聴 取の対象性を認めるが、推薦権か投票権かのいずれかに限定するものである。 教員と職員の間の差別化の根拠は、大学の意思形成過程におけるそれぞれの役 割分担の差に求められる)④教員・職員平等主義(選考過程で教員と職員に同 等に推薦権と投票権を認めるものである)。その際、教員以外の職員には職責 に応じた取り扱いを認めることもあり得る。今後の大学における研究・教育・運 営において、大学自治の担い手として、教員と職員の差別化の合理性への消極 的評価をも考慮したものである)に分類した。

権力構造的観点では、島田 (2007: 3-54) の研究が代表的である。島田は、1945年以前に着目し、学長制度の成立背景、学長の制度的地位、学長制の役割と特質を大学自治の観点から考察した。なお、山本 (2009:1-13) も、法人化以降の課題を解決するために同僚性の組織原理を活用すべきであるなどの教員自治を強調した。

一方、韓国における学長選考制度については、学長直選制<sup>(7)</sup> が導入された 1990年代以降に活発な研究が進められた。学長直選制は、導入当時から賛否両 論があり、数多くの大学構造改革政策が推進されるたびに議論が繰り返された。 そのため、国際比較によって制度的観点による研究方法が多く用いられている。 パク・チェユン(2005:33-58)、パク・コヨン(2006:67-94)、イ・ピルナム (2011:3-30) 等は、学長直選制に対するアンケート結果或いは日本などの国際事例を通じて学長選考制度の改善方案を提示した。

法規的観点を中心とした研究としては、ペ・ヨンギル(2005:377-408)、イ・ギョンウン(2007:103-126)の研究がある。彼らは大学教員の学内意思決

定機構への参加について、法解釈的方法を使って役割と地位を論じた。イ・チャヨン(1996:21-49)も、法令と大学の内規に基づいて、評議員会などの大学ガバナンスを分析した。なお、カン・ウォングン(2004:227-255)は、小規模大学の学長選考過程に対する事例研究を参与・観察・面接を通じて権力構造的観点からも分析を行った。

観点	制度	法規	権力構造
研究目的	制度改善	規程整備	現状分析
	選考方法、外国制	選挙権の資格と範囲、	選挙時期、選挙権者、
研究範囲	度、制度形成の歴史	候補者の資格と資質、	候補者、選考方法
	的背景	選考方法と手続き	
研究内容	選考制度の運営と現	規程に現れる選考過程	権力構造及び関係
<b>圳九内台</b>	状	分析	
τπ <del>ο/ο.+-</del> :+	文献研究・設問分析	文献研究・資料分析	質的研究・事例分析・
研究方法			参与観察・面接
	大崎 (2011)	文部省(1971)	島田(2007)
	パク・チェユン (2005)	広瀬 (2009)	山本 (2009)
	パク・コヨン (2006)	塩野 (2005)	ピョン・ギョン(2011)
先行研究	イ・ピルナム(2011)	イ・チャヨン(1996)	
		カン・ウォングン(2004)	
		ペ・ヨンギル(2005)	
		イ・ギョンウン(2007)	

# 表1-1学長選考についての研究観点 (括弧内は主要著書論文の刊行年)

権力構造的観点よる研究としては、ピョン・ギョン(2011:121-155)の研究がある。ピョンは、大学ガバナンスを理事会型、学長全権型、教員中心型、折衷型などとして提示し、教員の参加方式に接近しようとした。

以上、両国における国立大学の学長選考制度に関する研究は大学ガバナンスの改編や国立大学法人化との関連という観点から扱っている。特に、韓国の国立大学法人化の推進は日本の経験を鑑として参考[イ・ピルナム 2011:2-3]にしている側面があるものの、日本の国立大学法人の置かれている現状ま

では紹介されていないとの指摘 [浅野 2008:36] も視野に入れる必要がある。すなわち、両国の国立大学法人化は互いに参考とされる可能性が高いが、 先行研究は制度の概要を紹介する段階に止まっている。いずれも、両国の国立 大学法人の学長選考における現状を実証的に分析するまでには至らず、研究者 の直観に依存して学長選考類型や学長選考主体を把握しようとする傾向がつよい。

そこで、こうした先行研究の傾向性に着目しながらも、学長選考制度の仕組 みと学長選考類型を分析できる新しい分析枠組みを考案し、研究の客観性を確 保して進めたい。

#### 第5節 分析枠組の設定

前節で考察したように制度・法規・権力構造的観点の三つの研究方法論は多くの長所があるとはいえ、いくつかの制約性も露呈している。

制度的観点の場合は、文献研究と設問分析に依存することから研究範囲や視野がマクロ的となる側面が強い。法規的観点は文献研究と実際の資料を分析し、法規自体の解釈に重点を置いたミクロ的な側面が強い。

権力構造的観点は、実際の事例を中心に議論を展開するので研究方法と研究 への接近性がきわめて制限される。また、研究者や研究参加者の主観が介入し やすく、客観的事実に接近することや研究結果の検証が難しい。

本論では、法人化前後における学長選考制度から分析モデルを抽出し、両国の国立大学の事例に照らすことを試みる。国立大学ガバナンスや学長選考制度の現状、位置づけから採られる分析モデルは、それ以外の大学分析にも有効な手法と成りうる。

本論の分析の枠組みは、図1-5のとおりであり、大まかに「展開過程」と「分析・考察」に分ける。

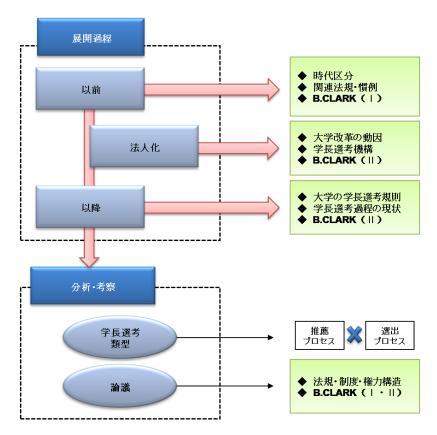


図1-5分析の枠組み

まず、学長選考制度の「展開過程」では、両国における国立大学の法人化以前、法人化推進過程、法人化以降に分ける。法人化以前では、時代別に関連法令と大学の学長選考規程、学長選考の慣例を分析する。法人化推進過程では大学改革の動因が新しい学長選考会議の導入に与えた影響を導き出す。法人化以降では、大学ごとに収集された学長選考規程の分析を行い、学長選考過程の現状を考察する。

その上で、分析・考察へ進む。すなわち、法人化前後の大学ガバナンスと学 長選考制度について「学長選考類型」と「論議」を行う。

「学長選考類型」は、法人化前後の学長選考過程を「推薦プロセス」と「選出プロセス」に分け、それぞれの段階を二つずつ分類して得られた四つの型を以って学長選考類型を分析する。これにより、国立大学成立以降、変わっていく両国の学長選考パターンを通して、学長選考制度の変化様相を分析する。

「論議」は、学長選考制度の変化が大学ガバナンスに与える影響について、

①制度・法規・権力構造的観点と、②CLARK(1983)の高等教育システム理論をもって論じる。B. CLARK(1983)は、仕事(work)、信念(belief)、権威(authority)の三つの構成要素に採択し、高等教育システムの統合(integration)と変化(change)に接近した。このような高等教育システム理論は、学長選考制度と大学ガバナンスを考察するにも有効な方法と判断できるので、B. CLARKの分析枠組みをもって両国の法人化前後を考察してみる。法人化以前については、主に「Triangle」モデルを活用し、主要時期ごとの大学ガバナンスの特徴や位置づけを縦断的に分析する(「B. CLARK(I)」という)が、法人化が新たなガバナンスの導入過程であるとことを勘案し、大学内部・外部の統合(integration)と変化(change)の過程に視座を置いて解釈を進みたい(「B. CLARK(II)」という)。

#### 【第1章注】

(1) B. CLARK (1983) は高等教育システムを研究するための分析枠組みとし て仕事(work)、信念(belief)、権威(authority)の三つの構成要素を基 本的に設定している。①仕事は、高等教育システムにおいて課業(Task) の立ち上げと学問的な分業が如何に行われるかについて扱う。②信念は 高等教育システムの内部にある行為者が拘束される規範や価値をいう。 学問は高等教育システムの文化によって異なる。其々の大学は大学構成 員が学問についての愛着(attachment)が作られ、組織むけのアイデン ティティ (identity) が形成される。制度的象徴は組織の規模、歴史、 連帯意識などによって違う。信念は、高等教育システムにおいて媒介的 バッファーと象徴的統合の機能をもつ。バッファーは二つシステムや両 者間に起きる矛盾や対立をスムーズに調整する装置である。象徴的統合 は、一般的には組織構成員の多様な価値や規範を持っているので下位集 団の分裂が助長される可能性があるのでこの際、各個人や下位集団より 上位集団への統合についてはシンボルを共有することが大事な手段にな る。③権威は、高等教育システムの正当的な権力に対する問題である。 高等教育システムの中で関係する教員、管理者、理事会、政府当局者等 の地位に基づいている権威を識別して高等教育システムが権力をどのよ うに分配して正当化しているかに対する問題をいう。B.CLARK は、この ように仕事(work)、信念(belief)、権威(authority)の三つの構成要素 に基づく統合(integration)と変化(change)の過程として高等教育シス テムの問題に接近する。高等教育システムは、官僚制、政治、専門職、 市場という自然な統合過程を経て成長過程をもつ。そのうえで、第一に、 官僚制調整ステップとして層化、管轄権の拡大、人員の増加、管理の専 門化というプロセスを経て、規則を強め、自律的権威を高めた末、温和 な官僚制から積極的な官僚制へと移行するという。第二に、政治的調整 ステップとして、政治的優先権の拡大、政治的介入の深まり、内部理解 の対立などを通じ、国家官僚制から分離して共産主義体制の一党構造の ような権力機関までに至る持続性を維持する。政治的集団は官僚制的集 団との競争から高等教育システムにおいて官僚制化すればするほど強力

になるということである。第三に、専門職的調整としては、大学教授が官僚や政治家の大きな対立者になり、影響と調整を拡大するため、独自の拡大志向の力学を持っている「科目に即した専門知識の増大」、教授たち或いは機関の代表らで構成する「中央同僚集団の拡大」、組合と結社などの「教授団の利害組織の拡大」に繋がり続ける。最後に第四は、市場的調整として、授業料に依って動く「消費者市場」、教職員への人材配分と選択を決定する「労働市場」、大学は人員、顧客、財源、威信を求めて競合し、事業組織体間の相互作用によって「機関的市場」の形態が強化される。これは政治や官僚制の形態からは異なった圧力を表わしている。変化についての分析は、変化する高等教育システムの適応能力とシステムの各部分で生まれる変化への原動力としての矛盾を扱う。高等教育システムの適応能力は、高等教育機関、制度の変化に対して柔軟に適応できるかという問題である。なお、矛盾は弁証法のように正反合の原理のよって分化と競争の対立論理、秩序と無秩序の関係の過程をいう。

- (2) http://www.nus.edu.sg/
- (3) すなわち、イギリスにおける高等教育機関(HEI'S)は、法的に独立した機構という共通点を持っている[OECD 2003][OECD 2004][Sabapathy 2006]。それゆえ、学長の呼称も大学によって多様((principal、director、vice-chancellor、master、provost、rector、chief executive)である。「chancellor」は、象徴的な地位で、学外者の中から、大学の代表者が選出する。大学の実質的な管理と経営は「vice-chancellor」が担当する[Rhodes、2004]。「vice-chancellor」は大学別に、様々な基準や手続によって選出(selection)する。大学教職員会(congregation)、大学評議会(university council)、他の委員会(divisional boards)の代表者によって「vice-chancellor」を選出するための選任委員会(appointment committee)が構成され「governing boards」が最終的に選任する[Committee of University Chairs 2009]。大学の管理と経営の責任は「vice-chancellor」に帰属する(has overall responsibility for the executive management of the institution)。具体的には、①教育方向とミッションの政府への提供、

- 政府決定の執行、②大学の組織、管理、経営、③教職員の選任(但し、 人事権は「governing body」にある)、④学事活動組織である学事委員 会の勧告による決定、⑤財政管理、⑥学生懲戒などの事例が挙げられる。 [http://www.lfhe.ac.uk/en/governance-new/rolesandresponsibilities /roles]
- (4) 韓国で各種学校は、高等教育法第 59 条に定められ、正規学校としては 認可を受けなかったものの、正規学校と同様の教育を行う学校をいう。 すなわち、授業日数、教育課程、学生定員、学級数、入学資格などにお いては正規学校の基準が準用されるが、教員定員などは別途の基準に拠 る。2015 年度、大学課程の各種学校としては2校(純福音総会神学校、 救世軍士官学校)が設置・運営されている。
- (5) 2009年6月2日、チョ・ジョンヒョク議員が代表発議した「国立大学法 人仁川大学設立・運営に関する法律案」と、2009年8月19日、チェ・ ジェソン議員が代表発議した「国立大学法人仁川大学設立・運営に関す る法律案」が第 301 回国会 (臨時国会) 第 2 次教育科学技術委員会 (2011 年 6 月 14 日) にそれぞれ上程され、検討報告と代替議論と公聴 会(2011年6月27日)を経て、同委員会法案審査小委員会に回された。 同年 12 月 30 日第 304 回国会(臨時国会)で在籍議員 215 人のうち賛成 183 人、反対 21 人、棄権 11 人の議決で「法律案」が可決された[第 304 回国会(臨時国会)会議録第3号]。一方、これに先立ち、2009年3月 韓国政府は仁川広域市と当時の市立仁川大学を「国立大学として特殊法 人化」することに合意した。このような市立仁川大学の国立大学法人化 には仁川広域市の財政難が主な要因になった。しかしながら、国立大学 法人仁川大学は韓国において最初に大学構成員、地域社会、中央政府、 地方政府が合意して成立したことに特徴がある[第 304 回国会(臨時国 会) 法制司法委員会会議録第3号(2011年12月30日)]。「国立大学 法人仁川大学設立・運営に関する法律」の主な内容は次のとおりである。 ①国立大学法人仁川大学を国際競争力を備えた拠点大学として育成する ことを目的とする (第 1 条)、②学長は、国立大学法人仁川大学を代表 し、その業務を総括する。学長推薦委員会の推薦、理事会より選考され、 教育部長官の具申を経て大統領が任命する(第8条)、③大学の運営に 関する重要な事項を審議・議決するために理事会を置き、理事会の理事

は学長、副学長1人、教育部長官が推薦する1名、企画財政部長官が推薦する1名、仁川広域市長が推薦する1人、総同窓会長が推薦する1名、評議員会が推薦する1名、大学経営に必要な専門知識と経験のある者を含む9人で構成する。理事は定款が定めるところにより理事会が選任し、教育部長官の承認を受けて就任する(第7条第10条)、④教職員30人以内で構成される評議員会を置き、学校運営上の重要な事項を審議する(第15条)、⑤教育と研究に関する主要事項を審議するために教育研究委員会を設置し、委員は教員と学外者で構成する(第16条)。⑥財務経営に関する重要な事項を審議するために、財務・経営委員会を設置し、委員は教職員、学生と学外者で構成する(第17条)、⑦国は国立大学法人仁川大学を国際競争力を備えた拠点大学として育成し、国立大学法人の先導的な役割を実行できるように行・財政的支援をする(第28条)

(6) 国立大学法人蔚山科学技術大学は、自動車、造船、石油化学産業などの 中心地として産業首都と呼ばれる蔚山広域市に国立大学がなく、総合大 学が一つしかない地域産業クラスターの構築戦略に合致する人材の養成 ・研究サポート機能を担当するため 2009 年 3 月に開学した。政府の大学 設立方針が決定され、2006年に国会予算審査過程で建設費 2,500 億ウォ ンが BTL 予算で可決された。「国立大学法人蔚山国立大学設立に関する 法律案」が与党のカン・ギルブ議員の代表発議(2007年2月12日)に より国会に提出された。以降の教育委員会で代替討論と修正議決を経て [国立大学法人蔚山国立大学設立に関する法律案審査報告書、2007 年 3 月、教育委員会]、2007年3月6日、国会本会議では教育委員会が提出 した修正案として可決(在席216人のうち賛成199、反対9、棄権8)さ れた[第 265 回国会 (臨時国会) 国会本会議会議錄第7号 (2007年3月 6日、国会事務処)]。革新的なシステムを導入する産学研連携型の大学 として、韓国最初の特殊独立法人格を持つ国立大学の実験的なガバナン スが導入された。しかし、2013年の政府組織改編過程では、国立大学法 人蔚山大学に対する政府所管が争点になった。実際に改正された「政府 組織法」では、教育部長官が「人的資源開発政策、学校教育等に関する 事務」を管掌するように規定して大学の管理・監督権限を教育部長官に

付与しているが、国立大学法人蔚山科技大学は、特別に未来創造科学部長官の管理·監督を受けるように規定された。大学の管理·監督業務が二元化され問題が発生したのである。結局、国立大学法人蔚山科学技術大学の管理·監督官庁を当時の3つの科学技術院のように未来創造科学部長官に変更(チョン・ガプユン議員代表発議2012年8月24日)させ、法律の名称も「蔚山科学技術院法」に改正(2015年3月27日)、蔚山科学技術大学は国立大学としての法人格を失うに至った。

(7) 本論で「学長直選制」は、1987年より韓国で行われている国立大学の学長を大学構成員である教職員、学生などの直接投票を通して選出する制度をいう。

#### 第2章 法人化以前の学長選考制度

#### 第1節 本章の目的と構成

本章では、法人化される以前の日韓・国立大学における学長選考制度の展開 過程を究明することを目的とする。

国によって設置・経営されている国立大学の特性を勘案すると、国立大学のガバナンスは政情に敏感に反応する。特に、国立大学が設立されて以来の歩みは変化に富んだ政治的環境から自由でなかったことは容易に類推できる。そこで、本章の学長選考制度の展開過程は両国の政治・社会的な転換期を中心とする時代区分に従う。

第2節では、日本において教員中心の学長選考制度が定着した展開過程を考察する。日本の高等教育の歴史は、1870年に高等教育機関が創設されて以降、40年ごとに大きく三つの時代に分けることができる。すなわち、①創設期(1870年~1909年)、②統合期(1910年~1949年)、③戦後改革と大衆化期(1950年~法人化以前)である[金子 2006:126]。本節でも、このような時代区分法によって、国立大学法人化以前の学長選考制度の展開過程を3段階に分けて考察する。

第3節では、韓国におけるソウル大学の学長選考制度の展開過程を考察する。 法人化直前のソウル大学で学長直選制度が成立されるまでの過程を政治・社会 的事件とリンクさせ区分する。日本より短い大学史にもかかわらず、波乱万丈 な韓国の歴史が物語るように、法人化以前のソウル大学のガバナンスと学長選 考制度は四つの時代に分けて分析できる。すなわち、①アメリカ型理事会の導 入期(1945年~1949年)、②大学自治胎動期(1950年~1960年)、③権威主義政 権期(1961年~1986年)、④学長直選制期(1987年~法人化以前)に区分して分 析する。

なお、第2節と第3節では各時代の学長選考制度より両国の国立大学のガバナンスを、B. CLARK (1983) の高等教育システム理論で提示した「Triangle」モデルの適用を通じて解釈を試みる。

第4節では、前節までに考察した結果に基づき、両国の国立大学が法人化される以前の学長選考制度が持つ主な特徴を要約及び考察する。

#### 第2節 日本・国立大学の学長選考制度

#### 第1項 創設期(1870年~1909年)

日本における国立大学法人化以前の学長選考制度を考察するためには帝国大学まで遡る必要がある。日本教育制度は、近代的な教育法制として、明治 5 (1872) 年に「学制」(文部省布達第13号)が発布された。

1877年に設立された東京大学は、東京開成学校と東京医学校を合併した時点では、大学の長を「綜理」とし、1881年に「総理」と改名され、再び1886年「総長」に変わることになった。総理は、法学部・理学部・文学部・医学部などの四学部長の上の職として、または各学部の統一的な管理者として「総理」職が設けられた。職制上からいえば、東京大学には四学部統一後、総理、副総理、幹事というラインが大学本部に置かれ、大学運営が行われた。以降、採用された「総長」という職は、参謀総長(1889年)、検事総長(1890年)など、当時の日本政府における官制として最高管理責任者の職名と関係する「総長」が帝国大学「長」を示すものとなったという解釈がある。なお、総長という呼称には、7つの帝国大学と他の大学を区別する基準となって、旧帝国大学のエリート意識が強く反映されている。なお、総長(以下は「学長」という)の選任は、綜理・総理時代以来、政府の手によって行われる官選であった。そのため、学長の権限は国家権力に対しては弱かったが大学内では強大であった[島田 2007:5-11]。

明治19 (1886) 年には「帝国大学令<sup>(1)</sup>」が制定され大学制度の根幹が形成された。帝国大学令(1886)では、帝国大学の設置目的(第一条)、帝国大学の組織として大学院と分科大学(第二条)、学長などの帝国大学職員の職級に関すること(第五条)、帝国大学学長の一般的な任務、評議会の議長又は法科大学長としての職務(第六条)などが定められた。

明治26 (1893) 年には「帝国大学令」が一部改正され、教授会と講座制が法制化され、帝国大学の特徴が芽生え始める。この時期の「帝国大学令」は大正8 (1919年) に全部改正 (2) される際まで法的骨組みが維持される。なお、明治26 (1893) 年の「帝国大学令」では職員について別個に帝国大学官制が定め

られた一方、帝国大学学長については「帝国大学ヲ総轄シ帝国大学内部ノ秩序ヲ保持ス」として、「文部大臣ノ命ヲ承ケ」という規定がはずされた。なお、教授会の審議事項としては(第15条)、分科大学の学科課程に関する件、学生試験の件、学位授与資格の審査、文部大臣又は帝国大学学長より諮詢の件などが規定された。

帝国大学令が採択した評議会、教授会と講座制は法人化以前までの日本の国立大学ガバナンスで大事な制度として位置づけられた。特に、評議会と教授会は制度が導入されて以降に学長選考過程においても一定の権限を持つ国立大学のガバナンスとして定着した。しかし、帝国大学における評議会は大学の自治を念頭に置いて設置されたというよりは大学に対する国の統制の目的が強かったので、制約された形の自治権が国より付与されたというのが正しいだろう。

帝国大学は評議会を設けた点において自治的機能を付与されているが、その自治権は著しく制限され、微弱なものとなっていた。その機構をみるに、評議官は文部大臣が各分科大学教授より特別に選抜することとなっていた。さらに学長が議長となるが、議事の顛末を文部大臣に報告することが義務となっており、また、その会議は、便宜に従って帝国大学若しくは文部省において開設すると規定とされていた。即ち文部大臣は評議官を選び、かつ議事の報告を受ける権能を持つこととなっているから、評議会は形式上、帝国大学の自治機関にもかかわらず、その現実は文部大臣が大学の内政に干渉する機関に過ぎなかった。帝国大学に学長は居るものの、評議会を通して文部大臣に直属し、大学としての独立性は極めて微弱なものとなっている。さらに法科大学長を学長の兼任とし、法科大学だけ特にその独立性を制限したことも、これと関連してその意味が考えられる[大久保 1977:331-332]。

この時代は日本において帝国大学が成立し、基本的なガバナンスが定立し始めた時期である。評議官を文部大臣が選考することにより大学に対する国の統制権が強かったことが分かる。しかしながら、この頃より日本国立大学において自治制度の原型が整ったとも見ることができる。

一方、この創設期(1870年~1909年)を第1章の第4節先行研究より方法論の検討でみたように、B. CLARK(1983)の「政府型」と見なすことができる。学内機構として評議会と教授会があり、大学自治が一部に機能しているので「教

授支配型」に見えるかもしれないが、学長が政府による公選だったということ、 そして文部大臣に大学が行う主要な意思決定結果を報告することが義務づけられたことを考慮するべきである。したがって、この時期の日本国立大学の高等 教育システムは国や官僚集団によって影響を及ぼされた「政府型」に該当するといえる。

# 第2項 統合期(1910年~1949年)

1915年6月、京都帝国大学では史上初めて教授会が学長を選考した。京都帝国大学は、東京大学より20年ほど後の1897年に設立されたが、いわゆる「沢柳事件」が背景となって教員による学長選考が可能であった。この事件は京都帝国大学の沢柳学長(1913年7月~1914年4月)が大学刷新を標榜して、就任直後の1913年8月に7人の教授に辞表を提出するように命令したのが発端となった。学長の命令に法科大学教授会は集団的に反発し、事件が激しくなるや、すぐさま1914年、文部大臣(奥田義人)は教授会の立場を擁護した。

結局、沢柳学長は事態の責任を取って学長職を辞退した。この事件を契機に 文部大臣の承認下にあった教員人事権を事実上大学の教授会が持つことが慣例 となった。京都帝国大学の教授会はこの勢いに乗って、辞退した沢柳学長の後 任を1915年に直接選出するに至った。

以降、すべての帝国大学で教授会が教員人事権はもとより学長選出権も兼備し、東北帝国大学、九州帝国大学などすべての帝国大学にまで拡大した。このような慣行は、戦前・戦中にかけて大学の内規として定着し、教授会が行った学長以下に対する公選人事権<sup>(3)</sup> は帝国大学における大学自治の梃子となった。しかしながら、学長以下の公選人事権はあくまで慣行であり内規に止まっていて法令に根拠がないため制度化されなかった[島田 2007:28]。

なお、この時期は、帝国大学に「評議会」、「教授会」、「講座制<sup>(4)</sup>」が制度化され、戦前の帝国大学を特徴づける要素となった。これらの三つの制度は、1893年(明治26年)8月の帝国大学令の改正により既に制度化されたが、大正8年(1919年)2月、分科大学が廃され、学部制が帝国大学令で定まってからは帝国大学ガバナンスの核心的制度として位置づけられた。

帝国大学令を詳しく見ると、計12条からなり、分科大学制は廃止されて学部 から構成される総合大学へと移行され(第一条・第二条)。旧令で分科大学と 併置されていた大学院を学部の上においた(第三条)。旧令では各分科大学に 属していた教員の身分は、帝国大学官制が定まることにより、学長・学部長・ 教授・助教授その他必要な職員(講師の嘱託も可能)を設置する(第四条)。 帝国大学に評議会をおき、学長の召集で評議会を開催する。評議会は各学部長 と各学部から選ばれた教授2名以内の評議員で構成し、学長は議長を務める。 評議員は各学部ごとに教授の互選で選出され、文部大臣によって任命される。 任期は3年であり、評議会では学科の設置・廃止、講座の設置・廃止、大学内 規等について話し合われ、高等教育に関して文部大臣に意見を申し立てること ができる(第五・六・七条)。学部に教授会を置き教授が組織する。学部長は 教授会を召集、その議長となり、教授会では学科課程・学生試験等に関する事 項が話し合われる。必要に応じて、学部長は助教授・嘱託講師を教授会に出席 させることができる(第八・九・十条)。学部に講座を設置し、教授(場合に よって助教授・嘱託講師)にその担任をさせる。講座の種類とその数は別の勅 令に定められる根拠を置いた(第十一・十二条)。

	評 議 会	教 授 会
構成	<ul><li>■ 学部長及各学部の教授2名以内を以て組織</li></ul>	■ 学部に設置 ■ 学部の教授を以て組織
議長	学長	学部長
任 期	3年	
審議	<ul><li>■ 学部に於いての学科の設置及廃止</li><li>■ 講座の設置及廃止に付諮問する事項</li><li>■ 大学内部の制規</li><li>■ 其他文部大臣又は学長の諮問する事項</li></ul>	<ul><li>■ 学部の学科課程に関する事項</li><li>■ 学生の試験に関する事項</li><li>■ 其他文部大臣又は帝国大学学長の諮問する事項</li></ul>
其他	■ 文部大臣に高等教育に関する事項の建 議	■ 学部長は必要とする助教授又は 嘱託講師を教授会に列席させら れる

表2-1戦前の評議会と教授会

このような帝国大学令の改正を受けて、各帝国大学では学長選考制度の改革に着手した。一例として、東京帝国大学は、1919年7月に「学長候補者選挙内規」を制定した。内規では、学長候補者は教授の選挙により推薦すること(第一条)、学長の任期は八年とすること(第二条)、学部の教授として評議員三名を互選し、各学部の評議員によって評議会を組織すること(第六条)、学長選挙の手続きと当選者の文部大臣への推薦に関する事項を定めている。この内規に基づく東京帝国大学における最初の学長候補選挙は1919年12月2日に実施され、山川健次郎が最初の公選学長に選ばれている[舘 1979:33-34]。

一方、戦前期においては、教授会は帝国大学令及び官立大学令に基づいて規定されており、私立大学においては法律上の機関としては設けられていなかったが、戦後になって制定された学校教育法では、国公私立を通じて、すべての大学に教授会を置くものとされた。

しかし、学長公選制の慣行は満州事変以降の軍国主義の下において侵害された。1933年の京大滝川事件では、文部大臣が教授会の同意なしに滝川教授に対する休職処分を行い、更に1935年に至ると天皇機関説事件が起こり、それまでの通説的見解であった美濃部博士の天皇機関説を述べた三著作が出版法19条により発売禁止とされた[片山 2004:4-5]。このような国立大学に対する国からの執拗な介入は終戦まで続いた。更に、慣行に過度に依存した学長公選制はいつでも崩れやすい制度であることが明らかになった。

これに比べ、帝国大学令により制度化された「評議会」、「教授会」は以降の国立大学のガバナンス、特に学長選考制度において大事な役割や権限を発揮してきた。

統合期(1910年~1949年)の初期では、京都大学で教授会による学長選考が行われて以降すべての帝国大学で学長選考だけでなく大学運営に関する重要な事項が教授会により決定されるガバナンスが導入された。しかし、教授会の学長選考などの大学運営に関する権限が法制化されなかったので、満州事変以降、大学に対する政府の統制が強化された。この時期は、日本において国立大学の学長を教授が主導して選考した経験を持ち始めた時期なので、B. CLARK(1983)の「教授支配型」の萌芽が見え始める時期である。

## 第3項 戦後改革と大衆化期(1950年~法人化以前)

終戦後、日本国憲法が制定されて以来、学校教育法が制定され、1947年から施行された。新たに成立した学校教育法で教授会(法59条)は、法定機関となったのに対し、評議会は設置根拠を持たなかった[大崎 1999:157]。文部省は1948年に、連合国軍総司令部(GHQ/SCAP)の所属機関の一つとして教育や宗教などの文化政策を担当したCIE(Civil Information and Educational Section)の意見に基づいてアメリカ式の理事会導入を検討したが、大学関係者と学生の反発に会い、制度化には失敗した。連合国軍総司令部の立場としても満州事変以前に帝国大学において慣行となった学長公選制、教授会などの大学自治の枠を回復しようとした大学構成員の要求を無視し難かったであろう。

1949年に教育公務員特例法が制定され、学長の資格基準と学長選考機関である評議会を設置できる法的根拠が作られた。しかし、学長選考についての手続きが規定されていないため、条文の解釈をめぐる議論が絶えなかった。以来、文部省は「国立大学管理法案」を立案し、1951年に国会に提出した。この法案は、当時の米軍のアドバイスを受け記されており、国民の代表者と大学関係者で構成される理事会を大学のトップマネジメント機関として設置するものの、大学へのアドバイスや勧告をする機関を中央政府に設置するように規制した[安沢 1963:54-55]。しかし、「国立大学管理法案」は、旧帝国大学の慣行を新制大学に画一的に適用するという批判と大学管理機関への学外者参加についての問題を巡って社会的合意を導き出せず、最終的に廃棄されてしまった。文部省は窮余の策として、1953年に文部省令で「国立大学の評議会に関す

る暫定措置を定める規則」を制定した。評議会は、学長の諮問に応じて、学部教授会の意見を調整し、大学の運営に関する事項を審議することになった。以来、1999年に「国立学校設置法」を改正するまで、文部省の同規則は、国立大学に評議会を設置できる根拠となった。

一方、1960年代後半の大学紛争は国立大学法人化論を浮上させるきっかけになった。この時期の大学紛争の動因は大学経営者の脱税、不当な学生処分もあるが、大学の非民主的な管理・運営体制に対する改革の要求とみられる。大学教育の改善、産学協同体制の否定、大学管理への参加などが学生らの基本的な

要求事項であった。大学紛争は1968年のころには全国116大学に波及し、社会的問題として台頭した。政府は「大学の運営に関する臨時措置法」を1969年8月に成立させた。同法によって1年以上の紛争を続ける大学は廃校もでき、大学が機動隊を導入し、紛争は鎮静局面に入った。大学紛争のころ浮上した講座制の封建制、閉鎖性などは、国立大学法人化をはじめ大学改革の課題として取り扱われた。

以降、文部省(1971: 1-25)は、法人化論が政府次元で議論され始を1970年代では国立大学の学長選考手続きを分析した。法人化以前の国立大学の学長選考に関する現状を調査対象である74大学について比較的詳細に把握できる。この調査では、国立大学の学長選考において、推薦者、各段階の選挙参加資格、次段階の候補者や当選に必要な得票規準などが比較的詳細に整理されている。学長の採用は、選考によるものとし、教授評議会の審査の議に基づき学長が定める基準により、評議会が行った。括目すべきは、当時の一部の大学の学長選挙では、制限されたものではあるが、事務職員、学部学生や大学院生が選挙権を持っていたことである。しかし、ほとんどの場合、評議会、専任教授、または助手以上の専任教員に選挙資格が付与されている。この調査には推薦者、投票参加資格、当選に必要な得票基準などが大学別に記述されていた。

学長選考過程は、学長候補者の推薦過程を経て、選出過程の順に進められる。 投票方法は単記無記名投票、2~3人氏名列記投票、決選投票方式が採択され ている。投票は専任講師以上の教員が参加して1~2回に分けて進められる。 また、教員中心の投票以外にも評議員会や学長推薦委員会の投票を経るように しており、全74大学の中で評議会(13大学)や学長推薦委員会(38大学)で投票 が実施された。これは投票対象者を事前にフィルタリング(filtering)した り、候補者の乱立を防止するための処置と理解できる。しかし、いずれも最終 的な学長候補者は教員の投票によって選出されるという慣行が守られた。当時、 珍しくも、神戸大学、神戸商船大学、埼玉大学では、学部学生・大学院生、専 攻科の学生たちも1次投票過程に参加した。埼玉大学などの7大学では文部事 務官や文部技官などの職員も投票に参加した。

一般的なことではないが教員以外にも学生と職員が学長選考過程に参加保障がなされていたケースとしては一橋大学が代表的である<sup>(5)</sup>。一橋大学では、

戦後の学園民主化及び1960年代末からの大学民主化闘争の成果として、学長選考に対する職員・学生の参加権が、大学の規則に明記される形で制度化されたが、1988年11月18日に職員・学生の参加条項を削除した[池 2000:1-9]。

このような教員中心の学長選出方式は法的根拠によって採択されたものでなく、沢柳事件という学長と教授会の対立から成立した結果であった。この事件を契機に文部大臣の支援の下、教授会は学長選出権を持つようになったことで教員中心の学長選考慣行が法人化以前まで維持されたわけである。

この時期(1950年~法人化以前)は、日本の国立大学において教授自治権を回復するための多様な試みがあった。B. CLARKの「Triangle」モデルに適用するとこの時期の日本・国立大学ガバナンスで合理的な選択(Quasimarket)による一定の調整(coordination)を行う「市場型」(market)に近づいた側面がある<sup>(6)</sup>。しかしながら、実際、国立大学では教員中心の学長選考制度が改めて慣例として行われる一方で、大学によっては事務職員、学生や院生など大学構成員も学長選考過程に参加できる形態で大学ガバナンスに変化も模索された。この時期に個別の国立大学は学長選考基準と学長選考手続きを整備するなど、国立大学がいわゆる国家の統制からはずれ、「教授支配型」の原理に基づき運営されたといえる。

#### 第3節 韓国・ソウル大学の学長選考制度

## 第1項 アメリカ型理事会の導入期(1945年~1949年)

韓国において日本からの解放は、米軍政による新たな統治を意味した。米軍政の教育政策は統治の基本方針に抵触しない限り、韓国側の意思を尊重することを原則にした[稲葉 1987:161]。このような米軍政の韓国に対する態度はソウル大学の設置過程からもうかがえる。

韓国最初の国立大学であるソウル大学は、米軍政法令第102号の「国立ソウル大学設置令」(1946年8月22日制定)によって設立された。ソウル大学は1945年以前の9専門学校などと京城大学3学部を合併した大学連合体制として誕生した<sup>(7)</sup>。軍政法令第102号第七条(理事会の職能と任務)によると、

「学長は資格がある朝鮮人を国立ソウル大学の学長に薦挙して書面で受諾した時に正式に任命する。但し、軍政の期間中は朝鮮軍政長官が学長を任命する」と規定されている。これゆえ、軍政の期間中は朝鮮軍政長官がソウル大学の学長を任命するようになった。

終戦後の日本のように、米軍政は教育政策の優先事項に日本式制度の撤廃を置いた。もちろん、大学ガバナンスにおいても例外ではなかった。当時、米軍政は京城大学に設置された教授会に替わって、アメリカ型の理事会(The Board of Regents of Seoul)制度を導入して、学長選考権限を理事会に与えた。それは教授会が日本式の制度であり、その上、米軍政に反対する勢力を効率的に管理しようとする政治的理由も含まれていた。すなわち、米軍政がアメリカ型の大学理事会を設置しようとする意図は「左翼勢力の暴動を防ぐためには教授集団の勢力化を認めない」という判断により導き出された[ソウル大学20年史編纂委員会 1966:62-63]。米軍政は、教授会を「左翼=親北朝鮮=反米軍」というフレームに当てはめた。大学ガバナンスに教授会が直接的に介入することを遮断する一方、米軍政の方針を大学に投入させる合法的装置として理事会が機能することを期待した。

だが、大学構成員からの反発は極めて強固であった。当時、ソウル大学の教員構成は日本制度下で修学、あるいは職員として勤務した教員たちが大部分であったため、アメリカ型理事会は粗野な制度と捉えられたのであろう。1948年6月末までに、京城大学法文学部と国立ソウル大学文理科大学において教員、准教員、助教、非常勤講師として勤務した152人の出身学校を見てみると、京城帝国大学出身が48人、日本「内地」の帝国大学出身が37人、その他日本の大学出身者が35人で合わせて79%(120人)を占めた[カン・メンスク2002:137-140]。一方、米国の留学者は4人に過ぎなかった。これは、日本あるいは帝国大学式の大学運営を残存させ、米軍政期の新しいタイプの教育制度の導入を難しくする要因になった。

その上に、理事会のメンバーに米軍人が含まれていることで大学構成員の反発と拒否感も強かった。特に、学生らの同盟休学(授業ボイコット)は軍政当局への強力な圧迫の手段となった。結局、当時の軍政長官であったラーチ (Archer L. Lerch) の特命により法令第102号の一部が1947年5月6日に改正さ

れ、理事会は、改めて韓国人だけで構成された。理事は9学部から1名ずつ推薦・任命されるようになった[東亜日報・京郷新聞 1947年2月16日]。

これら9人の理事は、民間人から選考されたという長所があったものの、成立初期の連合大学的な性格を抜け出せずにいた。それゆえ、当時の理事は、全学の代表としての役割に集中することより各学部の利益を代弁する水準を超えるまでには至らなかった。9人の理事の面々を見てみると、①崔奎東(師範大理事、中東中学校校長)、②呉健泳(商大理事、貯蓄銀行監査役)、③徐光高(法大理事、成均館大学理事)、④李春昊(文理大理事、延禧大学理事)、⑤安鍾書(歯大理事、歯科医資格審査委員会委員長)、⑥李軒求(農大理事、林業開発会会長)、⑦朴慶浩(芸大理事、中央放送局企画課長)、⑧李義植(医大理事、医学博士)、⑨劉在晟(工大理事、龍山工作会社理事長)などのように、学部を代表していたことがわかる[京郷新聞 1947年5月17日]。

1947年2月23日付『京郷新聞』に載った「立議に国大案(国立ソウル大学設立案の略称)<sup>(8)</sup>問題提議」という見出しの記事によると、「…ソウル大学の教員、副教員、助教授有志一同の名義で今月17日の立議(立法議院)に次のような建議書が提出された。①理事会に本学教員3-4名を参加させること、②大学に評議会を置き、各学部に評議員2人と学長1名の合計27名で評議会を構成すること、③各単科大学は教授会を復活させること、④教務処、学生処の最高責任者は、学校の教員として、その下に助教授と専任の事務員を置くこと、⑤学術研究費を各学科に編成するとともに、研究論文出版費を予算に計上すること」など、教員団は理事会の構成方式だけではなく大学運営全般に関する自らの立場を立議に要求した。

理事会が韓国人で完全に再構成された後も、アメリカ型理事会への不満は燻り続けた。その理由は、なによりも教授会が大学運営から疎外されるということであった。1948年4月、教員らの不満は理事会よりなされた文理科大学の研究室の一部を法科大学に譲渡せよ、との命令により爆発した。この事件は、理事会と教授会の認識不一致へと発展し、学長の辞任を引き起こすほどの破壊力を持った。結局、理事会はその機能を十分に発揮できず、学部長会が大学運営について事実上の中核的な位置を占めた。米軍政によるアメリカ型の大学理事会の移植は大韓民国政府樹立と同時に解消されたが法制史的な意義がある[鄭

太秀 1985]。

一方、国大案の創案に対する反対運動過程とともに知識人と学者らは民族教育の再建に志を同じくした。全学術界を代表する巨大な民族エリートを養成する機関となる総合大学を建てようとしたのである。その結果、朝鮮半島の南ではソウル大学が創設されたが、同じ時期に北では金日成(キム・イルソン)総合大学がソウル大学より2週早い1946年10月15日に開学された。国大案の創案とそれに対する反対運動は大学の分断にまで至ることになる[キム・ギソク2008]。

国大案が出る以前には、米軍政は京城大学学長にキム・ジュンヨンを任命しようとしたが、彼の拒否によって米海軍大尉であるハリー(Harry. B. Ansted)を任命(1946年8月22日 - 1947年10月25日)した。以降、韓国人として最初に任命された者は第2代学長である李春昊(1947年10月25日 - 1948年5月12日)であった。

なお、1948年7月17日に制定された制憲憲法第72条では国立大学学長の任免は国務会議の議決<sup>(9)</sup>を経るように規定した。以降、第9回の改正憲法である現行憲法に至るまで国立大学学長の任命は国務会議の審議事項として続いて規定されている。

ソウル大学の成立過程で注目すべきところは、アメリカ型の理事会の導入など大学ガバナンスを巡る米軍政当局と大学構成員の葛藤と対立の解決方式である。軍政当局は当初の教授会に対する否定的な立場を変えていたが、教授会の権限を研究と教育の領域において限定的に認めるという態度を採った。米軍政と教授会の対立という構図に幕が下ろされた事は、学生の集団行動が本格化されてからである。学生の集団同盟休学の動きを深刻に受け止めた米軍政は、教授会との協力関係の設定のために紛争調整の道に入った。

しかし、「学問の自由」を志向するのは普遍妥当に目指すところであるにもかかわらず、この時期における教員は非常に低いレベルの名分を掲げている。極度の混乱期にあった時代的状況に照らしてみても、教員らの行動が熟慮された調整者であったとは評価し難いだろう。結局、社会環境の変化に対して積極的な役割を買って出たというよりは、時流に乗って自分たちの利益を極大化しようとする特権意識が強かったと言えよう。

以上、この時期を「Triangle」モデルに照らして見ると、国家と専門職である教授団が中核になって高等教育システムを形成したことが分かる。ソウル大学の成立過程で軍政当局と大学の間で発生した様々な葛藤と対立により、軍政当局は当初の教授会に対する否定的な立場を変えたが、教授会の権限を研究と教育に制限した。この時期の米軍政と教授会との関係は対立と葛藤の模様であったが、妥協の手順を踏んでいることが分かる。そして国家と教授会の間に新しい要素として学生が登場することである。学生たちの集団的同盟休学などの動きは、軍政にとっては非常に深刻に受けとめられ、最終的に葛藤調整の道に入っていったと見られる。しかし、ソウル大学において学長の任命権は米軍政により行使された。米軍政は当時の理念対立のような政治的な理由で教授会を廃止し、大学理事会を導入しようとした。アメリカ型の理事会の設置は、米軍政の政策と方針を大学において実行するための行政装置として大学構成員に理解された。米軍が参与する大学理事会のメンバーを大学構成員の反発により変更したとはいえ、この時期の大学ガバナンスは、米軍政の影響力が強く作用する「政府型」(State authority)に該当する。

#### 第2項 大学自治胎動期(1950年~1960年)

朝鮮戦争は韓国人にとって悲劇であったが、大学にも多くの苦痛を抱かせた 出来事であった。教員の人命損失を招いただけではなく、北朝鮮による拉致、 自主的な越北の事例もあった。朝鮮半島の南に止まる教員でも政府からの酷い 思想検証を経て罷免される場合もあったので教員の身分には変化が多かった。

このような悲劇的な戦争の惨状のなかで、朝鮮戦争末期である1953年4月18日、教育公務員法が制定公布された。この法律には、教職員の任命手続き、資格基準、身分保障などの諸規程が盛り込まれた。なお、教授会の法的根拠が用意され、大学ガバナンスの運営権限を大学に返す第一歩が法律として担保された。

具体的には、教育公務員法第8条に、「①学長、副学長、学部長は、教授会の同意を得て、文教部長官の具申により大統領が任命する。②大学院長、教員、副教員、助教授などは、教授会の同意を得て、学長の具申により、文教部長官

を経由して、大統領が任命する。③教授会は、学部長、教員、副教員、助教授 を以って構成する。ただし、学長、副学長の推薦に関しては、当該大学の教員 全員により教授会を構成して行う」と規定している。

大学において中核的な2つの人事権である学長選考権と教員人事権を教授会が持つことになり、教授会の役割と法的根拠が用意された画期的な契機と言える。また、学長の選考に関する法的根拠が最初に規定された。

では、この時期において教授会が、なぜ、こうした強力な権限を持つに至ったのであろうか。その背景は教育公務員法の制定過程で国会論争と審議内容が整理されている1953年3月21日開会の国会定期会議の速記録からうかがうことができる。当時の国会審議では、教授会の権限について議員間の熾烈な攻防があった。その争点は「教員の任命手続き」と教授会に「学長の選考権」を付与するかどうかであった。

まず、「教員の任命手続き」においては、教員資格審査を全国的に統一させる基準を設けて、資格要件を厳格にすべきであるという意見と、教員資格審査などと一体の人事権を大学の教授会に任せるのが望ましいという見解に分かれた。当時、戦乱による教員の損失など、大学の需要に比べ教員の供給が絶対的に不足していたことから、最高の専門家である教員の採用に当たって資格基準を政府が設けることが現実的には容易ではなかった。さらに、1945年以降、「雨後の筍」のように設立された私立大学においても教員不足の現状は同様であった。このように国立大学の教員人事権が教授会に付与されることには、教員資格審査がもつ高度な専門性と、当時、全国的に横行した教員不足の現状が影響を与えたとみられる。すなわち、教授会の教員人事同意権は大学自治を尊

次に、「学長の選考」において教授会の同意権が付与された背景を見てみよう。教授会の同意による学長の選考方式については、大学が政治の場に変質される恐れがあるという理由で反対意見が多数を占めた。しかしながら、当時大統領制を採択していた韓国の国家権力構造の下では、文教部長官も政府与党の所属なので、政治的中立を維持し難いという主張も多かった。これは、政治と教育を分離させることについて国会よりの合意を引き出したことを意味する。なお、「教育は百年の大計」という韓国民の伝統的な教育思想が教育の政治的

重した側面より当時の時代的な状況からやむを得ず付与された側面がある。

中立性の形態で法制化された側面がある。結局、「学長の選考権」を特定党派 に振り回されないよう、教授会が権限をもつ方式が妥当であるという主張が説 得力を得たのである。

だが、実際にソウル大学では、教授会に教員の任命同意権を与えることが学長の強力な業務遂行を制限するという理由で反対にぶつかった。それゆえ、1954年7月に李瑄根文教部長官は「全国学長会議」で教職員任命に関する教授会の同意権を廃止する方向で教育公務員法の改正方針を明らかにしたが、教員団の反対によって挫折した。

1956年6月、崔奎南学長が文教部長官に就任することに伴い、第6代学長である尹日善(1956年7月19日-1961年9月29日)が助教授以上の教員が参加した教授会により初めて選出された。尹日善学長は、教授会の同意により選考された最初のソウル大学の学長であったが、その後、教授協議会<sup>(10)</sup>の不信任によって退いた。

一方、1956年4月9日付ソウル大学が発刊した『大学新聞』に申泰煥教授は、「教授会の必要性」という題下で寄稿、「教員という職業は大学という機関に雇用された技術者に過ぎず、全国規模の教員労働組合のような組織の結成を主張」するなど、当時としては画期的な提言をした。教員処遇の問題に重点を置いて、教員団結の必要性が提起されるなど、全国規模の教員連合組織体がソウル大学の教員により主張されたが実現化されなかった。1957年5月、「韓国教授協会」という親政府性格の団体が教員の親睦、身分保障、学術研究を目的に結成されたが、一部のソウル大学教員が参加したに過ぎなかった。

以上、この時期は教育公務員法に教授会の設置と権限に関する法的根拠が整えられた。これにより、教授会は、教員人事権と学長選考権を持つようになった。当時、国立大学と私立大学とを問わず、大学教員数の絶対的な不足は社会的問題になったなかで、大学の政治的中立を確保するための政治的考慮の産物として教授会の法制化が実現された。換言すると、教授会の法的権限は大学自治や民主的ガバナンスを確保するための教員らの努力の果実ではなく、時代的状況により生まれた側面が強い。このような政治的合意によってなされた教授会とその権限は脆弱性を有さざるをえず、いつでも政治選択に応じて変わりうるという胎生的限界を持つしかなかった。とは言え、韓国の大学史において教

授会の役割と機能について活発な議論が展開されるきっかけになったのも事実 である。

なお、この時期には大学の自治も新しい段階に入る。それは自由党政権の独裁的な性格が大学及び社会に影響を及ぼしたことによる。1957年12月9日にソウル大学の学生新聞である「私たちの構想」は、政治学科の学生が書いた「模索」というタイトルの論評を載せ、そのサブタイトルが「無産大衆の体制への志向」であった。政治的論題を扱ったもので、社会民主主義の社会体制を主張する内容であった。ところが、最後の部分で述べられた「無産大衆は団結しよう、新しい祖国を望む」などのフレーズは左翼がよく使う表現であった。この記事は、大学内に波紋を広げ、文理科大学では同新聞を回収し、編集した学生には事前検閲を受けなかったことを理由として停学処分が下された。さらに、執筆者(ユン・グンイル)は、退学処分されたが警察にも拘束された。その後、執筆者には、裁判所で無罪判決が下されたが、文理科大学長が辞任する始末となった[ソウル大学20年史編纂委員会 1966:198-199]。大学における表現の自由に対する抑圧の形態をよく現わしている筆禍事件である。

一方、この時期を「Triangle」モデルの観点に適用してみると教授団の役割が政治・社会的な環境と利害関係によって調整されたことが分かる。高等教育システムには市場の視点も作用し、人材の確保という要求により「労働市場」の原理が国立大学ガバナンスに影響を与えた。さらに、ソウル大学のガバナンスは「競争市場」といえる私立大学に対応するために統合と調整の段階を経験する。しかしながら、大学ガバナンスは、政府の決定に左右されるものの、「教授支配型」の萌芽期を迎えていた。

#### 第3項 権威主義政権期(1961年~1986年)

自由党政権末期から独裁的性格がさまざまな形で可視化され、政治権力の下で官僚の不条理が深刻になった。1960年、大統領選挙の過程で政権の組織的不正が明らかになり学生らが中心の政権打倒運動である「4.19革命」によって自由党政権は崩壊した。

以後、大学内外では多くの変革が起こり「ソウル大学教授協議会」が1960年6月18日に結成された。教授協議会は、専任講師以上のソウル大学教員を会員とし、各学部教授会が2人ずつ選考した理事によって理事会を構成した。教授協議会は、教員の処遇改善の約束を履行しなかった理由として、9月28日に学長不信任決議を出して要求を貫徹させた[東亜日報 1960年9月28日]。

4.19革命以降、教員らは自分の処遇改善を主な目的として動いた。それは全国的な組織の教員団結成を目指すものであったが、実現されなかった。 4.19以降に結成されたソウル大学の教授協議会は新たに政治勢力化する可能性があった学生への対応の次元で成立した面もあった。当時、教員らの関心が政治的ヘゲモニーを巡って発揮されていたことがうかがえる要素である。

1961年の5.16軍事クーデターにより行政、立法、司法の3権を握った軍部は軍事革命委員会を組織した。1961年6月6日国家再建非常措置法が国家再建最高会議令第42号で制定された。国家再建最高会議令第2条では「国家再建最高会議は5.16軍事革命課業の終了後に行う総選挙による国会が構成し、政府が樹立される際まで大韓民国の最高統治機関としての地位を持ち得る」と規定した。同12条には「国立大学の学長任命承認に当たりては国家再建最高会議の議決を要す」と定められ国立大学に対する統制を強化した。

教授会および教授協議会の機能がすべて停止され、「教育に関する臨時特例法(法律第708号、1961年9月1日制定・施行)」が公布された。この特例法によって学長と教員人事に関する教授会の同意権は剥奪された。軍政からの画一的で下方的な教員と学長の任用システムが働くようになり、強力な官僚的統制による大学運営が改めて行われた。軍政が終わって第3共和国が発足し、1963年12月5日に教育に関する臨時特例法を廃止、教育公務員法を改正したが、学長を文教部の傘下に置いた「教育公務員人事委員会」の諮問を経るようにして文教部長官の具申により大統領が任命できるようにする軍政時期の任命手続きはそのまま維持された。人事委員会は委員長1人を含め7人で、委員長は文教部次官が就き、委員は7年以上の教育或いは教育行政経験のある者のなかから文教部長官の推薦を経て大統領が任命した。

以来、表 2 - 2 のとおり教育公務員法に学長の任命具申権を文教部長官が掌握することに規定され、学長の地位は独立性が弱体化され、大学の自律的領域

が縮小された。また、既存の学長が行使していた4級以下の事務職員の人事権 も文教部が持つことになった。すなわち、当時の公務員任命令(閣令第1755 号、1963年12月17日)によると、行政職群の職級は、1級(管理官)、2級 (理事官、副理事官)、3級(書記官、事務官)、4級(主事、主事補)、5級 (書記、書記補)に区分される。4級は係長級以下に該当する職級で、当時の 文教部からの人事統制が強かったことがわかる。大学の事務は、上部機関であ る文教部のサブ行政に変質した。これにより、学長の地位も管理者の地位に格 下げされた。

また、教授の任命手続きにおいても、教授会の同意手続きなしに助教授以上 は学長の具申により、文教部長官を経由して内閣首班が任命するようになり、 教授の研究実績審査制が追加的に導入された。さらに、大学教員の定年を65 歳から60歳に引き下げた[ソウル大学30年史編纂委員会 1976]。その代わり に定年退職する教授の中からいわゆる「有能な教授」は大学に残る名分を与え、 学問研究に参加できるようにして、政府の大学人事に関する強い影響力を制度 化した。このような国家中心の国立大学ガバナンスは以降、程度の差はあるが 1987年の全国民的な6.10抗争があった時期まで約26年間持続された。

1964年3月24日から日韓会談に反対する学生デモが始まり、その様相が収まらなかった。文教部は当時の権重輝(クォン・ジュンヒ)学長の解任を大統領に建議し、その後任に申泰煥(シン・テファン)が1964年6月24日に任命された[京郷新聞 1964年6月8日]。

ソウル大学教授協議会は、1964年5月27日に日韓協定批准の反対をめぐる時局収拾決議案を採択した。この決議案では、根本的な改革政策、軍の政治的中立、情報機関の大学査察禁止や大学自律化の確保、拘束学生の釈放、法改正や学長任命制の改善、教員給与の現実化などが含まれている。しかし、政府は、1965年8月、日韓協定批准反対運動の拡大の責任などを問い、申泰煥学長を解任し講壇から追放した。申泰煥学長がデモを主導した学生に対して退学処分を要求した政府に反対したことが原因になったと言われる[東亜日報 1965年8月27日]。

また、この時期は政権の正当性を確保するために、国民を統制しようとする 政府と、これらの弾圧を阻止しようとする学生や教員たちの葛藤構造が常態化 していた。政府政策の方向性に協力しない教員や学生は、懲戒処分や再採用脱落など様々な手段で抑圧し、その上教員は、教授会の権益擁護や相互親睦を図るための集団に転落させられた。1971年8月21日、ソウル大学の教員らは、文教部から独立した大学の自治、学長直選制、教授会の議決機関化、処遇改善などを骨子とした「大学自律」の立法化を要求した。また、野党も政府に大学の自由と自治が民主制度の根幹なので大学に対する政府の統制をやめることを促した[東亜日報・京郷新聞 1971年8月21日]。

法令	施行日	手続き
教育公務員法	1953年4月18日制定	■ 当該大学の教員全員(教授・副教授・
(法律第285号)		助教授)が構成する教授会の同意を
		経て文教部長官の具申により大統領
		が任命(第8条)
		■ 任期は6年(第10条)
教育公務員任用令	1953年11月1日	■ 任命動議は秘密投票、教授会を構成
(大統領第828号)		する在籍教員過半数の出席と出席教
		員の過半数の賛成により行う(第7条)
教育に関する臨時特例法	1961年9月1日	■ 文教再建諮問委員会の諮問を経て文
(法律第708号)		教部長官の具申により内閣首班が任
		命(第9条)
教育公務員法	1964年1月1日	■ 文教部長官の具申(人事委員会の諮問
(法律第1463号)		を経て)により大統領が任命(第28条)
		■ 任期は4年(第29条)
		■ 人事委員会は、委員長(次官)、委員
		(7年以上の教育或いは教育行政の
		経験がある人事行政に優れる者)など
		7人で構成し、文教部長官の推薦によ
		り大統領が任命(第29条)

# 表2-2国立大学学長の選考についての法令改正経過

しかし、1972年の維新体制<sup>(11)</sup>下では、維新撤廃運動が全国的に拡散していく中で、警察と大学職員などを動員して学生や教員たちを継続的に監視する

など徹底的に統制した。

1980年5月10日を基点に、学生は軍部が主導する改憲作業に対抗してデモを連日繰り広げていった。これに対し教授協議会は5月19日にソウル大学教員時局宣言を発表する計画であったが、5月17日新軍部の軍事クーデター (12) による戒厳令が全国へと拡大され、以降のすべての政治活動が停止された。

当時は、学生らの対外的な政治活動はもちろん、大学内での自治活動も規制された。1985年6月5日に開催された「第125回国会文教公報委員会議事録第6号」にその一端を見ることができる。野党の趙舜衡(チョ・スンヒョン)議員(新韓民主党)は、孫製錫(ソン・ジェソク)文教部長官に、政府が政治活動を禁止するために各大学の学則を改正した上に学生自治組合にまで同条項を適用することの不当性を問いただした。次は趙舜衡議員の発言の一部である。

現行法上、学生たちも選挙権があれば、政党員としての資格があるので政治活動が可能である。しかし、学生が反政府活動を行うから政治活動を禁止する学生自治組合規則を改正することは理屈に合わない。また、学生会の被選挙権を成績B単位に制限することがふさわしいか。学則に基づいて所定の単位を履修した者には、単位に関係なく参加できるようにしなければならない。成績と学生会幹部のリーダーシップとは別個である<sup>(13)</sup>。

これは、当時の政権が学生のデモにいかに敏感だったかを端的に表している エピソードである。4.19学生革命によって崩れた李承晩政権を踏襲しないた めの政権的次元の管理が広範囲に及んだことが分かる。

5.16以降の約30年間の権威主義的政権の下で統制を基に中央集権的高等教育政策が継続された。1961年5.16軍事クーデターにより政権を握った軍部は軍事革命委員会を組織し大学に対する統制を強化した。教授会の機能が停止され、学長と教員人事に関する教授会の同意権は剥奪された。学長は教育公務員人事委員会の諮問を経て文教部長官の具申により大統領が任命した。学長の地位は独立性が弱体化され、大学の自律的領域が縮小された。

1972年からの維新体制、1980年の新軍部の登場により教授会による大学内での自治的ガバナンスはその痕跡を見出すことができない。学生らの対内外的

な政治活動も禁止された。

ソウル大学の学長選考制度における教員参加も源泉的かつ全面的に封じられた。したがって、当時、大統領が任命する学長と文教部長官が任命する少数の幹部教職員が大学のすべての運営事項を決定したのである。これらの大学の自治的ガバナンスにおける反動は学長任命制に還元され、教員中心の学長選考制度の慣習が維持し難くなった。

この時期を「Triangle」モデルに適用してみると国家と専門職である教授会の二つの観点から分析が可能となる。まず、国家の観点では、自由党政権末期から独裁的性格が様々な形で可視化されており、政治権力の下で官僚的調整が様々な不条理を示し、これらの傾向は、4.19革命を通じて政権自体を崩す結果を招いた。しかし、5.16クーデターにより官僚的調停権が新しい政治勢力と連合して教授団の権利を剥奪するに至った。

教授団の立場が教授の処遇改善を目的にして動いたこともわかる。このような動きは、全国的な組織体の結成を目指していたが成功までには至らなかった。4.19以降にも教授協議会が結成されたが学生たちへの対応を背景としたことからも分かるように、自分たちのヘゲモニーを不断に追究した。

したがって、法的根拠を持っていた教授会の権限以上のものを獲得しようとする教授団のターゲットは、国家に対しては教授の処遇改善、そして学生に対しては4.19以降の学生による集団的行動への対応であった。一方、教授団のこのような高等教育システム全般に対する理解不足は、5.16クーデター以来、強力な政治権力の登場によって自らの役割と機能が崩されてしまう要因を提供した。したがって、この時期は「Triangle」モデルの観点からみると、軍事クーデターにより「教授支配型」が「政府型」に回帰した時期といえる。

#### 第4項 学長直選制期(1987年~法人化以前)

その後、5.16から始まる維新体制と新軍部の軍事クーデターを経て継続された軍事独裁体制を終結させたのは1987年6月に起きた学生と市民による民主 化抗争の結果だった。 1987年6月は韓国の政治的民主化において重大な分岐点になった時期である。 野党が要求する大統領直接選挙制の憲法改正に政府与党が反対していることに ついて学生と市民は、軍事政権を延長しようとする意図であると受け止めた。 そこで、学生と市民は、大統領直接選挙制への憲法改正を政府に要求し続け、 反政府デモへと発展した。1987年6月29日に、与党の大統領候補である盧泰愚 が、大統領直接選挙制を受け入れ、反体制政治家の赦免・復権を骨子としたい わゆる「6.29民主化宣言」を発表すると、反政府デモが収まった。

以来、大学の自由化・民主化運動は、大学構成員が大学経営に積極的に参加 しようとする動きとなった。1980年代後半から教員の直接選挙による学長選 考を行う「学長直選制」が現れた。

文教部は1988年4月16日に国公立大学学長に任命具申の前段階として、大学が学長任用推薦委員会を構成し、推薦委員会が学長候補者を複数選定し、推薦するように指示した。このガイドラインに沿って、各大学では、学長の直選制が一般化した。1991年3月8日に教育公務員法が改正され、学長は当該大学の推薦を受け、教育部長官の具申により大統領が任命するようになった。このように、大学学長を当該大学が自律的に選考することが合法化されると、国公立大学はもちろん、私立大学でも学長直選制を競って拡大していった。

6.29宣言以降、教育公務員法が改正される前である1987年12月29日に木浦大学が、1988年1月には全南大学が国公立大学では初めて教員らの直選制によって学長を選考した。私立大学は延世大学が1988年に初めて学長直選制を実施し、1989年に光州教育大学が学長直選制で選考した。このように、1987年から1992年までほとんどの国公立大学と多くの私立大学が学長直選制による学長選考の経験を持つに至った。

ソウル大学の場合も、学長選考制度と関連した議論が様々に行われ、1988 年4月11日に同大学の保健大学院が初めて教員投票によって学部長を選考した。 続いて家政学部と経営学部でも教員直選により学部長候補者2人を推薦し、そ のうちの一人を学長が任命する方式を採用した。任命された学部長に対して教 授会が行った同意投票は、1950年代にも存在したが、教員投票によって決め られたのは初めてのことであった。

そして学長についても1991年8月14日選任の第19代(金鍾云)から法人化以

前の第25代(吳然天)まで教員の直選によって選考された。すなわち、ここで1989年から2007年までの間のソウル大学「学長候補者選定」手続きにおける変化が確認できる。当初は、学長候補者選定委員会が指名する候補者の中から教員の直接投票で学長を選考した。その後、2003年8月23日の改正では学外者を選定委員に含めることができるようにした。特に、2007年12月28日の「ソウル大学学長候補者選定に関する規程」の改正では、「学長候補者選定委員会」において、教職員や学生が推薦する学外者を含めた候補者招聘委員会をおいて、学内外の者で委員会を構成するようにするなど、学長候補者選考の手続きをより強化した。「ソウル大学学長候補者選定に関する規程」第3条によると、学長候補者選定運営委員会は、学部(大学院)より選考した代議員35人、評議員会より推薦される学内評議員7人と学外評議員4人、教職員が推薦する学外者2人、学生が推薦する学外者2人で構成する。教授中心の学長選考制度が慣習であったソウル大学で、学生の参加が制度化された。

	学長の資格	選定委員会	選定投票
1989年8月8日	明確な資格基準はな	〈構成〉	投票は専任教員の
規則第763号	L	助教授以上の教員のう	過半数の直接・秘
		ちから選考した委員で構	密投票、2人連名
		成する。委員総数は50	投票
		人以内	
		〈機能〉	
		学長の資格基準を設	
		定、候補者審査、5人以	
		内の候補者指名、投票	
		管理	
1993年9月9日	大学の発展のための	〈構成〉	専任教員の過半数
規則第913号	明確な方針と推進能	助教授以上の教員のう	の直接秘密投票、
	力がある者、行政能	ちから選考した委員で構	候補者が4人以上
	カとリーダーシップが	成する。委員総数は50	の場合には2人連
	ある者、学識と徳望の	人以内	名投票
	高い者、学長として法	〈機能〉	
	定の期間在任すること	学長の資格基準を設	

かできる者   定、候補者推薦と審査、   5人以内の候補者指名、   投票管理   単記を同一   人間   人以上の教員のう   方から選考した委員で構成する。委員総数は10人以上50人以内(学外者含む) (機能)   上記と同一   人間と同一   人間に有力   人間に対力   人間に有力   人間に有力   人間に対力   人間に対力   人間に対力   人間に対力   人間に対力   人間に対力   人間		I		
投票管理		ができる者	定、候補者推薦と審査、	
2003年8月23日			5人以内の候補者指名、	
規則第1405号			投票管理	
ちから選考した委員で構成する。委員総数は10人以上50人以内(学外者含む) (機能) 上記と同一   上記と同一	2003年8月23日	上記と同一	〈構成〉	専任教員の過半数
成する。委員総数は10 人以上50人以内(学外 者含む) (機能) 上記と同一	規則第1405号		助教授以上の教員のう	の直接秘密投票と
人以上50人以内(学外 者含む) (機能) 上記と同一			ちから選考した委員で構	単記名投票
古含む) (機能)   上記と同一   「本記と同一   「本記と同一   「本記と同一   「本記と同一   「本記と同一   「本記と同一   「本記と同一   「本記を同一   「本記を同一   「本記を同一   「本記を同一   「本記を表現。」   上記と同一、学長候補選定の管理を追加   「本記を表現。」   投票権の過半数に   投票権の過半数に   投票権の過半数に   担当する議決権者   「本記を兼ね備え   「本記を兼ね備え   「本記を兼ね備え   「本記を兼ね備え   「本記を兼ね備え   「本記を兼ね備え   「本記を兼ね備え   「本記を兼ね備え   「本記を兼ね備え   「本記を表現。」   「本記を表現を表現を表現を表現。   「本記を表現を表えを表現。   「本記を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表える。   「本記を表現を表現を表える。   「本記を表現を表現を表			成する。委員総数は10	
(機能)   上記と同一   上記と同一   「構成   専任教員の過半数   の直接秘密投票と   単記名投票   上記と同一、学長候補   選定の管理を追加   投票権の過半数に   投票権の過半数に   投票権の過半数に   投票権の過半数に   投票権の過半数に   日本で、学内外の人   大者で、学内外の人   土を問わず   大者2人含む)   (機能   候補者の資格要件に関する事項、候補者招聘   委員会の構成、学長候   補選定の管理   * 候補者招聘委員会は   上記と同一、学長候補   投票権の過半数に   日本で、学内外の人   上を問わず   上を問わず   上を問わず   大学生が推薦する学   単記名投票   上を問わず   大書で、学内外の人   大学生が推薦する学   単記名投票   単記名投票   上を問わず   大書で、学人含む   大書で、学人含む   大書で、学人含む   大書で、学人含む   大書で、学人含む   大書で、学人会む   大書で、学人会む   大書で、学人会む   大書で、学人会む   大書で、学人会む   大書で、学人会む   大書で、学人会む   大書で、学人会む   大書で、学人会な   大書を表しな   大書で、学人会な   大学の   大書で、学人会な   大学の			人以上50人以内(学外	
上記と同一			者含む)	
2006年4月10日			〈機能〉	
規則第1544号			上記と同一	
(機能) 上記と同一、学長候補選定の管理を追加   投票権の過半数に   投票権の過半数に   投票権の過半数に   投票権の過半数に   投票権の過半数に   投票権の過半数に   担当する議決権者   行政能力を兼ね備え   資が推薦する学外者2   大者で、学内外の人   大学生が推薦する学   単記名投票   単記名	2006年4月10日	上記と同一	〈構成〉	専任教員の過半数
上記と同一、学長候補 選定の管理を追加   投票権の過半数に   投票権の過半数に   規則第1641号   人柄と学徳を備え、社   会的リーダーシップと   50人以上で構成(教職   相当する議決権者   行政能力を兼ね備え   員が推薦する学外者2   の直接秘密投票、 た者で、学内外の人   大学生が推薦する学   単記名投票   単記名投票   外者2人含む)   (機能)   候補者の資格要件に関   する事項、候補者招聘   委員会の構成、学長候   補選定の管理   *候補者招聘委員会は	規則第1544号		上記と同一	の直接秘密投票と
選定の管理を追加  2007年12月28日 人柄と学徳を備え、社 〈構成〉 投票権の過半数に 規則第1641号 会的リーダーシップと 行政能力を兼ね備え た者で、学内外の人 士を問わず 人、学生が推薦する学 対者2人含む) 〈機能〉 候補者の資格要件に関 する事項、候補者招聘 委員会の構成、学長候 補選定の管理 *候補者招聘委員会は			〈機能〉	単記名投票
2007年12月28日 人柄と学徳を備え、社 〈構成〉 投票権の過半数に 会的リーダーシップと 50人以上で構成(教職 月が推薦する学外者2 の直接秘密投票、 た者で、学内外の人 大学生が推薦する学 外者2人含む) 〈機能〉 候補者の資格要件に関 する事項、候補者招聘 委員会の構成、学長候 補選定の管理 *候補者招聘委員会は			上記と同一、学長候補	
規則第1641号 会的リーダーシップと 50人以上で構成(教職 行政能力を兼ね備え 員が推薦する学外者2 の直接秘密投票、た者で、学内外の人 大、学生が推薦する学 外者2人含む) (機能) 候補者の資格要件に関する事項、候補者招聘委員会の構成、学長候補選定の管理 *候補者招聘委員会は			選定の管理を追加	
行政能力を兼ね備え た者で、学内外の人 大学生が推薦する学 大を問わず 大を問わず 大さ問わず 大さ問わず 大さ問わず 大さ問わず 大さの資格要件に関する事項、候補者招聘 委員会の構成、学長候 補選定の管理 ・候補者招聘委員会は	2007年12月28日	人柄と学徳を備え、社	〈構成〉	投票権の過半数に
た者で、学内外の人 士を問わず 外者2人含む) 〈機能〉 候補者の資格要件に関 する事項、候補者招聘 委員会の構成、学長候 補選定の管理 *候補者招聘委員会は	規則第1641号	会 的リーダーシップと	50人以上で構成(教職	相当する議決権者
大き問わず 外者2人含む) (機能) 候補者の資格要件に関する事項、候補者招聘 委員会の構成、学長候 補選定の管理 *候補者招聘委員会は		行政能力を兼ね備え	員が推薦する学外者2	の直接秘密投票、
〈機能〉 候補者の資格要件に関 する事項、候補者招聘 委員会の構成、学長候 補選定の管理 *候補者招聘委員会は		た者で、学内外の人	人、学生が推薦する学	単記名投票
候補者の資格要件に関する事項、候補者招聘 委員会の構成、学長候 補選定の管理 *候補者招聘委員会は		士を問わず	外者2人含む)	
する事項、候補者招聘 委員会の構成、学長候 補選定の管理 *候補者招聘委員会は			〈機能〉	
委員会の構成、学長候 補選定の管理 *候補者招聘委員会は			候補者の資格要件に関	
補選定の管理 *候補者招聘委員会は			する事項、候補者招聘	
*候補者招聘委員会は			委員会の構成、学長候	
			補選定の管理	
学内外の者で構成			*候補者招聘委員会は	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			学内外の者で構成	

表2-3「ソウル大学の学長選考に関する規則」の変化過程

このように学長選考過程における学生参加は、学生納付金の増加と関係があると見られる。実際、物価対策の一環として維持されていた学生納付金の策定

に関する政府の指針が廃棄されて以降、国立大学の納付金の引き上げ率は私立 大学の10%以上を上回った[ソン・ドンソプ 2010]。学生納付金を急速に増 額させるためには、学長選考過程などの学内ガバナンスに対する学生参加の要 求を受け入れざるを得なかったと推察できる。これにより、2007年からは教 職員と学生が推薦する学外者が選定委員会に含まれ、外部人材の大学経営に対 する参与が開始された。

米軍政時代の第1代(Harry. B. Ansted)から1991年の第18代(趙完圭)までの学長の中で、教授会の同意を経て任命された学長は、第6代(尹日善、1956年7月19日-1961年9月29日)だけであった。第19代(金鍾云、1991年8月14日~1995年2月28日)学長から第25代(吳然天、2010年7月20日~2014年7月19日)学長は教員の直選によって選考された学長である。ソウル大学学長選考制度における直接選挙制の導入は、数回にわたる関係規則の改正を経て完成された。表2-3からは、1989年から2007年までのソウル大学「学長候補者選定」手続きの変化がわかる。

法令	施行日	手続き
		■ 学長候補者は教育部長官の具申により大
教育公務員法(第24	_	統領が任命する
(法律第3458号)	1982年1月4日	■ 教育部長官が学長候補者を大統領に具申
(五年第5456号)		する際には人事委員会の諮問を経なけれ
		ばならない
教育公務員法(第24条)	1000年10日27日	■ 学長候補者は大学の推薦を受けてから教
(法律第4268号)	1990年12月27日	育部長官の具申により大統領が任命する
教育公務員法(第24	1007/7 / 17 / 17	
条) (法律第5207号)	1997年1月1日	■ 学長は任期満了の後、教授に復帰する

	1	I
		■ 学長候補者を任用推薦するために大学に
		任用推薦委員会をおく
		■ 任用推薦委員会は大学が定めた方法であ
		る任用推薦委員会での選定又は大学教員
		の合意する方式と手続きによって学長候補
		者を選定して教育部長官に推薦する
教育公務員法(第24   条)(法律第7537号)	2005年9月1日	■ 大学学長候補者を推薦するために、その大
N() ()		学教員の合意した方法と手順に基づいて、
		直接選挙により選ばれるときは、その大学
		は選挙管理については、その所在地を管轄
		する「選挙管理委員会法」に基づく区·市·郡
		選挙管理委員会に選挙管理を委託しなけ
		ればならない(第24条の3)

# 表2-4国立大学学長の選考についての法令改正経過

現行の学長選考方式は表2-4のとおり2005年9月1日の教育公務員法改正によっても定めているが、規程上では「学長候補者推薦委員会による間接選挙」と、「当該大学教員によって合意された方式」により選考できる。なお、学長選考を大学構成員によって合意された方式としての選挙によって行う場合には所在地を管轄する「選挙管理委員会」への選挙委託が法律で義務化された<sup>(14)</sup>。

次に「学長候補者の資格」としては、学長直選制の導入初期には、明確な資格基準がなかったが、1993 年からは、能力やリーダーシップ、学識や徳望、任期内の在職可能性などが資格としてより具体化された。その上、2007 年には学外者も学長に成り得る道が開けた。しかし、制度が導入されてから現在の第25代学長に至るまで、学外出身者から学長に選考された例はない。

以上のように、学長直選制は教員の投票によって学長を選考する制度であったが、学長選定委員会では教職員はもちろん、学生も一定の割合で参加が保証された。これは、学長選考において権威主義時代以前に教授会が持っていた排他的かつ独断的な権限が他の大学構成員にも付与されたことを意味する。

また、学長候補者を学外者から迎え入れることができるよう大学の門戸を開放し、大学が外部の統制に露出し始めた。また、法人化の検討過程で教職員の

抵抗が比較的に少なかった理由もこの時期における学長選定委員会への学外者参加についての経験に起因するといえる。

大学名	学則改定日	大学名	学則改定日
江陵原州大学	2012年3月28日	忠北大学	2012年3月30日
江原大学	2012年3月30日	韓京大学	2012年4月1日
慶南科学技術大学	2012年3月30日	韓国教員大学	2012年8月24日
慶北大学	2012年3月28日	韓国交通大学	2013年2月27日
慶尚大学	2012年8月31日	韓国放送通信大学	2012年8月29日
公州大学	2012年10月11日	韓国体育大学	2012年10月10日
群山大学	2012年7月26日	韓国海洋大学	2012年8月29日
金烏工科大学	2012年3月27日	ハンバッ大学	2012年3月30日
木浦大学	2012年8月31日	京仁教育大学	2012年3月28日
木浦海洋大学	2012年9月25日	公州教育大学	2013年6月24日
釜慶大学	2012年5月31日	光州教育大学	2012年8月24日
釜山大学	2012年3月28日	大邱教育大学	2012年3月30日
ソウル科学技術大学	2012年2月22日	釜山教育大学	2012年8月24日
順天大学	2012年7月18日	ソウル教育大学	2012年6月15日
安東大学	2012年6月22日	全州教育大学	2012年3月30日
全南大学	2012年7月31日	晋州教育大学	2012年7月25日
全北大学	2012年8月29日	清州教育大学	2012年6月19日
済州大学	2012年3月30日	春川教育大学	2013年12月26日
昌原大学	2012年3月14日	韓国福祉大学	2012年8月8日
忠南大学	2013年3月29日	-	

表2-5学長直選制を廃止する学則改定の現況

法人化直前のソウル大学の学長選考においては、教授評議会が指名した委員から構成される委員会が、第一段階として学長候補者を検討・選定し、数人の

学長候補者に絞った後、専任教員の直接選挙を経て、学長候補者を選考してきた [パク・チェユン 2005:71]。すなわち、①教職員、学生など学内構成員の推薦による学長選考運営委員会の構成、②学内外の専門家による招聘委員会から候補者検討、③教員の投票、を経て学長候補者が選考された。

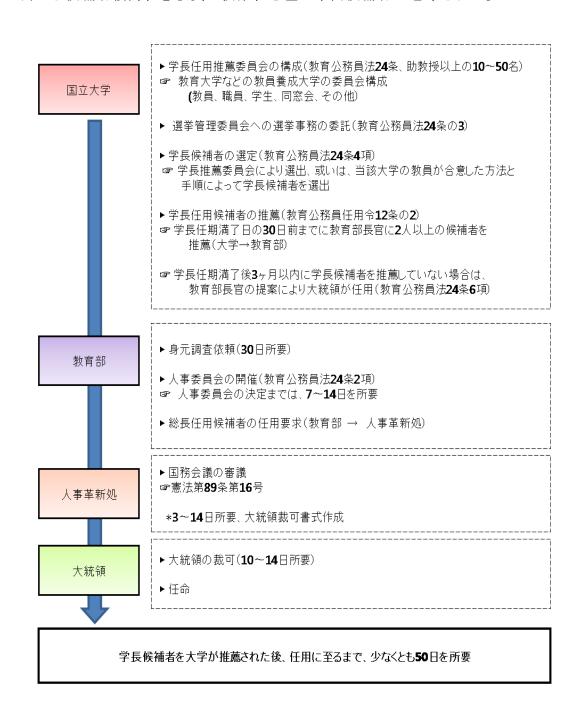


図2-1ソウル大学の法人化以前の学長選考過程

一方、教育部の「国立大学先進化」政策が推進された 2012 年以降、韓国の すべての国立大学では表 2-5 のとおり大学の学則を改定した。学則では学長 招聘委員会 (search committee) で学内・外者の応募や招聘を通じて、学長 任用推薦委員会の面接、政策討論、設問などを経て選考することが定まってい る。

なお、国立大学が学長候補者を選考してから大統領の任命までの手続きは、 図 2-1 のとおりである。国立大学、教育部、人事革新処を経て学長が任命されるためには50日が所要される。

以上のように、1987年6月の全国的な学生と市民の民主化抗争は「大統領直接選挙制」につながり、大学の自由化にも影響を与え、国・公・私立大学で教員の直接選挙による学長選考が行われることになった。教員による学長選考方式の採用は大学の自発的な努力の結果として始まり、教育公務員法の改正に続いて制度化された。ソウル大学でも、1991年、直選制により学長が選考され、法人化以前まで維持された。なお、2007年からは教職員や学生が推薦する学外者を含めた候補者招聘委員会が構成され、教員中心の学長選考制度が慣習であったソウル大学で学生の参加が導入された。

この時期を「Triangle」モデルに適用すると、「教授支配型」であると説明できる。韓国社会の全般にわたって広がっていく民主化の熱気は大学ガバナンスにも影響を与え、国立大学では学長直選制が一般化された。しかし B. CLARK (1983) が提示する大学自治の基盤となる「教授支配型」とは多少距離感があるようにみえる。この時期に教授の発言権が以前よりは強くなったことも事実であるが、教授団の自治活動よりは市民が権威主義政権から勝ち取った民主化の影響を受けた側面が強い。それゆえ、教授団の自発性に基づいた大学自治を目指す合理的な選択(Quasi-market)や調整(coordination)能力を備える状態までに至ったとはいえないであろう。

#### 第4節 要約と考察

日本の国立大学の学長選考制度は、沢柳事件が端的に示すように、政府の政策によるトップダウン (Top-Down) 方式ではなく、大学の反発によって導入

されたボトムアップ (Bottom-Up) 方式であった。このような背景によって構築された教員中心の意向投票を通じて学長を選出する方法は、法人化以前まで大きな変化なく維持された。

終戦後、法人化以前まで、日本の国立大学の学長選考を管掌する機関は評議会であった。評議会は、大学の各組織から選出された教授で構成されており、主に教員が中心となって参加していた意向投票の結果を反映して学長候補者を選考した。以来、教育公務員特例法が制定され、評議会に学長選考の権限が付与されたが、評議会の構成や設置に関する事項は、法律ではなく、文部科学省令によるものであった。そのため、法的根拠が脆弱で、学長選考過程における法律の解釈や適用においても、大学では多くの混乱が生じた。学長選考手続きの規程が具体化されていないことから、理論的には、抽選や学生だけの投票による学長の選考が可能であった。

教員中心の学長選考の慣行は、曖昧に規定されていた学長選考手続きの下で、職員や学生の参加を制限する方法によって維持されたといえる。そのため、職員や学生の参加が排除されたまま教員が排他的に参加している学長選考方法についての論争が絶えなかった。学生が学長選考過程に参加するようにして大学運営の責任を経験する必要があるという主張も継続的に提起された[長田1973:57]。

表2-6と図2-2からは、法人化以前の学長選考方法と参加の範囲をめぐる議論の一端をうかがうことができる。特に、戦前に法制化された評議会と教授会は日本・国立大学のガバナンスにおいては欠くことのできない機構として位置する。大学ガバナンスに関する議論は教授会と評議会の機能と法的根拠などを巡って続いた。戦後、連合軍総司令部によるアメリカ式の理事会導入が大学構成員の反発で失敗して以来、国立大学の評議会は不安定な法的根拠によって学長選考機構として機能した。言い換えると、この時期は国立大学に対する政府の統制が弱かったために大学の自治権が付与されたといえる。

時 期	特 徴
1 創設期	帝国大学に対する国の統制権が強かった。学長の選任は、綜
(1870~1909)	理・総理時代以来政府が行う官選であったが大学内では権限は

	強大であった。評議官は文部大臣が各分科大学教授より選抜
	し、評議会は形式上は帝国大学の自治機関であったが文部大臣
	が大学の内政に干渉する機関として活用された。しかし、評議
	会は日本の国立大学において自治制度の原型になった。
②統合期	1914年、京都帝国大学より始まった教授会の教員人事権と学長
(1910~1949)	選出権が他の帝国大学にまで拡大された。教授会の学長以下の
	人事権は慣行に留まり法令として制度化されなかったので、満
	州事変以降は文部大臣に還元された。なお、教授会が法制化さ
	れ、以降、学長選考において役割や権限を持つようになる基盤
	が造成された。
③大衆化期	アメリカ型の理事会導入が大学構成員の反発にぶつかり制度化
(1950~法人化前)	には失敗した後、教育公務員特例法が制定され、学長選考機関
	として評議会の法的整備がなされた。しかし、旧帝国大学の慣
	行に対する批判と学外者参加を巡って社会的合意を導き出せな
	かった。国立大学に評議会の設置根拠が整ったのは 1999 年のこ
	とである。教員中心の学長選考という慣行が定着し法人化以前
	まで維持された。

# 表2-6日本・国立大学の学長選考制度の展開( I)

一方、韓国のソウル大学の成立過程では、米軍政当局が教授会に否定的な立場をとっていたため、軍政と教授会の間には継続的な対立関係が存在した。葛藤のきっかけは軍政が米国型の理事会をソウル大学に導入しようとしたことであったが、対立の構図は、学生らの集団行動で一段落した。だが、この事件は以降の政府と大学の間に厳しい関係を示すシグナルになった。また、大学構成員と政府に望ましくない学習効果を残す結果となり、両者間の葛藤関係はその後も繰り返された。

ソウル大学において教員集団は、意識的に大学の自治や学問の自由を標榜して来たが、これらを具体化できる勢力として自らを位置づけることができなかった。特に、朝鮮戦争末期であった 1953 年、教授会は教員人事権と学長選考

権を持つようになった。しかし、このような教授会の権限は時代的状況から生まれた側面が強かったので、脆弱性を免れなかった。5.16 以降の約 30 年間の権威主義的政権の下で統制を基に中央集権的高等教育政策が続いた。

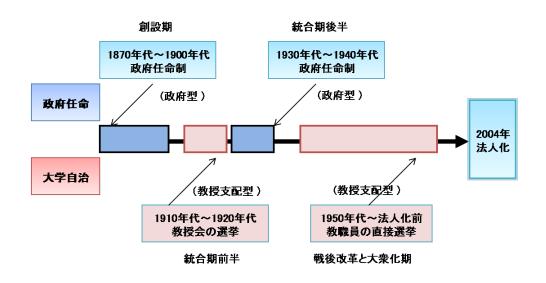


図2-2日本・国立大学の学長選考制度の展開 (Ⅱ)

これらの大学の自治的ガバナンスに対する権威主義政府による反動の結果は ソウル大学での学長選考過程において教員の参加を封じた。それは日本からの 解放と朝鮮戦争、5.16 クーデターに至る急速な社会・政治的変化の状況という 理由はもちろん、ソウル大学が大学の連合体、すなわち異質集団間の統合から 出発したという大学の設立経緯にも原因を求めることができる。

時 期	特 徴
①アメリカ型理事	米軍政は、アメリカ型の理事会制度を導入して、学長選考権限
会の導入期(1945	を理事会に置いた。理事会は、各学部が推薦する者によって構
年~1949年)	成されたが、教授会の反対で学部長会が大学運営について事実
	上の中核的な位置を占めた。
②大学自治胎動期	教育公務員法が制定され、教授会の法的根拠が用意された。学
(1950 年 ~ 1960	長選考権が教授会に付与され、学長の選考に関する法的根拠が

時 期	特 徴
年)	最初に規定された。
③権威主義政権期	軍部により教授会の機能が停止され、「教育に関する臨時特例
(1961 年 ~ 1986	法」が公布された。教授会の学長選考権が剥奪され、軍政、あ
年)	るいは政府からの画一的で下方的な学長任用システムが構築さ
	れ、大学運営に対する強力な官僚的統制が行われた。
④ 学長直選制期	6.29 宣言以降、教育公務員法が改正され教員の直接選挙による
(1987 年~法人化	国立大学の学長選考が行われた。学長選考を大学構成員の選挙
以前)	によって行う場合には「選挙管理委員会」への選挙委託が法律
	で義務化された。

表2-7韓国・ソウル大学の学長選考制度の展開(I)

1987年「6.29宣言」を経ると、学長直選制が国立大学はもちろん、私立大学でも法的に保障された。ソウル大学でも、学長選考制度に関する議論が行われ、1991年に第19代(金鍾云)学長から法人化以前まで教員の直選による学長選考の慣例が成り立ってきた。新たに導入された学長直選制はソウル大学の自治的な基盤によって確立したというより民主化という社会的な雰囲気に影響を受けたと把握できる。

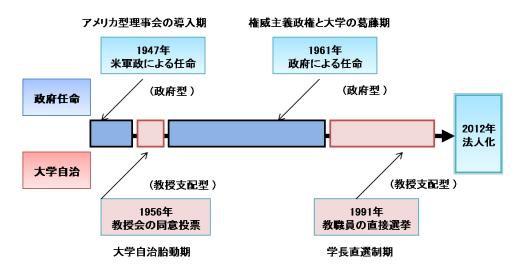


図2-3韓国・ソウル大学の学長選考制度の展開(Ⅱ)

それにもかかわらず、教授中心の学長選考制度が慣習であったソウル大学で、2007年から教職員と学生が推薦する学外者が学長選定委員会に含まれる制度が成立したことは「異変」と受け止めるべき事象である。

一方、学長直選制は選挙過熱により選挙管理委員会に選挙管理を委託する困 窮した状況に置かれ、大学の自治は後退を余儀なくされた。このような、学長 選挙過熱は国立大学のガバナンス改革論に力を与えた。

ソウル大学における国立大学法人化直前の学長選考制度は、大学構成員の要求が反映されたボトムアップ(Bottom-Up)方式により制度化された。これらを踏まえて法人化以降に成立した学長選考制度を次の章で考察する。

両国・国立大学法人化以前の国立大学ガバナンスを学長選考制度の展開過程より考察し、B. CLARK (1983) の「Triangle」モデルを適用すると、日本では表2-6・図2-2のとおり、韓国の場合は表2-7・図2-3のとおりである。いずれも、「政府型」と「教授支配型」が交替しながら「教授支配型」の学長選考制度が定着した様相が分かる。

## 【第2章注】

(1) 帝国大学令(明治 19年勅令第3号)の規程は次のとおりである。

第一条 帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以 テ目的トス

第二条 帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス大学院ハ学術技芸ノ蘊奥ヲ攷究 シ分科大学ハ学術技芸ノ理論及応用ヲ教授スル所トス

第三条 分科大学ノ学科ヲ卒へ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第四条 分科大学ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者ニシテ大学院ニ入リ学 術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ学位ヲ授与ス

第五条 帝国大学職員ヲ置ク左ノ如シ

総長 勅任

評議官

書記官 奏任

書記 判任

第六条 帝国大学総長ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ帝国大学ヲ総轄ス其職掌ノ要領ヲ定ム ルコト左ノ如シ

第一 帝国大学ノ秩序ヲ保持スル事

第二 帝国大学ノ状況ヲ監視シ改良ヲ加フルノ必要アリト認ムル事項ハ案ヲ具 ヘテ文部大臣ニ提出スル事

第三 評議会ノ議長トナリテ其議事ヲ整理シ又議事ノ顛末ヲ文部大臣ニ報告ス ル事

第四 法科大学長ノ職務ニ当ル事

第七条 評議会ハ便宜ニ従ヒ帝国大学若クハ文部省ニ於テ開設ス

2 評議会ノ議ニ付スヘキ事項左ノ如シ

第一 学科課程ニ関スル事項

第二 大学院及分科大学ノ利害ノ鎖長ニ関スル事項

第八条 評議官ハ文部大臣各分科大学教授ヨリ各二人ヲ特選シテ之ニ充ツ(明治25年 9月廃止)

第九条 評議官ハ五箇年ヲ以テ任期トス任期満ツルノ後時宜ニ依リ更ニ勤続ヲ命ス ルコトアルヘシ

第十条 分科大学ハ法科大学医科大学工科大学文科大学及理科大学トス

2 法科大学ヲ分テ法律学科及政治学科ノ二部トス

第十一条 分科大学職員ヲ置ク左ノ如シ

長 奏任

教頭 奏任

教授 奏任

助教授 奏任

舎監 奏任

書記 判任

第十二条 分科大学長ハ教授ヨリ特選シテ之ニ兼任ス(分科大学教授会の新設)

- 2 分科大学長ハ帝国大学総長ノ命令ノ範囲内ニ於テ主管科大学ノ事務ヲ掌理ス
- 第十三条 各分科大学ノ教頭ハ教授ヨリ特選シテ之ニ兼任ス
- 2 教頭ハ教授及助教授ノ職務ヲ監督シ及教室ノ秩序ヲ保持スルコトヲ掌ル 第十四条 各分科大学ノ教授助教授ノ人員ハ其学科ノ軽重及学生ノ員数ニ応シテ別 ニ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
- (2) 帝国大学令(大正8年勅令第12号)の規程は次のとおりである。
  - 第一条 帝国大学ハ数個ノ学部ヲ総合シテ之ヲ構成ス
  - 第二条 各帝国大学ニ置ク学部ノ種類ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
  - 第三条 帝国大学二大学院ヲ置ク

第四条 帝国大学ニハ官制ノ定ムル所ニ依リ総長、学部長、教授、助教授其ノ他必要ナル職員ヲ置ク

2 必要アル場合ニ於テハ帝国大学総長ハ講師ヲ嘱託スルコトヲ得

第五条 帝国大学ニ評議会ヲ置キ各学部長及各学部ノ教授二人以内ヲ以テ之ヲ組織 ス

2 帝国大学総長ハ評議会ヲ召集シ其ノ議長トナル

第六条 教授ニシテ評議員タル者ハ各学部毎ニ教授ノ互選ニ依リ文部大臣之ヲ命ス

2 前項評議員ノ任期ハ三年トス

第七条 評議会ハ左ノ事項ヲ審議ス

- 一 学部ニ於クル学科ノ設置及廃止
- 二 講座ノ設置及廃止ニ付諮詢シタル事項
- 三 大学内部ノ制規
- 四 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ノ諮詢シタル事項
- 2 評議会ハ高等教育ニ関スル事項ニ付意見ヲ文部大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第八条 学部ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス
- 2 学部長ハ教授会ヲ召業シ其ノ議長トナル
- 第九条 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス

- 一 学部ノ学科課程ニ関スル事項
- 二 学生ノ試験ニ関スル事項
- 三 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ノ諮詢シタル事項

第十条 学部長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ嘱託講師ヲ教授会ニ列席セシムルコトヲ得

第十一条 学部ニ講座ヲ置ク

- 2 講座ハ教授ヲシテ之ヲ担任セシム但シ教授ヲ欠ク場合其ノ他特別ノ事情アル場合 ニ於テハ助教授又ハ嘱託講師ヲシテ之ヲ担任セシムルコトヲ得
  - 第十二条 講座ノ種類及其ノ数ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- (3) 公選というのは、官選、即ち政府(文部大臣=任命権者)による直接任命と区分し、学内選考によって学内学外に候補者を求め、教職員の投票などを経て任命する選考方法である。東京大学、京都大学、東北大学、九州大学、北海道大学、大阪大学、名古屋大学などの七大学はともに初代の学長はすべてが官選であった。
- (4) 講座制は、単に学問(専攻)の専門性を強調し、その責任を教授に負担させることに加えて講座ごとに本俸以外の職務棒を付けることで大学教官の待遇改善と学問上の競争を誘発する近代的装置として導入された[馬越 1995]。講座制が導入されたのは明治 26 年 (1893 年) の帝国大学令改正によってであり、明治国家の「講座制」と「職務俸」の構築が終わった時点で、みずからその胎内に育てきた帝国大学に対する新しい形態、強権的ではなく、文部大臣の行政権と財政権にもとづく官僚制的な回路を通じての統制を探り始めたことの象徴であった。事実上の評価と財政統制の範囲内に大学システムを置くことができる構造が用意された。その後、大正 15 年 (1926 年) 「講座制改革」によって、1 講座、教授 1 人、助教授 1 人、助手 1-3 人という教官の定員 (講座基準)を定めて成立した。このチームプレーによる教育研究活動、職級制的昇進パターンの形成等を展開してきた[寺崎 1974:87]。
- (5) 一橋大学当局が学長選考過程で学生の参加条項を削除した理由は、この 制度が文部省との不正常な関係を生み大学改革=教育・研究環境の改善 の阻害要因になり、独立行政法人化を避けるためであった。これにより、

- 新たな参加制度は規則に基づくものではなく、大学評議会と職員組合の 協議によって職員の参加方式が定まった。
- (6) B. CLARK は、「日本の高等教育システムが複雑なので、概括的なやり方で位置づけるのがむずかしい。すなわち、一方では、全国規模の調整は形式的には省官僚に大部分委ねられているが、他方では、小集団の忠誠心と凝集性をもった或る種の日本的特質の混じり合っている講座制は年配教授たちに強力な特権をあたえている。塔のように高く聳える東大と京大の地位は、これらの大学の大学人に対して特権的自律性とともに全国規模の影響力を与えているのである」と述べた。B. CLARK は、日本の高等教育システムの位置づけに躊躇しているが、高等教育システムが国家の統制よりはずれて市場に傾斜している根拠として全国大学の七割に当たる私立大学を想定していると考えられる。そこで、国立大学ガバナンスだけを「Triangle」モデルに適用するとその位置は政府型、教授支配型の方向へ調整される必要がある。
- (7) ソウル大学は、大学の淵源が 19 世紀末、朝鮮の第 26 代国王の高宗時代 に設置された近代式高等教育機関より出発したと言う。当時の高等教育 は、法学、師範大学、医学、農商共学などに設置された。1895 年 4 月 19日、勅令を通じて初めての近代法学教育機関である「裁判官養成所」 が設立された。裁判官養成所は、法学校(1909)→京城専修学校 (1911) → 京城法学専門学校(1922) → 国立ソウル大学法科大学 (1946) を経て、ソウル大学法学専門大学院(2007) となった。同年 5 月 10 日、小学校設立準備の一環として小学校教師養成機関である「漢 城師範学校」が設立された。以降、官立、京城高等普通学校師範科 (1911) →国立ソウル大学師範大学(1946)を経て、ソウル大学師範大 学となった。以降、医学教官制の頒布(1899年)し専門医療人を養成し た。医学校は、大韓医院教育部→京城医学専門学校→国立ソウル大学に 継承された。大韓医院は、1901年、世界で初めて教育部傘下に産婆や看 護婦養成科を新設し、これはソウル大学看護大学の始まりだった。1904 年には農業と商業を教える農商共学校を開校し、分化と再編を繰り返し、 ソウル大学農業生命科学大学につながった。
- (8) 米軍政は過渡政府樹立のために在韓米軍司令部のハージ (John Reed

Hoodge)将軍の諮問機関として民主議院という名前の機関を発足させた。 米軍政が右翼的傾向の者を任命する官選議員だったので代議機関として の代表性がなく、米軍政の政策を執行する機関としての性格を持ってい た[チェ・ギョンオク 2003]。一方、北朝鮮では人民委員会の選挙が 1946年11月3日に予定され、朝鮮半島の南でも1946年10月、立法議 員の選挙が実施され、同じ年の12月12日に開院した[キム・ヨンミ 1994]。解放後、立法議院は、約1年半の間、合計33件の法律案を審議 して米軍政長官により署名・公布されたのは13件であった[チェ・ジョ ンゴ 1991]。したがって、民主議院と立法議院は、1948年5月10日、 朝鮮半島の南で選挙が行われ、同年7月17日に制憲議会が成立する以 前の米軍政時期の過渡的議会である。なお、「国立ソウル大学設立案」 を略称としては「国大案」という。

- (9) 韓国・制憲憲法第72条では国務会議の議決が必要な事項として、「① 国政の基本計画と政策、②条約、宣戦、講和その他の重要な対外政策に 関する事項、③憲法改正案、法律、大統領令案、④予算案、決算案、財 政上の緊急処分案、予備支出に関する事項、⑤臨時国会の集会要求に関 する事項、⑥戒厳案、解厳案、⑦軍事に関する重要事項、⑧栄誉授与、 赦免、減刑、復権に関する事項、⑨行政各部間の連絡事項と権限の画定、 ⑩政府に提出または回付された請願の審査、⑪最高裁判事、検事総長、 監査院長、国立大学学長、大使、公使、国軍最高司令官、国軍参謀総長、 その他の法律によって指定された公務員の重要国営企業の管理者の任免 に関する事項、⑫行政各部の重要な政策の樹立及び運営に関する事項、 ⑬その他の国務総理又は国務委員が提出した事項」などを規定した。
- (10) ソウル大学教授協議会が正式に成立した時期は 1960 年 6 月であり、初代会長にはキム・ドジョン (医科大学)を選出した。ソウル大学教授協議会の定款によると、協議会の目的は教授間の親睦交流、教授の権益保護、大学発展の企図にある。特に、ソウル大学教授協議会は、学長選考制度、大学ガバナンス、政局に関する立場についての様々な意見を大学や政府に提示してきた。
- (11) 朴正煕が 1 人長期執権のために親衛クーデターを通して制定(1972 年 12月27日) したいわゆる維新憲法体制を指す。

- (12) 1961 年 5 月 16 日、朴正煕が中心となって政権を握った軍事クーデター と区別するため、彼が死去した 1979 年から 1980 年にかけて登場した全 斗煥などのクーデター勢力を新軍部と称する。
- (13)「第125回国会文教公報委員会議事録第6号」15頁。
- (14)教育公務員法第 24 条の 3 (大学学長候補者を推薦するための選挙事務 の委託)によると、「①大学学長候補者を推薦するために、その大学教 員の合意された方法と手順に基づいて、直接選挙により選ばれるときは、 その大学は選挙管理については、その所在地を管轄する「選挙管理委員 会法」に基づく区・市・郡選挙管理委員会に選挙管理を委託しなければな らない。②中央選挙管理委員会は、第1項の規程により区・市・郡選挙管 理委員会が大学の学長候補者推薦選挙を委託されて管理するときの候補 者登録、選挙期間、選挙運動、選挙費用、投票、開票など必要な事項に ついて、「公共団体等委託選挙に関する法律」第79条に基づいて、中 央選挙管理委員会規則で定めている場合は、あらかじめ教育部長官と協 議しなければならない。この際、教育部長官は、各大学の意見を聴取し なければならない。③第1項の規程により区:市:郡選挙管理委員会が大 学学長候補者の推薦選挙委託を受けて管理する場合は、この法律の違反 行為に対する調査等については、「公共団体等委託選挙に関する法律」 第73条(違反行為の調査など)を適用する。④大学の長の候補者を推 薦するため選挙管理にかかる費用は、大学に負担させることができる」 などと定められている。

### 第3章 新しい国立大学法人化と学長職の再定義

### 第1節 本章の目的と構成

本章では、日韓両国における国立大学法人化の背景と大学ガバナンス改革の方向を考察する。大学ガバナンスの大転換であるという国立大学法人化が2000年代に両国いずれも可能であったのは如何なるきっかけがあったのか。学長選考制度からみれば、法人化以前に両国・国立大学ではその限界を一定程度露呈してきた。代表的な事例としては、日本においては法的根拠の不安定性が、韓国では学長直選制の弊害などが解決すべき課題として表出してきたのを挙げられる。そこで、本章では、国立大学改革の背景になった主な要因を見出してから、新しい学長選考制度の下で学長職を再定義する。そのうえ、学長選考機構の導入との相関性についても考察する。

第2節では、全の国立大学を一斉に法人化するほどの緊急な課題として転換された背景、すなわち、日本の国立大学改革の動因を究明し、学長選考制度の改革方向を探索する。これをふまえて、国の制度改革と大学経営の視座より学長職を考察し、新しい学長選考機構としての学長選考会議の構造を分析する。長い間、日本の国立大学は国立学校特別会計制度によって国の一般会計とは別に運営され、大学財政の安定化に寄与してきたので、法人化の導入の必要性がなかった側面があるため興味深い考察になるのであろう。

第3節では、長い期間韓国で国立大学法人化について議論されてきたにもかかわらず、法人化がソウル大学に限定して推進された理由を考察する。なお、韓国・国立大学で未解決の課題として残されている財政会計制度が法人化推進過程で如何なる様相で取り扱われたのかについても注目する。なお、米軍政の時代に導入されたものの消滅し、法人化とともに再導入された大学理事会の構成と機能を考察する。

第4節では、前節まで考察を参照にし日本における行・財政改革と学長権限強化と学長選考会議の構造化、韓国におけるソウル大学の大学財政会計制度の見直しと大学理事会の導入について要約する。

### 第2節 日本の国立大学改革

## 第1項 行・財政改革と学長権限強化

国立大学の法人化は、明治以来、国の内部機関として位置付けられてきた国立大学に、独立した法人格を付与して、自律的な環境下で裁量の大幅な拡大を図り、大学をより活性化し、優れた教育や特色ある研究へ向けた積極的な取組を促し、より個性豊かな大学の実現を目指して行われた[文部科学省 2010:2]。

法人化は、国のシステムや専門職システムを備えていた国立大学が、市場システムに移行したと見ることができる。すなわち、大学を、政府統制の閉鎖的システムから、市場との競争をベースとしたオープンなシステムへと変化させようとしたものである。

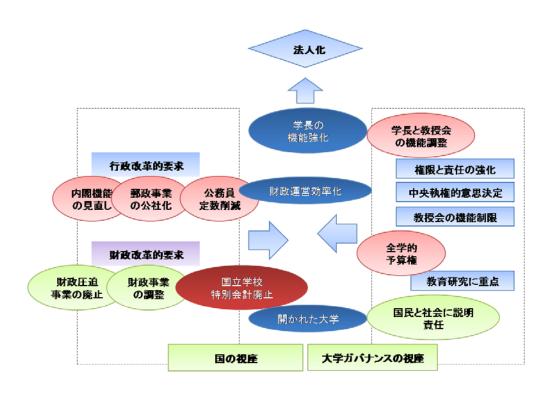


図3-1日本・国立大学法人化の背景

法人化推進の重要な背景としては、図3-1のとおり、行政改革的要求、財政 改革的要求などの国の視座と、学長と教授会との機能調整、全学的予算権の成 立などの大学ガバナンスの視座が作用している。

行政改革は1996年11月の橋本内閣が推進した①内閣機能の見直し、②郵政三 事業の一体公社化、③公務員定数の一割削減などから始まった。国債の増加に より財政が危機的な状態にあり、こうした状況を打破すべく、行政改革が行わ れた。行政改革は、行政サービスの質の向上から、コストカットなどに至るま での内容と形式が一様ではない。だが、財政的効率化、すなわち行政活動のス リム化を目指す側面が強いことは疑いの余地がなかろう。その流れにおいて、 政府から国立大学財政改革についてのモーションがあったであろうことは想像 に難くない。財政改革的側面からすると、1990年代のバブル経済崩壊以降、厳 しくなった国の財政の中で、国立大学を改革対象の例外とは成し得なかったの であろう。国立大学の財政・会計の構造における自治性が尊重された淵源は戦 前に遡る。戦前の特別会計は帝国大学の演習林会計―帝国の植民地まで及ぶ― を含む膨大なもので財政自治権の範囲が大きかった。国立大学の特別会計制度 は終戦を機に廃止され、1947年からおよそ20年間一般会計制度の下で運営され てきた[坂本 1994:53-57]。しかし、予算の増額や大学を巡る財政制度の確 立を求める声が高まり、国立大学に特別会計制度の導入が検討された。結局、 1964年3月、国立学校特別会計法(法律第55号)が成立するに至った[安田 2007:596]

このような国立学校特別会計制度は、国立大学にとっては、いわば別途の「小槌」を提供した形になるので財政の安定化に寄与した。しかしながら、国立学校特別会計制度は国家の財政運営では圧迫要因となりやすい側面もあるようである。

国の一般会計の歳入歳出と別途に区分して、すべての国立大学の財政を統合 し経理してきた国立学校特別会計制度は国立大学法人化により廃止された。国 立大学法人は、以前のように学生納付金(入学料、授業料、検定料、学生寮費、 国費留学生教育費収入等)、附属病院の診療収入、外部資金などを自らの収入 にすることができ、加えて政府の運営費交付金を自己責任の下で執行できるよ うになった。国立大学法人会計では、すべての国立大学の財政と財務を統合管 理する方式であったものが、個々の大学法人による管理に切り替え、国立学校特別会計が持っていた硬直性が改善される側面がある。政府の立場としては、運営費交付金を一定のルールで削減させ財政の負担が減る一方、成果主義に拠る予算配分を導入できる。これによって、大学経営の効率化を進めることができる側面があるが、大学によっては交付金が大きく削減され、財政面の悪化により教育・研究が疎かになる恐れも指摘される。

なお、法人化は大学のリーダーシップにも影響を及ぼさざるをえない。法人 化以前の国立大学のリーダーシップは、学部・大学院・研究所を中心として実 質的には各部局の教授会に握られていた。国立大学には文部科学省から事務局 長、経理部長、主計課長らが派遣され、学長を強力に補佐する体制であった [松本 2015:5]。ある意味では、学長の権限が政府により制約されていたと もいえる。法人化は、このような教授会中心の意思決定と運営管理のシステム より、学長がリーダーシップを発揮しやすくなるように強大な権限の付与を想 定した組織構造である。学長に大学の経営面での責任が加わるなど、その社会 的責務が増大すること等に鑑み、学長の選考基準、選考手続きの策定に取り組 んだ。法人化以降、各大学の学長選考過程において、学外者の意見を反映させ る仕組みとすべきであるとし、学長選考の方向性を提示していることからもわ かる。

また、大学のガバナンスについては、これまで学長を中心とする者による上意下達あるいは中央集権的な意思決定と密接に結びつけられて議論されてきた[大場 2011:262]。このことと関連して1995年の大学審議会答申(大学運用の円滑化について)は「予算面で学長がリーダーシップを発揮しやすくすることが主要であり、学長が全学的な視点から特色ある教育研究に重点的に予算配分できるような仕組みを工夫することが求められる」と述べている。なお、1998年の答申(21世紀の大学像と今後の改革方策について)でも「学長には、責任ある強いリーダーシップの発揮が求められる」と再び強調していることに見られるように、学長のリーダーシップの要諦として権限拡大に関する議論が続いた。

行政・財政改革や学長権限の強化は、B. CLARの観点から見ると高等教育システムの変化と統合の問題に属する。行政・財政改革が、大学の外部要因に基づ

き他の国家機関と同様な形で大学に適用することを意味する消極的な方法である一方、学長権限を強化させることは大学に対し外部の変化要求をいつも収容できるように適切な形のガバナンスを構築する積極的手法と考えられる。外部から、特に政治的調整を国立大学が円滑に収容できる装置として学長権限が強化されたのではないかという理解がなされる余地がある。なぜなら、学長の権限を強化させられる権力や権威が大学構成員や大学内のガバナンスから表出するほど、その基盤が強力ではないからである。

### 第2項 学長選考会議の構造化

日本の国立大学法人化は、国立大学が国民や社会の期待に応えて、その役割をしっかりと果たしていくため、独立した法人となることにより、運営上持つ裁量を大幅に拡大し、自律的な環境の下で教育研究の活性化と質の向上を図ることが求められていた。具体的には、①「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保、②「民間的発想」のマネジメント(運営管理)手法を導入、③「学外者の参画」による運営システムを制度化、 ④国家公務員法の体系にとらわれない(非公務員型)弾力的な人事システムへの移行、⑤評価の実施による事後チェック方式への移行などを国立大学法人化推進の方向(1)として提示した。

2002年3月に文科省が「新しい『国立大学法人』像について」という報告書を出し、国会の審議を経て現行の「国立大学法人法」が成立、2004年、一斉に国立大学法人が発足した。「国立大学法人法」の主要内容は、表3-1のとおり、①法人の設立と大学の設置、②法人及び大学の目的と業務、③運営組織、④中期目票、⑤財務及び会計などについて定められている。

「国立大学法人法」の制定を控えて、文部科学大臣が学長を任命し、大学の意思を尊重するという総論では異論がなかったが、選考方法と選考主体を 巡っては意見が対立した。投票方式を支持する文部科学省と学内外の関係者 が参加する別途の学長選考機構を設置しようという自民党(国立大学協会) の意見が対立した。結局、自民党(国立大学協会)の主張が受け入れられ、 学内・外者を委員として構成する学長選考会議を大学に設置した。だが、学長選考会議に学長選考の全権が付与されるのではなく、大学構成員の意向投票も配慮される方向に折衷された[大崎 2011:114]。

項目	主要内容		
①法人の設	国が国立大学法人法により法人を設立するとともに、国立大学の		
立、大学の設	設置を法定		
置			
②目的:業務	一般的な大学の目的は学校教育法において規定されるが、法人の		
	共通的な目的・業務は法人法において規定		
③運営組織	(役員)学長、理事及び監事		
	(役員会)学長及び理事で構成、中期目標についての意見、年度計		
	画、文部科学大臣の認可・承認を受けなければならない事項、予算の		
	編成・執行、決算、重要な組織の設置・廃止などを審議		
	(経営協議会)経営に関する重要事項を審議		
	(教育研究評議会)教育研究に関する重要事項を審議		
④中期目標	(期間設定)文部科学大臣は、6年を期間とする中期目標を定め、国		
	立大学法人に示す		
	(主要内容)教育研究の質の向上に関する事項、業務運営の改善及び		
	効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項、自己評価や情報		
	発信に関する事項など		
	(認可)国立大学法人は、中期目標に基づき、中期計画を作成し、文		
	部科学大臣の認可を受けなければならない		
⑤財務及び会計	中期計画終了時の積立金は、文部科学大臣の承認を受けて次期に繰		
	越せ、長期借入金を可能にし(附属病院等の施設整備の財源とするた		
	め)、各国立大学法人の土地処分収入の一部を独立行政法人国立大学		
	財務・経営センターに納付		

表3-1「国立大学法人法」の主要内容

新たに導入された学長選考会議は、以前の評議会(法人化以降、教育研究 評議会)に学外者の参加が保障されるように再編成された形で構造化された。 しかしながら、学長選考会議は、学内構成員の意向投票を無視する制度であ るという批判に直面している。なお、「国立大学法人法」制定の過程で、文部科学省が学長選考会議制度の導入に対する大学構成員の反対の気流を代弁しないまま取り下げた。文部科学省のこのような妥協的な態度は、後に批判の対象となっている[広瀬 2009:31]。国立大学法人化は、大学自体の必要性や高等教育政策に基づいたというよりは、外部の要求によって仕方なく推進された「外圧」だったという主張が登場したこととも軌を一にする[天野 2006:211-212]。

すなわち、国立大学法人化が1970年代以降提起された国立大学の管理運営 方式の問題認識に基づいて責務を強化できる大学のガバナンスを志向したも のと見られないわけである。さらに、「国立大学法人法」に学長選考の手順 を定めずに、個々の大学に包括的に委任して、ややもすると不足感が否めな い学長選考制度の法的根拠を補足できる機会を逃し、むしろ法人化以前より 学長選考過程においては混乱を来した。このような経過を踏まえ「国立大学 法人法」に定められた学長選考機構に関する事項を、学長の任命手続き、学 長選考会議の構成などを中心として見てみよう。

学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて文部科学大臣が行う。この申出は、学長選考会議の選考により行われ、その構成は、学外者として学長が任命する経営協議会と教育研究評議会から選出される者が同数で委員となる。一方、経営協議会で選出される者の場合は、学外者として教育研究協議会の意見を聴取し、学長が任命する。このほかにも、学長選考会議が定めるところにより、学長や理事を委員に加えることができるが、その数は学長選考会議の委員総数の3分の1を超えないようにしており、議長は委員の互選によって選ばれる。学長選考会議の議事手続きや学長選考会議に関する必要な事項は議長が学長選考会議に諮って定める(国立大学法人法第12条)。

学長選考会議は、図3-2のとおり、経営協議会と教育研究評議会だけで構成 する方法と学長や理事を学長選考会議の委員に追加しての構成方式する方法が ある。経営協議会と教育研究評議会だけで構成されている場合は、現職の学長 が任命、或いは指名する者の比率は過半数を超える。また、経営協議会と教育 研究評議会に加えて、学長や理事を学長選考会議の委員に追加して構成する場 合は、現職の学長が任命、或いは指名する委員が3分の2以上を占める。というのは、理事も学長が任命(国立大学法人法第13条第1項)するからである。

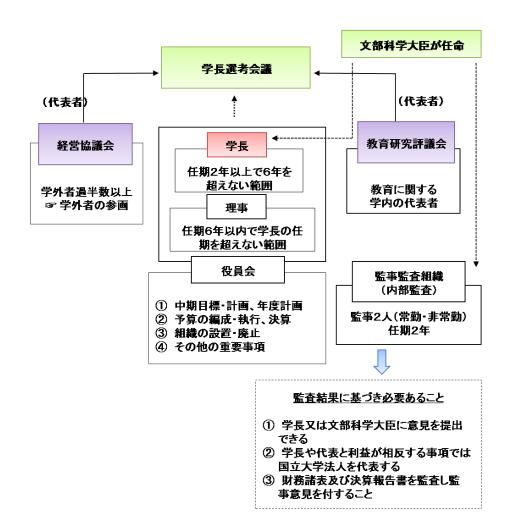


図3-2学長選考会議の構成

実際には、大学法人によって学長選考会議の構成方式には様々な形が存在するが、現職の学長はいかなる形態でも影響を及ぼしていることが分かる。すなわち、学長選考会議では現学長が強い権限を持っており、学長選考会議の運営形態によっては、現学長が後任の学長を事実上指名できる構造にある。さらに、学長は理事長を兼任しているので、その権限は強力であるといえる。このような状況が生じることを勘案して、国立大学法人法を制定する際に、当時、参議院では、学長選考会議の構成について、公正性・透明性を確保し、

特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用することを付帯決議 (2) として採択した。しかしながら、付帯決議の内容が具体的ではないことから、その効力は宣言的意味以外には期待し難い。

学長権限の強化は、外部より入る変化要求が大学内部でスムーズに受容されるような条件を作った側面がある。その延長線で大学内部の対立や葛藤を調整する機能が学長選考会議に付与された。学長選考会議は、学長の強力な権限を支え、学長のリーダーシップに権威を付与する。それだけでなく、学長選考会議は、学長選考過程で発生する大学内部の対立や葛藤を、政治的調整の役割を担う装置とも言える。

### 第3節 韓国・ソウル大学の改革

## 第1項 大学財政会計制度の見直し

韓国における国立大学の法人化推進は大学改革を意味する。同時に法人化推進の過程で大学の競争力を強化し、国家発展戦略を引き出そうとするねらいが働いている。なお、国立大学法人化の推進背景には国立大学の財政・会計構造に根源をおいている。韓国では1980年代から日本のような国立大学特別会計制度を導入する必要があるとの主張が台頭した。国立大学特別会計は、当時の教育官僚にとって不足した教育財政を充当する有効な手法で、経済官僚には財政運営の効率性を高める制度として理解された(3)。1994年、金泳三政権は教育改革委員会を置き、「世界化、情報化時代を主導」できるような「新教育体制」を構築するために大学教育を含めた教育改革課題である、いわゆる「5・31教育改革(4)」を提示した。しかしながら、その改革案では、小中高校の教育環境改善に中心をおく「教育財政GNP5%確保」などの財政投資が推進され、国立大学特別会計の導入は検討対象から遠ざかった。

以後、金大中政権(1998年2月~2003年2月)も教育改革のスローガンとしては、「知識基盤社会が必要とする創造的な人間を育成することができる教育」を目指すものであった。しかしながら、この時期、韓国の教育改革方向が、米国や英国などの国と同様に、新自由主義的傾向が反映されているとの分析が多

い[キム・チョンギ 1997:1-13] [シム・ヨンミ 1997:244-252]。このような見解では、政府は権限と機能を縮小するいわゆる「小さな政府」を標榜し、国民の意欲や競争を刺激して市場の原理を重視するので、政府の資源配分方式も自由競争に基づき、「選択と集中」の原理による。1990年代後半以降、「選択と集中」の原理による教育財政配分がほぼすべての教育政策に適用された。この時期より大学教育政策の方向は明確になった。それは、世界的レベルの大学を育成することであった。制限された財政与件の下で政府が取りうる選択肢は、能力のある大学を選んで、集中的に支援することであった。このような政府の姿勢に「特性化された教育プログラムの開発及び要らない大学組織などに対するリストラ」として大学は対応するしかなかった。各大学は、学科、入学定員、教員数、設備や投資計画を再編成しはじめた。しかしながら、2000年代の中頃までは、政府からの国立大学ガバナンス改革についての具体的な動きは現われず、主に財政配分政策を通して大学競争力を強化させることに集中した。

すなわち、韓国での国立大学法人化は、国家財政の圧迫などの行・財政的要求によってというより、大学の国際競争力強化や教育・研究の雰囲気づくりが中核的動因として作用していると見られる。しかし、1980年代以降、数回にわたる法人化の試みは、国立大学の反発や社会的合意の失敗で挫折してきた。議論は1987年の教育改革審議会で政策のアジェンダとして挙げられたことが始まりである。特に、この時期、ソウル大学では、1970年以降に設立根拠となった「ソウル大学設置令(大統領令)」を「ソウル大学法」に切り替え、「特殊法人」へ転換する試みが学内から推進された [ソウル大学法人化委員会2009:10-11]。これによって、現在のように「ソウル大学法人法」が個別法として成立したことが偶然ではないことがわかる。1995年の「5・31教育改革案」でも国立大学法人化は再び議論されたが、関係省庁の合意には至らなかった。

その後、2002年には、当時、根拠なしに世評が多かった国立大学法人化についての政府の立場が発表されるようになった。教育人的資源部は、国立大学の全体を一時に法人化することが現実的に困難であると判断した。法人化以前の段階でも、「国立大学の運営に関する特別法」を制定し、大学の財政・組織・

人事の自律性と責任性を強化させることが有効適切であるとみて、関係省庁合 同で「国立大学発展企画団」を構成して運営した [教育部 2002]。だが、法 案の作成は行政府内でも合意に至らなかった。したがって、法律の提案形式を 政府立法より国会立法に変更して推進された。そこで、当時ハンナラ党の黄祐 呂(ファン・ウヨ)議員が担当して、「国立大学の運営に関する特別法案」が 発議された。同法律は、国立大学ガバナンスについての改革に関する教育人的 資源部の問題意識が、法律的形式で最初に具体化した結果物として意味が高い。 「国立大学の運営に関する特別法」は、国立大学が国家機関と同様に政府全体 の一般的な法規とガイドラインが適用されることについての修正方法を提示し ている。この法律は大学が追求すべき教育研究の特性を生かすためには、大学 に一定の権限と責任を付与することを骨子としている。法律制定の趣旨は、国 立大学に国庫会計である一般会計以外にも、非国庫会計の期成会会計(5)、研 究費会計など複雑な会計があり、透明性が低く、効率的運営がされないので、 より自律的に管理できるようにすることである。なお、一定の国庫支援と収益 事業許可等を介して、財政を安定的に確保することができるようにして、国の 一般会計と独自の期成会会計などを統合運営するなど、責任経営体制を構築す ることが法制化の試みであった。

国立大学に様々な会計があることにより会計の数だけのガバナンスが大学にあるという批判が多い。財政会計の多様性と複雑性により学長の執行範囲が狭いこと<sup>(6)</sup>、学長直選制の問題点、大学運営に対する政府統制の厳しさなどは、政府としては解決しなければならない長年の課題であった。図3-2のとおり、ソウル大学法人化推進の背景にも、学長直選制の改革、会計統合、大学の自律経営などが主な課題になった。

一方、法律制定までには至らなかったが「国立大学の運営に関する特別法」は国立大学ガバナンスの改革についての韓国政府の悩みが読める。なお、この法律は、以前に検討された国立大学特別会計制度と法人会計を繋げる橋梁としての役割も果たした<sup>(7)</sup>。このように、韓国の国立大学法人化の取組みの過程では、国立大学の複雑な会計構造と学長直選制が渦中におかれた<sup>(8)</sup>。

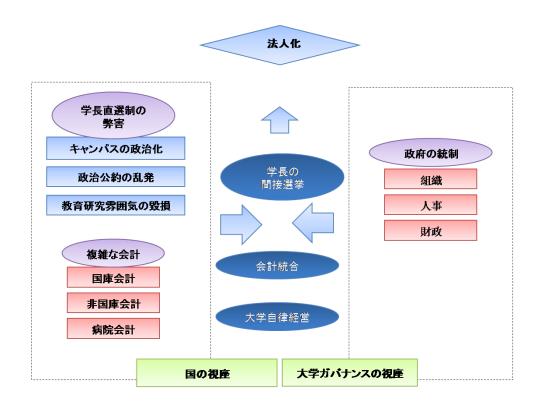


図3-3ソウル大学法人化の背景

以降、国立大学法人ソウル大学の設置・運営に関する法律案」(以下「ソウル大学法人法」という)の草案が作成されたが、図3-3に提示している要素がソウル大学法人化の背景になった。以降(2009年7月11日~8月27日)、規制審査(2009年10月19月~10月26日)、法制審査(2009年11月26日~12月7日)、国務会議(2009年12月8日)などの一般的な政府立法の手続きを経て法律案が確定された。国会は政府が提出した法律案を同年12月11日に受理し、所管常任委員会(9)である教育科学技術委員会及び関連常任委員会である企画財政委員会(財政の検討)、行政安全委員会(組織の検討)に同年12月14日に回付した。しかしながら、国会では関連常任委員会はもちろん、所管常任委員会でも討議されないまま、翌年2010年12月8日に「ソウル大学法人法案」が本会議に上程された。なお、上程当日に「電光石火」の如く議決され、同年12月27日に公布された。議決日は2011年度予算案と基金運営計画案が処理される定期国会の最終日であり、国会議長の職権上程権(10)を利用して与党である「ハンナラ党」の単独で、野党が反対してきた韓国軍の外国派兵動議案と争点法律案、新

年度の予算案などを一括議決した。以降、「国立大学法人ソウル大学」は1年 の準備期間を経て、国立大学から転換された第1号国立大学法人として2012年 に誕生した。一方、「国立大学法人ソウル大学の設立・運営に関する法律」に 対する廃止法案が、2010年12月30日、野党議員の代表発議により発議されたが、 2012年5月19日第18代国会の任期満了で廃棄された<sup>(11)</sup>。

ちなみに、2010年の定期国会の本会議(12月8日)で可決され、これにより 韓国の国立大学の法人化は個別の法律によって導入されるという先例を残すこ とになった。実際に、教育部の国立大学法人化を担当したパク・カンウォン行 政官によると、「今後の国立大学法人化は政府主導により推進する計画はなく、 大学が自ら法人化を希望する場合、個別の法律の制定を通じ推進される見込 み」と述べている。また、「現実的には、経営が不実(=堅実でない)な私立 大学<sup>(12)</sup>が多く、私立大学生の納付金負担が過度な側面があり、高等教育の 公共性を強化させるためには国公立大学の数を増やす必要があるという主張も ある。したがって、これから国立大学を法人化するにあたっては多くの困難が 予想される」という見解を付けた。要するに、今後の国立大学法人への移行は、 日本のように一括的な推進よりは、「ソウル大学法人化」のように個別法律の 制定により法人化される可能性が高いが、制度導入には困難が伴うだろうとい うことである。

1980年代以降、国立大学財政会計改革について議論されたにもかかわらず、財政会計ガバナンスに手術のメスを入れることは、猫の首に鈴をつけるような危険な仕事に見なされた。国立大学法人化が成立された背景、すなわち、ソウル大学ガバナンスの変化を触発した原動力としては、何よりも、かつての財政会計制度が持っていた矛盾が渦巻いている。なお、財政会計制度の統合を通じて、組織と人事など大学内部の他のガバナンスにも影響を与えるように拡張性を発揮した側面がある。

# 第2項 大学理事会の導入

学長直選制が導入されて以降、およそ10年が流れた金大中政権では、民主的 大学ガバナンスの構築に焦点を置いた。国立大学の学長選考も大学が自律的に 決定するものの、政府は大学構成員の参加が有効となる方向に誘導した。その 次の政権である盧武鉉政□に入っても、□長公募制、□長推薦委員□による間 接選挙、大学構成員の参加拡大を通じた直接選挙など、大学が選択するさまざ まな方法による学長選考制度が大学の自立を促すように推進された[教育部 2004:62]

しかしながら、以後、学長選挙制度を巡っては大学構成員が利害関係により離合集散を繰り返した。学長を組織経営のCEO (chief executive officer) よりは「政治家型」の指導者として身動きがとれないように転落させたという主張が続いた[シン・ヒョンソク 2005:196]。このような学長直選制についての批判は一部大学の学長選考過程で起きた学内紛争が大げさに浮き彫りにされた側面があるが、大学ガバナンスや学長選考制度に政府が直接に介入するにはこの上ないきっかけとなった。

学長選挙管理についての選挙管理委員会への委託も学長直選制の維持に悪影響を与えたとみられる。学長選挙の選挙管理委員会への委託について、ソウル大学評議員会は、大学と学問の自由を深刻に侵害するものとして反発した[ソウル連合ニュース 2006年1月20日]。さらに、学長選挙の管理を選挙管理委員会に委託することは選挙雰囲気の混濁と過熱現状を大学が自ら収められないという批判に直面した。これにもかかわらず、2006年1月26日、木浦大学と大邱教育大学が学長候補者の推薦選挙管理を選挙管理委員会に委託したのを手始めに、すべての国立大学に広まった。これによって、大学の学長選考過程における外部依存性はますます強化されることになった。大学が自らによる学長選考管理をあきらめて選挙管理委員会に委託してから、自主性が消えたキャンパスには、大学構成員に大学自治を守る力があるのかという懐疑が広まった。以降、国立大学のガバナンス改革の必要性を説明する理由として学長直選制の問題点が取り上げられるようになった。結局、民主化の影響で大学の自発的な取り組みによって導入、制度化された学長直選制度は23年間の実験を終え消え去る運命となった。

その上で、大学ガバナンス改革に対する政府の意向が一層強くなった契機と しては、学長の積極的なリーダーシップが大学経営の成果につながるという財 政支援事業についての分析が続いてからとの指摘がある[イ・チョンみ 2011:374-392]。このような主張では、「学長のリーダーシップ→大学経営の成功≠学長直選制」というフレーム(frame)を想定しているように見える。 学長直選制が持っている学長選考においての手続きの合理性よりは、能力ある 者を採用することが大学発展に有効という仮定に依拠する側面が強い。

また、政府が学長直選制を快く思わない理由はまだある。国立大学が教育部の統制の下にあるため、組織改編や教職員の定数、幹部クラス職員の人事異動が難しいという不満が大学構成員より出て来た歴史と学長直選制には関係がある。こうした不満の声は大学構成員によって選出された学長が登場してから徐々に高まった。大学が教育研究に専念するより政治の場に変わっていくことについて政府が懸念するわけである。そこで、韓国政府はこうした難題を解消するため学長直選制の再検討に入った。教育部は学長選考制度を改革する行政的手段をトップダウン(top-down)方式に依存した。大学評価の主な指標として学長直選制の改善(実は廃止)を採択した。政府の財政支援に依存するしかない国立大学としては、学長直選制の廃止と大学評価を連携させる政府の方針をやむなく受け入れるほかなかった。

ところで、韓国における学長直選制は民主化運動が活発になった1987年に導入され始めた。当時、学長直選制は、教授会が中心となり、大学の民主化の象徴ともいえるほどに、多くの大学に導入された [パク・チェコン 2005:18-19]。したがって、学長直選制は、大学の民主化と自主性の象徴とみなされる。このため、ソウル大学に法人化を導入しようとする以前でも、学長直選制の廃止に対する恐れと批判が多かった。「学長直選制廃止→法人化→官治の深化→天下り人事」の繋がりを指摘する主張は、大学の自主性の侵害という懸念に繋がるわけである。実際に、ソウル大学およびその他の国立大学の教職員らが請求した「国立大学法人ソウル大学の設立・運営に関する法律違憲の確認訴訟」の要旨にも、教職員が学長候補者の選考に参加することが大学自治の本質であるという点が打ち出されている (13)。

なお、学長直選制の再検討においては政治権力の保守化も影響がある。政府 と国立大学の関係は大学自治よりは大学経営効率化に重心移動するための窓口 として機能する。例えば、李明博政権は実用主義を標榜したので、学長直選制 により選出された学長を対象として大学経営効率化に移行させることは至難の わざかもしれない。これによって、法人化される大学では法律に根拠を置き、 法人化されない国立大学では学長直選制の廃止が政府財政支援の前提条件となった。なお、このような処置によって韓国で大学自治は法律根拠なしでも政府 が制限できる先例を残すことになった。

以上のような一連の経過をみると、国立大学に対する政府統制の強化のために学長直選制が廃止されたことがわかる。ソウル大学法人化の趣旨が、「大学運営の自立性と責任性を高め、大学の教育力・研究力を強化して世界レベルの大学として育成する」こととされている。しかしながら、「ソウル大学法人法」の理事会の構成、学長選考手続きをみると、ソウル大学に対する政府介入の方向を知ることができる。表3-2のとおり、「ソウル大学法人法」は、大学法人の理事会・評議員会・学事委員会などの構成をはじめ、国有財産・政府支援・教職員の身分などについて他の法律からの例外を規定している。

項目	主要内容
①法人格(第3条)	法人
②理事会の設置及び機能	大学運営の主要事項の審議・議決のために理事会を置
(第10条、第12条)	き、学長の選考に関する事項、中長期的な大学運営及び
	発展に関する事項などを審議・議決する。
③評議員会、学事委員会と財	大学の運営に関する重要な事項を審議するための評議員
政経済委員会の設置	会、教育と研究に関する主要事項を審議するための学事
(第 16 条~第 18 条)	委員会および財務経営に関する重要な事項を審議するた
	めの財政経済委員会を置く。
④国有財産・公有財産等の無	国は、法人設立以前の大学が管理していた国有財産及び
償譲渡	物品が大学の運営に必要と認める場合は、教育部長官が
(第22条)	大学学長の意見を入れ企画財政部長官 (14) と協議して、
	無償で譲渡し、地方自治体は、法人設立以前の大学が管
	理していた共有財産と物品を法人に無償で譲渡すること
	ができる。
⑤国及び地方自治体の支援	国と地方自治体は、大学教育の質の向上と国際競争力の
(第29条)	強化に貢献できるように、安定的な財政を支援し、その
	所管事務に関連して法人が推進する事業に補助ができ
	る。
⑥大学運営計画の樹立・評価	学長は 4 年ごとに大学運営成果目標を設定し、年度別の
及び国家の支援	大学運営計画を樹立・公表し、教育部長官は大学運営計
(第32条)	画の成果を評価・公表し、その結果を行政・財政支援に
	反映する。
⑦教職員の任用特例	法人設立当時の大学教職員のうち本人の希望によって法

項目	主要内容
(附則第5条)	人の教職員として任用されることを願わない者の身分は
	大統領令で定め、教員の場合は 5 年間公務員の身分を維
	持する。
8年金適用の特例	法人の教職員は「私立学校教職員年金法」の適用を原則
(附則第7条)	とするが、法人設立当時に「公務員年金法」を適用され
	た教職員として再び法人の教職員に任用を希望する者は
	本人の意思によって 20 年間「公務員年金法」の適用が可
	能である。

表3-2「ソウル大学法人法」の主要内容

法人化によって新たに導入された理事会は、解放後のソウル大学に取り入れられたアメリカ型の理事会(The Board of Regents of Seoul)が有した学部代表の連合体的な性格は見えないが、教授会や教職員に対する牽制が強く、政府や民間などの声に耳を傾けるように構成された。

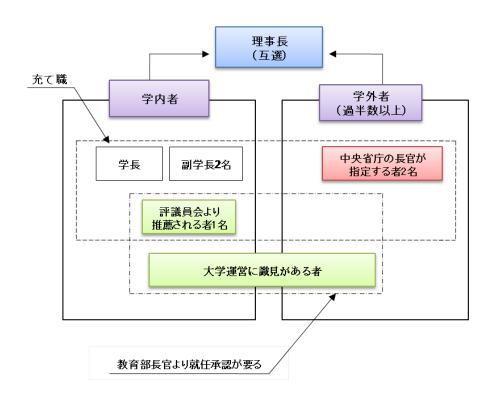


図3-4ソウル大学理事会の構成

ソウル大学法人の理事会の構成では、図3-4のように基本的には日本の国立 大学法人の学長選考会議から学内者・学外者の構成比率を借用した側面がある。 だが、理事として学外者が2分の1以上を占めているので日本の国立大学法人よ り学外者の数が多く、政府や学外者の統制が強い大学ガバナンスを採択してい る。学長が理事会の一員として含まれていることも、学長が法人の長を兼務し ている日本の国立大学法人とは違いがある。

なお、理事会に政府人士が当て職の理事として構成されることには議論の余地が多い。教育部と企画財政部の次官が充て職の理事として入ってきて、理事の選任に介入する上に教育部長官が理事の就任を改めて承認してから採用する。このように大学に対する政府の統制権を強化しているので、大学のアイデンティティは困惑するしかない。これゆえ、法人化以前よりも政府が大学を徹底的に直接統制する権威主義時代の任命制学長制度に回帰したと批判が起きる憂慮がある。

続いて、学長選考過程に参与する選考機構を考察する。まず、学長の任命は学長推薦委員会から推薦される候補者の中から理事会が選考し、教育部長官の具申により大統領が行う(第7条)。学長推薦委員会は、理事会が推薦する者、教職員や学外者などを含む30名以内で構成し、具体的な事項は、「定款<sup>(15)</sup>」で定めるように委任している(第7条)。理事会は、理事長1名を含む7名以上15名以下の理事で構成されるが、このなかでは充て職理事となる学長、副学長2名、中央省庁の長官が指定する者2名、評議員会(教職員50名以内で構成)が推薦する者1名、大学運営に必要な知見のある有識者などが占めている。理事には学外者が2分の1以上含まれなければならない<sup>(16)</sup>。なお、評議員会より推薦する者と有識者である理事は理事会が選任するものの教育部長官の承認を得なければならない。

学長選考手続きの詳細は「国立大学法人ソウル大学定款」に定められている。学長候補者は学長推薦委員会から3名が選定され、理事会に推薦するよう定めている。学長推薦委員会は25名以上30名以下(うち、3分1は学外者)によって構成されるが、その学長推薦委員会を推薦する者は教員が中心となって構成される評議員会から3分の2と、理事会から推薦される3分の1の人員

によって構成される。また、学長推薦委員会員のなかには学外者を3分の1以 上含めなければならないが、学内教員グループが学長推薦委員会で一番多い 勢力として位置付けられている。

なお、学長推薦委員会は、その下に「招聘委」を置き、学長候補者の招聘を任せるようにしている。招聘委は、学長候補者を公募、推薦、招聘などの方法で募集する。招聘委の委員は9名以内で構成するが、学外者を2分の1以上含んでいて、日本の学長選考会議の構成方法と似ている。だが、日本の場合、協議会と評議会からの推薦、あるいは学長や理事を加えて学長選考会議が構成されるのに比べ、韓国の例は理事会と評議員である教員集団に重きを置いている。すなわち、教員集団に対するこのような配慮は、従来の学長選考において教員が中心となった慣行と関係すると見られる。

大学理事会は、ソウル大学成立初期の米軍政の時代に一時的に構成されたが、その後の国立大学ではまったく経験のない見知の機構である。それゆえ、大学理事会が制度的に定着する際までには相当の時間がかかるしかないといえる。当然、大学理事会がソウル大学で成功裏に定着できるかについての疑いもある。それにもかかわらず、大学理事会がソウル大学に電撃的に導入されたのは、大学運営において大学内外の統合が急務なためであった。実際、ソウル大学の理事会は大学内外を網羅する有力者で構成される。

#### 第4節 要約と考察

日本・国立大学法人化の動因としては、国の行財政改革上の必要と大学経営的側面が作用している。1990年代に始まった行財政改革の刃先は国立大学の財政・会計制度を狙った。法人化以前に国立学校特別会計が1964年に導入され、国立大学の確保と財政・会計の自治性が尊重されたことで財政安定化にも寄与した。しかしながら、国家運営に財政的圧迫となるしかなかったので、行政改革的要求、財政改革的要求に従って国立大学も改革対象になった。国立大学法人化に伴い、国民や社会に対する説明責任を重視し、社会に開かれた大学を目指した。国立大学法人化に至るまでの財政会計制度は、特別会計(戦前)→一般会計(戦後)→特別会計(法人化以前)→法人会計(法人化以降)という流れが続いた。

法人化以前の国立大学では、学部・大学院・研究所の自治権限が強かったが、 法人化は学長に強大になった権限を付与した。「国立大学法人法」には、学長 選考機構をおき、学外者として学長が任命する経営協議会と教育研究評議会か ら選出される者が同数で委員となる。学長選考会議の構成方式には様々な形が 存在する。だが、学長選考会議では現学長が強い権限を持っており、学長選考 会議の運営形態によっては、現学長が後任の学長を事実上指名できる構造にあ る。

韓国での国立大学ガバナンスの改革の動因としては、国立大学の財政確保や 財政会計の構造を変えるために検討が始まった。そこで国立大学特別会計の導 入が1980年代に検討されたが「教育改革」が主に小中高校の教育環境の改革に 集中されたので進展が見られなかった。国立大学ガバナンスの改革に再び火が 点いたのは、1990年代後半であった。

また、1980年代後半より導入された学長直選制は、大学の民主化や自律性確保などに肯定的な評価を受けたにもかかわらず、教育·研究の雰囲気毀損、学生納付金の引き上げなどといった批判にさらされた。特に、韓国政府は大学構成員の直接選挙による学長選挙制度が大学を「政治の場」に転落させたと判断した。

ソウル大学の法人化では複雑な財政会計制度の改革と学長直選制の弊害を解決しようとする韓国政府の方針が主な背景になった。すなわち、大学の財政・会計を法人会計と統合し単純化する一方、ソウル大学に対する政府統制を強化することが法人化された大学ガバナンスから表出したともいえる。ソウル大学法人の理事会の構成、学長選考手続きから、大学に対する政府介入が感じられる。

なお、両国の国立大学ガバナンスの成立過程では、B. CLARKの高等教育システムで取り扱う変化と統合を重要な価値として位置づけている。日本の国立大学ガバナンスの変化では、外部からの行政・財政改革の要求と学長選考会議の強力な支援を基盤として学長の権限強化をその中心に置く。学長選考会議は、一見学長選考過程を管理する機構に過ぎないが、将来的には、大学内部の統合を盛り込んでいる理念と価値を提供できる機能も期待される。韓国のソウル大学では財政会計制度の複雑さが大学ガバナンスの変化を触発した要因になった。

国立大学法人化とともに導入された大学理事会では、教職員以外にも学外者を参与させ、統合の大学ガバナンスの誕生を目睹できる。

## 【第3章注】

- (1) http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/html/hpab200301/hpab200301\_ 2\_023.html (文部科学省、最終検索日 2012 年 8 月 12 日) 参照。
- (2) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\_gaiyo/156/1560000.pdf の 233 頁、246 頁(参議院、最終検索日 2012 年 8 月 19 日)参照。
- (3) 1987 年教育改革審議会(1985 年から 1987 年まで 3 年間設置された大統領直属諮問機構)は、教育財政拡充案の一環として、特別会計の新設を提案した。1989 年に経済企画院は大学財政運営の効率性を高めるために特別会計の推進のための検討を文教部に要求した。これにより、学生納付金の期成会会費と授業料の統合、国庫の一般会計予算を大学特別会計の収入(転入)として処理し、予算科目設定や予算専用権を経済企画院より教育部に委譲できる根拠法を用意した。しかし、予算専用権と転入金規模について省庁内の合意が決裂して法制化までには至らなかった[キム・キョンへ 1999:2]。
- (4) 「5・31 教育改革」は 1995 年 5 月 31 日、大統領諮問機構であった教育 改革委員会が第 2 次報告した「世界化・情報化時代を主導する新教育体 制の樹立のための教育改革方案」の略称である。教育改革委員会の報告 は 1994 年 9 月 5 日 (新韓国の創造のための教育改革の方向と課題)、 1995 年 5 月 31 日 (教育関係法)など 3 次に分けて報告が行われた。特 に、「5・31 教育改革」方案に、「教育財政 GNP5%の確保を 1998 年ま でに達成すること」が提示された。教育財政確保の目標が小中高校の教 育環境改善であることから、中央政府と地方自治体の責任と寄与を強化 する方案が提案された。
- (5) 期成会会計は、大学の財政難を理由として 1963 年から、保護者から授業料と入学金以外の名目で金銭を受け取ることができるように文教部長官訓令に基づいて成立した制度であった。しかしながら、法的根拠なしに国・公立大学が期成会会費を募ったので議論が多かった。2015年 3月 13日「国立大学の会計設置及び財政運営に関する法律」が制定され、期成会会計は廃止された。
- (6) 国立大学が運営する会計は、①国庫会計、②非国庫会計、③大学病院会

計に区分される。①国庫会計の財源は国税であり、一般会計と特別会計 に予算が支援される。一般会計は、国立大学の運営に必要な基本的経費 である人件費、運営費、施設費が支援されており、特別会計は、特定の 事業目的のために支援される。②非国庫会計には、i期成会会計が代表 的であり、ii 産学協力団会計、iii大学発展基金会計、iv 消費組合会計・ 寮会計などがある。 i 期成会会計は、国立大学が独自に受ける授業料を 扱う会計である。「非国庫会計管理規程」(教育部訓令)の適用を受け るが、その詳細は、個々の大学の期成会規約に基づいて定めている。産 学協力団会計は、「産業教育振興と産学間の連携・促進に関する法律」 に基づき設置された特殊法人である産学協力団の運営に必要な経費の収 入と支出を担当する。 ii 産学協力団は大学の知的財産権の取得および管 理、技術移転と事業化、職務発明技術の管理、教員と学生の創業を支援 する。産学協力団の財政は中央政府が支援する大規模な財政支援事業を 受ける会計であり、主な財政は政府に依存している。iii大学発展基金会 計は、「公益法人設立及び運営に関する法律」に基づいて、大学内に設 立される公益財団の運営のために設置される会計である。iv消費組合会 計・寮会計は、教職員や学生の福利厚生を目的とし、独立採算制で運営 されている大学構成員の自治会計である。③国立大学病院会計は、ソウ ル大学病院設置法(1977年制定)、国立大学病院設置法(1991年制 定)、ソウル大学歯科病院設置法(2003年制定)で国立大学から分離さ れた国立大学病院の会計をいう。一方、私立大学の財政会計構造は単純 であり、①学校会計と②法人会計に区分される。①学校会計には、i校 費会計(授業料会計、非授業料会計)、ii附属病院会計、iii産学協力団 会計が含まれる。②法人会計には、i一般的な業務会計とii収益事業会 計がある。一般業務会計は法人事務運営に使用される経費で、収益事業 会計は学校会計へ転出する財源を調達するために運営される会計である。 私立大学の会計は、学校会計を中心に一本化・集中化されており、法人 会計さえも学校会計を支援することが存在の理由である。したがって、 国立大学とは異なり大学ガバナンスが学校会計を総括指揮する大学の学 長に集中するしかない。

(7) 当時の中央政府の予算編成を担当した企画予算処と国家財政政策を担当

していた財政経済部は、「国立大学の運営に関する特別法」に反対意見 を提示した。企画予算処は、大学会計制度が憲法と予算会計法が定めて いる財政議会主義と予算総計主義に反するという理由を挙げた。特に財 政経済部では、国立大学が憲法と予算会計法の統制から逃れるためには、 国立大学を責任運営機関(事実上、民営化させて、政府の財政支援を最 小限にする機関)に指定するか、或いは法人化を要求した。大学構成員 も反対の立場が強かった。全国国公立大学教授会協議会は、教授会が選 出した教員が予算決算審議権を握っている財政委員会に半数以上が含ま れなければならず、学長は審議議決機関から除外すべきと主張した。こ のことから大学の審議議決機構は教授会が主導し、学長は執行部を担当 する二元化されたガバナンスを教授団が要求していることが確認された。 特に、ソウル大学教授協議会では、国庫支援率を上方修正することを法 制化すること、予算編成と監査の範囲より大学会計内に合計する一般会 計と特別会計を区分して適用することを要求した。大学労働組合でも、 職員や学生が大学ガバナンスへの参与と期成会会計職員の雇用安定化を 要求した。したがって、法律案は国会の審議過程で、中央政府、大学構 成員などの立場の差だけを確認したまま会期満了により廃棄された。な お、韓国の国立大学では 2015 年から新しい財政会計制度である「国立 大学の会計設置および財政運営に関する法律(法律第 13217 号、 2015.3.13.公布)が施行されている。この法律の成立によってすべての 国立大学の期成会会計が2015年前期より廃止された。

- (8) 教育科学技術部の「大学構造改革担当課長」などを歴任した、イ・サン ヨンは、法人化議論の背景として国立大学の会計構造が主な要因と見て いる[イ・サンヨン 2012:55-56]。
- (9) 韓国の政府組織法の改正により、教育部の名称が文教部(1948年)、教育部(1990年)、教育人的資源部(2001年)、教育科学技術部(2008年)、教育部(2013年)に改正されたように、国会の所管常任委員会も国会法の改正により、文教社会委員会(1948年)、文教委員会(1951年)、文教公報委員会(1963年)、文教体育委員会(1990年)、教育体育青少年委員会(1990年)、教育委員会(1993年)、教育科学技術委員会(2008年)を経て、現在の教育文化体育観光委員会(2013年)

に改正されてきた。

- (10)「国会法第85条(審査期間)」によると、「国会議長は議案の委員会に案件の審査期間を指定でき、期限内に委員会が審査を行わない場合は議長が他の委員会や本議会に付議できる」と定まっていた。この条項は緊急な案件を処理するために議長が委員会や本議会に付議できる権限を持つことが、少数派の意見を無視する代表的な悪法として膾炙された。以降、いわゆる「国会先進化法」が2012年に制定され、議長の「職権上程」できる範囲が、①天変地異、②戦時・事変などの国家非常事態、③議長と各交渉団体の合意などに厳格化された。この規程は、与党・野党の極端な対立を解消しているとの評価がある。
- (11) この廃止法案では、ソウル大学の法人化は、他の国立大学にまで影響を 及ぼし、国・公立大学のガバナンスを根本的に揺るがす可能性があり、 10年余りに渡り教授、学生、職員など大学構成員の激しい反対が常に存 在してきたので、詳細な議論と社会的合意が必要と主張している。なお、 「ソウル大学法人法」は所管常任委員会である教育科学技術委員会への 上程すらされず、委員らの意見交換もしないまま、一方的に可決された ので、大学構成員は無論、社会的葛藤の原因となる懸念があり、大学に 対する国庫補助金の削減、教職員定数の縮小、実質研究費が減り、学術 論文の数が減少しているなど、大学運営上の予想される問題点を指摘し た。なお、国会で可決された法律案が、当初、ソウル大学が提案した内 容とは異なり、官治の強化と国よりの財政支援の縮小などが懸念されて いることも付け加えた。
- (12) 研究と教育の機能を実行することが難しい状態に置かれ、最低限の教育 与件や設備、教職員、学生などを維持するための財源確保が困難な状態 で,正常な経営さえ困難である大学を「経営不実私立大学」という。 「経営不実私立大学」は「大学構造改革」のターゲットとして教育科学 技術部長官が指定できる。「大学構造改革」とは、①政府の財政支援を 制限する大学、②教育ローンを制限する大学、③経営が困難な大学と指 定し、監査結果に対する履行の有無などによって最終的に、④廃学のプロセスを進める政策を意味する。
- (13)韓国憲法裁判所(2011)事件番号 2011 ゲンマ 612「国立大学法人ソウル大

学の設立・運営に関する法律」違憲法律確認意見書。請求人らは、大学 ガバナンスについて、ソウル大学法人化は事実上、従来のソウル大学を 廃止するので、能力に応じて均等に教育を受ける権利、大学の自律、公 務担任権と平等権などを侵害することになると主張する。また、学長を 学外者が含まれている理事会で選出するように規定することは、大学構 成員の学長選出権を剥奪しており、理事会に学外者を2分の1以上含む ようにして、理事の就任に教育部長官の承認を得ようとするのは大学の 自律を侵害している―と主張する。これに対して憲法裁判所は、2014年 4月24日、請求人らの審判請求をすべて却下した。憲法裁判所によるソ ウル大法人化法の学長間接選出規程(法律 7 条)に関する判示結果は 「大学の学長候補者の選定と関連して、大学は必ず直接選出方法を確実 にしなければならないものではなく、大学教員の合意された方法で、そ の選出方法を定めることができる機会を提供することで足りる。法律第 7条は、理事会にとって教職員が参加する学長推薦委員会で推薦された 候補者の中からのみ学長を選出するようにしているので、単純な任命制 とは異なり、教職員の意思がある程度反映されていた。また、学長推薦 委員会の運営について具体的な事項を定款で定めることとし、場合によ っては、直接選挙と同様の方法を採用する可能性も開かれている(実際 にはソウル大学法人の定款によると、学長推薦委員会に3分の2まで内 部関係者を含むことが可能で、学長推薦委員会の3分の2以上がソウル 大学の教員で構成され、評議員会で推薦するようになっている)。した がって、法律第7条学長の選出に関する教員の権利を剥奪したとするこ とができないので、立法者が立法の限界を逸脱して大学自律の本質的部 分を侵害したと見ることはできない」と要約できる。

- (14)企画財政部と教育部は、日本の財務省と文部科学省に当たる。
- (15)国立大学法人ソウル大学定款には、役員、理事会、学長推薦委員会など 学内の主な機関の設置及び運営に関する事項を規定している。
- (16)2007年、教育人的資源部が立法予告した「国立大学法人の設立・運営に関する特別法(案)」では、理事会は15名の理事を置き、中央省庁の長官が指定する2名、学長を含む学内者7名、学外者6人(経営者出身)などで構成するように提案した。しかし、法人化についての初期検

討過程では東京大学のように学長に理事会の構成に関する権限を与えることが検討され始めた。学内者が多数を占めるようにして政府の直接統制や学外者の間接統制から抜け出さなければならないという認識がソウル大学に広まったからである。

## 第4章 法人化以降の学長選考制度

#### 第1節 本章の目的と構成

本章では、個別大学の学長選考に関する規程の考察した上に、法人化以降に行ったの学長選考過程を通じてその現状と特徴を分析する。そのために、大学が制定して運営する学長選考規程より学長選考についての一般な手続きまたは流れを抽出する。学長選考過程に現われた現状をできる限り事例の中心にして考察してみる。

まず、第2節では日本の国立大学法人の事例を取り扱う。全国86国立大学の中で収集された82大学の学長選考規程より、推薦・審査・意向投票・選考・任命に至るまでに大学別学長選考過程を考察し、参加主体、方法と内容、権限などを分析する。分析の視座としては、国立大学法人法の法的特徴、すなわち、学長選考会議の権限と機能についての法的根拠などが示す長短に重きを置く。その上で、法人化以降に行われた学長選考過程を大学毎の事例に視線をおく考察して、その争点を導き出す。

第3節では、ソウル大学の学長選考制度の仕組みを明らかにする。分析対象として「定款」、「ソウル大学学長推薦委員会規程」、「ソウル大学理事会会議録」、「ソウル大学学長選考行政支援団の職員とのインタビューの際にまとめた資料」などを使う。

分析の視座としては、ソウル大学の法人化以降に行われた学長選考過程の事例を分析する。すなわち、大学構成員が学長選考過程に参与する様子と大学理事会の運営体制、法人化以降に新たに成立した政府と大学との関係に重きを置く。

なお、自学出身者中心の大学ガバナンスについて批判が絶えず提起される原因と 法人化以降行われた新任学長の選考過程で争点になった「学フィア」議論の実体を把握する。

最後に第4節では、前節までに考察した結果に基づき、大学の学長選考規則 と実際の学長選考事例から得た国立大学法人化以降の学長選考制度の現状を要 約及び考察する。

### 第2節 日本・国立大学の学長選考制度

## 第1項 学長選考規則の特徴

日本の国立大学法人法では、学長選考の手続きについては特に規定されていないので、大学法人は学内規則を制定・運用しなければならない。そのため、大学法人ごとに規定されている内容や手続きは異なるが、一般的な流れは、図4-1のように①学長候補者の推薦、②学長選考会議の資格審査、③意向投票の手順を経て、学長候補者が最終的に④選考、⑤任命される。

学長選考会議の機能と権限についても、国立大学法人法では国立大学法人側に包括的に委任している。このような法的措置には法人化以前に、大学が採択してきた様々な学長選考制度の慣行を崩したとの批判を避けようとする思惑が透ける。学長選考制度についての全面的な改革よりは大学の慣行を認める漸進主義的な方法を採用したのである。すなわち、国立大学法人法第12条6項「この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める」と、学長選考会議の運営に関する詳しい事項を国立大学法人側に包括的に委任している。この規程は、学長選考会議の役割と権限についての議論の引き金として働くと思われる[広瀬 2009:26-31]。

国立大学法人法の規律密度が低いことについての理由としては帝国大学時代 以来成立した大学運営の慣例を尊重しようとする法的配慮もあると思われるが、 法的曖昧さが起こす不作用による批判も少なくない。

しかしながら、国立大学法人法は学長選考について大学法人に包括的に委任しており、大学法人の学内規程には学長選考過程における学長選考会議の影響力が、以前に類似の機能を担った評議会より増加した側面が目立つ。これは、大学法人が学長選考において学長選考会議の姿勢を重視する構造にあるということを示している。

では、具体的な手続きを見てみる。学長候補者を推薦できる資格は専任以上の教員(助手以上の場合が多い)や役員、副課長、または係長相当の事務

技術職などの教職員と、経営協議会委員(学外者の委員)、教育研究評議会 委員、教授会など、様々な学内構成員や学内機構が持っている。

教職員などが学長候補者を推薦する場合は、数名より数十名に至るまで、連署による推薦書を提出するよう要求されるケースが大半を占めている。これに対し、学内構成員による意向投票を通して学長候補者の推薦をすることや、学長選考会議が直接推薦する場合もある。一般的ではないが、自薦もしくは本人の応募を許している大学もある。このように推薦された候補者については、主に学長選考会議によって、資格審査、公開質疑、面接審査、所信発表、演説会開催など、各国立大学によって様々な形態で選考手続きが行われる。そして、その過程において候補者に関する関連情報は学内世論の収集や学内構成員が意向投票の際に参考にできるよう概ね公表される。また、候補者の乱立や不適格候補者をフィルタリング(filtering)する手段として、または意向投票対象の候補者を決めるため、学長選考会議が一定の人数まで絞り込む手続きを備えている大学もある。

手続き	主体	方法·内容
①推薦	教職員·学内各機構·選考 会議(委員)·本人応募	連署、投票
②審査	選考会議	資格審査・公開質疑・面接審 査・所信発表・演説会開催・人 数の絞り込み
③意向投票	投票の資格がある教職員	単記無記名·不在者投票·決選 投票制/過半数得票
<b>④選考</b>	選考会議	①~③の結果を参考
⑤任命	文部科学大臣	国立大学法人の申出に基づく

図4-1日本・国立大学法人の学長選考手続き

意向投票ができる者は、候補者の推薦権を持っている者と同じ職級である場合もあるが、候補者の推薦権をもつ者より、上位の職級の者に限定し投票権を付与する場合が多い。投票方法は、単記無記名投票と不在者投票は許されるが、代理投票は認めないのが一般的である。1回の投票で終了する場合もあり、過半数得票者が出てくるまで繰り返し投票するか、1名の最終的な候補者を選出するために決選投票方式を採用している大学も見られる。意向投票の結果は候補者全員の得票結果及び得票順位を公表する大学が多いが、最終の候補者のみを公表する場合もある。

学長選考会議は、意向投票が終了すると、既に行われたこれまでの手順、すなわち、学長候補者の推薦、資格審査、所信表明、意向投票の結果などを総合的に判断して選考するのが大半である。各国立大学法人によっては、学長選考規程に、意向投票の結果等について「尊重し」、「参考にし」、「基づき」、「踏まえ」、「考慮し」といった様々な用語を使って、意向投票の結果等を反映するよう規程が設けられている。これは、意向投票の結果等が学長選考会議の最終候補者の決定に必要な要素であると強調していることがうかがえる。大学によっては、最終的な候補者の選考を控えて面接審査、書類審査を実施する。

だが、その中身は国立大学法人ごとに異なり、学長選考会議に行う意向投票の結果報告の方式も、候補者全員についての得票結果と得票順の報告、上位の2~3名までの絞り込みによる報告、決選投票や過半数得票者だけを報告するなど様々である。学長選考会議では意向投票の結果報告を基にして合議による最終選考が行われるが、合意が成立しない場合には、再び学長選考会議における投票によって最終的な学長候補者が決定される。また、このような意向投票などの管理は学長選考会議が直接管掌している場合がほとんどである。ただし、公平さを保つため別の投票管理委員会などを設けているか、教育研究評議会に委任する大学も目に付く。

以上、国立大学法人法では学長選考会議の権限と機能についての法的根拠 は具体的ではない。そこで、大学は新しい国立大学法人法の趣旨にしたがっ て学長選考規則を整備した。これにより、少なくとも制度的基盤としては大 学ごとに学長選考制度の設計と運営によって多様な取り組みができるようになった。

なお、このような大学の学長選考規則の整備は、B. CLARKの高等教育システムの構成要素中、信念の問題にアクセスできる。すなわち、内部行為者を拘束または共有する規範や価値を学長選考規則に成文化かつ体系化することである。しかしながら、結果的に国立大学法人法と大学別に備えた学長選考規則の内容的曖昧さは、学長選考過程で発生する争点の処理を学長選考会議に再委任する形で一段落付いたものと見られる。そこで、学長選考規則の整備が法人化以降の大学の規範や価値を大学構成員に確実に共有したのかについては疑いがある。

# 第2項 学長選考過程の現状

法人化以降、学長選考過程において現れている否定的な現状の裏では法的曖昧さとの関連がある。加えて、新しい制度に対する拒否感と制度運営の経験不足に原因がある。

まず、法人化を経ながら学内機構の役割と機能に関する大学構成員の合意や大学内部規程としての法的整備に関することである。法律上には、学長選考会議が学長を選考するという以外の規程はない。国立大学法人法第12条では、「学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。その申出は…学長選考会議の選考により行うものとする」と規定されているので、学長選考会議の機能と権限についての解釈をめぐる意見は様々である。なお、法人化以降も教授会は学校教育法により審議機関として位置づけられており、法律上の議決権は付与されていない。したがって、解釈によっては学長選考過程で教授会の判断に拘束されるものではない。しかし、学校教育法第93条には、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と規定されている。大学の運営において重要な事項の範囲に関する意見は多岐にわたるが、学長選考は国立大学における重要な事項なので、議論の余地がない。結局、学長選考会議と教授会の機能と

権限に関する解釈は、学長選考の手続き、学長選考結果に対する大学構成員 の受容態度などに影響を及ぼすしかない。

第二に、学長選考において教職員の意向投票が反映されないために発生す る学内紛争が挙げられる。2004年から2009年まで滋賀医科大学、岡山大学、 新潟大学、大阪教育大学、山形大学、高知大学、九州大学、富山大学等で、 意向投票の結果とは異なる、学長候補者が選考された[朝日新聞 2009年3月 2日]。このなかで滋賀医科大学と新潟大学では、「学長選考無効確認訴訟」 まで提起された[国立大学法人法制研究会 2012:134-136]。このように、 学長選考結果についての学内紛争は、第一に提起される現状と関連している。 したがって、ゲームのルールとして学長選考の関連規程は大学に明確に受け 入れられない限り将来的にも学内紛争の火が点きやすい事項であるといえる。 第三に、学長選考過程における大学構成員の参加範囲に関する事項である。 法人化以降も学長選考において専門職員及び技術専門職員など事務職員の参 加が一定の職級以上に限定されているが、法人化以前と比べ事務職員などが 参加できる大学の数が増えた。一方、法人化以前に、いくつかの大学で学生 の参加が可能であったのに対し、法人化以降は、全くないことが分かる[塩 野 2005:19-22]。これは1960年後半、大学紛争を主導し、封建的な教授自 治会の改革、大学ガバナンスへの参加などを訴えた学生集団の主張が法人化 過程でも制度化されなかったことを意味する。なお、この論点は選考過程の 透明性とも関連する。学長選考規程さえ公開を忌避する大学もあるのは、国 立大学法人の学長選考過程についての信頼性に疑義が生じる事項である。

第四に、国立大学法人化以降、強まった国立大学におけるスクールカラーを看過できない。学長のなかで自学出身者の数は、法人化以前である2000年度の18から2009年度は28大学へと約1.6倍に増えており、学部まで自学出身者を含めれば33大学、約1.8倍となっている。国立大学の法人化以前に比べて、法人化以降、自学出身の学長数が増えている[小池 2010:3-5]。このような現状は、国立大学の法人化以降、大学構成員のなかに自学意識が以前より強化されたことを暗示している。国立大学法人化により大学間の競争が徐々に触発され、勝者独占方式が現実化する危機意識が作用しているものと思われる。

以上のような、国立大学法人法の曖昧な規程より起こる学長選考に当たっての否定的な現状を克服するためには、各大学が多様な対策に取り組むべきである。また問題の根源が異なるため、大学が自らの分析を行い、当てはまる解決策を探る必要がある。そして法律が定めていない手続きや運営体制を、大学が学長選考規程に補足する必要がある。さらに、学長選考会議のような新しい制度を大学構成員から拒まれることなく定着させるには、学長選考手続きについての大学内規の制定過程に透明性を確保することが大事であろう。

法人化以降、一部の大学で触発された学内紛争は前項で指摘したとおり学長選考規則など基本的な学長選考制度についての価値や規範が大学内部で共有されなかったことを意味する。すなわち、高等教育システムの構成要素である信念と権威の側面からみると、法人化以降でも学長選考過程で大学構成員が収容できるほどの正当な権力が確保ないし配分されなかったことがうかがえる。

# 第3節 韓国・ソウル大学の学長選考制度

#### 第1項 定款と大学内規の特徴

韓国のソウル大学の学長選考の手続きは、「定款」や「ソウル大学学長推薦委員会規程」などの大学内規に定められている。ソウル大学の法人化過程で、学長選考方式は最大の争点となった。ソウル大学構成員の間では、大学の自律性を強化するため、法人化以降も学長直選制を維持させる必要があるという意見が強かった。しかし、法人化は学長直選制を快く思わなかった政府には学長選考制度を変化させる絶好の機会となった。

実際に政府は、ソウル大学法人化が推進される以前より学長直選制の変更 (事実上の廃止)を念頭に置いていた。そこで、学長選考方式について間選 制が「ソウル大学法人法」に明文化されたわけではないが、学長推薦委員会 より推薦される候補者のなかから、理事会の議決によって学長を選考する新 しい手続きが採択された。「定款」にも、学長推薦委員会が学長候補者を理 事会に推薦するという基本的な原則が規定されているだけである。なお、 「ソウル大学法人法」では、学長推薦委員会が学外者を含む30名以内で構成 されるという委員定数が提示されている。そこで、「定款」の作成過程では、 大学構成員による学長直選制を取り入れるべきであるという主張と、「ソウル大学法人法」の立法趣旨に従って間選制の原型を維持することが妥当であるとの主張が対立した。

なお、学長推薦委員会への職員の参加割合も争点であった<sup>(1)</sup>。法人化以前には学長選定委員会の学外委員を学生が推薦できた権限が消える一方、学長推薦委員会に参加できる職員数は2名(全委員の6.6%)に過ぎない。

しかしながら、このように学長推薦委員会への学生と職員の参加割合が少ないことは、国・公・私立大学に「学生納付金審議委員会」 (2) の設置が法定化されたことを考えてみれば温度差が感じられる。同委員会の機能は、学生納付金 (私立大学では予算決算の審議)を策定することで、学生委員の参加比率が3割以上と法定化されている。同委員会は、従来、大学の主要政策決定権限が教授会、評議員会などの教員代表機関に独占されていたのを、学生及び職員に分配する大学ガバナンスである。韓国で「学生納付金審議委員会」のように大学経営への学生の参加が法律に基づき義務付けられたのは珍しいことである。また、教育公務員法では「大学構成員の合意された方式によって学長選考を行う」と規定されているものの、学生の参加が法律的に直接規定されているわけではなかった。このため、「学生納付金審議委員会」に学生参加を法定化したことは革新的と受けとめられている。

ソウル大学の理事会は、法律と定款に基づき、学長推薦委員会の構成、運営、 学長候補者の推薦手続きなどを定める「ソウル大学校学長推薦委員会規程」を 制定した(2013年12月23日)。同規程によると、学長推薦委員会は、学外者 10名を含む30名の委員で、その内訳には理事会が推薦する学外者4名と学内者 1名、評議員会が推薦する学外者6名と学内者19名で構成される。なお、評議 員会が推薦する学内者には職員労働組合から推薦された職員2名が含まれてい る。

学長推薦委員会は、委員長(学内者)と副委員長(学外者)を各1名互選し、在 籍委員の過半数の出席と出席委員の過半数の賛成によって審議案件が議決でき る。学長推薦委員会の機能としては、①学長候補者の資格要件、公募、推薦、 招聘を通じた学長候補対象者の募集および確定、②学長候補対象者に対する学 長予備候補<sup>(3)</sup>としての適格審査、③学長予備候補者に対する面接、討論会などの開催、政策評価などの実施、④学長予備候補者に対する人事検証、⑤学 長候補者の選定および理事会への推薦などが挙げられる。

手続き	主体	方法·内容
①推薦	本人、教職員(学内外者、外国人) 招聘委員会(学長推薦委員会の下に 置かれる)	本人応募、教職員の連署、 招聘
②審査	学長推薦委員会	適格審査、面接、討論会開 催、政策評価などの実施、
③意向投票	(1次段階) 学長推薦委員会、5名絞り込み (2次段階) 政策評価団(40%)・学長推薦委員会 (60%)	評価項目に点数を付与した 結果の集計
<b>④</b> 選考	理事会	政策評価結果、推薦される 3名の候補者(順位付けなし) の中から選考
⑤任命	大統領	教育部長官の具申による

# 図4-2ソウル大学法人の学長選考手続き(I)

以上のように、法人化以降にソウル大学が採択した学長選考過程は、学長推薦委員会と理事会が機能と役割を段階的に分担する重層構造である。学長選考過程においての重層的構造は牽制と協力の関係を通して民主性と透明性を確保することが期待できるが、大学構成員の意思を効率的に調停しているかなどの学長選考過程で浮上した課題については考察が必要である。

一方、学長選考規則や定款の主な内容や手続きが、大学構成員の自治的な合 意によっての制定されたことはなく、学長直選制の廃止についての政府の強力 な意志が大学にそのまま移植されたことを否定できない。このような学長選考制度の採択は、統合よりは変化に重きをおいた高等教育システムとして受け取るほかない。

# 第2項 学長選考過程の現状

法人化以降に行われたソウル大学における学長選考過程の現状については「学長選考行政支援団」に参与した経験がある職員とのインタビュー結果を 中心に引き続き整理する<sup>(4)</sup>。

表4-1は法人化以降に始めて選考された学長選考手続きの日程をまとめておいた。ソウル大学が行った学長公開募集広告(2014年2月20日)によると、学長候補対象者は学長として適合する人柄、学識、指導力を兼ね備えている者なら、学内者ロ外者 M 国人を問わず応募・推薦ができる。ただし、国家公務員の欠格事由が無く、公職選挙に出馬しない者でなければならない。学長候補対象者は、本人の応募、推薦、招聘などの方法で募集される。推薦はソウル大学の同窓生、あるいは所属教職員のなかから10名~20名によって行う。

項目	主要内容	日程
①学長推薦委員	◆2013年12月23日、理事会の審議議決	2014年1月3日公布・
会規程の制定		施行
②行政支援団の	◆団長1名、従業員若干名	
構成	◆学長推薦委員会の運営支援	
③学長推薦委員	◆学長推薦委員会の委員任命と委嘱	
会の委員推薦と任	◆理事会・評議員会、学長推薦委員名簿の	
命委嘱	受付、欠格事由の審査と確定	
④第1回学長推薦	◆学長、学部長推薦委員会の委員に任命と	2014年2月5日~
委員会の招集	委嘱以降初招集(任期満了5ヶ月15日以前	2月11日
	まで:2014年2月5日)	
	◆委員長および副委員長各1人互選	
	◆所管事務概括と今後の会議日程の議論	

⑤学長推薦委員		2014年2月12日
会の規程の施行		~2月25日
細則の検討と制定		
⑥学長候補者募	   ◆学長候補者の資格要件確定	2014年2月12日
   集 公 告・推 薦・招	   ◆学長候補者の募集公告に必要な事項の	~2月25日
  聘施行	│ │確定 (支援資格、提出書類、提出期限、提	
	│ │出方法、発表方法、発表期間、推薦に関す	
	る事項、募集公告案の確定)	
	(最初召集以来15日以内;2014年2月20日)	
⑦学長推薦委員	◆学長推薦委員会の規程及び施行細則で	2014年3月12日
会の規程および実	の委任事項	~3月25日
施細則の関連事	◆学長候補者名簿の確定に必要な事項の	
項確定	事前検討	
⑧学長候補者の		2014年3月25日
募集公告・推薦・		
招聘		
⑨学長候補者確	◆募集された者の形式的要件に応じた必要	2014年3月19日
定	書類審査	~4月1日
	◆学長候補者名簿の確定	
	◆学長候補者選定に必要な基準、方法、手	
	順など事前確定	
⑩学長候補者の	◆学長候補者の提出書類の審査、開発計	2014年3月26日
選定	画書などの評価	~4月8日
	◆面接の実施	
	◆学長候補者選定(5人)	
⑪学長候補者の	◆学長候補者検証小委員会設置及び検証	2014年4月2日~
検証	に必要な具体的な方策と手順の確定	4月22日
	◆賞罰、キャリア、研究倫理違反などの検証	

⑫学長候補者政	◆学長候補者の政策討論、共同演説、政	2014年4月2日~
		2014年4月2日19
策討論会、合同演	策評価等の実施案確定	4月22日
説会、政策評価	◆学長候補者の広報活動に関する事項	
	◆候補者3名の選定基準、方法、手順など	
	確定	
	◆政策議論、共同演説、政策評価の実施	
③学長候補者の	◆学長推薦委員会の候補者検証結果報告	2014年4月23日
選定及び理事会	書の作成・採択	~5月7日
推薦	◆政策評価等の結果に基づく審議	
	◆学長候補者3人の選定及び選定結果の	
	公表	
	◆理事会に学長候補者3人推薦	
	(任期満了2ヶ月15日前の2014年5月7日)	
14 最終報告書の	◆学長推薦委員会の学長候補者推薦活動	2014年5月7日
作成および提出	結果報告書採択と理事会報告	~5月27日
15 理事会の学長	◆教育部長官の任命具申と大統領任命	2014年6月19日
選考	*学長推薦委員会は、大統領が新学長を	
	任命する日まで存続した後、解散	
⑥新学長の任期	◆2014年7月20日00時任期開始(任期4年)	
開始		

### 表4-1ソウル大学法人の学長選考手続き(Ⅱ)

学長推薦委員会は、特に、定款により学長候補者を招聘するため学長候補招聘委員会を置くことができる。しかしながら、実際には、学長招聘委員会の構成方法を巡って甲論乙駁や大学構成員の四分五裂を引き起こす恐れがあるので招聘委員会は構成されなかったと関係者は説明する。実際、短い期間に大学構成員が満足できる学長候補対象者を招聘することも無理であり、招聘委員会の役割範囲も争点になる可能性が高いことはいうまでもない。このため、今後の学長選考過程でも、候補招聘委員会の構成を通じて候補者を募る慣例は成立しない可能性がある。

その後、選定された学長予備候補者の倫理的問題に対する検証が実施され続

けた。検証は、高位公職予備候補者向けの事前質問書を準用して候補者の記載 内容、懲戒記録(人権侵害或いは、論文盗用などを含む)、大学構成員が実名 で出した情報内容などを確認する方式が採択された。この質問書には、家族関 係、兵役義務の履行、刑罰などの前科と懲戒、財産形成過程、納税など各種金 銭納付義務、学歴やキャリア、研究倫理、職務倫理、個人のプライバシーに関 する事項など200項目の質問が網羅されている。これは、中央省庁の長など高 位公職者が任命される前に、自ら検証を行うために使用する一種のチェックリ ストに当たる。学長選考過程にも使われることにより韓国での人事検証に対す る深刻な雰囲気が分かるものである。しかし、候補者が事前質問書に記入した 内容に対する学長推薦委員会よりの調査には限界があったと、担当者は率直に 伝えている。

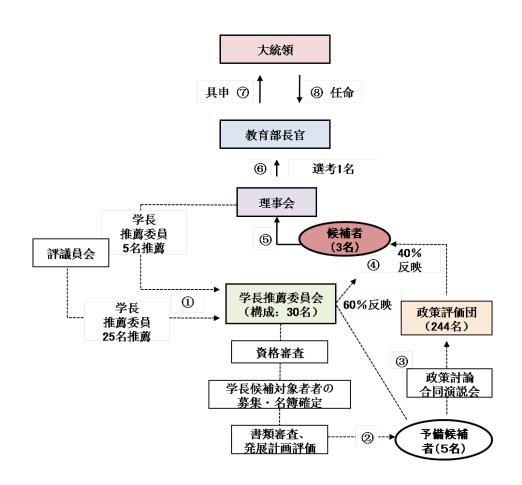


図4-3ソウル大学法人の学長選考手続き(Ⅲ)

なお、検証対象期間は予備候補者の在職期間が設定され、約20日間にわたって検証が進められた。一方、「韓国大学新聞」の報道内容に対する真偽の程が議論になったが、情報提供者の実名によるものではないという形式要件不備の理由で検証対象より除外された。結局、倫理的問題に対する学長予備候補者の検証からは、候補者としての欠格事項は発見されなかった。

学長推薦委員会は学内者の4人と、学外者の5人で「候補者検証小委員会」を構成した。以後、学長予備候補者の大学発展計画とビジョンを聞き取るための公開ヒアリングが開催された。会場はキャンパス別に(連建キャンパス、冠岳キャンパス)設けられ、延べ人数500人の教職員が参加した。予備候補者別に所見発表と質疑応答を合わせて40分ずつの時間が割り当てられた。

学長候補者の選定過程に教職員の参加機会を確保するために政策評価団が構成された。政策評価団は、評議員会の代表(評議員数の5倍である220名)、自由専攻学部代表(2名)、職員代表(評議員会の代表の10%である22名)での、総計244名で評価委員が構成された<sup>(5)</sup>。ただし、予備候補者の選挙運動を排除するため、評価委員は評価当日の午前中に電算システムの無作為抽選により構成された。

また、政策評価団への学長予備候補者の所見発表とそれに対する質疑応答も行われた。ヒアリングが終了した直後、評価委員(総計244名のなかで実際の参加者は242名であった)により評価が実施された。評価項目は、①教育・研究など政策及びその実現の可能性、②ビジョン及びリーダーシップ、③国際的見識などの三つの側面から構成された。

一方、学長推薦委員会は予備候補者に対する評価を行った。学長推薦委員に よる評価は評価項目の区分なしで評価された。

学長候補対象者の募集の結果、本人の応募(7名)と推薦(5名)によって 12名の学長候補者が応募した。候補者すべてがソウル大学の学士出身で、博士号は漏れなくアメリカ、フランス、日本などの外国大学で取得した。なお、 現職教授が9名、名誉教授が2名、前職教授が1名の順であった。

学長推薦委員会は、募集した学長候補対象者に対する資格要件の審査、発展 計画書などに対する評価を行って学長予備候補者を選定した。評価方式では、 対象者別に学長推薦委員が評価点数を付与してから上位5名が学長予備立候補 者として選定された。

続いて、学長推薦委員会(委員30人)が行った意向投票の結果(60%)と政策評価団244人が行った意向投票の結果(40%)を合算し順位づけ付けなしで最終候補者3名を選定し、理事会に推薦した。実際に、国立大学法人ソウル大学定款第18条(学長候補者の推薦)によると、学長推薦委員会は、学長候補者の政策評価などを総合して、3名の学長候補者を選定するが、学長推薦委員会は、学長候補者選定結果に順位を定めず、遅滞なく公表し、現職学長の任期満了の2ヶ月15日前までに3名の学長候補者を理事会に推薦しなければならないと規定されている。しかし、学長選考の現場では意向投票と政策評価団の最終候補者の選定結果が公開されることは当然であろう。

理事会は学長推薦委員会が推薦した3名の学長候補者を対象に、6月19日に改めて所信表明を聴取した後、投票によって学長を最終選考した<sup>(6)</sup>。任期4年の第26代新任学長は大学構成員と学外者が参加する間接選挙方式を経て理事会で最終選考された。学長が間接選挙方式によって選出されたのは開学以来初めてである。

しかし、理事会は学長推薦委員会が第1位の候補者に推薦した者の代わりに共同2位に推薦された者のうち1人を学長に選考した。このことは新任学長の代表性に深刻な打撃を与えたことから、大学構成員は反発し始めた(アジア経済2014年6月23日)。また、ソウル大学法人化以降の学長選考の過程で「学フィア<sup>(7)</sup>」の議論が起こった。「学フィア」は、ソウル大学出身者が大学ガバナンスに深く関与していることを批判的に指摘することばである。韓国では、大学教員として特定大学の出身者が任用されることを制限するために1999年に教育公務員法を改正した。ソウル大学で新任学長が任命された過程で「学フィア」の議論が起きたのも、ソウル大学の学長選考における自学出身者の割合が高くなることを警戒するためである。ソウル大学の歴史において、他大学出身者が学長に任用された事例は見つけることができない。大学教員任用過程では特定大学の出身が集中しないように出身大学クォーター(quota)制<sup>(8)</sup>を行っている韓国的情緒に照らして判断すると、今度もソウル大学の学長選考過程における「学フィア」議論が熱くなる余地がある。

なお、今回の学長選考に要した時間を察すると、第一回学長推薦委員会の招

集より新任学長の任期開始までにはおよそ6ヶ月が掛かった。さらに、学長選考が終了しても選考結果に議論がある構造を持っている現在の制度が正常なのかと教職員らが疑問を提起している。法人化以降も以前のように大学構成員が参与する学長直選制に戻りたがっているキャンパスの雰囲気を行政支援団の関係者が伝えている。さらに、「ソウル大学法人法」では学長推薦員会の運営についての具体的な事項は定款に定めるように委任していることから、学長直選制を採用できる道も開けているので、いつまた、法人化以前の学長選考制度に回帰する可能性も排除できない。未だ予断はできないものの、新たな学長選考制度である理事会選考制が安定化するためには相応の時間を要することであろう。

また、新たに制度化された学長選考過程ではなによりも大学理事会に注目する必要がある。理事会は法人化以前に採択された教員中心の学長選考制度への帰還を制度的に防ごうとする装置である。表は少数のエリートが参加するが、政府、教授団、民間人などの広い幅(section、sector)と多様な階層(tier、hierarchy)より理事会が構成される。B. CLARKが、強調している権力の正当な配分が感じられる。しかしながら、法人化以降、初めて経験した学長選考過程を見ると、理事会の機械的な構成方式にもかかわらず、「学フィア」の議論が引き起こされたように大学構成員の利益集団化された側面が残存している。なお、ソウル大学では大学構成員の自治的合意によって学長選考制度が制度化されたというよりは、学長直選制の廃止などを睨んだ政府の政策意志が反映された側面が強い。

#### 第4節 要約と考察

日韓両国の国立大学法人化は、「小さな政府」を標榜する新自由主義の影響を受けた大学政策である。法人化は、政府が主導する国立大学を従来の直接管理方式から目標管理方式による間接管理方式に変える管理システムである。しかしながら、両国における法人化の背景やガバナンスの構造には次のような違いがある。

日本の国立大学法人化は、大学に対する政府の行財政改革の要求に応じたことを見出すことができた。なお、法人化以前の伝統的な「ボトムアップ」型の

教員中心的意思決定構造に対し、法人化過程では学長に権限を強く付与する「トップダウン」型のガバナンスが想定された国立大学法人法が成立した。その上で、法人化以降の学長選考手続きは従来の制度を継承しながら、学外者などの意見を反映するように制度化された。

しかしながら、学長選考を総括するために導入された学長選考会議には、現職の学長が任命(或いは指名)する委員が3分の2以上を占めているので、学長選考会議で現学長の権限は強い。学長選考会議の運営形態によっては、現学長が後任の学長を事実上指名できる構造である。さらに、学長選考会議の運営に関する詳しい事項が国立大学法人法で定められていないので、学長選考会議の役割と権限についての議論が多く、学長選考結果についての紛争も起こりやすい法的不安定性を持っている。実際、学長選考において大学構成員の投票結果と学長選考会議の最終選考結果にずれが生じ、大学内部の葛藤要因として働いた事例もあった。

一方、韓国の国立大学法人化は、高等教育政策を総括する教育部がイニシアチブ(initiative)を握っていたが、数回にわたって試みた国立大学法人化が挫折し、法人化推進のための動力も弱くなった。このため、ソウル大学法人化も社会的合意に基づいたものではなく、与党の戦略的な選択によって推進され、制度的限界も見出せる。

実際、ソウル大学の理事指名権は「ソウル大学法人法」によって中央省庁が保持している。このことから「天下り任命」の議論や批判に直面する懸念もある。一方、学長推薦委員会の構成から、法人化以前のように学長選考過程における教員の影響力が依然として強いことがわかる。

学長選考の手続きには「学長推薦委員会」と「理事会」が介入する。学長推薦委員会は、委員が行う意向投票の結果と政策評価団の評価結果を合算、最終候補者3人を選定して理事会に推薦する多少複雑な手続きを有している。さらに、教職員が中心となって候補者を評価した結果と理事会が選考する者が異なる可能性を排除できない。法人化以前の教員中心の直接選挙による学長選考が大学構成員と学外者が参加する間接選挙方式を経て理事会で最終選考されるようになったことは開学以来初めてであった。

なお、日本の国立大学法人とソウル大学では、学長の選考過程で学生の参加が排除されており、職員参加や学外者の参加範囲も非常に限定的である。特に、法人化以降においては大学内部規程の制定過程で学生の参加が完全に排除されている。ソウル大学の歴史を振り返ると、アメリカ型理事会に対する反対の主導勢力であり、4.19や6.10などの政権打倒運動や民主化運動の中心であった学生の声は学長選考過程には反映されなかった。特に、6.29宣言以降、ソウル大学に導入された「学長直選制」は学生の活発な民主化運動の成果であったことに照らすと、学生に学長選考権が付与されないことに対する疑問が消えない。さらに、韓国で学生納付金に対する社会的な要求に応じて全大学に「学生納付金審議委員会」を設置し、その委員として学生の参加を法的に義務化させたことは大学ガバナンスについての傾向性とは温度差が感じられる部分である。このような学生に対する大学法人の基本的な認識が、依然として学生を大学経営の主体よりは客体として見なすに止まっていることを反証する。

結論的に、両国の国立大学は、国の行政組織から出発し、政府の統制と大学自治という葛藤のなかに置かれていた。国立大学法人化はこの葛藤構造を新たな協力関係に変える機会とならねばならない。しかしながら、両国において法人化以降に成立した学長選考制度も政府の統制と大学自治の葛藤は解決し難いことが分かる。

大学の学長選考規則の整備は、B. CLARKが提起した高等教育システムの内部にある行為者の規範や価値を成文化・体系化にすることに当たる。しかし、法人化以降、一部の日本・国立大学が学長選考過程で経験した大学紛争は新たに導入された学長選考制度についての価値や規範が大学内部で適切に共有されていないことを示唆する。韓国のソウル大学では大学構成員の自治的合意によって学長選考制度が制度化されたというより、政府の政策意志が反映された側面が強い。なお、社会各層の有識者よって理事会が構成されるので、権力の集中を防ぐ一方で、大学構成員と学外者のバランスを注目に値する。

# 【第4章注】

- (1) 2010年末、ソウル大学法人化法が国会で可決された後に、定款を作成す るため、2011年4月から「国立大学法人ソウル大学設立準備委員会」が 発足した。約9ヶ月の間、新しいガバナンス構造について学校内外の意 見を集め、2011年12月15日、設立準備委員会第9次会議において最終 的な定款の内容を確定した。この会議では学長推薦委員会の構成と関連 しては、25人以上30人以下で構成することと、学外者は3分の1以上 含まれなければならないという部分の合意がなされた。しかし、理事会 が学長推薦委員会の委員の3分の1以内の者を推薦し、残りの者は、評 議員会が推薦するという設立準備委員会の案について、共同対策委員会 と評議員会は意見を異にした。共同対策委員会は、理事会推薦の割合を 5分の1に下げ、学長推薦委員会の構成において教授、職員、学生の意 見が反映される方案を用意すべきであると主張した。なお、評議員会は 「学長推薦委員会が学長候補者を確定する過程で大学構成員の意見を聞 くことができる」という規程が反映されるべきだと継続的に主張した。 しかし、最終的には、設立準備委員会の原案通り決定された。学長候補 者の選考過程で、大学構成員の意見を聞くと、学長候補推薦委員会や理 事会の権限を侵害する可能性があると見たからである。また、学長候補 者の人数を 2 人または 3 人にするか、3 人に限定するかどうか議論され た後、執行上の混乱を防止するために、3人と明確に規定された[イ・ スンボク 2012:44-46]。
- (2) 「学生納付金」は大学が学生から徴収する入学金、授業料などの学費であり、韓国式表現は「登録金」である。「大学生学費半額の実現」という社会的イシューが登場するや、高い学生納付金を安定化させるため、韓国政府は高等教育法を 2011 年に改正し、①「学生納付金審議委員会」の設置を義務化(高等教育法第 11 条)、②学生納付金引き上げ率の上限制の導入、③大学情報公示制(2008 年から「教育関連機関の情報公開に関する特例法」に基づいている)など、いわゆる、「学生納付金安定化3大政策-梁註」を推進している。①学生納付金審議委員会の委

員としては、教職員(私立大学の場合には、学校法人が推薦する者を含 む)、学生(委員数の30%以上)、関連の専門家などで構成される。特 に、私立学校法第 29 条には、校費会計予算の編成に先立って同委員会 の審議を経て理事会の審査・議決を通じて確定するように規定されてい ることから議論も多い。②授業料引き上げ率の上限制は、学生納付金が 引き上げられる範囲が法律に基づいて提示されているガイドラインであ り、大学が学生納付金を引き上げられる比率は、直前の 3 つの年度の平 均消費者物価上昇率の 1.5 倍を超えることができないように規定してい る。③大学情報公示は、学生納付金の策定結果など社会的関心がある項 目を大学に公開させる制度である。大学情報公示の趣旨は、関連項目に 対して他大学との比較を容易にし、学生の大学選択肢を広げることにあ る。なお、大学情報公示の学生納付金に関するデータなどは、政府の財 政支援事業、国家奨学金支援大学や学生ローン支援を制限する大学を選 別する評価指標としても活用されている。なお、「2014年度ソウル大学 運営計画」によると、学生と大学執行部がともに参与する大学機構とし ては、①教育環境改善委員会、②人権センター運営委員会、③大学・学 部代表運営委員会、④大学・学生代表委員会、⑤奨学・福祉委員会など が、構成・運営されている。

- (3) ソウル大学で学長予備候補(者)は、学長候補者を理事会に推薦するために学長推薦委員会又は政策評価団が検証・評価する者を意味する。
- (4) ソウル大学学長選考行政支援団の職員とのインタビューは、①学長推薦 委員会の構成と学長候補者の募集、②予備候補者の選定、③学長候補者 の選定、④理事会の学長選考、⑤その他の順に行った。
  - 1. 学長推薦委員会の構成と学長候補者の募集
  - (1) ソウル大学定款によると、学長推薦委員会の構成は、評議員会と理事会の推薦により構成されます。学長推薦委員会の構成方式はいかがですか。
  - (2) 学長推薦委員会に参与した職員の構成比率の根拠はいかがですか。
  - (3) 学長推薦委員会に参加した者は誰ですか。
  - (4)今回、学長候補者として登録した者は何人であり、この中に本人が応募した者と学部などより推薦された者の数は、それぞれどうなり

ますか。

- (5) 学長予備候補者の中から学長候補者に学長推薦委員会で選定した者は何人であり、出身大学はいかがですか。
- (6) ソウル大学の定款によると、学長招聘委員会を置いて学長候補者を 招聘することができると規定されていますが、これを構成していな い理由はなぜですか。

#### 2. 予備候補者の選定

- (1)学長推薦委員会が予備候補者を選定するための手順はどうでしたか。
- (2)予備候補者に選定された者を対象に実施した所信表明会は、どのように運営されましたか。
- (3) 予備候補者に対する人事検証のために検証小委員会を運営したことを知っていますが、具体的な手順と内容はいかがでしたか。
- (4)大学構成員を対象に行った予備候補者に対する公開ヒアリングの過程はどうでしたか。

# 3. 学長候補者の選定

- (1) 学長候補者を選定する全体的な手順はどうでしたか。
- (2)政策評価団を構成した理由、政策評価団に参加する教員と職員の割合はいかがでしたか。
- (3) 政策評価団は、大学構成員による意向投票であり、法人化以前の直接選挙過程に起因した選挙の過熱現象を抑えるための措置は何がありましたか。
- (4) 学長候補者の政策評価団に対する所信表明と質疑応答はどのように進められましたか。
- (5) 政策評価団が学長候補者を評価するにあたり、評価項目は、どのように構成されましたか。
- (6) 学長推薦委員会が実施した学長候補者の評価項目は、どのように構成されましたか。
- (7)政策評価団と学長推薦委員会が実施した候補者の評価結果は、どのように集計されましたか。

#### 4. 理事会の学長選考

- (1) 理事会の構成方式はいかがですか。
- (2) 学長推薦委員会が選定した3人の学長候補者に対する理事会の選考手続きはどうされましたか。

(3) 理事会が進んだ学長選考プロセスに対する大学構成員の議論はありませんでしたか。

# 5. その他

- (1)法人化以前に学長選考の過程に学生参加が一部許されましたが、今回の選考過程では学生の参加が排除された理由は何ですか。
- (2) 今回の学長選考過程で示された問題点は何だと思いますか。
- (5) ソウル大学法人における学長選考政策評価団の構成現況を見ると次のとおりである。現員は基金財源専任教員数を含め、2014年1月1日の基準であり、学部(大学院)あたりの政策評価団配分は、学部(大学院)の場合は評議員数×5、自由専攻学部の場合は2名に制限して、職員数は教員総計の10%に設定することが特徴である

	所属機関	現員	基金教員	評議員数	構成人員
	人文学部	183		3	15
	社会科学学部	131		3	15
	自然科学学部	230		4	20
	看護学部	22		1	5
	経営学部	13		2	10
	経営専門大学院	45	8		0
	工科学部	315		4	20
	農業生命科学学部	129		3	15
	美術学部	35		1	5
<b>≱</b> /₁	師範学部	113		3	15
教員	生活科学学部	31		1	5
	獣医学部	39		2	10
	薬学学部	39		2	10
	音楽学部	40		2	10
	医科学部	370	103	4	20
	自由専攻学部	7		0	2
	保健大学院	24		1	5
	行政大学院	29		1	5
	環境大学院	23		1	5
	国際大学院	18		1	5
	歯医学大学院	95		2	10

	法学専門大学院	56		2	10
	融合科学技術大学院	27		1	5
	計	2,014	111	44	222
職員					22
合計					244

- (6) 2014年第6次ソウル大学理事会会議録(2014年6月19日)
- (7) 最近、韓国では、「官フィア(官僚+マフィア)」の造語が登場した。 官フィアは、公務員が退職後に政府傘下企業や機関に再就職して要職を 占める慣例を風刺した言葉である。「官フィア」を応用して造られた 「学フィア」は、「政府-大学-大学内の閉鎖的な癒着関係を批判する 「大学+マフィア」の合成語である。韓国の「教授新聞」がソウル大学 の法人化以降最初に行った学長選考の直後である 2014 年 6 月 23 日付で 掲載した記事でも、ソウル大学の慢性的な純血主義を批判している。そ の内容を次のとおり要約する。「選挙の結果、学長に選ばれたS教授を 含む、0 教授、G 教授など、最終的に学長候補に上がった 3 人全員が 「KS(京畿高ーソウル大学)」出身である。なお、外国人を含む学外者 にも門戸を開放するなど、事実上の国際公募制を実施したが、学長候補 者として登録した 12 人の全員が、ソウル大学の出身であるとともに 前・現職のソウル大学教授であり、このうち7人は、京畿高を卒業した 「KS」である。うわべだけの国際公募制であるわけである。さらに学長 推薦委員会員 30 人の中でも、ソウル大学出身が 87% (26 人)、京畿高 校(京畿女子高校を含む)の出身が 30%(9 人)であった。最終的に候 補者を検証して学長を選んだ大学理事会の理事 15 人のうち 14 人がソウ ル大学出身である。学長推薦委員会が、学長選出時期が迫っているとい う理由で能力と人望を兼ね備えた学外者を迎え入れるための学長候補招 聘委員会を最初から運営していないことも問題であった。これらの閉鎖 的な選出構造の下では、ソウル大学の国際競争力強化のための外国人学 長や非ソウル大学の出身者を迎え入れることができないという指摘が出 ている。もちろん、3つのキャンパスに大学院を含む26個の学部、学生 3万 5 千人、教授 2 千 3 百人、職員 1 千人の巨大なドラゴン組織である ソウル大学の現状や問題点を学外者や外国人がよく把握できるのかとい

う主張も少なくない。しかし、純血主義が破壊されない限り、大学運営が「学内利己主義」と「井の中の蛙」式の自惚れに陥って教育と研究の優秀性が低落し、学風が偏るなど、学問の多様性を損なう恐れがある。」

(8) 1999年から特定大学の出身者が新規教員採用の際に3分の2以上を超えないように教育公務員法を改正して施行している。

# 第5章 学長選考制度と大学ガバナンスの変化

# 第1節 本章の目的と構成

前章までは、両国の国立大学における学長選考制度の展開過程、法人化の趣旨や動因、法人化以降の学長選考制度について考察を行った。本章では、日韓両国の国立大学の法人化前後を対比させ、学長選考類型と大学ガバナンスの変化方向を考察する。

第2節では、第2章・第3章・第4章の考察結果に基づき、「誰が・誰を・どうやって」という基準により学長選考制度の変化を分析する。学長選考類型の変化をまとめるために基準設定、分析結果の順で論議を進める。そこで、具体的な学長選考制度の変化様相を測る手段として「学長選考制度の類型化」を試みる。学長選考類型を「推薦プロセス」と「選出プロセス」に分け、組み合わせる方法によって、得られた四つの類型を以って分析の基準を設定する。四つの類型の概念と特徴、類型化の実益を定義する。その上に、法人化前後の両国・国立大学の学長選考類型を、四つの学長選考類型のモデルに入大学全体の変化とその様子を分析してみる。「誰が・誰を・どうやって」という基準はこの分析でも維持する。

第3節では、法人前後にわたって展開してきた学長選考制度を、制度的観点、法規的観点、権力構造的観点を分析要素として設定し、大学ガバナンスの変化方向を導き出してみる。制度的観点は大学の自治基盤に、法規的観点は法的安定性、権力構造的観点では、大学ガバナンス参与者の多様性に重きを置いて論議を展開する。なお、B. CLARKの高等教育システムの観点からの分析を続ける。高等教育システム理論が量的に膨大なので本研究では主に組織の構成要素と統合と変化に視線を置いて両国国立大学の学長選考制度とガバナンスを考察する。高等教育システムの統合が、官僚制調整、政治的調整、教授寡頭制、市場調整などの様子に現われる。B. CLARKによる分析は、前項の権力構造的観点の分析と重なる余地ある。したがって、両者間の内容が重ならないように整理したことを改めて明らかにしておく。

最後に第4節では本章の主な内容、すなわち学長選考類型変化の分析結果、

制度・法規力構造的観点とB. CLARKの高等教育システムによる分析内容を縮約して提示したい。

# 第2節 学長選考類型

# 第1項 基準設定

本節では、第2章・第3章・第4章の考察結果に基づき、「誰が・誰を・ど うやって」という基準により学長選考制度の変化を分析する。

法人化以前における学長選考管理は、日本の国立大学では評議会、韓国・ ソウル大学では学長候補者選定委員会や大学の委託により選挙管理員会が担 当した。学長選考機構は、両国・国立大学の歴史的足跡を反映しているので、 学長選考過程に参加する者の範囲も違う。なお、学長選考に関する法的根拠 と慣例は、法人化以降の学長選考制度の設計にも相当の影響を与えた。

したがって、学長選考制度の変化については「誰が・誰を」と「どうやって」を分析のポイントとして設定する。すなわち、「誰が・誰を=学長候補者の推薦権・選出権」、「どうやって=選考機構・手続き」として学長選考過程の各段階毎に関連根拠と権限をもって法人化前後、法人化の趣旨と期待要求などを勘案しながら、分析視座を設定する。例えば、法人化以降の学長選考の手順からすると、①推薦→②審査→③意向投票(ソウル大学では政策評価に当たる)→④選考が一般的過程であり、その中身は複雑である。だが、その要点は、誰が学長候補者の推薦権を持つのか、誰が学長候補者を選考するのか、其々の法的正当性が「どうやって」確保されているのかに尽きる。なお、学長選考類型は「推薦プロセス」と「選出プロセス」に分け、それぞれの段階を二つずつに分類して得られた四つの型を以って分析できる。

学長候補者の「推薦プロセス」は、誰が学長候補者を推薦するのかを把握することであり、結局は誰が推薦されるかを検証することである。学長候補者の推薦方式は、「学外者参加型」と「教授団自治型」に類型化できる。類型化の実益は、誰が学長候補者として選定されるかということが、推薦権を持つのは誰かと密接に関連する他ないということある。例えば、学外者が推薦されているならば、大学が門戸を開放していることを意味するのであり、

学外者が学長候補者として選定される可能性が高くなる。学外者が推薦されていない大学ならば、当該大学の教授が学長候補者として選定される可能性が高くなるわけである。

「学外者参加型」の推薦方式とは、大学構成員以外の者である学外者または学長候補者としての自薦(本人応募)が可能である方式といえる<sup>(1)</sup>。

これに比べ、「教授団自治型」を採択するのは、同僚性の組織文化の基本を維持するために、同輩中の首席でもある学長の選考過程に教員が関与するべきだとする立場である[中富 2007:582]。また、他の大学構成員に対して、学長の推薦権を教授団体である教授会、教育研究評議会などが独占的かつ排他的に持っている類型である。

学長候補者の「選出プロセス」は、資格審査、意向投票、最終選考の過程にあたり、誰が学長候補者を最終決定する力を持っているのかを確認できる側面がある。学長選考会議が行う資格審査や教職員の意向投票、学長選考会議の最終選考段階に至るまで、誰が、如何ほどの影響力を持っているかが分かる。

学長候補者の選出方式は「学長選考会議型」と「意向投票型」に類型化できる。このような学長候補者の選出方式を類型化する実益は、誰が学長候補者を選べる力を持っているのかを確認することにある。例えば、学長選考会議の学長候補選定において、同会議が選考管理者や調整者としての役割だけに留まっているのか、あるいは、それぞれの過程に関与しているのかを判別するバロメーターになるだろう。

学長候補者の選出方式の類型は、意向投票の前後にかけて学長選考会議の 影響力がどの程度か、意向投票対象候補者を決定する段階において学長選考 会議が持っている影響力がどの程度か、そして意向投票の結果を学長選考会 議が受容する程度が如何ほどかに基づいて分類する。「学長選考会議型」は、 学長選考会議が意向投票候補者を審査し、人数を絞り込んで意向投票を行う ことや、意向投票においても決選投票が行われないことから、選考において 学長選考会議の影響が強い類型である。「意向投票型」は、学長候補者に対 して意向投票する際に、決選投票を経て第1位候補者を定め、学長選考会議 に報告する類型である。したがって、学長選考会議が学長候補者の選定過程 に参与して調整できる余地が排除されている<sup>(2)</sup>。

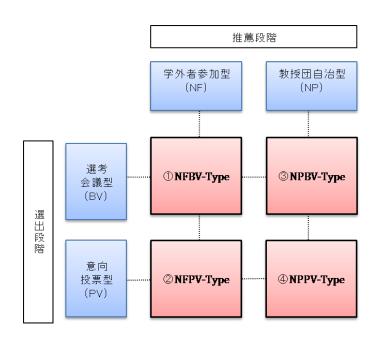


図5-1学長選考類型の分析モデル

学長選考類型を「推薦プロセス」と「選出プロセス」を組み合わせる方法により、その特徴が分析できる。この方法で分類した二つのプロセスである「推薦プロセス」、「選出プロセス」を組み合わせると、図5-3のように四つの学長選考類型ができる。すなわち、①NFBV-Type(学外者-会議タイプ)、②NFPV-Type(学外者-投票タイプ)、③NPBV-Type(教授自治-会議タイプ)、④NPPV-Type(教授自治-投票タイプ)などを示す<sup>(3)</sup>。

したがって、本節では、両国の国立大学法人化前後の学長選考制度を「学 長選考制度の類型」を分析する。

# 第2項 分析結果

前項では、法人化前後の学長選考制度の仕組みを分析し、最近の現状を考察 した。そこで、本項では学長選考制度の類型が法人化前後において、具体的に はどのように変化してきたのかを検討してみよう。このため、国立大学法人の 学長選考規程を集約し、学長選考の類型化を行って分析した。

日本の国立大学の学長選考類型として、法人化以前では文部省(1971)が整理した74大学の選考類型を再構成して分析した。なお、法人化以降は全86大学のうちで82大学の学長選考規程を書面、電子メール、インターネットなどによりまとめた(2012年11月17日現在)。4大学からは非公開等の理由により資料を収集できなかった。表5-1は法人化以降の学長選考類型を図5-2「学長選考類型の分析モデル」に入れた結果である。

その結果、法人化前後において日本の国立大学の学長選考類型は、①NFBV-Type (0大学 $\rightarrow 59$ 大学)、②NFPV-Type (3 大学 $\rightarrow 19$ 大学)、③NPBV-Type (0大学 $\rightarrow 3$ 大学)、④NPPV-Type (71大学 $\rightarrow 1$ 大学)に分類できた。

また、両者を組み合わせた場合、日本の学長選考類型は、「推薦プロセス」と「選出プロセス」を勘案してみると、「学外者参加型」と「学長選考会議型」により学長が選考される大学(①NFBV-Type59大学、71.9%)が最も多い。その後を「学外者参加型」と「意向投票型」により選考される大学(②NFPV-Type19大学、23.1%)が続く。

言い換えれば、学長候補者の推薦においては教員団体の権限が極めて弱いことと、学長選出プロセスにおいては、どのような方法でも学長選考会議が介入しており、学内構成員が意向投票によって影響力を発揮しにくいことが明らかになった。これは、上述の調査通り、推薦方式は「学外者参加型」に、選出方式では、相当数の大学が「学長選考会議型」に集中していることが確認できるということを意味している。これを逆にいえば、学長候補者を推薦する段階においては教授団体の権限が弱いことと、学長選出段階においては、学内構成員の意向投票がその影響力を発揮しにくいことを意味する。

これは、意向投票をベースとする限り、候補者は学内に限定されるだろうし、 人気投票に陥る危険性も回避できないからであると推測できる[川嶋 2007: 582]。国立大学法人化以降、自学出身の学長の数が増えているという統計とも その関連性を指摘できよう。法人化を契機に、大学の構成員が持っていた危機 意識が、改革や変化を志向することより、学内の結束を強化する方向に向かい、 中間地帯を見つけたともみることができる。

			選出方式		
			学長選考会議型 意向投票型	意向投票型	
	合計	82	62 20		
		78	59 19		
推薦方式	学外者参加型		KWU TOU KAN AIS MUE TUT UEO UNT GIU NWU WAU SAA OUA KIT TUF HTU NUT JUE SKU TSM KAG KUE KYT AKU FKU UOS KAU SHU SGU FEU KYU NIS HKE AMC HIU IWU TMD TGU TUR TNU TUM NIU UNF HYT OKU TTU KSU NAG KUM UOM GRU GUU OMU KOC NAE UTU SAU  TIT NUE		
	教授団	4	3 1		
	自治型		OCU YAU IBU YHU		

表5-1学長選考の類型別大学の現況

学長選考会議の構成において現職の学長は様々な形で影響を及ぼす可能性がある。したがって、現職の学長は、次の学長選考過程にも、事実上、相当程度の関与をして、自身の再選または自分が支持する候補者が学長となるよう、影響力を行使する余地もありうる。

もちろん、ここでは全体の86国立大学法人のなかで学長選考規程が収集されていない4大学(4.9%)が含まれていないため、これらの大学までを網羅

して分析する場合には、これまでの分析とは異なる結果が出る可能性もありうる。

ソウル大学の学長選考類型を法人化前後の法律、定款、大学内部規程からみると、その学長選考過程は「推薦プロセス」と「選出プロセス」に分けられる。そこで、学長選考類型の分析結果を入れると、ソウル大学は法人化直前の学長選考類型は「④NPPV-Type」に当たる。すなわち、教授自治の推薦プロセスと教員中心の選出プロセスであった。それが法人化以降では、学外者に学長候補者の推薦権が付与され、大学構成員の間接選挙が進められるが、最終的には理事会によって学長が選考される「①NFBV-Type」を採択していることが分かる。「推薦プロセス」は学長推薦委員会から3名の候補者選定段階まで、「選出プロセス」は理事会の学長選考段階であると見ることができる。

法人化以前まで、ほぼ55年間のソウル大学の歴史で学長選考制度は、理事会 選考制→政府の任命制→教授会の同意→政府の任命制→教員中心の直接選挙な どと変化を重ねた。大学構成員による選考と政府の任命制が交互に採択されて きたわけである。このように数回にわたる学長選考制度の変化は、解放、戦争、 5.16クーデター、6.10民主化抗争などの社会・政治的変化の状況と関連がある。 なお、政府と大学の権力関係を象徴するバロメーターとしても学長選考制度の 変化は一定のパターンが確認できる。学長選考において教授会の動議、教員中 心の直接選挙が可能であった時期には、相対的に政府の大学への介入が少なか ったといえる。それゆえ、法人化以前においてソウル大学ならではの学長選考 制度が成立・発展する土壌が醸成されるには限界があったように見える。法人 化以降、学長選考の手続きには「学長推薦委員会」、「政策評価団」、「理事 会」が段階的に機能する学長選考制度として構造化された。学長推薦委員会は、 理事会が推薦する学内外者、評議員会が推薦する学内外者で構成される。学長 選考の過程に教職員の参加機会を確保するために政策評価団も構成される。そ して学長推薦委員会の委員が行う意向投票の結果と政策評価団の評価結果を合 算して最終候補者3人を選定、理事会に推薦する。法人化以前の教員中心の直 接選挙による学長選考が、法人化以降は大学構成員と学外者が参加する間接選 挙方式を経て理事会が学長を最終選考する制度に変わった。法人化されたソウ ル大学においては、以前のような専任教員による直接選挙の姿は消えた。

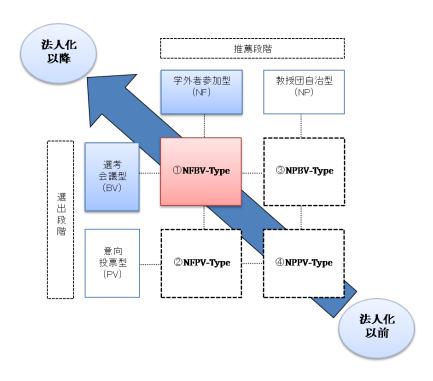


図5-2 国立大学法人化前後の学長選考類型の変化

一方、学長選考過程への学生参加について、その姿を視野に入れる必要がある。法人化以前のソウル大学では、学長候補者選定運営委員会の委員として、学生が推薦する学外者が含まれていた。教授中心の学長選考制度が慣習であったソウル大学で、学長選定委員会の構成に教職員はもちろん、学生も一定の割合で参加権が付与された。しかしながら、法人化以前のように法人化以降も学長選考過程に職員の参加が依然保持されたのとは異なり、法人化以降、学生の参加は排除された。

結論的に、図5-2のように法人化以降、両国・国立大学いずれも学長選考類型としては、「学外者参加型」の「推薦プロセス」の上に、「学長選考会議型」の「選出プロセス」を採択して行っていることがうかがい知れる。このような学長選考類型の変化傾向をもとに、学長選考制度についての議論を法規・制度・権力構造的という三つの研究観点と高等教育システムの構成要素より大学ガバナンスの変化を考察したい。

# 第3節 大学ガバナンスについての論議

# 第1項 法規・制度・権力構造

学長選考制度に関する研究方法は、先行研究からみると、主に制度的観点、 法規的観点、権力構造的観点によるアプローチされている。

まず、両国の国立大学の法人化前後にかけて現行の学長選考制度が定着した 過程を制度的観点から考察する。法人化以前の慣行によれば、日本の国立大学 における学長選考では評議会と全学教員層の意向投票結果が尊重されてきた。 学長の選考は専任教員に選挙資格が付与され、一部の大学では、事務職員、学 部学生や大学院生が選挙権を持っていたこともあった。

教員中心の学長選出方式は教授会の自治的取り組みによって成立した結果であった。明瞭ではなかった学長選考に関する法規体系では、慣行が強調されるしかなかった。教員の投票を経て学長を選考することは「沢柳事件」を経て戦後では当然視され、学長選考制度としては法人化以前まで維持された。

法人化以降も、学長選考制度に関する具体的な手続きや方法を定めず、大学に包括的に委任している形が維持された。このような低い密度の成文法的根拠は大学内の紛争を助長しているという批判にさらされているが、大学自治を考慮し、少なくとも学長選考過程に政府が介入しないように図る一貫した取り込みについては肯定的な評価に値する。

韓国・ソウル大学の法人化前後における学長選考制度の定着過程から大学のガバナンスを見てみる。ソウル大学の成立過程で、米軍政と教授会の間には、米国型理事会の導入を巡って対立構図が形成された。以後、教授会は意識的に大学自治を標榜してきたが、実際の活動目標は米軍政時代を過ぎ韓国政府が樹立される以降も、教員の処遇改善と権利拡大に集中された。興味深いのは、教授団の取り組みは自分の権利を脅かす可能性がある学生に向かっても凝集力を発揮したことである。

1950年代に教授会に付与された学長選考の同意権や教員人事権に、その事例の一端を見出すことができる。これらの法的権利は、教授会が大学自治のために勝ち取ったものではない。政府樹立と朝鮮戦争などを経ながら、新設大学が増えた結果、教員の需要が供給を超えた状況で教授会に与えられた政治的判断

の産物だったと見ることが妥当である。

自治的な活動の結果として確保したものではなく、教授会に付与された学長選考同意権は、いつでも政治的決定により失われやすい限界があった。5.16以降、およそ30年間、権威主義的政権下で教授会が大学ガバナンスや学長選考過程に参与できる地位を喪失した存在に転落したのもこのような理由からである。1980年代、韓国社会の全般にわたって広がった民主化の熱気は大学ガバナンスにも影響を与え、学長直選制が一般化された。しかし、少なくとも学長直選制から見ると、ソウル大学は新しい民主化時代に当てはまる大学ガバナンスの改革を主導したのではない。他の大学が導入した変化の流れに乗った傾向があるためであるので自治の基盤を固めることができなかった。

表向きは、教員中心の学長直選制が導入され、一時的には大学自治が実現されたように見えるが、教員団の自治的能力や意志の不在により政治的圧力に簡単に崩される様相を繰り返した。ソウル大学の創設以来、学長選考制度が変化を重ねてきたことからも緩やかな教員中心の大学ガバナンスが中心にあったことが分かる。

次は、法規的観点からみる。学長選考制度の法的根拠が変化してきた過程に重きをおきながら、大学ガバナンスの展開過程を見ることとする。戦後、両国・国立大学では学長の任務を規定する法律については一度も改正がなかった。韓国では、1949年教育法(法律第86号)が制定される以降、現在の高等教育法に至るまで学務の統轄、所属職員の監督、学生の指導の三つを学長の任務として規定している<sup>(4)</sup>。日本の場合、1947年に制定された学校教育法(法律第26号)で、韓国とは異なり、学生の指導に関する事項を除いて、大きく二つを学長の任務として規定してきた。このように学長の任務についての規程は、包括的かつ抽象的なために大係に法律上の改正の必要性はなかったと思われる。だが、現実的には、学長に要求される役割はますます多様・複雑になっている<sup>(5)</sup>。学長は、複雑化して行く大学組織の多様な機能を支える上に、対外的に大学を代表し、大学構成員の利害関係を調整、人的・物的資源を効率的に配分する位置にある。このため、両国の国立大学でも学長選考制度をめぐる議論が重ねられてきた。

学長選考制度の核心は、選出過程で直面することになる、「誰が、誰を、ど うやって」選考するかに帰着する。学長選考制度が変化してきたことは、学長 の任務と権限も変化してきたことを意味する。学長が持つ権限の大きさと任務 の範囲は、それを付与する者(=事実上の学長選考権限を持つ者)が期待する レベルに応じて異なるからである。

日本の国立大学では、法人化以前に学長選考手続きについての特別な法規的根拠なしに、教授団による学長選考が「沢柳事件」から慣行として定着してきた。法人化以降はじめて、国立大学法人法に基づき学長選考会議が学長選考権限を持つことになった。学長選考会議は、以前の評議会には参与できなかった学外者にも開放できるようになった。学長選考会議の導入は、学長選考において変化ももたらした。学長選考過程において学長選考会議が重要な位置を確立できる基盤が法的に用意された。大学の学長選考規則を分析した結果でも、学長の強力な権限に基づき学長選考会議が学長選考に相当な影響力を発揮できる。これにより法人化以前に教授会によって独占されていた学長選考権限は縮小された。それ以外にも、法人化以前のまま、学長選考過程において一定の職級以上の職員に限られっている参与条件や、学生の参与を排除する慣例は法規的に補足されなかった。この現状は、学生、教職員、学外者など多様な構成員が参加して学長を選考する世界的傾向とは異なる。

韓国・国立大学の学長選考制度の原型は朝鮮戦争中に成立した「教授会の同意権」に見出すことができる。1987年以降一時的に、法律上の根拠なしに教授団の投票による「学長直選制」が大学自治に導入された。それが、1990年代、教育公務員法が改正され、学長直選制の法的根拠が備わることになった。1950年に導入された後に廃止(1960年)と再導入(1987年)を重ねた教員中心の学長選考制度は、大学が政治の場に変質する懸念にもかかわらず、学長選考過程において公正性が確保された側面がある。また、国家による大学支配を牽制する政治的中立装置として法制化されたと評価することもできる。

しかしながら、学長選考制度の法律留保原則への依存性は、逆説的に大学自治を妨げるきっかけになったこともある。例えば、大統領選挙や国会議員総選挙などを管理する選挙管理委員会に学長選挙管理を委託する規程が代表的ケースである。学長選に選管を呼び入れたことは、選挙管理もできない大学の自治能力に疑いを招く結果をもたらした。

また、ソウル大学法人法の明確でない規程は、大学構成員の意向投票結果と

大学理事会の選考結果が食い違いやすいという構造的限界も持っている。国立 大学において学長選考は、大学構成員の意思を民主的に集約し、大学の理念と 目標を達成する一方、制限された資源を活用できる代表者を選ぶ政治行為であ る。したがって、多様な大学構成員が自主的な手続きで意思決定ができる過程 が確保される必要がある。

最後に、権力構造的観点よりみる。法人化は、政府や教員団が中心になる大学ガバナンスの管理と統制方式を市場に移管することを主な目的とする。この際、大学ガバナンスにおける中核的変化の兆しは、大学を代表する学長を選考する制度において現れる。ここでは、日韓・国立大学の学長選考制度から大学のガバナンスをめぐる権力構造的特徴について考察する。

大学は、教職員・学生・同窓生・学外者で構成されている組織である。大学自治の核心は、様々な大学構成員が学長を選出し、選出された代表者が自治的に大学を支配することである[イ・カンジュ 2012:75-77]。両国の国立大学は、いずれも国家行政組織として出発し、「政府の統制」と「大学自治」の間において、長い間、葛藤と対立の中で運営されてきた。国立大学法人化は、政府と大学が葛藤関係を新たな協力関係に変える改革ともいえる。ただし、改革の主体と対象は大学構成員たけではなく、政府も含まれなければならない。

しかしながら、両国で温度差はあるが、国立大学法人化は政府が大学に統制力を強化しようとする試みとして大学構成員に受け取られた。法人化以前において、両国の国立大学の学長選考制度は、中央政府が任命する「任名制」を経て、教授団が中心となって学長を選考する「選出制」が普遍化された。したがって、大学の重要事項の決定は、「任名制」学長は政府の統制下で、「選出制」学長は政府の介入と統制が相対的に減った状態で教授団とともに行った。

「任命制」学長は、政府の顔色を、「選出制」学長は教授団の顔色をうかがわなければならない仕組みであった。これにより、学長のリーダーシップは損なわれ、政府と大学、大学内の支持勢力と反対勢力の対立が加熱する様相を呈した。

「選出制」学長選考制度の副作用は韓国の「学長直選制」から分かる。「学 長直選制」においては、学長選出権を教員だけが独占的に持つか、教員以外の 事務職員などにも選出権を与えるかによって、学長候補者が提示する公約内容 も変わる。また、学長を支持する勢力の集まっている専攻学科や出身校等によって大学経営方式も変容するきらいがある。学長選考に寄与した非公式組織に大学の大事な意思決定が左右される批判にも直面した。したがって、「選出制」学長の意思決定は政治的行為として解釈される可能性が非常に高い。

これらの学長選考制度の問題点は、法人化以降も解決されるどころか、さらに複雑化した側面を示している。法人化は、政府統制(任命制)と大学自治(選出制)が一定の周期で繰り返されてきた大学ガバナンスが失敗したことを認める国立大学改革である。法人化は、国立大学のガバナンスを政府と大学構成員から分離させながら、「市場の統制」の下に置こうとする大学改革の過程である。次の項で後述するので、簡単に考察すると、法人化以前には「政府」と「教授団」に権力が置かれたので、両者の間に形成された葛藤の解決が容易ではなかった。法人化は、これまで相対的に弱かった「市場」に権力を移動させ、国立大学において中立的・協力的なガバナンスを構築する試みといえる。

大学が効果的なリーダーシップを確立するためには、学長選考過程で「市場」に一定の役割を与えなければならない。実際に、法人化以降に導入された学長選考会議(日本)或いは大学理事会(ソウル大学)は、従来教授団が持っていた学長選考権限に「市場」を呼び込み牽制するために制度化された側面が強い。「市場」の介入は、大学経営の源泉を「政府のカリスマ」や「教授団の多数決」に基づく支配より、学内外者が参与できる「多様性の原理」に忠実な大学ガバナンスに変化させようという改革である。

それにもかかわらず、法人化以降も、学長選考制度において「市場」の役割は微弱にみえる。例えば、日本のケースでは、現学長が次期学長を指名する方式が固定化される可能性がある。学長選考において学長選考会議の構成に占める学長指名の委員数と、学内規程からの学長選考会議の介入とを合わせると、現学長の権限が強く発揮される可能性が高いからである。これにより、特定の勢力が学長職を独占しうるという批判が提起されやすい。

また、表面上は、教員中心の学長選考制度より学外者も参与できるような開放的な学長選考制度に変わったようにみえる。学長選考制度の外観では学外者が参画し、学長選考会議や理事会が法定選考機構として成立している。だが、裏から見れば両国とも、国立大学法人化前後において、教員が中心になる同僚

性の組織原理に執着していることがわかる。

両国・国立大学の学長選考制度は新たな制度を創出するための進行過程であるとみるしかない。したがって、法人化の趣旨に適合する学長を選ぶために、 学長選考制度を整備するための取り組みを止めることはないであろう。

# 第2項 B.CLARKの高等教育システム

日韓・国立大学の学長選考制度を、B. CLARKの高等教育システムの観点からさらに分析してみよう。国立大学は、本質的に国家権威を基礎にして設立・運営される高等教育機関である。国の権威による統合は官僚制調整と政治的調整に区別される。官僚制調整は、国立大学が国の官僚制組織の一部として直接管理される類型である。政治的調整は国民の高等教育に対する権利意識が強くなって、政治的影響力が高等教育政策にまで反映される類型を意味する。だが、官僚制調整に比べて政策の継続性が低い。専門職調整は、教員中心の大学ガバナンスに当たる。市場の調整は、官僚制調整とは正反対に、ボトムアップ(Bottom-Up)方式のガバナンスが作動する。教育サービスと授業料の交換が行われる消費者市場、教職員労働の需要と供給に基盤した労働市場などを例に挙げている。

両国・国立大学の学長選考において目立つ特徴は大きく変わらないことがわ かる。いずれも、大学成立初期では官僚制調整に基盤した大学ガバナンスが出 発し、全般的な大学運営は、政府の強力な権威に基づいて形成された。

日本の場合には沢柳事件をきっかけに、専門職調整である教授寡頭制に転換された。専門職調整のガバナンスは、政府が政策を主導するトップダウン (Top-Down) 方式ではなく、大学が政府に反発して勝ち取ったボトムアップ (Bottom-Up)方式であった。このような背景によって構築された教員中心の学長選考制度は、法人化以前まで維持された。

韓国のソウル大学の場合には、設立初期に米軍政の統制に対する大学の抵抗があったが官僚制調整に早めに編入された。朝鮮戦争の末に国会での政治的調整により教授寡頭制が容認されたが、これは官僚制調整が相対的に微弱なシステムで行った一時的な取組みと感じられる。以降、1980年代の民主化運動の激

動期を経て、学長直選制という学長選考制度を獲得し、教授寡頭制を経験する以前までのおよそ30年間にわたってソウル大学は強力な官僚制調整に置かれた。市民の民主化運動の結果物で得た教授寡頭制は、2000年代初期まで維持された。

教授寡頭制は、国の行・財政改革要求、大学財政会計制度の見直し、学長リーダーシップ強化などの必要性が浮き彫りになり、急務な改革制度として転落された。教授寡頭制の大学支配方式を改革することが国立大学法人化の大事な目標に採択された。

なお、国立大学法人化は、既存の高等教育システムが持った問題点に対する総合的かつ具体的な改革プロセスであった。すなわち、大学ガバナンスの変化と統合をリードできる鍵と認められた。だが、結果的に、このような大学ガバナンスの変化と統合は大学構成員の自治的合意によるものではなかった。両国いずれも強力な政治的調整によって制度化された。大学構成員の自治的力量が込められた仕事、信念、権威に基盤した法人化ではなかった。

それでは、大学ガバナンスの大転換である国立大学法人化は如何に可能であったのか。これに対する答えは、国立大学が歩んできた軌跡から求めることができる。両国・国立大学ガバナンスの展開過程においては、政府と大学の間には対立と調整が繰り返されながら体得した学習効果が十分に重なっていた。両国の国立大学において大学構成員の自治努力は、国によって多様な方式で拒否された。かわりに、政府の政策的判断は国立大学に移植されやすい土壌と条件を揃っている。国立大学法人化に反対する大学構成員の抵抗にもかかわらず、両国の政府は学長選考制度の改革を中枢的手段として安定化させた。なお、法人化以降、学長選考規則や定款の整備過程で、大学構成員の意見が幅広く受容されたわけではなかった。だが、一般的な手続きが無視されたとも言えないため、強い反対の理由が困窮するしかない。

法人化以降、大学構成員には信念と権威が一致しない現象が現れる。高等教育システムの要素である信念と権威が中途半端な状態で大学に受容されたと思われる。法人化以前まで両国の国立大学では、大学自治を象徴する教授寡頭制を認める学長選考制度が大学構成員の内面化された価値や規範として投影され制度化されていた。法人化以前の教授支配型(教授寡頭制)は法人化(政治的調整)を通じて、学外者が参加する市場型に切り替えられた。 学長選考会議や

理事会の構成に学外者を参加させようにするのは、市場型として国立大学を転換しようとする両国・政府の改革意志が反映されたものと見られる。このように政治的調整や政府の権威に依存して新しい学長選考制度が導入されたので、大学構成員の信念の変化とは時差が発生することになり、学長選考結果への不服から発生している大学紛争の原因といえる。このような現状が一時的なのであるか、或いは法人化以後に新しい現状として固着されるのかについては今後の学長選考結果を分析して確認してみる必要がある。

ちなみに、国立大学法人化は、「市場の調整」に大学を預けることを意味するが、実質的には政府によって市場の役割は認定されない状況である。法人化が、ボトムアップ(Bottom-Up)方式ではなく、トップダウン(Top-Down)方式で制度化されたのが、代表的な事例である。教授寡頭制も、市場の役割を妨げる要素である。相当に緩和されたものの、教授団の独占的で排他的な権限が依然に学長選考制度に残存している。両国における高等教育システムが成立して以来、最も巨大で広範囲な変化と統合を象徴する国立大学法人化が導入されたが、未だに不安定な状態に留まっていることを象徴的に示している。

法人化以後、両国・国立大学では、学長選考過程を直接に経験した。従来の学長選考制度に照らしてみると、非民主的と分類されるような仕業が新しい制度の下では容認された。さらに、大学構成員の意向投票の結果とは関係なしに学長が選考される状況も目撃した。学長選考会議や大学理事会などの強力な権限を持っている学長選考機構の出現によって、これまでの大学とは差別化されるこれからの大学を再定義しなければならない。

#### 第4節 要約と考察

本章では、日韓両国の国立大学の法人化前後を対比させ、学長選考類型と大学ガバナンスの変化方向を考察した。

学長選考制度の変化様相を「学長選考類型」として設定した結果によると、 両国・国立大学いずれも「推薦プロセス」では「学外者参加型」を、「選出プロセス」では「学長選考会議型」を採択していることが分かる。

学長選考類型の分析結果に基づき、制度的観点・法規的観点・権力構造的観点より大学ガバナンスの方向性が考察できる。

制度的観点は、法的根拠がないか、法的内容の明確でない場合に制度化される過程を考察する上で有効である。特に、学長選考制度として一定の地位を得るためには大学が自治基盤を整えることが急務であることが分かる。また、大学自治は構成員が勝ち取ることなしにはいつでも崩壊し得る特徴がある。

法規的観点から、国が導入して定着してきた慣行の法制化の過程が分かる。 法制化では長所と短所の両面性がみえる。例えば、韓国の学長直選制や日本の 学長選考機構の法制化は、政治的中立装置を採択して学長選考制度の公正性を 高める側面がある。しかしながら、学長選挙管理委員会に学長選挙管理を委託 した韓国のケースからは法制化への依存性が大学自治を妨げることも分かる。

権力構造的観点では、法人化以降に導入された学外者の参与できる学長選考制度の裏の面がみえる。それは両国いずれも教員中心の同僚性に基礎を置く組織原理に執着している点である。これは「多様性の原理」にしたがって学内外者が参与できる大学ガバナンスを構築しようとする法人化以降においても依然として「教授団の多数決」が作動するシステムから離脱していないことからもわかる。

なお、本章では日韓・国立大学の学長選考制度を、B. CLARKの高等教育システムの観点からも分析してみた。両国・国立大学の学長選考制度は、官僚制調整、政治的調整、教授寡頭制などを経て現在の法人化段階に至った。しかしながら、現在の法人化は大学構成員の信念または権威に基盤して導入された制度ではない。国の行・財政改革、大学財政会計制度、国立大学内部の強力なリーダーシップの必要性が法人化の転換に帰結された。しかしながら、国立大学法人化が「市場の調整」の段階を経て進入したことでもなかった。ある意味では、官僚制、政治、専門職、市場のいずれにも編入されないまま「寡頭的ガバナンス」の渦中にあるかもしれない。

#### 【第5章注】

- (1) 実際、日本の国立大学の場合は学長候補者として学外者が推薦されているかどうか、今回の調査では、確認できなかった。一方、今回のソウル大学学長選考では、学内者だけの応募がなされた。
- (2) 文部科学省も、多くの国立大学で学内組織関係者からの推薦により学内 選挙を実施し、その結果を参考にして学長選考会議が学長を選考すると の調査結果を公示している。例えば、京都大学の場合は、推薦→予備投 票→1次選考→意向投票→2次投票の順、金沢大学では、推薦→1次意向 投票→ヒアリング→2次意向投票→選考、神戸大学は、推薦→候補者の 公表→面接→書類などの公開→質問と回答→意向投票→候補者の決定を、 東北大学の場合には簡単に推薦→選考の順に進行される。しかし、こう した学長選考類型についての調査でみれば、教職員の意向投票が最終選 考に及ぼす影響度を計りにくい。したがって、本研究が適用している分 析モデルは多くの大学の学長選考類型化に有効といえる。
- (3) 学長選考類型の名は、推薦プロセス (Nominating process) では、学外者参加型・教授団自治型を、選出プロセス (Election process) では、学長選考会議型・意向投票型を各々意味する。Nominations from the floor (NF)、Nominations by the professors (NP)、Board Voting (BV)、Popular Voting (PV) は各々英単語の頭文字による。
- (4) 韓国の教育法は、1949 年 12 月 31 日制定・公布されて以降、全 38 回の 改正が行われた。教育改革を法制的に裏付けるために旧教育法を廃止し、 教育基本法、初・中等教育法、高等教育法などの 3 つの法律が 1997 年 12 月 31 日制定され現在に至る。
- (5) ソン・ヨンシク (2006:41-49) は、学長の任務を大学の伝統的機能である教育・研究・奉仕を円滑に行う企画・調整・管理・統制・監督・助言を行うこと、大学の施設・財政を確保すること、学内外紛争・軋轢・不和を解消・調整すること、政界・行政機関・関係団体との適切な関係を維持するために交渉・説得すること、大学の発展のためのビジョンを開発・実行すること、大学のメンバーが創造性を発揮して、倫理意識を

向上させることができように励まし指導することなどを、大学の維持、 運営及び発展に関連するすべてのこととして列挙した。

## 終章

本章では、日韓・国立大学ガバナンスを主導してきた動因を明らかにするため、法人化前後の学長選考制度の考察を行った。

#### 第1節 各章の要約

本研究は、日本と大韓民国における国立大学の成立から法人化以降までの学長選考制度を検討し、大学ガバナンスを主導してきた動因を明らかにすることを目的としている。大学ガバナンスを考察するための一つの分析対象として学長選考制度が有効であることを序章で検証した。具体的には①国立大学法人化以前の両国・国立大学の成立過程と大学ガバナンスの展開過程と特徴、学長選考制度の変容について、②法人化以前からの議論と法人化以降の大学ガバナンスについて、③学長選考制度の類型分析、制度・法規・権力構造的観点と高等教育システム理論からの考察結果を提示した。

第1章では、本論の分析視座として、ガバナンスについての一般的議論と大学ガバナンスについて検討した。国連、世界銀行などの国際機構、B. CLARKが提示する要素について整理した。なお、諸外国の大学ガバナンスにおける最近の傾向を概観した上で、学長のリーダーシップを強化させ、権限と責務性を付与していることも明らかにした。また、日韓・国立大学ガバナンスの法的仕組みを検討するとともに、先行研究を紹介し、本論の視座と分析枠組を設定した。分析枠組は「展開過程」と「分析・考察」に分け、「展開過程」では時系列的な変化過程を解明するためB. CLARKの「Triangle」モデルを適用した。「分析・考察」では高等教育システム構成要素である仕事(work)、信念(belief)、権威(authority)たけではなく、大学内部・外部の統合(integration)と変化(change)の過程に視座を置いた。さらに、「分析・考察」では学長選考類型の分析と制度・法規・権力構造の三つの観点による接近を試みた。

第2章では法人化以前の学長選考制度を考察した。日本の国立大学の学長選考制度は、沢柳事件が端的に示すように、大学の国に対する反発によって導入されたボトムアップ(Bottom-Up)方式であったことが分かる。教員中心の意向投票による学長選考方法は、法人化以前までの慣行として定着した。戦後、

国立大学の評議会は不安定な法的根拠によりながら学長選考機構として機能してきたが、大学では自治権が享有された。一方、韓国のソウル大学の成立過程では、米軍政がアメリカ型理事会の移植を試みたが学生らの集団行動で不発となった。この事件は大学構成員と政府に学習効果を残す結果となり、両者間の葛藤関係はその後も繰り返された。朝鮮戦争末期に教授会は教員人事権と学長選考権を持つようになったが脆弱性を免れなかった。1990年代以降に学長直選制が一般化したが、ソウル大学では自治的な基盤によって確立したというより、民主化という社会的な雰囲気に影響を受けた結果であった。

第3章では、両国における国立大学法人化の成立背景になった主な動因と新しい学長選考機構について事例の考察を行った。法人化の推進過程で検討された課題を中心に国と大学の視座から接近した。新しい学長選考機構として導入された学長選考会議や大学理事会の構成方式と運営原理を考察した。国立大学法人化は、日本では厳しくなった国の財政の打開策として活用された側面があり、社会に対する国立大学の説明責任を付与することを目指した。韓国のソウル大学では、表面的には大学の競争力強化が中核的動因として作用していると見られるが、国立大学の複雑な財政会計構造、学長直選制の余波により大学が政治の場に変わっていくことについての懸念が要因となった。なお、法人化以降に成立した学長選考機構の構成原理も明らかにした

第4章では、法人化以降の学長選考制度の特徴を把握した。大学の学長選考規程の収集・分析を通して、学長選考の大きな流れを考察した。一連の学長選考過程において参加する学内外者などの参加主体の選考過程への機能と権限を把握し、最近の学長選考過程において浮上している批判的内容および主な現状などを考察した。日本の学長選考会議の運営に関して国立大学法人法で詳しいことまでは定められていないので、学長選考会議の役割と権限についての議論が多く、学長選考結果についての紛争も起こりやすい構造である。一方、ソウル大学の学長推薦委員会の構成からは、法人化以前のように学長選考過程における教員の影響力が強いが、教職員の候補者についての評価と理事会が選考する者が異なる可能性を排除できない。結局、法人化は政府と大学の協力関係を構築する機会にもかかわらず、学長選考規則の整備過程をみると価値や規範が大学内部で適切に共有されていないことが分かった。

さらに、ソウル大学の学長選考制度では政府の政策意思が反映された側面が 強い。

第5章では、法人化前後の学長選考類型を分析した。その結果、両国いず れも「推薦プロセス」では「学外者参加型」を、「選出プロセス」では「学 長選考会議型」を採択していることが窺えた。加えて、制度・法規・権力構 造といった観点からも大学ガバナンスの方向性について考察した。制度的観 点においては、大学の自治は構成員が勝ち取ることなしにいつでも崩壊し得 る事例を1950年代にソウル大学の教授会に付与された学長選考権にあたって 確認した。法規的観点では、学長選考機構や制度についての法制化は政治的 中立装置を採択して制度運営の公正性を高めるが、法制化が強くなると大学 自治を妨げることも分かった。権力構造的観点からは、法人化以降にも両国 いずれも教員中心の組織原理に執着している点がわかった。これは「多様性 の原理」にしたがって学内外者が参与できる大学ガバナンスを構築しようと する法人化以降においても「教授団の多数決」から離脱していないことであ る。国の行・財政改革、大学財政会計制度、新しい大学リーダーシップの要 求が法人化を触発した。しかしながら、法人化本来の趣旨と離れてB.CLARK のいう「市場の調整」が割愛されている。現在の国立大学ガバナンスは、官 僚制、政治、専門職、市場の何処にも完全に編入されない状態であることが 明らかになった。

#### 第2節 本論の成果

本研究の成果は、研究手続きと研究内容の両面から説明できる。

まず、研究手続きにおいては、大学ガバナンスを考察するための研究対象として学長選考制度に注目し、これに焦点をあてた分析を行った。結果、両国いつの時代においても学長選考制度には大学ガバナンスの課題が集中するため、その有効性が証明された。本稿では学長選考制度の展開過程を、法人化以前、法人化推進期、法人化以降に分けた。さらに法人化以前では、日本の場合は3期に、韓国のソウル大学は4期に区分し、時代背景とともに推移の整理を行った。

また学長選考類型を分析できる分析枠組みを考案して研究の客観性を確保した。具体的には学長選考過程を「推薦プロセス」と「選出プロセス」に分け、それぞれの段階をさらに二つずつに分類して得られた4つの型をもって学長選考類型を分析した。これにより、法人化前後の学長選考制度の変化様相を分析することができた。

学長選考制度をめぐってこれまで議論されてきた制度・法規・権力構造という三つの観点に立ち、大学ガバナンスの過程を考察し、今後の方向性を提示した。その際、両国政府の政策文書・各種報告書・内部文書、国会議事録、新聞記事などを総合的に分析し制度的な観点を揃えた。法規的観点より考察するために法律から大学規則までを網羅し、可能な限りきめ細かく分析した。権力構造的観点を深めるために、研究テーマに関連する重要な事案の文脈を解明し、主要な政策過程を実証的に確認するため、政府の政策担当者、および大学関係者への訪問・電話・メールを用いたインタビュー調査などを通じ資料の隙間を埋めていく作業を行った。

なお、B. CLARKの高等教育システムの問題認識を基礎として分析を続けた。両国・国立大学法人化以前では「Triangle」モデルを活用し、主要時期ごとの大学ガバナンスの特徴や位置づけを学長選考制度の展開過程を縦断的に分析した。その結果、両国・国立大学においていずれも、「政府型」と「教授支配型」が交替しながら「教授支配型」の学長選考制度が定着した様相が分かった。なお、高等教育システムを研究の基本要素として、仕事・信念・権威を設定したうえに、統合と変化の過程として両国の国立大学の学長選考制度とガバナンスの問題に接近した。

研究内容においての成果としては、大学教員主導の学長選考制度の動因、 法人化の背景、今後の国立大学の方向性を示唆できる契機となった。本論で は、法人化以前までに定着してきた教員主導の学長選考制度の成立動因が両 国で異なることを明らかにした。日本では大学自治の取り込みによる成果で あるのに対して、韓国では政治的要因に基づく側面が強い。このため、戦後、 教員主導の学長選考制度が比較的長期間の慣行として維持された日本の国立 大学に比べ、韓国では、政治的決定に左右される様相が繰り返された。 両国において法人化の主な背景も異なる。日本では国の財政的困難が国立 大学法人化の直接的な背景になり、教授会の権限縮小、学長の権限強化、学 長選考管理機構の法定化が急務なものとして作用した。ソウル大学の法人化 は、複雑な財務・会計制度と学長直選制についての政府の懸念が主な背景と なった。そのうえで、選挙管理委員会への学長選挙管理委任といった大学自 治についての大学構成員の曖昧な態度もその一助となったことがうかがえる。

最後に、今後の国立大学が進んでいく方向性は、法人化の趣旨から導き出すことができる。現在の日韓両国の大学が置かれている課題を脱するには、 多様性・開放性の原理に基づいた大学ガバナンスを構築する必要がある。

本研究が提示した上記の成果は、日韓・国立大学の学長選考制度などの大学ガバナンスの研究に対して有益な知見を提供する契機となり得るものである。

#### 第3節 本論の課題

本論により、今度の課題として二つのことを挙げたい。まず、学長・教職員・学生・学外者・政府などの大学構成員が大学ガバナンスに参画する与件についての研究を継続する必要がある。これらは、大学自治の基盤として検討されなければならない。「大学ガバナンス」は、大学が持っている様々な問題について学外者を含めた大学構成員が、その解決のための過程に参画し意思決定を行うプロセスである。「良い大学ガバナンス」とは、教職員、学生、地域住民、同窓生などが、大学の未来像・運営方向などについて論議できる構造を備えている状態といえる。したがって、大学運営における様々な利害関係者が参加している構造を研究することは、「良い大学ガバナンス」を構築し、大学自治の基盤を用意するに一助となりうる。

次に、国立大学に対する国の財政支援についての検討が必要である。日本と韓国の国立大学法人には財政問題が密接に関係している。日本では国において国立大学への財政負担を解決する対策として、韓国では数十年間未解決の課題として残っていた複雑な国立大学の会計構造を改革するために法人化が導入された。両国においては国立大学法人化以降も国からの財源が投入されている。国立大学の財政は、大学の社会的役割、大学の自律性

(autonomy) そして責務 (accountability) 関連している。これゆえ、両国政府は法人化以降も大学の責務性をチェックする様々な統制装置を持っている。当然、このような政府の大学に対する統制は学長選考制度にも影響を与える。したがって、大学ガバナンス研究の前提として、国の財政支援の方法についての議論が必要である。

なお、本研究の範囲を時期的に日韓それぞれ2014年と2015年までを区切りとしたため、それ以降に行なわれた大学ガバナンスや学長選考制度についての様々な変化が予見される。特に日本の現行の学校教育法及び国立大学法人法では、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長選考にかかわる規定が整備されたので、今後の研究課題としたい。

#### 引用・参照文献

## [日本語文献]

- 浅野かおる 2008 「韓国の国立大学法人化をめぐる動向とその新自由主義 的特徴」『行政社会論集』第20巻 第3号。
- 天野郁夫 2006 「国立大学論:格差構造と法人化」『国立大学財務・経営 センター大学財務経営研究』第3号。
- 馬越徹 1995『韓国近代大学の成立と展開』名古屋大学出版会。
- 大久保利謙 1977『日本の大学』新版玉川大学出版部。
- 大崎仁 1999『大学改革1945~1999:新制大学一元化から21世紀の大学像 へ』有斐閣選書。
- 大崎仁 2011『国立大学法人の形成』東信堂。
- 大場淳 2011「大学のガバナンス改革-組織文化とリーダーシップを巡って」『名古屋高等教育研究』第11号。
- 片山等 2004 「学問の自由」、「大学の自治」と大学内部の法関係(1)」 『比較法制研究』国士舘大学 第27号。
- 金子元久 2002「大学の経営形態-日本の特質」日中高等教育会議 (2002年3 月4日)発表資料。
- 金子元久 2006「日本の高等教育-改革の現状と伝統の影響」『アジアの高等教育改革(P.G.アルトバック・馬越徹編)』 玉川大学出版部。
- 川嶋太津夫 2007『国立大学法人化後の財務・経営に関する研究』「第6章 国立大学の法人化と学長職の変容」国立大学財務・経営センター研究報 告(10)。
- 小池聖一 2010「国立大学法人化と地方国立大学の類型化」『広島大学文書館紀要』第12号 広島大学文書館。
- 国立大学法人法制研究会 2012 『国立大学法人法コンメンタール』 ジアース教育新社。
- 坂本忠次 1994「前後国立学校特別会計制度の成立-高度経済成長期における高度教育財政の一側面-」『岡山大学経済学会雑誌25(3)』。
- 参議院文教科学委員会 2003 「国立大学法人法付带決議 (2003年7月8

日)」。

- 塩野宏 2005「国立大学法人の学長選考制度」『現代の高等教育』第475号 民主教育協会。
- 島田次郎 2007『日本の大学総長制』中央大学出版部。
- 高木英明 1998『大学の法的地位と自治機構に関する研究』多賀出版。
- 高橋寛人 2009「国公私立大学の学長・学長公選制をめぐる現状と問題点ー 大学の管理運営を考えるフォーラム」『大学創造』第23号 高等教育研 究会。
- 舘昭 1979「帝国大学制度調査委員会に関する一考察」『東京大学史紀要』 第2号。
- 田畑茂二郎 外 1972『大学の自治と管理運営』有信堂。
- 鄭太秀 1985「韓国教育法の成立過程に関する研究-教育権の認識と保障の 観点から-」『筑波大学教育学博士学位論文』。
- 寺崎昌男 1974 「講座制の歴史的研究序説」『大学論集』第2集 広島大学。
- 中富公一 2007「大学の自治の再構築と学長選考制度:岡山大学と新潟大学 の事例の素材として」『岡山大学学会雑誌』第56巻 第3・4号 岡山大 学法学会。
- 中富公一 2010 「国立大学法人化と大学自治の再構築:日米の比較法的検討 を通して」『立命館法学』第5・6号。
- 長田三男 1973「学長(学長)選考制度の改革に関する若干の考察」『流通経済論集』第8巻 第2号 流通経済大学。
- 広瀬信 2009 「国公私立大学の学長・学長公選制をめぐる現状と問題点: 富山大学学長選考問題」『大学創造』第23号 高等教育研究会。
- 松本鉱 2015「学長のリーダーシップ」『IDE現代の高等教育』第567号。
- 文部科学省 2010 「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」。
- 文部省 1971「最近における国立大学の学長選考の現状と問題点」『大学資料』第38巻 文部省大学学術局。
- 文部省 1976 『学制百年史』帝国地方行政学会。
- 安沢喜一郎 1963 「国立大学の管理問題について」法律論叢書 37(5-6)。

- 安田隆子(2007)「国立大学法人の財政問題 ―国立学校特別会計の成立と 廃止を踏まえて―」『国立国会図書館 調査と情報』 第596号。
- 山本眞一 2009 「大学自治大学自治とオートノミ-法人化以降の国立大学運営の課題-」『大学論集』第42号 広島大学高等教育研究開発センター。
- 梁鎬錫 2012「国立大学法人化以降の学長選考における手続きの類型と特徴 - 各国立大学法人の学長選考規程を中心に - 」『教育経営学研究紀要』 第15号 九州大学大学院人間環境学研究院(教育学部門)教育経営学/教育法制論研究室。
- 梁鎬錫 2012「日本と韓国の国立大学法人の学長選考における手続きの類型と特徴 各国立大学法人の学長選考規程を中心に 」『九州教育学会研究紀要』第40巻 九州教育学会。
- 梁鎬錫 2014「ソウル大学における学長選考制度の考察 教員参加方式の変 化過程を中心に - 」『九州大学大学院教育学コース院生論文集飛梅論 集』第14号 九州大学大学院教育システム専攻。

#### [韓国語文献]

- イ・カンジュ 2012 『大学の歴史』サルリム出版社。
- イ・ギョンウン 2007「大学構造変化と教授の法的地位」『教育法学研究』 第19巻 1号。
- イ・サンヨン 2012『大学構造改革の展開過程と認識の差に関する研究』 京畿大学博士学位論文。
- イ・シウォン 2002 「日本の大学改革の方向:国立大学ガバナンスを中心 に」『秋季学術大会発表論文集(1)』韓国行政学会。
- イ・スンボク 2012「国立大学法人ソウル大学におけるガバナンス転換事例 の分析」『教育行政学研究』第30券。
- イ・チャヨン 1996「大学教授の法的地位と権限」『教育法学研究』第8号。
- イ・チョンミ 2011 『高等教育財政の拡充と効率的な運営方案についての 研究』 韓国教育開発院。
- イ・ピルナム 2011「国立大学法人化政策比較分析及び示唆:日本・シンガポールの事例を中心に」『比較教育研究』第21券 第1号 韓国比較教育学会。

- イナバ・ツギオ(稲葉継雄)1987『解放後韓国の教育改革(阿部洋編)』韓 国研究院。
- カン・ウォングン 1996『韓国の大学学長選考に関する研究』東国大学博士学位論文。
- カン・ウォングン 2004「ファンハク大学の学長選考に関する事例研究」 『教育行政学研究』 22 (3)。
- カン・メンスク 2002『米軍政期の高等教育研究』ソウル大学博士学位論文。
- キム・ギョンフェ 1994 「韓国における大学学長の地位」『知性と覇気 (9-10月号)』。
- キム・ギソク 2008『韓国高等教育研究』教育科学社。
- キム・キョンへ 1999「国立大学特別会計の争点に関する分析研究」『教育 行政研究第17券 第4号。
- キム・チョンギ 1997「新自由主義的教育改革をどのようにするか、韓国教育研究所教育政策セミナー資料」 『新自由主義政策と教育』。
- キム・ヨンミ 1994 「米軍政期南朝鮮過渡立法議員の成立と活動」『韓国 史論』 第32巻。
- ク・ビョンリム他 1995「韓国大学の学長選考制度」『研究報告』第94-4-141号 韓国大学教育協議会。
- シム・ヨンミ 1997 「文民政府時代の大学改革と市場経済の論理」 『教育社会学研究』 第7号 (3)。
- シン・ヒョンソク 2005、「大学構造改革の方案-政府方案の争点と課題」、『教育研究問題』題23集。
- ソウル大学20年史編纂委員会 1966『ソウル大学20年史』ソウル大学。
- ソウル大学30年史編纂委員会 1976『ソウル大学30年史』ソウル大学。
- ソン・ドンソプ 2010『大学生納付金の合理的策定の為の実行方案研究』教 科部。
- ソン・ヨンシク 2006「韓国大学の競争力向上と大学学長選出制度」『大学 教育』 韓国大学教育協議会 第143号。
- チェ・ギョンオク 2003、「制憲国会の成立史;軍政法令に関連して」『公

法研究』第31巻 第5号。

- チェ・ジョンゴ 1991「現代韓国法制の形成過程考」『ソウル大学法学』第 86・86号。
- チョン・ジュンヨウン 2011「京城帝国大学の遺産-日本の植民地と韓国の 高等教育-」『日本研究論叢』34巻。
- パク・コヨン 2006 『大学学長選考と改善方案に関する研究』41 韓国教育研究所。
- パク・チェギュ他 1992 『現行の私立大学学長の選考制度に関する調査研究』韓国大学教育協議会。
- パク・チェユン 2005『国立大学の学長選考制度の改善のための政策研究』 KEDI。
- ピョ・ショル他 2000「大学学長の選考方法に関する国際比較研究」『高等 教育研究』11(1)。
- ピョン・ギョン 2011「国立大学のガバナンス変遷過程分析」『韓国教育法 学研究』第17巻。
- ペ・ヨンギル 2005「大学の意思決定過程に関する研究」『公法学研究』第 6券 1号。
- 梁鎬錫 2013「日本国立大学法人化前後の学長選考制度の変化と特徴」『学習者中心教科教育研究』第13巻第6号、学習者中心教科教育学会。

## [英語文献]

- AGB(Association of Governing Boards of Universities and Colleges)(2010), "2010 Policies, Practices, and Composition of Governing Boards of Public Colleges, Universities, and Systems", Executive Summary.
- BURTON R Clark(1983), "The Higher Education System; Academic Organization in Cross-National Perspective", Berckely: University of California.
- Committee of University Chairs (2009), "Guide for Members of Higher Education Governing Bodies in the UK: Incorporates the Governance Code of Practice and General Principles".
- European Commission(2010a), "Efficiency and effectiveness of public

- expenditure on tertiary education in the EU", European Economy Occasional Papers No. 70, Brussels: Publications office of the European Union.
- European Commission(2010b), "Efficiency and effectiveness of public expenditure on tertiary education in the EU", ANNEX: COUNTRY FICHE FRANCE, European Economy Occasional Papers No. 70, Brussels: Publications office of the European Union.
- Fielden, John (2008), "Global Trends in University Governance", World Bank Working Paper Series (Number 9).
- Goss, Sue (2001), Making Local Governance Work, NY: Palgrave.
- Harman, Grant (1992), "Governance, Administration, and Finance", Clark, Burton R. & Neave, Guy R. (eds.), The Encyclopedia of Higher Education, Oxford: Pergamon Press.
- Hartwig, Lydia (2004), "Financial Management and governance in HEIS:

  GERMANY", OECD IMHE-HEFCE project on international comparative higher education financial management and governance, OECD.
- Lingenfelter, Paul E. (2006), "Responsibilities of Governing Bodies in the United States of America", Seminar on Governing Bodies of Higher Education Institutions: Roles and Responsibilities) (24 August, 2006), OCED.
- McGuiness, Aims (1997), "State Postsecondary Education Structures Sourcebook 1997", Education Commission of the States (ECS), p. 2.
- OECD(2000), Current Issues in Chinese Higher Education: Education and Skills.
- OECD (2003), Education Policy Analysis.
- OECD(2004), "Financial management and governance in HEIs: England", OECD

  IMHE-HEFCE International Comparative Higher Education Financial

  Management and Governance Project).
- Rhodes, Rod(1997), Understanding Governance: Policy Networks, Governance,
  Reflexivity and Accountability, Philadelphia, PA: Open University

Press.

- Rhodes, Rod(2004), "Financial management and governance in HEIs:

  England", OECD IMHE-HEFCE International Comparative Higher Education

  Financial Management and Governance Project.
- Sabapathy, Paul (2006), "Different Models Same Problems", Seminar on Governing bodies of higher education institutions: Roles and responsibilities (24 August, 2006), OCED.
- Sporn, Barbara(1998), "Reforming Higher Education in Austria: Challenges and Problems", INTERNATIONAL HIGHER EDUCATION(Number 11 Spring 1998), The Boston College Center for International Higher Education.
- Sporn, Barbara (2002), "World Class Reform of Universities in Austria",

  INTERNATIONAL HIGHER EDUCATION (Number 29 Fall 2002), The Boston
  College Center for International Higher Education.

UN ESCAP (2009), "What is Good Governance?" (2009.7.10.).

UNDP (2007), Governance Indicators: A Users' Guide (2nd ed.).

Woods, Ngaire (2000), "The Challenge of Good Governance for the IMF and the World Bank Themselves", World Development, Vol. 28 Issue 5.

World Bank (1992), Governance and Development.

#### [その他]

アジア経済 2014年6月23日。

ソウル大学 2014 「2014年度大学運営計画」。

ソウル大学 2014「2014年第6次ソウル大学理事会会議録 (2014年6月19日)」

ソウル大学新聞 1956年4月9日。

ソウル大学法人化委員会 2009『ソウル大学法人化方案研究報告書』。

ソウル連合ニュース 2006年1月20日。

京郷新聞 1947年5月17日。

京郷新聞 1964年6月8日。

教育部 1999・2002・2003・2004・2007・2011『大統領主要業務報告』。

教育部 2010『第1段階国立大学先進化方案』。

教授新聞 2014年6月23日。

大韓民国憲法裁判所 2014 「国立大学法人ソウル大学設立・運営に関する 法律違憲確認 (2011ゲンマ612) 」2014年4月24日 全員裁判部決定文。

大韓民国国会教育委員会 2007「国立大学法人蔚山国立大学設立に関する法 律案審査報告書」。

大韓民国国会事務処 1953「第15回国会定期会議の速記録」第38号。

大韓民国国会事務処 2007「第265回国会(臨時国会)国会本会議会議錄」 第7号。

大韓民国国会事務処 2011「第304回国会(臨時国会)会議録」第3号。

大韓民国国会法制司法委員会 2011「第304回国会(臨時国会)法制司法委員会会議録」第3号。

朝日新聞 2009年3月2日。

東亜日報 1960年9月28日。

東亜日報 1965年8月27日。

東亜日報・京郷新聞 1947年2月16日。

東亜日報·京郷新聞 1971年8月21日。

# 分析• 参考資料

# 1. 大学名とイニシャル(表5-1関連)

順	大学名	INITIAL	備考
1	国立大学法人北海道大学	НКИ	
2	国立大学法人北海道教育大学	HKE	
3	国立大学法人室蘭工業大学	MIT	
4	国立大学法人小樽商科大学	ouc	
5	国立大学法人带広畜産大学	OUA	
6	国立大学法人旭川医科大学	AMC	
7	国立大学法人北見工業大学	KIT	
8	国立大学法人弘前大学	HIU	
9	国立大学法人岩手大学	IWU	
10	国立大学法人東北大学	TOU	
11	国立大学法人宮城教育大学	MUE	
12	国立大学法人秋田大学	AKU	
13	国立大学法人山形大学	YAU	
14	国立大学法人福島大学	FKU	
15	国立大学法人茨城大学	IBU	
16	国立大学法人筑波大学	uos	
17	国立大学法人筑波技術大学	TUT	
18	国立大学法人宇都宮大学	UTU	
19	国立大学法人群馬大学	GUU	
20	国立大学法人埼玉大学	SAU	
21	国立大学法人千葉大学	CHU	
22	国立大学法人東京大学	UOT	
23	国立大学法人東京医科歯科大学	TMD	
24	国立大学法人東京外国語大学	TUF	
25	国立大学法人東京学芸大学	TGU	

順	大学名	INITIAL	備考
26	国立大学法人東京農工大学	TUR	
27	国立大学法人東京芸術大学	TNU	
28	国立大学法人東京工業大学	TIT	
29	国立大学法人東京海洋大学	TUM	
30	国立大学法人お茶の水女子大学	ocu	
31	国立大学法人電気通信大学	UEO	
32	国立大学法人一橋大学	HTU	
33	国立大学法人横浜国立大学	YNU	
34	国立大学法人新潟大学	NIU	
35	国立大学法人長岡技術科学大学	NUT	
36	国立大学法人上越教育大学	JUE	
37	国立大学法人富山大学	UNT	
38	国立大学法人金沢大学	KAU	
39	国立大学法人福井大学	UNF	
40	国立大学法人山梨大学	UOY	
41	国立大学法人信州大学	SHU	
42	国立大学法人岐阜大学	GIU	
43	国立大学法人静岡大学	SKU	
44	国立大学法人浜松医科大学	HUS	資料なし
45	国立大学法人名古屋大学	NAU	
46	国立大学法人愛知教育大学	AUE	資料なし
47	国立大学法人名古屋工業大学	NIT	
48	国立大学法人豊橋技術科学大学	тот	
49	国立大学法人三重大学	MIU	
50	国立大学法人滋賀大学	SGU	
51	国立大学法人滋賀医科大学	SMS	資料なし
52	国立大学法人京都大学	KTU	
53	国立大学法人京都教育大学	KUE	

順	大学名	INITIAL	備考
54	国立大学法人京都工芸繊維大学	KYT	
55	国立大学法人大阪大学	osu	
56	国立大学法人大阪教育大学	оки	
57	国立大学法人兵庫教育大学	HYT	
58	国立大学法人神戸大学	КОВ	
59	国立大学法人奈良教育大学	NUE	
60	国立大学法人奈良女子大学	NWU	
61	国立大学法人和歌山大学	WAU	
62	国立大学法人鳥取大学	TTU	
63	国立大学法人島根大学	SMA	
64	国立大学法人岡山大学	ОМИ	
65	国立大学法人広島大学	HSU	
66	国立大学法人山口大学	YHU	
67	国立大学法人徳島大学	TSM	
68	国立大学法人鳴門教育大学	NAE	
69	国立大学法人香川大学	KWU	
70	国立大学法人愛媛大学	EHU	
71	国立大学法人高知大学	кос	
72	国立大学法人福岡教育大学	FEU	
73	国立大学法人九州大学	KYU	
74	国立大学法人九州工業大学	KSU	
75	国立大学法人佐賀大学	SAA	
76	国立大学法人長崎大学	NAG	
77	国立大学法人熊本大学	KUM	
78	国立大学法人大分大学	OIT	
79	国立大学法人宮崎大学	UOM	
80	国立大学法人鹿児島大学	KAG	
81	国立大学法人鹿屋体育大学	KAN	

順	大学名	INITIAL	備考
82	国立大学法人琉球大学	UNR	
83	国立大学法人政策研究大学院大学	NGI	資料なし
84	国立大学法人総合研究大学院大学	GRU	
85	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	AIS	
86	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	NIS	

# 2. 日本・国立大学法人の学長選考手続き

(2012年11月17日現在)

	1 201 5	1444	·/m / fu	\ZV1Z\T\	\== <del>\_</del> .
	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
1	北海道大学	①専任の教授, 准教授 及び講師 ②学長選考会議委員 (理事の委員除き) ※①②いずれも推薦 人は, 20 人以上の連 署が必要	公開質疑	(投票資格) ①学長、理事(委員は除く)、 監査、専任副理事 ②専任の講師以上の教員 ③課長相当以上の職員 (投票方法) ①過半数の得票者がない場合は、2次、決選投票を行う ②不在者投票は認めない ③単記無記名投票	(委員による投票)委員総数の 過半数の票を得 た者を選考 第1次投票の結 果、過半数の得 票者がない場合 は、2次(3人)、 最終投票(2人) を行う
2	北海道教育大学	①学長及び理事 ②経営協議会の学外 委員 ③教授,准教授,専任 の講師及び助教(再雇 用教員及び再雇用特 命教授を含む。) ④附属学校の副校園 長及び主幹教諭 ⑤事務局長,事務局次 長,課長,室長,副課 長及び主査 ※有資格者5人連署	所信表明書の提出を求め、所信表明に対する公聴	(投票資格) ①学長候補者推薦有資格者 (投票方法) ①単記無記名 ②有資格者の 5 分の 3 以 上の投票をもって成立 ③不在者意向投票	意向投票の結果を参考にし、 学長候補者を決定
3	室蘭工業	①評議会議会が推薦した5名以内 ②考会議が推薦した本学の役員又は職員以外の者	7人以内選考(学長 選考会議推薦者は2 人以内に限る)	_	学長予定者との 交渉後選考 ※学内意向投票にかかる業務 を評議会に委任
4	小樽商科 大学	投票有資格者の単記 無記名投票により推薦	候補適任者名簿を作 成	①2人以内を記名する無記名投票の結果、得票上位3位までの者に対して単記無記名投票を行う②投票総数の過半数者を選出(決選投票)(投票資格者)①助手以上の教員、教務事務職員及び技術職員3不在者投票を認める	学長予定者との 交渉後選考

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
		①学長選考会議委員	①学長候補者の絞込	(投票資格)	意向投票の結
		②20 人以上の講師以	み	①専任教員及び常勤事務系	果も参考
		上の専任教員及び課		職員から、職務別に投票に	
		長補佐相当以上の職	対する意向投票	よる意向聴取	
		員		(投票方法)	
				①学長選考会議は, 学長候	
				補者の選考に際しては、教	
	***			職員から別に定める区分別	
5	帯広畜産			に投票による意向聴取を行	
	大学			う。ただし、学長選考候補者	
				が1人の場合において学長 選考会議が必要ないと判断	
				選号会議が必要ないと刊像  したときは意向聴取を行わ	
				したことは息回転収を行う	
				②学長選考会議委員である	
				者に対しては意向聴取を行	
				わない。	
		①次の者 10 人以上の	経歴,業績等を調	(投票資格)	意向聴取の結
		推薦	査、所信表明	① 推薦者と同じ	果を十分に踏ま
		i 学長及び理事		(投票方法)	えて、学長予定
6	旭川医科			不在者投票 	者を決定
"	大学	iii 課長補佐以上相当			
		の職 ②学長選考会議(必要			
		(A) 子女选有云硪( <b>必安</b> ) 時)			
			W = 13 1 1 1 2 4 - 4 1	(IR TEXT IA)	***
		①学長選考会議委員	学長候補対象者の絞		意向聴取結果も
_	北見工業	②助教以上の教員5 ~15人の推薦	込みを行う	①学長、常勤理事、助教以 上の教員、係長相当職以上	参考
7	大学	② 経営協の学外委		の職員	
		員		(投票方法)	
		①投票資格者10人の		(投票資格)	意向聴取結果も
		世		(投票具格) (①学長, 理事	息内郷取結果も参考
		②必要と認めたときは		②病院長及び専任の副病	
		学長選考会議も推薦		院長	投票結果公表
		7 200 3 200 0 100		③助教及び助手以上の教	32741471
				員	
0	리 <del>하+</del> 쓷			④各附属学校園の副校園長	
8	弘前大学			⑤係長以上の事務技術職	
				⑥主任技師以上の医療職	
				(投票方法)	
				①単記無記名	
				②不在者投票	

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
9	岩手大学	①学長選考会議の委員 ②投票資格者10人の連署	①所信(経歴を含む。)を書面で提出させ、その資格要件の審査	①役員学長、理事、監事	
10	東北大学	①経営協議会からの5 人以内 ②教育研究評議会からの5人以内 ③専任の教授又は准 教授 30 人以上の連名 による			推薦された学長 候補者を基礎と して選考
11	宮城教育大学	①本人応募 ②学長、経営協学外委 員、助教以上の教員、 附属学校教職員、係長 以上の職員などの5人 の推薦	所信表明、面接→ 5人選考	(投票資格) 推薦者と同じ	面談及び投票などの参考
12	秋田大学	①自薦一意向聴取投票資格者 5 人以上推薦 ②他薦一意向聴取投票資格者 10 人以上推薦	①口頭による所信表明 ②質疑応答	(投票資格) ①学長,理事(非常勤除外) ②講師及び助教以上の教員 ③専門員以上の事務技術職 ④部長以上の医療職、総括主査以上 (投票方法) 不在者投票	項目について審

以内で推薦	未合議時 課、質容 は果、内ののま を強いでいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。
13   山形大学   ②学長選考会議が推薦した2人   ②講師及び助教以上の教   協議後   ②専門員以上の事務技術職   ②専門員以上の事務技術職   ②専方法   ①単記無記名   ②投員及び教職員   10   ①資格審査として候   (投票資格)   (投票資格)   ②審査結果の公示   ②を要な事項は学長選考会   ②のにまる立候補   ③所信等の公表   ②が別に定める   果など   ②学長選考会議2人以   内   ②対目である   ②が別に定める   ②が別に定める   果など   ②学長選考会議2人以   内   ②が同信等の公表   ②が属学校園教員   ③事務系職員   ②はまるびまるが別に定める   ②が属学校園教員   ③事務系職員   ②はまるびまるが別に定める   ②が属学校園教員   ③事務系職員   ②はまるびまるが別に定める   ②が属学校園教員   ③事務系職員   ②が居学校園教員   ③事務系職員   ②はまるびまるびまるが別に定める   ②を申請を表する   ②が属学校園教員   ③事務系職員   ②を申請を表する   ③を申請を表する   ③を申請を表する   ③を申請を表する   ②を申請を表する   ③を申請を表する	未合議時 課、質容 は果、内ののま を強いでいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。
13 山形大学   薦した2人   員 ③専門員以上の事務技術職 ④部長以上の医療職 (投票方法) ①単記無記名   14   福島大学   2 役員及び教職員に よる立候補   3 所信等の公表   3 所信等の公表   3 所信等の公表   2 所信等の公表   3 位ま   3 重務系職員   3 位ま   3 重商工程   3 重務系職員   3 位ま   3 重務系職員   3 位ま   3 重務系職員   3 位ま   3 重務系職員   3 重務系職員   3 位ま   3 重務系職員   3 重務系融員   3 重務系融	票 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
13   山形大学   3専門員以上の事務技術職 (金部長以上の医療職 (投票方法) (投票方法) (投票方法) (投票方法) (投票方法) (投票方法) (投票資格) (投票資格) (投票資格) (投票資格) (投票資格) (投票資格) (表立候補 (金の巨 ※必要な事項は学長選考会 意向技 法の立候補 (投票資格) (投票資格) (投票資格) (投票資格) (より選考 (とり選考 (投票資格) (投票資格) (より選考 (とり選考 (投票資格) (投票資格) (力教員 (とり選考 (投票方法) (投票方法) (投票方法) (投票方法) (投票方法) (投票方法) 不在者投票 (投票方法) 不在者投票 とない 投票を	5果、質問 可答内容、 投票の結 を踏まえ 恵取の結
3専門員以上の事務技術職	答内容、 役票の結 を踏まえ 徳取の結
(全部長以上の医療職(投票方法) (力単記無記名) (投票資格) (表立候補 (担票資格) (投票資格) (投票資格) (担票資格) (投票資格) (担票資格) (担票资格) (担票资格) (担票资格) (担票资格) (担票资格) (担票资格) (担票资格) (担票资格) (担票方法) (担票方法) (担票交易 (投票方法) (担票交易 (投票方法) (担票交易 (投票方法) (投票交易 (投票方法) (投票方法) (投票方法) (投票交易 (投票方法) (投票方法) (投票充金) (投票方法) (投票充金) (投票方法) (投票充金)	答内容、 役票の結 を踏まえ 徳取の結
14   福島大学   ①役員及び教職員 10 ②資格審査として候   投票資格   (投票資格   ①教育職員及び事務系職員   会の回   会立候補   ②審査結果の公示   3所信等の公表   議が別に定める   果など   (投票資格   である)   表立候補   ②所信等の公表   (投票資格   である)   東など   (投票資格   である)   東など   である   東など   である   大の   である   東など   である	答内容、 役票の結 を踏まえ 徳取の結
14   14   14   14   14   14   15   15	答内容、 役票の結 を踏まえ 徳取の結
14 福島大学 ①役員及び教職員 10 八資格審査として候 補適任者確定 ②役員及び教職員に よる立候補 ②審査結果の公示 ③所信等の公表 議が別に定める 果など 八内 「適任者の経歴書等により選考 ②所信等の公表 ②所信等の公表 ②所信等の公表 ②所信等の公表 ②所信等の公表 ③公開討論会可能 ③事務系職員 適任者 後票方法) 不在者投票 きない 投票を	答内容、 役票の結 を踏まえ 徳取の結
14       福島大学       人以上の推薦       (1教育職員及び事務系職員 会の回意向表」       会の回意向表。       会の回意向表。       意向投票       意向投票       意向投票       意向投票       意向投票       意向投票       まなど       一般歴書等により選考       (投票資格)       意向取       東など       意向取       東など       15 茨城大学       ②学長選考会議2人以内       ②所信等の公表       ②附属学校園教員       3位ま       適任者       (投票方法)       本在者投票       本ない投票を出する。       本ない投票を出する。       半数を	答内容、 役票の結 を踏まえ 徳取の結
14 福島大学       ②役員及び教職員による立候補       ②審査結果の公示 ③所信等の公表 議が別に定める       意向投票など (投票資格) (投票資格) (力数員 果、得 ②学長選考会議2人以 内 ③公開討論会可能       ①教員 ②附属学校園教員 ③位ま 適任者 (投票方法) 不在者投票	设票の結 を踏まえ 徳取の結
よる立候補 3所信等の公表 議が別に定める 果など 1つ名学部教授会2人以 内 1の通任者の経歴書等 により選考 2 で 1の数量 2 で 1の数量 3 位ま 3 公開討論会可能 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 4 で 4 で 4 で 4 で	を踏まえ 恵取の結
①名学部教授会2人以内       ①適任者の経歴書等 (投票資格)       意向取ります         ②学長選考会議2人以内内       ②所信等の公表       ②附属学校園教員       3位ま         ③公開討論会可能       ③事務系職員 (投票方法)       適任者 (投票方法)         本在者投票       十数を	徳取の結
内 ②学長選考会議2人以 内 15 茨城大学 フ フ フ 大 大 フ フ 大 フ フ 大 フ フ 大 フ フ 大 フ フ ス の ス ス の 上 ス の 上 る の と し た り と り と り と り と り と り と り と り と り と り	
15       茨城大学         2学長選考会議2人以内       ②所信等の公表       ②附属学校園教員       3位ま         3公開討論会可能       (投票方法)       議の上きない投票を出数を	<b>亜数 ト</b> 位 │
内   ③公開討論会可能   ③事務系職員   適任者   (投票方法)   きない   投票を   半数を   20   20   20   20   20   20   20   2	
15       茨城大学       (投票方法)       きない         投票を       半数を	中から協
15   茨城大学	
投票を	, .— -
半数を	
	き果の確
	ロ来の唯 面談結果
	基づき選
	奉っさ迭
	てのヨホ
	チョウス
	大委員3分
	上の出席
	席者3分
	上の同意
	び投票な
筑波技術   勤教育職員の3人以上   ①学長、常勤理事、常勤教   どの判	断
大学 ②経営協学外委員2人 育職員	
以上②事務職員など	
	間査の結
	係資料及
	結果を考
	選考
宇都宮大   の連署   教諭, 教諭, 養護教   教諭, 教諭	
<sup>                                    </sup>	
ii 課長補佐相当以上 人以内を選考	
の事務技術職員 ②2次-前の推薦者②の	
iii 附属学校の副園長, i 、ii →結果の公表	
副校長(投票方法)	

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
		①経営協議会	学長選考会は推薦さ	(投票資格)	意向聴取の結
		②教育研究評議会		①事務局(監査室 総合情報)	果を参考にする
				ディアセンター、大学教育・学	
			行い、学長適任者を	生支援機構及び国際教育・研	
			決定する	究センターを含む。)、教育学	
			,,,,,	部、社会情報学部、大学院医	
				学系研究科(医学部附属病	
				院,重粒子線医学推進機構及	
				び昭和地区事務部を含む。)	
				大学院保健学研究科、大学院	
				理工学府(理工学部及び研究	
				産学連携戦略推進機構を含	
				む。)及び生体調節研究所の	
				投票資格者、各2人	
19	群馬大学			②投票資格者-役員(学長 理	
10	サール・サントリ			事(非常勤を除く。)、大学教員	
				(教授, 准教授, 講師)、附属	
				学校教員(教頭)、事務職員	
				(事務局長、部長、次長、課	
				長、事務長、監査室長、副課	
				長副事務長、医療系技術職	
				員(副薬剤部長、診療放射線	
				技師長、栄養、管理室長、臨床	
				検査技師長)、看護職員(看護	
				部長、副看護部長)	
				(投票方法)	
				①不在者投票を行うことが	
				できる。	
				②代理投票は、認めない。	
		①学長選考会議は、広	面接審査、投票によ	(投票資格)	意向聴取の結
		く一次候補者の推薦を	る意向聴取	(投票方法)	果を参考にして
20	埼玉大学	求める。自薦は認めな			選考
		()			· <del></del> •
		①20 人以上 25 人以	所信等を聴取のう		学内意向聴取
		内の投票資格者の推		①学長並びに常勤の理事	の結果を公示
		薦		②助教及び助手以上の教	学内意向聴取
		②経営協議会の学外	を選定	員	の結果を参考し
		委員		③専門職員相当職以上の事	て選考
				務技術職員	
21	千葉大学			(投票方法)	
				①単記無記名の投票、不在	
				者投票	
				②過半数得票者がないとき	
				は、得票多数の者2人の決	
				選投票	
	<u> </u>				

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
22	東京大学	①代議員会からの推薦(10人程度) (代議員会の構成) i選挙権がある者からの選出(各科、学部、研究所の定員比例) ii選挙権がない常勤教職員からの選出(各科、学部、研究所に当たり1人) ②経営協議会の推薦(2人程度)	面接を含めた調査 後、5 人程度	(投票資格) ①常勤の教授、准教授、教授会構成員である常勤の講師 (投票方法) ①単記無記名 ②有効投票の過半数、過半数を得た者がない時は3回目決選投票	有効投票の過 半数を得た者を 選考
23	東京医科歯科大学	①学長選考会議委員	①所信表明 ②必要と認める場合 には、意向調査	(投票資格) (投票方法) **学長の選考に関し必要な 事項は、学長選考会議が定 めると包括的規定	
24	東京外国語大学	①常勤職員、専任教員 の推薦		(投票資格) ①常勤職員、専任教員	意向投票の参 考 選考経緯、理由 の公表
25	東京学芸大学	①学長選考会議委員②常勤職員20人連署		(投票資格) ①常勤職員の無記名投票	意向投票結果 の参考
26	東京農工大学	①常勤職員の5人の 推薦 ②候補者は任期満了 時において満 70 歳を 超えない者	応募した者の学内公 示	(投票資格) ①常勤職員 (投票方法)	意向調査の結果を参考にする とともに、必要と 認めたときは面 談等による審査 を行う
27	東京芸術大学	①学長、理事、専任の 教授、准教授、講師及 び事務職員(課長補佐 相当以上 ②単記又は2人連記 の無記名投票 ③意向投票結果の非 公開 ※意向投票結果と学 長選考会議委員から 推薦された者の中から 学長候補適任者として 複数人を選定	書面により所信表明		学長候補適任者について審議し学長候補者を選考

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
28	東京工業大学	①学長選考会議 ②常勤の役職員の職 務別に1人		(投票資格) ①1次一学長、役員、講師 以上の教員、係長以上の事 務職 ②2次—1次の上位2人に 対してヒアリング及び意向 投票	意向投票結果 の勘案
29	東京海洋大学	①経営協議会は、学外 委員の協議に基づき1 ~2人 ②教育研究評議会は 3~5人	①所信表明文の提出	(投票資格) ①学長, 常勤理事 ②専任の教授, 准教授, 講師, 助教及び助手 ③事務職の係長以上(専門職員及び技術専門職員を含む。) ④船長, 機関長, 一等航海士, 一等機関士, 通信長, 甲板長及び操機長(いずれも教員を除く。) (投票方法) ①単記無記名投票により1回を行う	学長候補者を決
30	お茶の水 女子大学	①学長選考会議委員 ②理事又は第 4 号に 規定する委員 ③教育研究評議会評議員 ④専任の教授、准教授、講師、助教、助手、 副校長、主幹教諭、教 諭、養護教諭、栄養教 諭、研究職員、事務職 員及び技術職員		(投票資格) (投票方法)	
31	電気通信大学	①経営協議会(学外) ②専任役職員5人以上 の連名	3人以内	(投票資格) ①学長、常勤理事、講師以 上の教員、専門員以上の職 員 (投票方法)	意向調査の結果 を参考 ※再任審査の 時は学長選考 会議が選考(出 席委員の2/3の 賛成)
32	一橋大学	①学長選考会議委員 ②助教以上10人以上 連署	質疑応答→1~4人 選考→公開質疑	(投票資格) ①教員、主事以上の一般職員 (投票方法) ①単記無記名投票 ②2~3人の推薦	全委員の過半 数得票

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
33	横浜国立大学	①学長候補適任者推 薦委員会 i 学内委員-主事以上 8人以内推薦 ii 学外委員-経営協2 人以内推薦		(投票資格) ①学長、副学長及び助教以上の教員、副校長並びに副課長相当職以上の事務職員(投票方法) ①有効投票の過半数を得た者がない場合は、1回目と同一人について2回目の意向投票を行う。ただし、学長候補者を3人とした場合は、1回限り②単記無記名投票、有資格者の3分の2以上の投票をもつて成立(投票資格)	所信表明書及び 面接の結果を総 合的に判断して 最終選考を行い、合議により 学長予定者を決 定
34	新潟大学	②経営協議会の学外 委員 ③大学教育職員 30 人 以上の推薦を受けて 立候補した者		①1次-次の2次投票者、教頭、係長以上の事務技術職②2次—役員(監事を除く)、大学教育職員(教授, 助教授, 講師, 助手)(投票方法)①郵送による方法で投票を行うことができる②単記無記名	
35	長岡技術科学大学	①学長、理事、専任教育職員、係長以上の事務職の5人以上の連署 ②学長選考会議(必要時)	面接→3人以内→理 由公表	(投票資格) ①学長、理事、専任教育職 員、係長以上の事務職 (投票方法)	意向調査の結果 を参考※再任審 査の時は学長選 考会議が選考 (教職員の意向 投票も可能)
36	上越教育大学	①学長選考会議委員 の推薦 ②意向聴取の資格者 15 人以上の連署によ る推薦	①学長選考会議が適任者を決定し公薦の事実をの間,推はならない。②調査結果等を踏まえて学長候補適は入り込む。③推薦書及び履歴書を添えて、候補者公表。④候補者に最が、以及び学長選考会議が対すると、と、質問書に出させ、公表	(投票資格) ①学長及び理事 ②職員(非常勤の職員を除 く) (投票方法)	調査結果、所信 等をもとに,意 向聴取の結果を 参考にしつつ, 学長候補者を決 定

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
37	富山大学	①経営協議会の 学外委員が推薦した1人 ②役員及び職員 (学長、理事、准教 授以上の連署で推 薦した者	任者可否②2次候補者-面接、公開討論会	①本学の構成員	学長となる意 思が認し、決 定
38	金沢大学	①部局推薦(必) ②経営協議会の 学外委員 ③教職員30人以 上の推薦	所信表明	(投票資格) ①1次一理事、助教以 上の教員、係長以上の 事務職→5人選出 ②2次一理事、准教授 以上の教員、管理職→ 3人選出 (投票方法) ①不在者投票不認定	
39	福井大学	①学学外をき②式長薦人あ考との内者で 方学推10が選	_	(投) (1) (2) の3 (4) 職(5) 療(投) (1) (2) の3 (4) 職(5) 療(投) (4) を報(力) (5) 療(投) (5) 療(投) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	つ,総合的に 判断して,1

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
		①20 人以上の連署に	推薦された者のうち	(投票資格)	意向投票の結
		よる常勤教職員	から5人以内	①学長、理事	果を尊重して選
		②学長選考会議委員		②教授、准教授、講師(学部	考
				内の講師含む)	
				③副校長、副園長及び教頭	
				④室長及び専門員以上の	
				事務職	
40	山梨大学			⑤看護師長以上の医療係職	
	T/C/(1			員	
				(投票方法)	
				1 1次投票結果-過半数得	
				票者→報告	
				②1次投票結果 過半数得	
				票者がいない場合決選投票	
				→報告   ◎ ¥=3 f==3 f=#=	
		(A)		③単記無記名投票	A = 0 = 0 = 0
		①経営協議会(学外)		(投票資格)	
	信州大学	②役員、助手以上の教		①役員、助手以上の教員、職員	
41		員、職員20~25人の 推薦		(投票方法) ①1次—10人以内多数将票者	示/
		<b>1</b> 比/馬		②2次-3人以内選出	
				3. 単語語名	
		①議長を除いた学長	①学長候補対象者の	(投票資格)	学長候諸との面
		選考会議委員	調査及び選考		談行
		②意向聴取有資格者1	②学長候補者3人を	(投票方法)	意向聴取投票結
		0人以上の連署による	選考。議長が適当と	①学長候補者が1人の場合	果及び面談結果
		推薦	判断するときは、学	でも実施	を総合的に勘案
		③学長	長選考会議は,投票		し、学長こ就任す
42	岐阜大学	※主要業績に関する	を行う		る予定者を選考
		調書及び大学運構想	③所信等の公表		出席委員の3分の
		調書)を添えて学長選			2以上の同意が得
		考会議に推薦			られない場合に
					は, 過半数得票者
					を学長就任予定者
					に決定決戦投票
		①10 人以上の役員又	0	(投票資格)	
		は常勤の教職員及び	人以内の学長適任候	/II. #	意果考  意果考  全数票  全数票  一学談高果をしる出現ののでは、過選  学校市及総学定委のの決  の決  一学談で向及総学定委のの決  の決  一学談での及総学定委ののは、過選  学校市のので、  の決  一学談での及総学定委ののは、  の決  一学談での及総学で表すののでは、  のは、  一学談での表には、  のは、  一学談での表には、  のは、  のは、  のは、  のは、  のは、  のは、  のは、
		教職員等以外の者	補者を選定	(投票方法)	
		②推薦人は学長適任	②被推薦者がない場	(1) 単記無記名投票	
43	静岡大学	候補者の推薦調書を	合は、学長選考会議		
		学長選考会議に提出	が 1 人以上の学長適 任候補者を選定		
			1世候補有を選定 ③選定された学長適		
			任候補者の公表、抱		
			住候補名の公表、記 負等発表会		
<u></u>			只可尤么云		

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
44	浜松医科 大学				資料なし
45	名古屋大学	次の10人以上の連署 →投票管理委員会→ 教育研究評議の了承 ①助教及び助手以上 の教員 ②附属学校の助教諭 以上の教員 ③事務、教務、技術職 員等		(投票資格) ①1次意向投票-役員及び職員 ②2次意向投票-役員びに教授,准教授,講師,助教及び助手(投票方法) ①第2次候補者選定i第1次意向投票の得票多数の10人ii投票の結果、過半数の得票者がない場合は、2次(3人)、最終投票(2人)を行う②単記無記名	意向投票結果に基づき、選考
46	愛知教育 大学				資料なし
47	名古屋工業大学	①助手以上の教育職 員及びサブチームリー ダー相当職以上の一 般職員の 10 人以上の 連署による推薦 ②経営協議会の学外 委員	って学長候補者の絞込み		て,協議の上最 終学長候補者を 決定 必要に応じて学 長候補適格者に
48	豊橋技術 科 <b>学</b> 大学	①学長, 理事, 副学長 及び専任教授の2人連 記名無記名投票結果 選出された3人 ②学長選考会議が推 薦した1人	所信表明	(投票資格) ①学長、理事、副学長及び 専任教授 ②係長、専門員以上の事務 職 (投票方法) ①単記無記名投票 ②投票資格者の2/3参加必 要 ③過半数得票者(決選投票) ④不在者投票は認めない	意向調査の結果を尊重

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
49	三重大学	①職員 10 人以上の連署	公表②所信表明の場を設ける	く資格> ①助手以上の大学教員 ②副課長以上の職員 ③看護職員、医療技術職員 ④附属学校教職員 ⑤他の一般職員 (投票方法) ①単記無記名、②投票結果 (得票数、順位)の公表③学長選考会議は投票結果などに基づき1~3人選考 (第一次意向投票) 〈資格> ①助手以上の大学教員 ②副課長以上の職員 ③看護職員、医療技術職員 (投票方法) ①単記無記名、②投票結果 (得票数、順位)の公表及び学長選考会議に報告	報告結果を資料として審議を行い、選考
50	滋賀大学	候補者の登録	①5人を超えた場合 →A型 ②5人以下→B型	(投票資格及び方法) ①A型- 学長、副学長、専任講師以上→投票結果非公開、5人連記投票 ②B型-①+理事、 常勤監査、係長以上事務職員→投票結果公開、単記無記名 ③不在者投票認める	意向投票結果尊重
51	滋賀医科 大学				資料なし
52	京都大学	①教育研究評議会からの10人 ②学長選考会議の推薦(学外者)	(学外者は、2 人以		意向投票の投票結果を基礎に、選考

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
53	京都教	①学長選考会議委員	所信表明 3 人以内選考	(投票資格) (投票方法)	審査及び意向投票を参
	育大学	②常勤教職員の1 5人連署 ①学長選考会議委	意見の聴取及び	(投票資格)	意 向 投票を
	京都工芸繊維大学	夏 夏 ②常勤教員 15人 以上連署	その結果を学内	①常勤職員 ②助手以上の教員 (投票方法) ①無記名投票 ②不在者投票認めない ③投票結果公表	参考にして学長補適任者に対し、面接を実施
55	大阪大学	①1次意のは、1次されるのは、1次されるのは、1次されるのででです。 (投票任ののでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、	所信表明	(投票 ① 要任の教授、の の の の の の の の の り り り り り り り り り り り	票の結果を
56	大阪教 育大学	①学長選考会議委員 ②監査の除く役員、常勤教職員等の15人連署	表明 ②4人以上一意向 投票で3人推薦		推薦 3 人の中で選考
57	兵庫教 育大学	①学長護 考会議 養		(投票方法) ①当該候補者が1人の	

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
58	神戸大学	①経営協議会学外委員 ②評議員 5 人以上による推薦 ③学長,理事及び職員のうち常勤である者30 人以上	※被推薦者がない場合は, 学長選考会議は, 学長候補者を選出	③係長相当職以上 (投票方法) ①単記無記名投票、不在者 投票を認める ②過半数の票を得た者がな い場合は、得票数上位 2 人 の者について、第 2 回投票 ③不在者投票を認める	学長予定者を決定
59	奈良教育 大学	①学長選考会議委員 ②学長、助教以上の教 員 ③主事以上の附属学 校の教職員 ④係長以上の事務職 *①~④の7人以上 の連署		(投票資格) ①学長,理事及び副学長 ②教授,准教授,専任講師 及び助教 ③附属学校教員の主幹教諭 以上、主事 主任以上 ④事務職員のうち主査以上 (投票方法) ①当該候補者が 1 人の場 合は実施しない	とに, 意向聴取
60	奈良女子 大学	①経営協議会の学外 委員, 学長, 常勤理事 及び全学職員(常勤の 者に限る。)	前号により推薦された者の中から,7人を学長候補適任者として選考	の助教以上の教員, 附属学校の副校長及び主幹教諭並びに課長補佐相当以上の事務職員	
61	和歌山大学	①学長選考会議委員2 人の推薦 ②教職員10人の推薦	推薦書類の審査	(投票資格) ①役員(監事を除く)及び教職員全員による投票(投票方法) ①1次—有効投票数の10分の1以上の得票者を選出 ②2次-順位及び得票数を報告 ③不在者投票を認める	意向投票の結果を踏まえて、 最終候補者を選考
62	鳥取大学	①経営協議会からの 2 人以上の推薦 ②教育研究評議会からの 2 人以上の推薦	適任者が少なくとも 2 人以上選考	(投票資格) ①役員 ②助教以上の教員 ③常勤職員の中に部長及び専門員以上 (投票方法) ①単記無記名 ②不在者投票を認める	意向投票の結果を参考 ※再任審査-業績、所信表明、 面談等を経て決定

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
63	島根大学	次の20人(経営協議 会の学外委員の推薦 にあっては3人以上) の連署をもって推進 ①学長, 監事, 理事 ②教育職員 ③一般職員 ④医療職員 ⑤特別職員 ⑥再雇用職員 ⑦経営協議会委員の うち学外委員		(投票資格) ①役員 ②助教以上の教員 ③常勤職員の中に部長及び専門員以上 (投票方法) ①、投票総数が意向調査対象者の総数の3分の2以上必要 ②単記無記名 ③過半数得票者がないと決選投票	意向投票の結 果を参考
64	岡山大学	①学長選考会議委員 ②役員及び常勤職員1 5人以上の署名	資質調査→学長適任 者選考	(投票資格) (投票方法)	選考経過・理由等を公表
65	広島大学	教育研究評議会は次の被推薦者のうちから教育研究評議会評議員による3人連記の無記名投票を行って学長選考会議に推薦①各部局からの推薦②常時勤務職員30人以上の連署をもって、教育研究評議会に推薦する	薦したうちから 5 人 以内を意向投票の対	①講師以上の教員、附属学	意向投票の結果を参考に総合的に判断し、決定
66	山口大学		5人以内選出→所信 表明	(投票資格) ①講師以上の教員 ②一定以上勤務した助教及 び助手、栄養教諭など ③係長以上の事務職 (投票方法) ①単記無記名 ②不在者投票認め	意向投票の結 果 <del>を参考</del>
67	徳島大学	①学長選考会議の委員 ②投票資格者 20 人以 上30 人以内の連署	3人以内選考	(投票資格) ①学長,理事及び医学部・ 歯学部附属病院長 ②助教及び助手以上の教 員 ③課長補佐相当職以上 (投票方法) ①単記無記名投票 ②投票総数が投票資格者総 数の過半数	意向投票の結果を参考

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
		次の2人以上の推薦	3人以内の選出→選	(投票資格)	
		①学長、理事及び監事	考	(投票方法)	
		②経営協議会学外委員			
68	鳴門教育	0			
	大学	の講師及び助教			
		④校(園)長及び教頭			
		⑤部長, 課長, 課長補			
		佐及び室長	-r/= 0.10.11	(40 == 76.46)	
		①経営協議会の学外	所信の提出	(投票資格)	面接を行い、所
		委員が推薦した2人以内		①学長、理事	信を聴取した
		②役員及び職員(学		②講師以上の教員	上、意向聴取の
	T	長、理事、助教以上の		③附属学校の教頭、課長以	結果を参考
69	香川大字	教員、附属学校の主事		上の事務職など	
		及び教諭以上、係長相		(投票方法)	
		当職以上)10人以上		①単記無記名投票により 1	
		の連署→5人を超える		回	
		場合は、投票	* = m = m = / +	/ <u></u>	10.35/1 C 27 L
		①評議会が推薦した8			投票結果の通り
		人以内	前掲 ②) の投票→5		選考
		②職員(有期契約、長		0	
		期日々契約含め)30	を選考	ア教授、助教授、講師及び	
70	巫师十二	人以上の連署による		助手	
70	変娠人子	推薦(加えることが可		イ附属学校(園)の教頭	
		能)		ウ課長職相当以上の事務系 職員で別表に定める者	
		③学長選考会議の推 薦(可能)		(投票方法)	
		爲(円肥)		(技売力法) ①有効投票数の過半数を得	
				た者を選出(決選投票)	
		①経営協議会、評議会	立候はの音用確認	(投票資格)	意向投票の参
71	<b>宣知士学</b>	②投票資格者20人以	立民間の思心框部	学長、理事、講師以上の教	
/ '	同从八十	上の連署		学校、理事、調師以上の教 員、係長以上の事務系職員	より選考
		①学長及び理事	①所信表明に対する		
		②経営協議会の学外		(投票資格)学長選考会議委 員を除く	に、意向投票の
		委員	公売の多で設ける	①学長及び理事	結果を参考に
		③教授, 准教授, 専任		① 手及及び <del>空事</del> ② 経営協議会の学外委員	し、学長候補者
		の講師及び助教(再雇		③教授, 准教授, 専任の講	
		用教員及び再雇用特		師及び助教	学長選考会議で
	福岡教育	命教授を含む)		4 ) 附属学校の副校(園)長及	
72	大学	4)附属学校の副校(園)		び主幹教諭	が得られない場
	/\ <del>T</del>	長及び主幹教諭		の主幹教嗣 ⑥事務局長 事務局次長 課	
		⑥事務局長, 事務局次		長室長副課長及び主査	者の選考を再度
		長, 課長, 室長, 副課		(投票方法)	実施する
		長及び主査		①単記無記名、有資格者の	) NE / O
		ムベリエロ		5 分の 3 以上の投票をもつ	
				て成立、不在者意向投票	
				~/////	

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
		①経営協議会からの5	所信表明、候補者が	(投票資格)	意向投票の得
		人以内	2人以上の場合は意	①学長及び専任理事	票順に3人を候
		②教育研究評議会か	向投票	②講師以上の教員	補者とする
		らの 5 人以内		③課長補佐相当以上の職員	委員 3 分の 2
				(投票方法)	以上の出席で学
				①単記無記名投票、不在者	長候補者を決定
73	九州大学			投票	ヒアリングをす
					る
					合議で決定がで
					きなかった時は
					決選投票などの
					方法で決定
		①投票資格者又は経	5人以内を選定	(投票資格)	質疑応答、意向
		営協議会の学外委員		①学長及び理事	投票の結果参
	九州工業	が1人以上含まれてい		②講師以上の教員	考
74	大学	る1人以上の者		③課長補佐相当以上の職員	
				(投票方法)	
				①単記無記名投票	
		①10人連署の推薦		(投票資格)	意向投票の結
				①1次—常勤の職員→5人	果に基づき、該
				以内	当者がいないと
75	<b></b>			②2次—係長以上の教職員	判断された場合
/5 1	佐賀大学			→3人以内	には, 再度選考
				(投票方法)	
				①単記無記名投票	
				②不在者投票	
		①学長, 理事及び職員	適性を審査、演説会	(投票資格)	意向投票結果、
		のうちから 20 人の推	開催可能	①学長及び理事	過半数の得票
		薦を得て教育研究評		②助教及び助手の教員	者がいない場合
		議会が2人以上推薦		③附属学校の教員及び校	は,再投票可否
76	長崎大学	②経営協議会学外委		長	を審議
'0	及門八丁	員 2 人以上の賛意を		④課長補佐並びに専門員以	学内意向投票
		得て1人に限り推薦		上の事務技術職	の結果を参考に
				(投票方法)	学長候補者を決
				①単記無記名投票	定、必要に応
					じ、面接実施
		①学長選考会議委員			意向得票の結
		2 人以上の連署	基づき、意向投票対	①助教以上の教員	果、有効得票の
		②教職員(係長以上)1	象者選考	②副校長、副園長、教頭、主	· -
		5人以上の連署		幹教諭	の得票者の面
77	熊本大学			③附属特別支援学校の主事	
				など係長相当以上	投票結果を参考
				(投票方法)	して選考
				①不在者投票可能	選考経過、理由
				②単記無記名投票	の公示

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
78	大分大学	①学長選考会議委員 及び学長選考会議委 員を除く投票資格者 ②学長選考会議は選 考候補者を加えること ができる		(投票資格) ①常勤理事 ②助手の大学教員 ③教頭職相当以上の附属学校教員 ④副課長職相当以上の事務職員 ⑤専門員以上 (投票方法) ①第一次意向調査の選考候補者が3人以下の場合または選考候補者の1人が有効投票数の過半数を獲得した場合は第二次意向調査を省略 ②第一次意向調査を省略 ②第一次意向調査の選考候補者が4人以上の場合は,得票多数の3人を第二次意向調査の選考候補者として選考 ③単記無路と投票、不在者投票 ④代理投票は認めない	をもって決する
79	宮崎大学		①5人以内の学長候 補適任者を学長選考 会議が 選出 ②学長候補適任者を 学内に公示	(投票資格) ①別に定めるところによる 意向投票 (投票方法)	意向投票の参 考結果を参考
80	鹿児島大学	①経営協議会5人以内②教育研究評議会5人以内以内	所信表明		協議により選考 過半数の同場が得られない場合には、上位得票者から3 象を減らしながらしたがらした。 はい返しせ票を行う
81	鹿屋体育 大学	①公募 ②専任講師以上の教 員、課長以上の事務系 職員、役員(監事を除 く)及び経営協の学外 委員は、原則として1 人の候補者を学長選 考会議に推薦	資格審査→5人以内 選考→面接→3人以 内→意見表明	(投票資格) ①助教以上の教員 ②課長級以上の職員 ③役員(監査除く) (投票方法) ①候補者1人→信任投票 ②2人以上 →単記無記名投票	意向投票の参考結果を参考

	大学名	推薦者	資格審査	意向投票	選考
	琉球大学	①専任の役員及び専任の教員並びに教員以外の課長代理相当職以上の専任の職員(30人以上の連署をもって)②経営協議会の学外委員(学外委員2人以上の連署をもって)	所信を公開	(投票資格) ①専任の教員並びに教員以外の課長 代理相当職以上の専任の職員 (投票方法) ①単記無記名投票②投票資格者の過半数の投票がなければ成立しない③代理投票は認めない④不在者投票	所信の聴取結果を踏まえるとともに、意向調査の結果を参考にして選考
	政策研究 大学院大 学				資料なし
84	総合研究 大学院大 学	①学長選考会議の各委員 ②基盤機関、専任の研究院職員で組織する会及び専任の事務局職員で組織する会のそれぞれ1人以内の学長候補適任者の推薦を求める	①資格を審査後、第 1次学長候補適任者 選考 ②経歴及び教育研究 業績等の審査又は委 員以外の者からの意 見聴取等を行い、原 則として3人以内の 第2次学長候補適任 者選考	(投票資格) (投票方法)	第2次学長候補 適任者のうちか ら委員の3分の 2以上の出席で 過半数の議決を もって学長候補 者を決まる
85	北陸先端 科学技術 大学院大 学	①学長、理事、教員 (教授(特別招聘教授 を含む)及び准教授に 限る) ②事務職員及び技術 職員のうち課長補佐以 上の職にある者 ③経営協議会の学外 委員	所信表明	②事務職員及び技術職員 のうち課長以上 (投票方法)	管理運営実績、 教育研究実績、 社会貢献実績、 社会貢献の 意向調査の結果、学長候補者 による所信など を審議し決定
86	奈良先端 科学院大 学	①学長選考会議委員 ②常勤役員及び常勤 職員の5人による	①推薦者中3人以内 の第2次学長候補者 を選出	(投票資格) ①学長 ②理事(非常勤は除く。) ③専任の教授 ④事務局長 ⑤事務局の部長及び課長 (投票方法) ①単記無記名投票 ②不在者投票を認める ③代理投票は認めない ④投票結果の報告及び公表	学内意向聴取 の結果を参考 に、第2次学長 候補者のうちか ら最終学長候補 者を選考

# 2 国立士学は10万里士学の記さ、選挙に思える法律

3. 国立人子法人 ノブル人	子の改立 連	出し因り	る本件
[法律第12122号、	2014年7月1	日施行]	

# 第1章 総則

学法人ソウル大学を設立し、その 運営等に関する事項を規定するこ とにより、大学の自律性と社会的 責務を向上させ、教育と研究能力 を向上させることを目的とする。

翻訳文

- 第2条(他の法律との関係)①この 法律は、国立大学法人ソウル大学 に関する事項について、他の法律 に優先して適用する。
- ②国立大学法人ソウル大学の設立: 組織および運営については、この 法律で規定された事項を除いて は、「高等教育法」に従う。
- ③第33条の規定により、国立大学法 人ソウル大学に附設する小・中学 校の設立・運営に関して、この法 律で規定された事項を除いては、 「初・中等教育法」に従う。
- ソウル大学は、法人とする。
- ②国立大学法人ソウル大学は、主た る事務所の所在地に設立登記をす ることによって、設立される。
- 記とその他の登記に関して必要な

# 韓国語原文

#### 제1장 총칙

- 第1条(目的)この法律は、国立大 | 제1조(목적)이 법은 국립대학법인 서울대학교를 설립하고 그 운영 등에 관한 사항을 규정함으로써 대학의 자율성과 사회적 책무를 제고하고 교육 및 연구 역량을 향 상시킴을 목적으로 한다.
  - 제2조(다른 법률과의 관계)①이 법 은 국립대학법인 서울대학교에 관 한 사항에 대하여 다른 법률에 우 선하여 적용한다.
  - ②국립대학법인 서울대학교의 설립· 조직 및 운영에 관하여 이 법에서 규정한 것을 제외하고는 「고등교 육법 | 에 따른다.
  - ③제33조에 따라 국립대학법인 서울 대학교에 부설하는 초·중등학교의 설립 운영에 관하여 이 법에서 규 정한 것을 제외하고는 「초·중등 교육법」에 따른다.
- 第3条 (法人格等) ①国立大学法人 | 제3조(법인격 등)①국립대학법인 서 울대학교는 법인으로 한다.
  - ②국립대학법인 서울대학교는 주된 사무소의 소재지에 설립등기를 함 으로써 설립된다.
- ③国立大学法人ソウル大学の設立登 │③국립대학법인 서울대학교의 설립등기와 그 밖에 등기에 관하여 필요한 사항은 대

事項は、大統領令で定める。

- 第4条 (定款) ①国立大学法人ソウ ル大学の定款には、次の各号の事 項が含まれなければならない。
- 1. 目的
- 2. 名称
- 3. 主たる事務所の所在地
- 4. 業務および執行に関する事項
- 5. 財産および会計に関する事項
- 6. 教育と研究に関する事項
- 7. 役員と教職員に関する主要事項
- 8. 理事会に関する事項
- 委員会に関する事項
- 10. 国立大学法人ソウル大学と関連 | 10. 국립대학법인 서울대학교와 관련 法人、組合および機関等との関係
- 関する事項
- 12. 公告の方法に関する事項
- 13. 解散と合併に関する事項
- 14. この法律で定款で定めることと した事項
- 15. その他の学校運営に関する重要 な事項
- ②国立大学法人ソウル大学が定款を 変更するには、理事会で在籍理事 の3分の2以上の賛成で議決し、教 育部長官の認可を受けなければな らない。

第2章組織

#### 韓国語原文

통령령으로 정한다.

- 제4조(정관)①국립대학법인 서울대 학교의 정관에는 다음 각 호의 사 항이 포함되어야 한다.
  - 1. 목적
  - 2. 명칭
  - 3. 주된 사무소의 소재지
  - 4. 업무 및 집행에 관한 사항
  - 5. 재산 및 회계에 관한 사항
  - 6. 교육 및 연구에 관한 사항
  - 7. 임원과 교직원에 관한 주요 사항
  - 8. 이사회에 관한 사항
- 9. 評議員会、学士委員会と財政経済 | 9. 평의원회, 학사위원회 및 재경위 원회에 관한 사항
  - 법인, 조합 및 기관 등과의 관계
- 11. 学校の規則の制定および変更に │ 11. 학교규칙의 제정 및 변경에 관한 사항
  - 12. 공고의 방법에 관한 사항
  - 13. 해산 및 합병에 관한 사항
  - 14. 이 법에서 정관으로 정하도록 한 사항
  - 15.그 밖에 학교 운영에 관한 주요 사항
  - ② 국립대학법인 서울대학교가 정관 을 변경하려면 이사회에서 재적이 사 3분의 2 이상의 찬성으로 의결 하고, 교육부장관의 인가를 받아 야 한다.

제2장 조직

- 第5条(役員)国立大学法人ソウル 大学に理事長1名を含む7名以上15 名以下の理事と2名の監事を置 く。この場合、第13条第1項の規 定により教育部長官が推薦する1 名の監事は、常勤とする。
- 第6条(学長)①国立大学法人ソウ ル大学に学校の長として学長を置
- 代表し、その業務を総括する。
- ③学長の任期は4年とする。
- ④学長の職務等に関して必要な事項 は、定款で定める。
- 第7条(学長の選出)①学長は、学 長推薦委員会が推薦した候補者の 中から理事会が選出し、教育部長 官の具申により大統領が任命す る。
- ②学長推薦委員会は、理事会が推薦 する者、国立大学法人ソウル大学 教職員と外部人士などを含めて30 名以内で構成し、その構成および 運営に関する具体的な事項は、定 款で定める。
- 人ソウル大学に大学運営に関する 事務学長の職務を補佐するため に、2名以上の副学長に置く。
- ②副学長は、学長が選任する。

- 제5조(임원)국립대학법인 서울대학 교에 이사장 1명을 포함한 7명 이상 15명 이하의 이사와 2명의 감사를 둔다. 이 경 우 제13조제1항에 따라 교육부장관이 추 천하는 1명의 감사는 상근(常勤)으로 한 다.
- 제6조(총장)①국립대학법인 서울대 학교에 학교의 장으로서 총장을 둔다.
- ②学長は国立大学法人ソウル大学を │ ② 총장은 국립대학법인 서울대학교 를 대표하며 그 업무를 총괄한다.
  - ③총장의 임기는 4년으로 한다.
  - ④총장의 직무 등에 관하여 필요한 사항은 정관으로 정한다.
  - 제7조(총장의 선출)①총장은 총장추 천위원회가 추천한 후보자 중에서 이사회가 선출하여 교육부장관의 제청으로 대통령이 임명한다.
  - ②총장추천위원회는 이사회가 추천 하는 사람, 국립대학법인 서울대 학교 교직원 및 외부인사 등을 포 함하여 30명 이내로 구성하되, 그 구성 및 운영에 관한 구체적인 사 항은 정관으로 정한다.
- 第8条 (副学長など) ①国立大学法│제8조(부총장 등)①국립대학법인 서 울대학교에 대학 운영과 관련한 총장의 직무를 보좌하기 위하여 2 명 이상의 부총장을 둔다.
  - ②부총장은 총장이 선임(選任)한다.

- ③副学長の任期は2年とする。
- ④副学長の職務等に関して必要な事 項は、定款で定める。
- ⑤副学長以外の学長補助機関の設置 等に必要な事項は、定款で定め る。
- 第9条 (理事会) ①理事は、次の各 号の者で構成し、外部人士(国立大学 法人ソウル大学に所属していない者をい う。以下同じ。)が2分の1以上含まれな ければならない。
- 1. 学長
- 2. 副学長の中で、定款で定める2名
- 3. 企画財政部長官が指定する次官1
- 4. 教育部長官が指定する次官1名
- 5. 第16条の規定による評議員会の推 薦を受けた人1名
- 6. その他、大学運営に必要な知識と 見識を有する者
- ②第1項第5号および第6号の規定に よる理事は、理事会で選任する が、教育部長官の就任承認を受け なければならない。
- ③理事の任期は2年とする。
- ④第1項から第3項までに規定する事 項のほか、理事の構成に必要な事 項は、定款で定める。
- ウル大学に第12条各号の規定によ る事項を審議・議決するために理

- ③부총장의 임기는 2년으로 한다.
- ④부총장의 직무 등에 관하여 필요 한 사항은 정관으로 정한다.
- ⑤부총장 외의 총장 보조기관의 설 치 등에 필요한 사항은 정관으로 정한다.
- 제9조(이사)①이사는 다음 각 호의 사람으로 구성하되, 외부인사(국 립대학법인 서울대학교에 소속되 지 아니한 사람을 말한다. 이하 같다)가 2분의 1 이상 포함되어야 하다.
- 1. 총장
- 2. 부총장 중 정관으로 정하는 2명
- 3. 기획재정부장관이 지정하는 차관 1명
- ┃4.교육부장관이 지정하는 차관 1명
- 5. 제16조에 따른 평의원회의 추천을 받은 인사 1명
- 6. 그 밖에 대학 운영에 필요한 지식 과 안목이 있는 인사
- ②제1항제5호 및 제6호에 따른 이사 는 이사회에서 선임하되, 교육부 장관의 취임 승인을 받아야 한다.
- ③이사의 임기는 2년으로 한다.
- ④제1항부터 제3항까지에서 규정한 사항 외에 이사의 구성에 필요한 사항은 정관으로 정한다.
- 第10条 (理事会) ①国立大学法人ソ 제10조(이사회)①국립대학법인 서울 대학교에 제12조 각 호에 따른 사 항을 심의 • 의결하기 위하여 이사

事会を置く。

- ②理事会は、理事長と理事で構成す る。
- ③理事長は、理事会で互選する。た だし、その選任に必要な事項は、 定款で定める。
- ④理事長は、理事会を招集し、その 議長となる。
- ⑤理事長が欠員などで職務を遂行す ることができない場合には、定款 で定めるところにより、他の理事 が理事長の職務を代行する。
- ⑥監事は、職務と関連して、必要に ┃⑥ 감사는 직무와 관련하여 필요한 応じて理事会に出席して意見を陳 述することができる。
- ⑦理事会は、この法律および定款に 別段の規定がある場合を除いて は、在籍理事の過半数の出席によ り開議し、出席理事の過半数の賛 成で議決する。
- ⑧理事長と理事は、自らと特別な利 害関係がある事案については、議 決権を行使することができない。
- ⑨第8項の規定により議決権を行使 | することができない理事の数は、 在籍理事の数に含まれない。
- は、必要と認める場合、理事会を 招集することができる。
- ②理事長は、学長または在籍理事の 3分の1以上が理事会の招集を要求 するか、監事が第13条第5項の規

#### 韓国語原文

회를 둔다.

- ②이사회는 이사장과 이사로 구성한 다.
- ③이사장은 이사회에서 호선(互選) 하되, 그 선임에 필요한 사항은 정관으로 정한다.
- ④이사장은 이사회를 소집하고, 그 의장이 된다.
- ⑤이사장이 궐위(闕位) 등으로 직무 를 수행할 수 없는 경우에는 정관 으로 정하는 바에 따라 다른 이사 가 이사장의 직무를 대행한다.
- 경우 이사회에 출석하여 의견을 진술할 수 있다.
- ⑦이사회는 이 법과 정관에 다른 규 정이 있는 경우를 제외하고는 재 적이사 과반수의 출석으로 개의하 고, 출석이사 과반수의 찬성으로 의결한다.
- ⑧이사장과 이사는 자신과 특별한 이해관계가 있는 사안에 대하여는 의결권을 행사할 수 없다.
- ⑨제8항에 따라 의결권을 행사할 수 없는 이사의 수는 재적이사의 수 에 포함하지 아니한다.
- 第11条 (理事会の招集) ①理事長 │ 제11조(이사회의 소집)①이사장은 필요하다고 인정하면 이사회를 소 집할 수 있다.
  - ②이사장은 총장 또는 재적이사 3분 의 1 이상이 이사회의 소집을 요 구하거나, 감사가 제13조제5항에

定により理事会の招集を要求する ときは、招集の要求日から20日以 内に理事会を招集しなければなら ない。

- ③第1項および第2項に規定する事項 のほか、理事会の招集に必要な事 項は、定款で定める。
- 第12条 (理事会の機能) 理事会は、 次の各号の事項を審議・議決す る。
- 1. 学長の選任に関する事項
- 2. 役員の選任および解任に関する事 項
- 3. 予算・決算に関する事項
- 4. 定款で定める重要財産の取得・処 分と管理に関する事項
- 5. 定款で定める主要な組織の設置お よび廃止に関する事項
- 6. 中長期大学運営および発展計画に 関する事項
- 7. 定款の変更に関する事項
- 8. 定款で定める主要な規定の制定、 改正および廃止に関する事項
- 9. 大学の発展のための資金の助成や 後援に関する事項
- 10. この法律や定款で理事会の議決 を必要とする事項
- 11. その他理事会が必要と認める事項

教育部長官の推薦を受けて、他の 1名は、第16条の規定による評議

- 따라 이사회의 소집을 요구하는 때에는 소집 요구일부터 20일 이 내에 이사회를 소집하여야 한다.
- ③제1항 및 제2항에서 규정한 사항 외에 이사회의 소집에 필요한 사 항은 정관으로 정한다.
- 제12조(이사회의 기능)이사회는 다 음 각 호의 사항을 심의 · 의결한 다.
- 1. 총장의 선임에 관한 사항
- 2. 임원의 선임 및 해임에 관한 사항
- 3. 예산 결산에 관한 사항
- 4. 정관으로 정하는 중요 재산의 취 득· 처분과 관리에 관한 사항
- 5. 정관으로 정하는 주요 조직의 설 치 및 폐지에 관한 사항
- 6. 중장기 대학 운영 및 발전계획에 관한 사항
- 7. 정관의 변경에 관한 사항
- 8. 정관으로 정하는 주요 규정의 제 정, 개정 및 폐지에 관한 사항
- 9. 대학의 발전을 위한 기금의 조성 및 후원에 관한 사항
- 10. 이 법이나 정관에서 이사회의 의 결을 필요로 하는 사항
- 11. 그 밖에 이사회가 필요하다고 인 정하는 사항
- 第13条 (監事) ①監事のうち1名は | 제13조(감사)①감사 중 1명은 교육 부장관의 추천을 받아, 다른 1명 은 제16조에 따른 평의원회의 추

員会の推薦を受けて、それぞれ理事会で選任するが、教育部長官の就任承認を受けなければならない。この場合、評議員会は、「公認会計士法」に基づく公認会計士の資格を有する者を監事に推薦しなければならない。

- ②監事の任期は3年とし、重任することはできない。
- ③監事は、次の各号の職務を遂行す る。
- 1. 国立大学法人ソウル大学の財産の 状況と会計を監査すること
- 2. 理事会の業務と運営に関する事項を監査すること
- 3. その他、定款で監事の職務に定めること
- ④監事は、第3項の規定によるか監査の結果、違法または不当な事項を発見した場合、理事会と教育部長官に報告しなければならない
- ⑤監事は、第4項の規定による報告 をするために必要な場合は、理事 会の招集を求めることができる。
- ⑥監事の業務遂行方法および手続等 に関して必要な事項は、定款で定 める。
- 第14条(欠格事由等)①「国家公務 員法」第33条各号のいずれかに該 当する者は、国立大学法人ソウル 大学の役員になることができな い。

#### 韓国語原文

천을 받아 각각 이사회에서 선임 하되, 교육부장관의 취임 승인을 받아야 한다. 이 경우 평의원회는 「공인회계사법」에 따른 공인회 계사 자격을 가진 사람을 감사로 추천하여야 한다.

- ②감사의 임기는 3년으로 하며, 중 임할 수 없다.
- ③감사는 다음 각 호의 직무를 수행 하다.
- 1. 국립대학법인 서울대학교의 재산 상황과 회계를 감사하는 일
- 2. 이사회의 업무와 운영에 관한 사항을 감사하는 일
- 3. 그 밖에 정관으로 감사의 직무로 정하는 일
- ④감사는 제3항에 따른 감사 결과 위법 또는 부당한 사항을 발견하 면 이사회와 교육부장관에게 보고 하여야 한다.
- ⑤감사는 제4항에 따른 보고를 하기 위하여 필요한 경우 이사회의 소 집을 요구할 수 있다.
- ⑥감사의 업무 수행 방법 및 절차 등에 관하여 필요한 사항은 정관 으로 정한다.
- 제14조(결격사유 등)①「국가공무원 법」 제33조 각 호의 어느 하나에 해당하는 사람은 국립대학법인 서 울대학교의 임원이 될 수 없다.
- ②국립대학법인 서울대학교의 임원

- ②国立大学法人ソウル大学の役員 (学長は除く)が不正会計、横 領、贈収賄などの不正やその他大 統領令で定める事由により、学校 経営に明らかに大きな障害を発生 させた場合、教育部長官は、第9 条第2項および第13条第1項前段の 規定による役員就任承認を取り消 すことができる。
- ソウル大学に「高等教育法」第14 条第2項および第3項の規定による 教員・職員および助教(以下「教 職員」という。)と、同法第17条 の規定による兼任教員等を置く。
- ②国立大学法人ソウル大学の教職員 は、定款で定めるところにより、 学長が任免する。
- ③国立大学法人ソウル大学教職員の | 資格·任免·服務、身分保障·社 会保障および懲戒について、この 法で定めのない事項は、「私立学 校法」を準用する。
- 第16条 (評議員会) ①国立大学法人 ソウル大学には、次の各号の事項 を審議するために評議員会を置
- 1. 中長期大学運営および発展計画に 関する事項
- 2. 第9条第1項第5号および第13条第 1項前段の規定による役員推薦に

#### 韓国語原文

제외한다)이 회계부정, (총장은 횡령, 뇌물수수 등의 비리(非理) 나 그 밖에 대통령령으로 정하는 사유로 학교 경영에 명백하고 중 대한 장애를 발생하게 한 경우 교 육부장관은 제9조제2항 및 제13조 제1항 전단에 따른 임원 취임의 승인을 취소할 수 있다

- 第15条 (教職員等) ①国立大学法人 │ 제15조(교직원 등)①국립대학법인 서울대학교에 「고등교육법」 제 14조제2항 및 제3항에 따른 교원· 직원 및 조교(이하 "교직원"이 라 한다)와 같은 법 제17조에 따 른 겸임교원 등을 둔다.
  - ②국립대학법인 서울대학교의 교직 원은 정관으로 정하는 바에 따라 총장이 임면(任免)한다.
  - ③국립대학법인 서울대학교 교직원 의 자격·임면·복무, 신분보장·사 회보장 및 징계에 관하여 이 법에 서 정하지 아니한 사항은 「사립 학교법」을 준용한다.
  - 제16조(평의원회)①국립대학법인 서 울대학교에 다음 각 호의 사항을 심의하기 위하여 평의원회를 둔 다.
    - 1. 중장기 대학 운영 및 발전계획에 관한 사항
  - 2. 제9조제1항제5호 및 제13조제1항 전단에 따른 임원 추천에 관한 사

関する事項

- 職員福祉に関する事項
- 議長または在籍議員4分の1以上 が、学校運営上重要であると認め て審議を要求する事項
- ②評議員会は、国立大学法人ソウル 大学の教職員50名以内で構成する が、その構成に関する具体的な事 項は、定款で定める。
- ③評議員会に議長と副議長各1名を | ③평의원회에 의장과 부의장 각 1명 置き、評議員の中で互選する。
- ④評議員の任期は2年とする。
- ⑤評議員会の審議結果は学長に伝達 し、学長は、理事会の議決が必要 な事項や重要であると判断する事 項を理事会に回付しなければなら ない。
- ⑥第1項から第5項までに規定する事 項のほか、評議員会の構成、運営 および審議に必要な事項は、定款 で定める。(以下省略)

#### 韓国語原文

핤

- 3. 定款で定める教育、研究および教 | 3. 정관으로 정하는 교육, 연구 및 교직원 복지에 관한 사항
- 4. その他学長、理事長、評議員会の 4. 그 밖에 총장, 이사장, 평의원회 의장 또는 재적의원 4분의 1 이상 이 학교 운영상 중요하다고 인정 하여 심의를 요구하는 사항
  - ②평의원회는 국립대학법인 서울대 학교 교직원 50명 이내로 구성하 되, 그 구성에 관한 구체적인 사 항은 정관으로 정한다.
    - 을 두며, 평의원 중에서 호선한 다.
    - ④평의원의 임기는 2년으로 한다.
    - ⑤ 평의원회의 심의 결과는 총장에게 전달하고, 총장은 이사회의 의결 이 필요한 사항 또는 중요하다고 판단하는 사항을 이사회에 회부하 여야 한다.
    - ⑥제1항부터 제5항까지에서 규정한 사항 외에 평의원회의 구성, 운영 및 심의에 필요한 사항은 정관으 로 정한다. (이하생략)

# 4. 国立大学法人ソウル大学定款

# [施行2014.3.5]

翻訳文	韓国語原文
第1章 総則	제1장 총칙
第1条(名称)この法人は、国立大学	제1조(명칭)이 법인은 국립대학법인
法人ソウル大学(以下「ソウル大	서울대학교(이하 "서울대학교"
学」という。)という。	라 한다)라 한다.
第2条(目的など)①ソウル大学は国	제2조(목적 등)①서울대학교는 국립
立大学として学問の自由を尊重し、	대학으로서 학문의 자유를 존중하
多様な学問分野の真理を探求し、教	며 다양한 학문분야에 대한 진리
育と研究を通して新しい知識を創出	를 탐구하고, 교육과 연구를 통하
し、創意的で献身的な人材を養成す	여 새로운 지식을 창출하며 창의
ることにより、国の発展に寄与し、	적이고 헌신적인 인재를 양성함으
人類の繁栄に貢献することを目的と	로써 국가의 발전에 기여하고 인
する。	류의 번영에 공헌함을 목적으로
②ソウル大学は、第1項の目的を達成	한다.
するために、次の各号の事業を遂行	②서울대학교는 제1항의 목적을 달
する。	성하기 위하여 다음 각 호의 사업
1. 探究精神、創意性を涵養する教育と	을 수행한다.
人材育成	1. 탐구정신과 창의성을 함양하는 교
2. 学問の発展と文化芸術の暢達のため	육과 인재육성
の研究能力の強化と研究支援	2. 학문의 발전과 문화예술의 창달을
3. 国立大学の社会的責務の履行と社会	위한 연구역량의 강화와 연구지원
奉仕	3. 국립대학의 사회적 책무의 이행과
4. その他、ソウル大学の目的を達成す	
るために必要な事業	4.그 밖에 서울대학교의 목적 달성
	을 위해 필요한 사업
第3条(所在地等)ソウル大学の主た	제3조(소재지 등)서울대학교의 주된
る事務所をソウル特別市冠岳区大学	사무소를 서울특별시 관악구 대학
洞に置き、必要な場所に大学・大学	동에 두고, 필요한 곳에 대학・대

院・分校・附属施設・附設機関など を置くことができる。

#### 第2章機関

#### 第1節役員

- 第4条 (役員) ①ソウル大学の役員は | 제4조(임원)①서울대학교의 임원은 次のとおりである。
- 1. 理事15名 (理事長、学長と副学長2 | 1. 이사 15명(이사장, 총장 및 부총 名を含む)
- 2. 監事2名
- ②学長は副学長の2名を理事に指名す る。
- ③学長、副学長である理事2名および | ③총장, 부총장인 이사 2명 및 감사 監事1名は常勤とし、その他の役員 は、非常勤とする。
- 第5条 (理事) ①理事は、大学運営に 必要な知識と見識を有する者の中か ら理事会で選任し、教育部長官の就 任承認を受けなければならない。た だし、「国立大学法人ソウル大学設 立・運営に関する法律」(以下 「法」という。) 第9条第1項第1号 から第4号までの規定による者は、 理事会で選任され、教育部長官の承 認を受けた理事(以下「職権理事」 という。)とみなす。
- ②理事会は、法第9条第1項第6号の規 定による理事を選任するために理事 候補者を招聘するための理事候補者 招聘委員会を置くことができる。

#### 韓国語原文

학원 • 분교 • 부속시설 • 부설기관 등을 둘 수 있다.

제2장 기관

제1절 임원

- 다음과 같다.
- 장 2명을 포함한다)
- 2. 감사 2명
- ②총장은 부총장 중 2명을 이사로 지명하다.
- 1명은 상근으로 하고, 그 밖의 임 원은 비상근으로 한다.
- 제5조(이사)①이사는 대학 운영에 필요한 지식과 안목이 있는 인사 중에서 이사회에서 선임하고 교육 부장관의 취임 승인을 받아야 한 다. 다만, 「국립대학법인 서울대 학교 설립 · 운영에 관한 법률 」 (이하 "법"이라 한다) 제9조제1 항제1호부터 제4호까지의 규정에 따른 사 람은 이사회에서 선임되어 교육부장관의 승인을 받은 이사(이하 "당연직 이사" 라 한다)로 본다.
- ②이사회는 법 제9조제1항제6호에 따른 이사를 선임하기 위하여 이 사후보대상자를 초빙하기 위한 이 사후보초빙위원회를 둘 수 있다.

- 含む5名以内の理事(うち2分の1以 上は外部人士とする)と2名以内の 理事ではない、内部人士で構成す る。
- ④理事会は、理事候補者招聘委員会の 構成および運営に必要な事項を別に 定めることができる。
- 第6条 (理事の任期) ①理事の任期は2 年とし、再任することができる。
- ②理事の任期が、理事会の開催日前に 満了するときは、後任の理事が選任 されて任期が開始されるまで、その 任期が延長されたものとみなす。
- ③任期満了以外の事由で欠員があると きは、欠員が生じた後に開催される 最初の理事会で、その後任者を選任 する。
- 第7条 (理事長) ①理事長は、在籍理 事の3分の2以上の出席と出席理事の 過半数の賛成で理事の中から互選す る。
- ②理事長は、理事会の会議を主宰す る。
- ③理事長が欠けたときは、理事会でそ の後任者を遅滞なく選出なければな らず、やむを得ない事由により職務 を遂行できない場合には、理事会の 規定で定められた順序に基づいて職 務を代行する。

- ③理事候補者招聘委員会は、理事長を | ③이사후보초빙위원회는 이사장을 포함한 5명 이내의 이사(그 중 2 분의 1 이상은 외부인사로 한다) 와 2명 이내의 이사가 아닌 내부 인사로 구성한다.
  - ④이사회는 이사후보초빙위원회의 구성 및 운영에 필요한 사항을 별 도로 정할 수 있다.
  - 제6조(이사의 임기)①이사의 임기는 2년으로 하되, 연임할 수 있다.
  - ②이사의 임기가 이사회 개최일 전 에 만료될 때에는 후임 이사가 선 임되어 임기가 개시될 때까지 그 임기가 연장된 것으로 본다.
  - ③임기 만료 이외의 사유로 결원이 있을 때에는 결원이 생긴 후 개최 되는 최초의 이사회에서 그 후임 자를 선임한다.
  - 제7조(이사장)①이사장은 재적이사 3분의 2 이상의 출석과 출석이사 과반수의 찬성으로 이사 중에서 호선한다.
  - ②이사장은 이사회의 회의를 주재한 다.
  - ③이사장이 궐위된 때에는 이사회에 서 그 후임자를 지체 없이 선출하 여야 하며, 부득이한 사유로 직무 를 수행할 수 없는 경우에는 이사 회 규정에서 정한 순서에 따라 직 무를 대행한다.

- 第8条(学長)①ソウル大学学長(以下「学長」という。)は、ソウル大学を代表して業務を総括し、所属教職員を監督し、学生を指導する。
- ②学長の任期は4年とし、再任することができる。
- ③学長がやむを得ない事由により職務 を遂行することができない場合に は、職制に関する規定で定められた 順序に基づいて職務を代行する。
- 第9条 (学長推薦委員会) ①学長候補 者を理事会に推薦するため、学長推 薦委員会を置く。
- ②学長推薦委員会は、25名以上30名以下で構成し、外部人士が3分の1以上含まれなければならない。
- ③理事会は、学長推薦委員会委員の3 分の1以内の人士を推薦し、評議員 会は、残りの人士を推薦する。
- ④学長推薦委員会は、3名の学長候補 者を理事会に推薦する。
- ⑤学長推薦委員会は、特別な事由がない限り、学長の任期満了の5ヶ月前に構成し、大統領が新任学長を任命するまで運営する。
- ⑥学長推薦委員会の構成および運営に 必要な事項は、別の規程で定める。
- 第10条(学長候補者の募集)①学長推薦委員会は、公募、推薦、招聘などの方法で学長候補者を募集することができる。

- 제8조(총장)①서울대학교 총장(이하 "총 장"이라 한다)은 서울대학교를 대표하여 업무를 총괄하고, 소속 교직원을 감독하 며, 학생을 지도한다.
- ②총장의 임기는 4년으로 하되, 연 임할 수 있다.
- ③총장이 부득이한 사유로 직무를 수행할 수 없을 경우에는 직제에 관한 규정에서 정한 순서에 따라 직무를 대행한다.
- 제9조 (총장추천위원회)①총장 후보자를 이 사회에 추천하기 위하여 총장추천위원회 를 두다.
- ②총장추천위원회는 25명 이상 30명 이하로 구성하되, 외부인사가 3분의 1 이상 포함 되어야 한다.
- ③이사회는 총장추천위원회 위원의 3분의 1 이내의 인사를 추천하고, 평의원회는 나머 지 인사를 추천한다.
- ④총장추천위원회는 3명의 총장후보자를 이 사회에 추천한다.
- ⑤ 총장추천위원회는 특별한 사유가 없는 한 총장 임기만료 5개월 전에 구성하여 대통 령이 신임 총장을 임명할 때까지 운영한 다.
- ⑥총장추천위원회의 구성 및 운영에 필요한 사항은 별도의 규정으로 정한다.
- 제10조(총장후보대상자의 모집)①총 장추천위원회는 공모, 추천, 초빙 등의 방법으로 총장후보대상자를 모집할 수 있다.

- ②学長推薦委員会は、学長候補者を招 聘するための学長候補招聘委員会を 置くことができる。
- ③学長候補招聘委員会は、学長推薦委 員会の委員のうち9名以内で構成 し、外部人士が2分の1以上含まれな ければならない。
- ④学長推薦委員会は、学長候補招聘委 員会の構成および運営に必要な事項 を別途に定めることができる。
- 第11条 (監事) ①監事のうち1名は大 学行政の専門知識を持った者の中で 教育部長官の推薦を受け、他の1名 はて、公認会計士の資格を持ってい る者の中から評議員会の推薦を受け て、それぞれ理事会で選任する。
- ②監事が任期満了以外の事由で欠員と なったときは、遅滞なく、法第13条 第1項の規定により後任者の推薦を 受けて理事会で選任しなければなら ない。
- ③監事は、次の各号の職務を遂行す
- 1. 法人の財産の状況と会計を監査する こと
- 2. 理事会の業務と運営に関する事項を 監査すること
- 3. 第1号および第2号の監査結果を不正│3. 제1호 및 제2호의 감사 결과 부정 または不備な点があることを発見した場合、 これを理事会に報告すること
- 4. 第3号の報告をするために必要な場 合、理事会の招集を要求すること

- ②총장추천위원회는 총장후보대상자 를 초빙하기 위한 총장후보초빙위 원회를 둘 수 있다.
- ③총장후보초빙위원회는 총장추천위 원회 위원 중 9명 이내로 구성하 되, 외부인사가 2분의 1 이상 포 함되어야 한다.
- ④총장추천위원회는 총장후보초빙위 원회의 구성 및 운영에 필요한 사 항을 별도로 정할 수 있다.
- ┃제11조(감사) ① 감사 중 1명은 대 학행정에 대한 전문성을 가진 사 람 중 교육부장관의 추천을 받아. 다른 1명은 공인회계사 자격이 있 는 사람 중 평의원회의 추천을 받 아 각각 이사회에서 선임한다.
- ②감사가 임기만료 이외의 사유로 결원이 되었을 때에는 지체 없이 법 제13조제1항에 따라 후임자를 추천받아 이사회에서 선임하여야 하다.
- ③감사는 다음 각 호의 직무를 수행 한다.
- 1. 법인의 재산상황과 회계를 감사하 는 일
- 2. 이사회의 업무와 운영에 관한 사 항을 감사하는 일
- 또는 불비한 점이 있음을 발견한 경우 이를 이사회에 보고하는 일
- 4. 제3호의 보고를 하기 위하여 필요 한 경우 이사회의 소집을 요구하

- 5. 法人の財産の状況と会計または理事 会の業務と運営に関する事項につい │5. 법인의 재산상황과 회계 또는 이 て、理事会に出席して意見を陳述す ること
- ④監事は、職務遂行のために必要な場 合は、外部の専門家または内部人士 の支援を受け、監査を実施すること ができる。
- ⑤監事は、理事またはソウル大学教職 員を兼ねることができない。
- ⑥監事の監査範囲、監査基準と手続 き、監査組織等に必要な事項は、別 に規定で定める。
- 第12条 (役員の身分保障) 職権理事を │ 제12조(임원의 신분보장)당연직 이 除く役員は、次の各号のいずれかに 該当する場合を除いては、その任期 中解任されない。
- 1. 法令や定款または適法な理事会の議 決に違反する行為をした場合
- 2. 故意または重大な過失により、ソウ ル大学に重大な損失をもたらした場
- 3. 心身上の障害、一身上の都合、その 他やむを得ない事由により、その任 務を遂行することができないか、著 | 3.심신상의 장애, 일신상의 사정, しく遂行することが困難であると理 事会が認めた場合

第2節理事会

韓国語原文

는 일

- 사회의 업무와 운영에 관한 사항 에 대하여 이사회에 출석하여 의 견을 진술하는 일
- ④감사는 직무 수행을 위하여 필요한 경우 외부전문가 또는 내부인력을 지원받아 감 사를 실시할 수 있다.
- ⑤감사는 이사 또는 서울대학교 교 직원을 겸할 수 없다.
- ⑥감사의 감사범위, 감사기준과 절 차, 감사조직 등에 필요한 사항은 별도의 규정으로 정한다.
- 사를 제외한 임원은 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 경우를 제 외하고는 그 임기 중 해임되지 아 니하다.
- 1. 법령이나 정관 또는 적법한 이사 회의 의결에 위반되는 행위를 한 경우
- 2. 고의 또는 중대한 과실로 인하여 서울대학교에 중대한 손실을 초래 한 경우
- 그 밖에 부득이한 사유로 인하여 그 임무를 수행할 수 없거나 현저 히 수행하기 곤란하다고 이사회가 인정한 경우

제2절 이사회

- 第13条 (理事会の構成と招集) ①理事会は、ソウル大学に所属している内部人士の理事7名と外部人士の理事8名で構成する。
- ②理事会は、学長や監事または理事の 3分の1以上の要請があるか、理事長 が必要と認めるとき招集する。
- ③理事長が、理事会を招集するには、会議開催7日前に会議の目的、開催日時および場所を理事と監事にそれぞれ通知しなければならない。ただし、理事長が緊急事項であると判断するときは、会議の開催前日までに、この項に規定された内容を通知し、理事会を招集することができる。
- 第14条 (理事会の審議・議決事項) ① 理事会は、次の各号の事項を審議・ 議決する。
- 1. 学長の選任に関する事項
- 2. 役員の選任および解任に関する事項
- 3. 年度別大学運営計画に関する事項
- 4. 予算および決算に関する事項
- 5. 第47条で定められた重要な財産の取得、処分および管理に関する事項
- 6. 大学または大学院の設置および廃止に関する事項
- 7. 主要な行政組織の設置および廃止に 関する事項
- 8. 中長期大学運営および発展計画に関 する事項
- 9. 定款の変更に関する事項

- 제13조(이사회의 구성과 소집)①이 사회는 서울대학교에 소속된 내부 인사인 이사 7명과 외부인사인 이 사 8명으로 구성한다.
- ②이사회는 총장이나 감사 또는 이 사 3분의 1 이상의 요청이 있거나 이사장이 필요하다고 인정할 때 소집한다.
- ③이사장이 이사회를 소집하기 위해 서는 회의개최 7일 전에 회의의 목적, 개최일시 및 장소를 이사와 감사에게 각각 통지하여야 한다. 다만, 이사장이 긴급한 사항이라 고 판단할 때에는 회의개최 전일 까지 이 항에 규정한 내용을 통지 하고 이사회를 소집할 수 있다.
- 제14조(이사회의 심의·의결사항)① 이사회는 다음 각 호의 사항을 심 의·의결한다.
- 1. 총장의 선임에 관한 사항
- 2. 임원의 선임 및 해임에 관한 사항
- 3. 연도별 대학운영계획에 관한 사항
- 4. 예산 및 결산에 관한 사항
- 5. 제47조에서 정한 중요 재산의 취득, 처분 및 관리에 관한 사항
- 6. 대학 또는 대학원의 설치 및 폐지에 관한사항
- 7. 주요 행정조직의 설치 및 폐지에 관한 사항
- 8. 중장기 대학 운영 및 발전계획에 관한 사항
- 9. 정관의 변경에 관한 사항

- 10. ソウル大学の学校規則(以下「学 則」という)と評議員会、学長推薦 委員会、学事会、財経委員会に関す る規定の制定、改正および廃止に関 する事項
- 11. 大学の発展のための基金の造成や 後援に関する事項
- 12. 長期借入および学校債発行に関す る事項
- 13. 法令、定款、その他の規定で、理 事会の議決を必要とする事項
- 14. その他理事会が必要と認める事項
- ②理事会は、業務の効率的な遂行のた めに必要と認める場合は、第1項の 各号の個別事案を定めて評議員会に 議決を求めることができる。この場 合、評議員会の議決は、理事会の追 認によって効力を有する。
- 第15条 (理事会の定足数等) ①理事会 は、法令や定款、または別の規定で 定められた場合を除いて、在籍理事 の過半数の出席により開会し、出席 理事の過半数の賛成で議決する。
- ②第14条第1号、第2号 (解任に限定す る)、第6号、第9号、第12号に関す る事項の場合、理事会は、在籍理事 の過半数の賛成で議決する。
- ③職権理事の場合には、当該理事が指 名した代理人に議決権を委任するこ とができる。

#### 韓国語原文

- 10. 서울대학교 학교규칙(이하 "학칙"으로 한다)과 평의원회, 총장추천위원회, 학사 위원회, 재경위원회에 관한 규정의 제정, 개정 및 폐지에 관한 사항
- 11. 대학발전을 위한 기금의 조성 및 후원에 관한 사항
- 12. 장기차입 및 학교채 발행에 관한 사항
- 13. 법령, 정관, 그 밖의 규정에서 이사회의 의결을 필요로 하는 사항
- 14. 그 밖에 이사회가 필요하다고 인 정하는 사항
- ②이사회는 업무의 효율적인 수행을 위하여 필요하다고 인정하는 경우 제1항의 각 호 중 개별사안을 정 하여 평의원회에 의결을 요청할 수 있다. 이 경우 평의원회의 의 결은 이사회의 추인에 의하여 효 력을 가진다.
- 제15조(이사회의 정족수 등)①이사 회는 법령이나 정관 또는 별도의 규정으 로 정한 경우를 제외하고 재적이사 과반 수의 출석으로 개의하고, 출석이사 과반 수의 찬성으로 의결한다.
- ② 제14조제1호, 제2호(해임에 한정한다), 제6호, 제9호, 제12호에 관한 사항의 경 우 이사회는 재적이사 과반수의 찬성으로 의결한다.
- ③당연직 이사의 경우에는 해당 이 사가 지명한 대리인에게 의결권을 위임할 수 있다.

第16条 (議決除斥事由) 理事長または|제16조(의결제척사유)이사장 또는 이사가

- 理事が次の各号のいずれかに該当す るときは、議決に参与できない。
- 1. 第14条第1号および第2号に関する事 | 1. 제14조제1호 및 제2호에 관한 사항으로 임원 項で役員自身に関する事項
- 2. 金銭または財産の授受を伴う事項で | 2. 금전 또는 재산의 수수를 수반하는 사항으로 役員自身が法人と直接関係する事項
- 3. 特定の役員と利害関係が対立する恐 | 3. 특정 임원과 이해관계가 상충될 우려가 있다 れがあると理事会が議決した事項
- 第17条(理事会の運営など)①学長は|제17조(이사회의 운영 등)①총장은 理事会の業務を担当する幹事と書記 をソウル大学の教職員の中から任命 する。
- ②理事会の議事の結果を記録した議事 録は、議長および出席理事2名以上 が記名捺印して保存するものとし、 その写しを理事と監事にそれぞれ配 付しなければならない。
- ③理事会の議事の結果は公開する。た | ③이사회의 의사결과는 공개한다. だし、理事会で非公開にすることと 議決した事項は、公開しない。
- ④理事会は、理事会の運営に必要な事 項を別途に定めることができる。

#### 第3節 審議機構

- 第18条 (評議員会) ①ソウル大学の運 │ 제18조(평의원회)①서울대학교의 운 営と発展に関する主要事項を審議す るために、教職員を代表する評議員 会を置く。
- ②評議員会は、次の各号の事項を審議 する。

#### 韓国語原文

- 다음 각 호의 어느 하나에해당할 때에는 의결에 참여하지 못한다.
- 자신에 관한 사항
- 서 임원 자신이 법인과 직접 관계되는 사항
- 고 이사회가 의결한 사항
- 이사회의 업무를 담당하는 간사와 서기를 서울대학교의 교직원 중에 서 임명한다.
- ②이사회의 의사결과를 기록한 의사 록은 의장 및 출석이사 2명 이상 이 기명날인하여 보존하여야 하 며, 그 사본을 이사와 감사에게 각각 배부하여야 한다.
- 다만, 이사회에서 비공개하기로 의결한 사항은 공개하지 아니한 다.
- ④이사회는 이사회의 운영에 필요한 사항을 별도로 정할 수 있다.

#### 제3절 심의기구

- 영과 발전에 관한 주요 사항을 심 의하기 위하여 교직원을 대표하는 평의원회를 둔다.
- ②평의원회는 다음 각 호의 사항을 심의한다.

- 1. 中長期大学運営および発展計画に関 する事項
- 2. 法令、定款、その他の規定に基づい て理事会が推薦する人事に関する事 項
- 3. 教育・研究および学事運営の基本方 針に関する事項
- 4. 大学・大学院または学部・学科と重 要研究施設の設置と廃止に関する事 項
- 5. 学則、評議員会に関する規定、その 他の教育・研究に関する重要規定の 制定、改正および廃止に関する事項
- 6. 教職員福祉に関する重要事項
- 7. その他学長、理事長、評議員会議長 または在籍議員の4分の1以上が、学 校運営上重要であると認めて審議を 要求する事項
- 第19条 (評議員会の構成) ①評議員会 は、ソウル大学の教職員40名以上50 名以下とするが、47名以内の教員と 3名以内の職員を評議員として構成 する。
- ②教員たる評議員は、各大学(院)で 選任する人士と、評議員会の議長 が、評議員会のメンバーの意見を聞 いて委嘱する人士で構成する。
- ③第2項の各大学(院)で選任する評 議員の各大学(院)別定数は、評議 員会で定め、評議員会の議長が委嘱 する評議員は、3名以内とする。
- ④職員たる評議員は、職員を代表する│④직원인 평의원은 직원을 대표하는 인사로

- 1. 중장기 대학 운영 및 발전계획에 관한 사
- 2. 법령, 정관, 그 밖의 규정에 근거 하여 평의원회가 추천하는 인사에 관한 사항
- 3. 교육·연구 및 학사 운영의 기본 방침에 관한 사항
- 4. 대학·대학원 또는 학부·학과 및 중요 연 구시설의 설치와 폐지에 관한 사항
- 5. 학칙, 평의원회에 관한 규정, 그 밖의 교육 · 연구에 관한 중요 규 정의 제정, 개정 및 폐지에 관한 사항
- 6. 교직원 복지에 관한 중요 사항
- 7. 그 밖에 총장, 이사장, 평의원회 의장 또는 재적의원 4분의 1 이상 이 학교 운영상 중요하다고 인정 하여 심의를 요구하는 사항
- 제19조(평의원회의 구성)①평의원회 는 서울대학교 교직원 40명 이상 50명 이하로 하되, 47명 이내의 교원과 3명 이내의 직원을 평의원 으로 구성한다.
- ②교원인 평의원은 각 대학(원)별로 선임하는 인사와 평의원회 의장이 평의원회 구성원의 의견을 들어 위촉하는 인사로 구성한다.
- ③제2항의 각 대학(원)에서 선임하는 평의원 의 각 대학(원)별 정수는 평의원회에서 정 하며, 평의원회 의장이 위촉하는 평의원은 3명 이내로 한다.

人で構成する。

- ⑤評議員会に議長と副議長各1名を置 き、評議員の中から互選する。
- ⑥評議員の任期は2年とし、補欠評議 | ⑥평의원의 임기는 2년으로 하되, 員の任期は、前任者の残りの期間と する。
- 第20条 (評議員会の運営など) ①評議 員会の定例会議は、毎学期2回開会 するが、臨時会は、学長、理事会議 長または在籍評議員の4分の1以上が 審議を要求する事項があるときに開 会する。
- ②評議員会の構成と運営に必要な事項 は、別の規程で定める。

第21条~第28条省略

第4節行政·教育組織

- 第29条 (副学長など) ①学長の職務を│제29조(부총장 등)①총장의 직무를 補助するために2名以上5名以下の副 学長を置く。
- ②副学長は大学の業務を効率的に推進 するために学長の一部の権限を委任さ れて職務を遂行することができる。
- ③学長の補助機関・補佐機関として15 | ③총장의 보조기관・보좌기관으로 個以内の処・局・室などを置くこと ができる。
- ④ソウル大学の職制、事務分掌、権限 の委任等に関する事項は、別の規定 で定める。

韓国語原文

구성한다.

- ⑤평의원회에 의장과 부의장 각 1명을 두며, 평의원 중에서 호선한다.
- 보궐 평의원의 임기는 전임자의 남은 기간으로 한다.
- 제20조(평의원회의 운영 등)①평의 원회의 정기회는 매 학기 2회 개 회하되, 임시회는 총장, 평의원회 의장 또는 재적 평의원 4분의 1 이상이 심의를 요구하는 사항이 있을 때 개회한다.
- ②평의원회의 구성과 운영에 필요한 사항은 별도의 규정으로 정한다.

제21조~제28조 생략

제4절 행정 • 교육조직

- 보조하기 위하여 2명 이상 5명 이 하의 부총장을 둔다.
- ②부총장은 대학의 업무를 효율적으로 추진 하기 위하여 총장의 일부 권한을 위임받아 직무를 수행할 수 있다.
- 15개 이내의 처・국・실 등을 둘 수 있다.
- ④서울대학교의 직제, 사무분장, 권 한의 위임 등에 관한 사항은 별도 의 규정으로 정한다.

釆	詽	4
<b>催</b> 44	司八	X

- 第30条 (教育組織など)、ソウル大学 | 제30조(교육조직 등)서울대학교의 の次の各号に関する事項は、学則で 定める。
- 1. 単科大学 (院)・学部および学科の 1. 단과대학・대학원・학부 및 학과 設置
- 2. 支援施設・研究施設などの設置
- 3. 単科大学 (院) に置く教授会の構成 3. 단과대학(원)에 두는 교수회의 구 と権限
- 4. 単科大学 (院) の長の選任
- 5. その他の教育・研究組織の運営と管 5. 그 밖에 교육・연구조직의 운영과 理に必要な事項 (以下省略)

- 다음 각 호에 관한 사항은 학칙으 로 정한다.
- 의 설치
- 2. 지원시설 · 연구시설 등의 설치
- 성 및 권한
- 4. 단과대학(원)의 장의 선임
- 관리에 필요한 사항 (이하생략)

# 5. ソウル大学学長推薦委員会規定

# [ソウル大学規定第1935号、2014年1月3日施行]

第1章 総則

第1条(目的)この規定は、国立大 学法人ソウル大学定款(以下「定 款」という。) 第9条および第10 条に定める学長候補者を理事会に 推薦するための学長推薦委員会の 構成、運営、その他学長候補者推 薦に必要な事項を規定することを 目的とする。

翻訳文

- 第2条 (用語の定義) この規定で使 用する用語の定義は、次の各号の とおりである。
- 1. 内部人士とは定款第31条の教員と 定款第36条第1項の職員をいう。
- 2. 外部人士とは内部人士ではない者 をいう。
- 3. 学長候補者とは学長推薦委員会が 公募、推薦、招聘などの手続きを 経て、第13条第1項の規定により 確定した者をいう。
- 4. 学長予備候補者とは学長候補対象 者のうち学長推薦委員会がまず選 定した者をいう。
- 5. 学長候補者とは学長予備候補者の うち学長推薦委員会が理事会に推 薦するために選んだ3名の候補者 をいう。

제1장 총칙

제1조(목적)이 규정은 국립대학법 인 서울대학교 정관(이하 "정 관"이라 한다) 제9조와 제10조 에서 정하는 총장후보자를 이사 회에 추천하기 위한 총장추천위 원회의 구성, 운영, 그 밖에 총 장후보자 추천에 필요한 사항을 규정함을 목적으로 한다.

- 제2조(용어의 정의)이 규정에서 사 용하는 용어의 정의는 다음 각 호와 같다.
- 1. 내부인사란 정관 제31조의 교원 과 정관 제36조제1항의 직원을 말하다.
- 2. 외부인사란 내부인사가 아닌 사 람을 말한다.
- 3. 총장후보대상자란 총장추천위원 회가 공모, 추천, 초빙 등의 절 차를 거쳐 제13조제1항에 따라 확정한 사람을 말한다.
- 4. 총장예비후보자란 총장후보대상 자 중 총장추천위원회가 우선 선 정한 사람을 말한다.
- 5. 총장후보자란 총장예비후보자 중 총장추천위원회가 이사회에 추천 하기 위하여 선정한 3명의 후보 자를 말한다.

#### 韓国語原文

#### 第2章 学長推薦委員会

- 第3条(学長推薦委員会の構成)① 学長推薦委員会は、学外者10名を 含む30名の委員で構成する。
- ②学長推薦委員会の委員として、理事会は、外部人士4名と、内部人士1名を推薦し、評議員会は、残りの外部人士6名と内部人士19名を推薦する。
- ③理事会と評議員会は、学長の任期 満了日から6ヶ月前までに学長推薦 薦委員を推薦しなけれた学長が、学長は、推薦されたく任命 ならず、学長は、推薦されたく任命 を選集しなければならない。 だし、学長が欠員などで職務を だし、学長が欠員などができない場合になた だすることができない場合になく 理事会と評議員会の委員を職務代行 者に推薦しなければならない。
- ④第3項の期限までに学長推薦委員会の委員が推薦されていない場合は、2週間以内に理事長は、理事会が推薦する委員を、評議員会の議長は、評議員会が推薦する委員をそれぞれ推薦しなければならない。
- 第4条(学長推薦委員会の運営)① 学長推薦委員会は、学長の任期満 了日の5ヶ月15日前に学長が最初

### 제2장 총장추천위원회

- 제3조(총장추천위원회의 구성) ① 총장추천위원회는 외부인사 10명을 포함한 30명의 위원으로 구성하다.
- ②총장추천위원회의 위원으로 이사 회는 외부인사 4명과 내부인사 1 명을 추천하고, 평의원회는 나머 지 외부인사 6명과 내부인사 19 명을 추천한다.
- ③이사회와 평의원회는 총장의 임기만료일로부터 6개월 전까지 총장추천위원회 위원을 추천하여야하고, 총장은 추천받은 총장추천위원회 위원을 지체 없이 임명또는 위촉하여야 한다. 다만, 총장이 궐위 등으로 직무를 수행할수 없는 경우에는 이사회와 평의원회는 지체 없이 총장추천위원회 위원을 직무대행자에게 추천하여야 한다.
- ④제3항의 기한까지 총장추천위원 회 위원이 추천되지 않은 경우 2 주일 이내에 이사장은 이사회가 추천하는 위원을, 평의원회 의장 은 평의원회가 추천하는 위원을 각자 추천하여야 한다.
- 제4조(총장추천위원회의 운영) ① 총장추천위원회는 총장의 임기만 료일 5개월 15일 전에 총장이 최

に招集し、大統領が新学長を任命 する日まで存続する。ただし、学 長が欠員などで職務を遂行するこ とができない場合には、職務代行 者は、遅滞なく、学長推薦委員会 を招集しなければならない。

- ②学長推薦委員会は、委員長および 副委員長各1名を互選で選出す る。
- ③委員長は、委員会を代表し、委員会を招集し、会議を主宰する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときは、その職務を代行する。
- ④学長推薦委員会は、特別の定めが ない限り、在籍委員の過半数の出 席と出席委員の過半数の賛成で議 決する。
- ⑤委員長は、会議を招集するには、 会議の開催3日前までに会議の日 時、場所および議題などを各委員 に通知しなければならない。ただ し、緊急の事情やその他のやむを 得ない事由がある場合は、この限 りでない。
- 第5条 (学長推薦委員会の機能) 学 長推薦委員会は、次の各号の事項 を管掌する。
- 1. 学長候補者の資格要件
- 2. 公募、推薦、招聘などを通じた学長候補者の募集および確定

#### 韓国語原文

초로 소집하며 대통령이 신임 총 장을 임명하는 날까지 존속한다. 다만, 총장이 궐위 등으로 직무 를 수행할 수 없는 경우에는 직 무대행자는 지체 없이 총장추천 위원회를 소집하여야 한다.

- ②총장추천위원회는 위원장 및 부 위원장 각 1명을 호선으로 선출 한다.
- ③위원장은 위원회를 대표하고 위원회를 소집하며 회의를 주재한다. 부위원장은 위원장을 보좌하며 위원장이 부득이한 사유로 직무를 수행할 수 없는 때에는 그직무를 대행한다.
- ④총장추천위원회는 특별히 정함이 없는 한 재적위원 과반수의 출석 과 출석위원 과반수의 찬성으로 의결한다.
- ⑤위원장은 회의를 소집하려면 회의 개최 3일 전까지 회의의 일시·장소 및 안건 등을 각 위원에게 알려야 한다. 다만, 긴급한사정이나 그 밖의 부득이한 사유가 있는 경우에는 그러하지 아니하다.
- 제5조(총장추천위원회의 기능) 총 장추천위원회는 다음 각 호의 사 항을 관장한다.
- 1. 총장후보자의 자격요건
- 2. 공모, 추천, 초빙 등을 통한 총 장후보대상자의 모집 및 확정

- 3. 学長候補対象者の学長予備候補と して適格か否かの審査
- 4. 学長予備候補者の面接、討論会な どの開催、政策評価等の実施
- 5. 学長予備候補者に対する人事検証
- 6. 学長候補者の選定および推薦
- 7. その他の学長候補者の推薦に関連 する諸業務
- 格事由)①次の各号のいずれかに 該当する者は、学長推薦委員会の 委員になることができない。
- 1. 学長候補対象者
- 2. 「国家公務員法」第33条各号のい ずれかに該当する者
- 3. 「公職選挙法」によって実施する 選挙に候補者として登録した者
- 格事由がある外国人
- ②学長推薦委員会の委員が第1項各 号のいずれかに該当するとされた ときは、欠格事由発生日から委員 の資格を喪失する。
- 第7条(学長推薦委員会の委員の除 斥・忌避・回避) ①学長推薦委員 会の委員は、配偶者、自分と配偶 者それぞれの5親等以内の親族関 係にある者が学長候補対象者とな ったときは、議決など関連手続き から除斥される。委員会は、学長

- 3. 총장후보대상자에 대한 총장예비 후보로서 적격 여부에 대한 심사
- 4.총장예비후보자에 대한 면접, 토 론회 등의 개최, 정책평가 등의 실시
- 5. 총장예비후보자에 대한 인사 검증
- 6. 총장후보자의 선정 및 추천
- 7. 그 밖의 총장후보자의 추천에 관 련된 제반 업무
- 第6条(学長推薦委員会の委員の欠│제6조(총장추천위원회 위원의 결격 사유) ① 다음 각 호의 하나에 해당하는 사람은 총장추천위원회 위워이 될 수 없다.
  - 1. 총장후보대상자
  - 2. 「국가공무원법」 제33조 각 호 의 하나에 해당하는 사람
  - 3. 「공직선거법」에 의하여 실시하 는 선거에 후보자로 등록한 사람
- 4. 上記第2号又は第3号に相当する欠 | 4. 위 제2호 또는 제3호에 상응하는 결격사유가 있는 외국인
  - ②총장추천위원회 위원이 제1항 각 호의 하나에 해당하게 된 때에는 결격사유 발생일로부터 위원의 자격을 상실한다.
  - 제7조(총장추천위원회 위원의 제 착・기피・회피) ① 총장추천위 원회 위원은 배우자, 자신과 배 우자의 각 5촌 이내의 친족관계 에 있는 사람이 총장후보대상자 가 된 때에는 의결 등 관련 절차 에서 제척된다. 위원회는 총장추

推薦委員会の委員が除斥事由に該 当する場合は、除斥の決定をする ことができる。

- ②学長候補対象者は、学長推薦委員 会の委員に適格審査の公正を期待 するのが難しい事情があると判断 した場合には、学長推薦委員会 に、委員の忌避申請をすることが できる。この場合、学長推薦委員 会は、忌避申請が妥当であると認 めるときは、忌避の決定をするこ とができる。
- ③ 学長推薦委員会の委員が第1項又は第2項 の事由に該当する場合には、自ら学長対 象候補者に関するの議決などを回避する ことができる。
- 第8条(学長推薦委員会の委員の職 務上の独立性と身分保障) ①学長 推薦委員会の委員は、この規定で 定めた場合を除いて、外部のいか なる指示や干渉も受けず独立して その職務を遂行する。
- ②学長推薦委員会の委員は、次の各 号のいずれかに該当する場合でな ければ、その意思に反して交替さ れないものとする。
- 1. 身体上または精神上の障害により 業務遂行が著しく困難になった り、不可能になったとき
- 2. 禁錮以上の刑が確定したとき
- 3. 第9条又は第10条に違反した場合

#### 韓国語原文

천위원회 위원이 제척 사유에 해 당할 경우 제척 결정을 할 수 있 다.

- ②총장후보대상자는 총장추천위원 회 위원에게 적격심사의 공정을 기대하기 어려운 사정이 있다고 판단하는 경우에는 총장추천위원 회에 해당 위원에 대한 기피신청 을 할 수 있다. 이 경우 총장추 천위원회는 기피신청이 타당하다 고 인정하는 때에는 기피의 결정 을 할 수 있다.
- ③총장추천위원회 위원이 제1항 또 는 제2항의 사유에 해당하는 경 우에는 스스로 총장후보대상자에 대한 의결 등을 회피할 수 있다.
- 제8조(총장추천위원회 위원의 직무 상 독립과 신분보장) ① 총장추 천위원회 위원은 이 규정에서 정 한 경우를 제외하고, 외부의 어 떠한 지시나 간섭을 받지 아니하 고 독립하여 그 직무를 수행한 다.
- ②총장추천위원회 위원은 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 경우 가 아니면 그 의사에 반하여 교 체되지 아니 한다.
- 1. 신체상 또는 정신상의 장애로 업 무수행이 현저히 곤란하게 되거 나 불가능하게 된 때
- 2. 금고 이상의 형이 확정된 때
- 4. 著しく不公正な業務遂行をした場 │ 3. 제9조 또는 제10조에 위반하는

翻訳文	韓国語原文
合	경우
	/ 취기된 보고되된 AIP스웨이 됨

- 第9条(秘密守秘の義務)次の各号のいずれかに該当する者は、学長推薦委員会が審査したか、審査している候補者の個人的な情報や情報を含む文書・材料またはものを他の人に提供又は漏洩したり、その他、委員会の業務遂行以外の目的に使用してはならない。
- 1. 学長推薦委員会の委員又は委員であった者
- 2. 第19条に定められた学長選出行政 支援団の教職員または教職員であった者
- 第10条(学長候補対象者の保護)① 何人も学長候補対象者の個人情報を新聞・雑誌・放送(インターネット新聞と放送を含む)、その他の出版物によって公開してはならない。ただし、本当の事実として公共の利益に関するものであるときは、この限りでない。
- ②何人も新聞・雑誌・放送(インターネット新聞と放送を含む)、その他の出版物を通じて学長候補対象者が適格かどうかを学長推薦委員会の審査が進行中に、これを公開してはならない。

- 4. 현저히 불공정한 업무수행을 한 경우
- 제9조(비밀 준수의 의무) 다음 각호의 어느 하나에 해당하는 사람은 총장추천위원회가 심사했거나심사하고 있는 후보의 개인적인정보나 정보를 담고 있는 문서·자료 또는 물건을 다른 사람에게제공 또는 누설하거나, 그 밖의위원회의 업무수행 이외의 목적에 이용하여서는 아니 된다.
- 1. 총장추천위원회의 위원 또는 위 원이었던 사람
- 2. 제19조에 정한 총장선출행정지원 단의 교직원 또는 교직원이었던 사람
- 제10조(총장후보대상자의 보호) ①
  누구든지 총장후보대상자의 개인
  정보를 신문・잡지・방송(인터넷
  신문 및 방송을 포함한다), 그
  밖의 출판물에 의하여 공개하여
  서는 아니된다. 다만, 진실한 사
  실로서 공공의 이익에 관한 것인
  때에는 그러하지 아니하다.
- ②누구든지 신문·잡지·방송(인터 넷 신문 및 방송을 포함한다), 그 밖의 출판물을 통하여 총장후 보대상자 및 그의 적격 여부를 총장추천위원회의 심사가 진행 중인 때에 이를 공개하여서는 아

③学長推薦委員会は、学長候補者の 選定過程において学長候補対象者 のプライバシーと名誉等を保護す ることができる方案を講じなけれ ばならない。

## 第3章 学長候補者の募集

- 第11条(学長候補者募集公告など) ①学長推薦委員会の委員長は、学 長推薦委員会が最初に招集された 後、15日以内に学長候補者募集公 告を実施する。
- ②学長推薦委員会は、学長候補対象 者として適していると思われる者 の推薦を受けることができる。
- ③学長推薦委員会は、学長候補者募 集公告、推薦要件および手順など の施行に必要な事項を別に定め る。
- 第12条(学長候補招聘委員会)①学 長推薦委員会は、学長候補者の招 聘のために学長推薦委員会内に学 長候補招聘委員会を置くことがで きる。
- ②学長候補招聘委員会は9名の学長 推薦委員会の委員で構成するか、 外部人士が2分の1以上含まれなけ ればならない。
- ③学長候補招聘委員会は、委員長および副委員長各1名を互選で選出する。委員長は、学長候補招聘委

#### 韓国語原文

니 된다.

③총장추천위원회는 총장후보 선정 과정에 있어 총장후보대상자의 사생활과 명예 등을 보호할 수 있는 방안을 강구하여야 한다.

## 제3장 총장후보자의 모집

- 제11조(총장후보자 모집공고 등)① 총장추천위원회의 위원장은 총장 추천위원회가 최초로 소집된 후 15일 이내 총장후보자 모집공고 를 실시한다.
- ②총장추천위원회는 총장후보대상 자로 적합하다고 생각되는 사람 을 추천받을 수 있다.
- ③총장추천위원회는 총장후보자 모 집공고, 추천요건 및 절차 등의 시행에 필요한 사항을 따로 정한 다.
- 제12조(총장후보초빙위원회) ① 총 장추천위원회는 총장후보자의 초 빙을 위하여 총장추천위원회 내 에 총장후보초빙위원회를 둘 수 있다.
- ②총장후보초빙위원회는 9명의 총 장추천위원회 위원으로 구성하 되, 외부인사가 2분의 1 이상 포 함되어야 한다.
- ③총장후보초빙위원회는 위원장 및 부위원장 각 1명을 호선으로 선 출한다. 위원장은 총장후보초빙

員会を代表し、副委員長は、委員 長を補佐し、委員長がやむを得な い事由により職務を遂行すること ができないときは、その職務を代 行する。

- ④学長候補招聘委員会は、特別の定 めがない限り、在籍委員の過半数 の出席と出席委員の過半数の賛成 で議決する。
- ⑤学長候補招聘委員会は、学長候補 者募集の公告以降、1カ月以内に 招聘手続きを完了して学長推薦委 員会に推薦する。
- ⑥学長推薦委員会は、学長候補招聘 委員会の構成および運営に必要な 事項を別に定めることができる。

# 第4章 学長候補者の推薦

- 第13条(学長候補対象者の確定)① 学長推薦委員会は、第11条、第12 条の規定により募集された人に対 して資格要件などを審査して、学 長候補対象者の名簿を確定しなけ ればならない。
- ②学長推薦委員会は、第1項の名簿 確定に必要な書類の受付の基準、 手続等について別に定める。
- 第14条(学長予備候補者の選定)① 学長推薦委員会は、書類審査、発 展計画書の評価などを経て、学長 候補対象者の中から学長予備候補

#### 韓国語原文

위원회를 대표하고, 부위원장은 위원장을 보좌하며 위원장이 부 득이한 사유로 직무를 수행할 수 없는 때에는 그 직무를 대행한 다.

- ④총장후보초빙위원회는 특별히 정 함이 없는 한 재적위원 과반수의 출석과 출석위원 과반수의 찬성 으로 의결한다.
- ⑤총장후보초빙위원회는 총장후보 자 모집공고 이후 1개월 이내에 초빙절차를 완료하여 총장추천위 원회에 추천한다.
- ⑥총장추천위원회는 총장후보초빙 위원회의 구성 및 운영에 필요한 사항을 따로 정할 수 있다.

# 제4장 총장후보자의 추천

- 제13조(총장후보대상자의 확정) ① 총장추천위원회는 제11조, 제12조에 의하여 모집된 사람에 대하여 자격요건 등을 심사하여 총장후보대상자의 명단을 확정하여야하다.
- ②총장추천위원회는 제1항의 명단 확정에 필요한 서류접수의 기준, 절차 등에 관하여 따로 정한다.
- 제14조(총장예비후보자의 선정) ① 총장추천위원회는 서류심사, 발 전계획서 평가 등을 거쳐 총장후 보대상자 중에서 총장예비후보자

者を5人以内でまず選定する。

- ②学長推薦委員会が学長予備候補者 を選定するときは、学長予備候補 者に選定するかどうかを議決しな ければならない。
- ③学長推薦委員会は、第2項の選定 方法と手順について、具体的な事 項を別に定める。
- 第15条(学長予備候補者の検証)① 学長推薦委員会は、学長候補者に 対する次の各号の事項を検証する ことができる。
- 1. 賞罰に関する事項
- 2. 経歴とデータの真偽に関する事項
- 3. 剽窃など研究倫理違反に関する事項
- ②学長推薦委員会は、検証の過程で 学長予備候補者の人格を尊重し、 名誉と権威が損なわれることがな いようにしなければならない。
- 第16条(検証の手順)①学長推薦委員会は、検証のために学長予備候補者に質問書を送ることができ、 口頭または書面で学長予備候補者の釈明を聞くことができる。
- ②学長推薦委員会は、必要に応じて 学長予備候補者・参考人等につい て関連資料又は物件の提出および 閲覧を求めることができる。
- ③学長推薦委員会は、検証事項のう ち専門的な意見が必要な場合に、

#### 韓国語原文

를 5명 이내로 우선 선정한다.

- ②총장추천위원회가 총장예비후보 자를 선정할 때에는 총장후보대 상자별로 선정 여부를 의결하여 야 한다.
- ③총장추천위원회는 제2항의 선정 방식과 절차에 관하여 구체적인 사항을 따로 정한다.
- 제15조(총장예비후보자의 검증) ① 총장추천위원회는 총장예비후보자에 대한 다음 각 호의 사항을 검증할 수 있다.
- 1. 상벌에 관한 사항
- 2. 경력 및 자료의 진위에 관한 사항
- 3. 표절 등 연구윤리 위반에 관한 사항
- ②총장추천위원회는 검증 과정에서 총장예비후보자의 인격을 존중하 여 명예와 권위가 훼손되는 일이 없도록 하여야 한다.
- 제16조(검증절차) ①총장추천위원회는 검증을 위하여 총장예비후보자에게 질문서를 보낼 수 있고, 구두 또는 서면으로 총장예비후보보자의 소명을 들을 수 있다.
- ②총장추천위원회는 필요한 경우 총장예비후보자·참고인 등에 대 하여 관련 자료 또는 물건의 제 출 및 열람을 요구할 수 있다.
- ③총장추천위원회는 검증 사항 중 전문적인 의견이 필요한 경우에

- 鑑定人の鑑定や関連機関に諮問を 依頼することができる。
- ④学長推薦委員会は、学長予備候補 者の検証の結果を報告書として作 成し、報告書の最終的な採否は学 長推薦委員会の議決で定める。
- 第17条(政策評価等)①学長推薦委員会は、学長予備候補者に対してソウル大学の教員と職員を対象に政策討論会、合同演説会、政策評価(以下「政策評価等」という。)を実施することができる。
- ②政策評価等の実施に必要な具体的 な事項は、学長推薦委員会が別に 定める。
- 第18条(学長候補者の推薦)①学長 推薦委員会は、学長予備候補者の 政策評価などを総合して、3名の 学長候補者を選定する。
  - ②学長推薦委員会は、学長候補者 選定結果に順位を定めず、遅滞な く公表し、学長の任期満了の2ヶ 月15日前までに3名の学長候補者 を理事会に推薦しなければならな い。
  - ③学長推薦委員会は、学長候補者 を推薦するまでの活動結果を最終 報告書として作成し、学長選出前に 理事会に提出しなければならない。

- 감정인의 감정 또는 관련 기관에 자문을 의뢰할 수 있다.
- ④총장추천위원회는 총장예비후보 자에 대한 검증의 결과를 보고서 로 작성하고 보고서의 최종 채택 여부는 총장추천위원회의 의결로 정한다.
- 제17조(정책평가 등)①총장추천위 원회는 총장예비후보자에 대하여 서울대학교 교원과 직원을 대상 으로 정책토론회, 합동연설회, 정책평가(이하 "정책평가 등" 이라 한다)를 실시할 수 있다.
- ②정책평가 등의 실시에 필요한 구체적인 사항은 총장추천위원회가 따로 정한다.
- 제18조(총장후보자의 추천)①총장 추천위원회는 총장예비후보자에 대한 정책평가 등을 종합하여 3 명의 총장후보자를 선정한다.
- ②총장추천위원회는 총장후보자 선 정결과를 순위를 정함이 없이 지 체 없이 공표하고, 총장 임기만 료 2개월 15일 전까지 3명의 총 장후보자를 이사회에 추천하여야 한다.
- ③총장추천위원회는 총장후보자를 추천하기까지의 활동결과를 최종 보고서로 작성하여 총장 선출 이 전에 이사회에 제출하여야 하다.

韓国語原文

第5章 補則

- 第19条(学長選出行政支援団)①学 長推薦委員会の運営を支援する機 構として学長推薦委員会の傘下に 学長選出行政支援団を置く。
- ②学長は任期満了日の7月ヶ月前ま でに学長選出行政支援団を構成 し、学長選出行政支援団は、次期 学長の任期開始日まで存続する。
- ③学長選出行政支援団に団長1名と 職員若干名を置くものとし、学長 が教職員の中から任命する。
- 第20条 (学長選出白書の作成) 学長 選出行政支援団は、学長推薦委員 会の学長候補者推薦と理事会の学 長選出等に関する白書を発刊す る。
- の議事録は、委員長および出席委 員2人が記名・捺印する。
- ②学長推薦委員会の非公開会議の議 事録を作成しないことができる。 ただし、会議の結果の記録・保存 が必要な場合には、委員長および 出席委員全員が記名・捺印する。
- 第22条 (手当等) 学長は、学長推薦 委員会、学長候補招聘委員会など に出席した委員や関係の専門家に 手当やその他必要な経費を支給す

제5장 보칙

- 제19조(총장선출행정지원단)①총장 추천위원회의 운영을 지원하는 기구로 총장추천위원회 소속으로 총장선출행정지원단을 둔다.
- ②총장은 임기만료일 7개월 전까지 총장선출행정지원단을 구성하며, 총장선출행정지원단은 차기 총장 의 임기 개시일까지 존속한다.
- ③총장선출행정지원단에 단장 1명 과 직원 약간 명을 두되, 총장이 교직원 중에서 임명한다.
- 제20조(총장선출백서의 작성) 총장 선출행정지원단은 총장추천위원 회의 총장후보자 추천 및 이사회 의 총장 선출 등에 관한 백서를 발간한다.
- 第21条 (議事録) ①学長推薦委員会 │ 제21조(회의록)①총장추천위원회의 회의록은 위원장과 출석위원 2명 이 기명 • 날인한다.
  - ②총장추천위원회의 비공개 회의시 회의록을 작성하지 않을 수 있 다. 다만, 회의결과의 기록 • 보 전이 필요한 경우에는 위원장과 출석위원 전원이 기명·날인한다.
  - 제22조(수당 등)총장은 총장추천위 원회, 총장후보초빙위원회 등에 참석한 위원 또는 관계 전문가에 게 수당 및 그밖에 필요한 경비

翻訳文	韓国語原文
ることができる。	를 지급할 수 있다.
第23条(施行細則等)①学長推薦委	제23조(시행세칙 등)①총장추천위
員会は、この規定の施行に必要な	원회는 이 규정의 시행에 필요한
詳細事項を実施細則で定める。	세부사항을 시행세칙으로 정한
②この規定および施行細則に明示さ	다.
れていない事項は、学長推薦委員	②이 규정 및 시행세칙에 명시되지
会の議決で定める。	않은 사항은 총장추천위원회의
(以下省略)	의결로 정한다.
	(이하생략)